

史跡 武蔵国分寺跡(僧寺地区)
第一期整備〔中枢部周辺地区〕基本設計報告書

令和2年3月

国分寺市教育委員会

史跡 武蔵国分寺跡(僧寺地区)
第一期整備〔中枢部周辺地区〕基本設計報告書

令和2年3月

国分寺市教育委員会



史跡 武蔵国分寺跡（僧寺地区）第一期整備〔中枢部周辺地区〕基本設計

イメーヂパース：鳥瞰図 令和2（2020）年3月作成



史跡 武蔵国分寺跡（僧寺地区）第一期整備〔中核部周辺地区〕基本設計
イメーjspars：南門地区エントランス 令和2（2020）年3月作成

序

武蔵国分寺跡は、大正 11 年に国の史跡に指定された古代武蔵国の歴史を知る上で極めて重要な遺跡です。昭和 51 年以降、現在に至るまでに 10 回の追加指定を重ねていますが、平成 22 年にそれまで東京都の指定史跡であった東山道武蔵路跡が附として加わることにより、国分寺僧・尼寺と古代の官道が国指定になった全国的にも稀有な史跡でもあります。

現在の指定地面積は約 15 万 5 千㎡にのぼり、東京ドーム 3.3 個分にも匹敵する広さを有していますが、このうちの 6 割相当は大正 11 年当時に指定を受けた範囲で、僧・尼寺それぞれの主要伽藍は、周辺の都市化が進行する以前から、保護が図られてきました。以後、約 100 年あまりの間で広大な規模の公有地が徐々に形成され、史跡は国分寺市が誇る貴重な財産にもなっています。国分寺市では、郷土の歴史を語り継ぐとともに、市民に広く親しまれてきた武蔵国分寺跡を歴史公園として整備・活用するための事業を推進しています。

本報告書は、「史跡武蔵国分寺跡（僧寺地区）整備実施計画」（平成 20 年度策定）に基づき、史跡武蔵国分寺跡の第一期整備として示された中枢部周辺地区の基本設計内容をまとめたものです。整備目標として遺構の平面表示を優先的に進め、今後は、本設計に基づき実施設計を行い、市のシンボルにふさわしい歴史公園となるよう、整備を進めてまいります。

最後になりましたが、基本設計の検討にご協力いただきました国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会、ご指導・ご助言をいただきました文化庁・東京都教育委員会、また市民説明会等にご参加いただいた市民の皆様に対し、心より感謝を申し上げます。

令和 2（2020）年 3 月

国分寺市教育委員会

「国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会」委員名簿（令和元年度）

| | | |
|------|-------|----------------------------|
| 委員長 | 坂詰 秀一 | 文化財保護審議会会長・立正大学名誉教授（考古学） |
| 副委員長 | 星野 亮雅 | 文化財保護審議会副会長・宗教法人国分寺住職（郷土史） |
| 委員 | 久保田 尚 | 埼玉大学工学部建設工学科教授（交通計画） |
| 委員 | 酒井 清治 | 駒澤大学文学部歴史学科教授（考古学） |
| 委員 | 佐藤 信 | 大学共同利用機関法人人間文化研究機構理事（古代史学） |
| 委員 | 鈴木 誠 | 東京農業大学地域環境科学部造園科学科教授（造園学） |
| 委員 | 永澤 悟 | 武蔵国分寺史跡地主会会長 |
| 委員 | 野澤 康 | 工学院大学建築学部まちづくり学科教授（都市計画） |
| 委員 | 藤井 恵介 | 東京大学名誉教授（建築史学） |
| 委員 | 松井 敏也 | 筑波大学芸術系教授（保存科学） |

| | | |
|-------|--------|--------------------------|
| 指導・助言 | 山下 信一郎 | 文化庁文化財第二課 主任文化財調査官（史跡部門） |
| | 五島 昌也 | 文化庁文化資源活用課 文化財調査官（整備部門） |
| | 伊藤 敏行 | 東京都教育庁地域教育支援部管理課総括課長代理 |

事務局 国分寺市教育委員会教育部ふるさと文化財課
コンサルタント (株)文化財保存計画協会

例 言

1. 本書は、史跡武蔵国分寺跡（僧寺地区）第一期整備〔中枢部周辺地区〕の基本設計をまとめたものである。
2. 本基本設計の検討は、令和元年度に国分寺市が文化庁の国宝・重要文化財保存事業費補助金（歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業）の採択を受け、費用の1/2を国、1/4を東京都と国分寺市が負担し、設計にあたっては、国分寺市教育委員会ふるさと文化財課が（株）文化財保存計画協会に委託した。委託期間は令和元年6月12日～令和2年3月10日である。
3. 基本設計の検討に際しては、国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会、文化庁および東京都教育庁地域教育支援部管理課の指導・助言を受けた。
4. 本書に使用した発掘調査にかかる写真・図面は国分寺市教育委員会が提供し、その他の資料は（株）文化財保存計画協会が作成した。
5. 本書の編集は、（株）文化財保存計画協会が行った。

目 次

1. 基本設計の背景と目的

- 1-1 本基本設計策定の背景と対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-2 事業計画上の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2. 基本設計の前提

- 2-1 整備対象時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2-2 ゾーニング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

3. 本基本設計の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

4. 対象地の現況

- 4-1 立地とアクセス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4-2 土地所有および土地利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 4-3 対象地内および周辺の施設・工作物の状況・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 4-4 対象地の樹木の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 4-5 関連法規制および計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

5. 対象地の発掘調査成果概要

- 5-1 調査地点と調査概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 5-2 各地区の調査結果概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

6. 基本設計の整備方針

- 6-1 遺構保存整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
- 6-2 動線整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
- 6-3 施設整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
- 6-4 植栽整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91
- 6-5 設備整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94

7. 基本設計の検討

- 7-1 各ゾーンの整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
- 7-2 伽藍中枢地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99
- 7-3 南門地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106
- 7-4 塔地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 119
- 7-5 北方・推定中院地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 125

8. 事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 134

【挿図目次】

| | | | | | |
|------|--------------------------------|----|------|-------------------------------------|-----|
| 図 1 | 史跡指定範囲と対象地 | 1 | 図 43 | 第 578 次・第 603 次調査 塔 2 堀込地業 拡大断面図 | 65 |
| 図 2 | 整備済み範囲と対象地 | 2 | 図 44 | 第 570 次調査 検出遺構 | 66 |
| 図 3 | 武蔵国分寺跡（僧寺地区）の整備段階 | 4 | 図 45 | 塔地区参考 SX23 地業遺構 | 67 |
| 図 4 | ゾーニング図 | 5 | 図 46 | 第 31 次調査 検出遺構 | 68 |
| 図 5 | アクセス図 | 9 | 図 47 | 第 87 次調査 検出遺構 | 69 |
| 図 6 | 土地所有状況図 | 11 | 図 48 | 北方・推定中院地区の調査状況 | 71 |
| 図 7 | 土地利用状況図 | 12 | 図 49 | 推定中院跡 参考資料 | 72 |
| 図 8 | 市道現況図 | 15 | 図 50 | 第 28 次調査 検出遺構 | 73 |
| 図 9 | 史跡周辺トイレ分布状況図 | 16 | 図 51 | 第 37 次調査 検出遺構 | 74 |
| 図 10 | 外灯設置状況図 | 17 | 図 52 | 第 250 次調査 SB91 遺構 | 76 |
| 図 11 | 上水道設置状況図 | 18 | 図 53 | 第 303 次調査 検出遺構 | 77 |
| 図 12 | 下水道設置状況図 | 19 | 図 54 | 設計対象遺構図 | 79 |
| 図 13 | 対象地周辺主要標柱・看板位置図 | 20 | 図 55 | 動線計画図 | 87 |
| 図 14 | 対象地樹木状況図 | 21 | 図 56 | 解説施設整備方針図 | 90 |
| 図 15 | 国分寺都市計画図 抜粋 | 23 | 図 57 | 植栽計画図 | 92 |
| 図 16 | 防災情報地図 抜粋 | 24 | 図 58 | 全体整備計画平面図（案） | 98 |
| 図 17 | 史跡周辺のまちづくり方針図 | 26 | 図 59 | 中枢地区整備計画図（案） | 100 |
| 図 18 | 周辺の発掘調査地点図 | 29 | 図 60 | 中門東範囲整備計画図（案） | 102 |
| 図 19 | 伽藍中枢部区画施設の調査状況 | 30 | 図 61 | 標準断面図 | 104 |
| 図 20 | 第 680 次・第 332 次調査 検出遺構 | 34 | 図 62 | 南門地区整備平面図（案） | 107 |
| 図 21 | 中枢部区画施設 北東隅部 検出遺構 | 35 | 図 63 | 南門 平面表示（案） | 110 |
| 図 22 | 第 680 次調査 検出遺構 | 36 | 図 64 | 南門 半立体表示（案） | 111 |
| 図 23 | 第 642 次調査 検出遺構 | 37 | 図 65 | 南門 計画段面図（案） | 112 |
| 図 24 | 第 578 次・第 603 次調査 検出遺構 | 40 | 図 66 | 発掘調査平面図 | 113 |
| 図 25 | 第 680 次調査 検出遺構図 | 43 | 図 67 | 断面図 | 114 |
| 図 26 | 第 19 次・第 414 次調査 検出遺構図 | 44 | 図 68 | 南門地区植栽計画平面図（案） | 118 |
| 図 27 | 南門地区の調査状況 | 46 | 図 69 | 塔地区整備計画平面図（案） | 120 |
| 図 28 | 第 30 次調査 検出遺構 | 47 | 図 70 | 塔 2 舗装表示（案） | 122 |
| 図 29 | 第 202 次調査 検出遺構 | 48 | 図 71 | 塔 2 地被植栽+玉石表示（案） | 123 |
| 図 30 | 第 265 次調査 検出遺構 | 49 | 図 72 | 整備計画平面図（案） | 126 |
| 図 31 | 昭和 33 年度学術調査地点（南門周辺） | 50 | 図 73 | 掘立柱建物（SB39）平面表示（案） | 128 |
| 図 32 | 第 642 次調査 南門、橋脚、 伽藍地区画溝 平面図 | 52 | 図 74 | 掘立柱建物（SB39）半立体表示（案） | 129 |
| 図 33 | 南門出土状況図 | 53 | 図 75 | 掘立柱建物（SB91）平面表示（案） | 130 |
| 図 34 | 伽藍地区画溝 平・断面図 | 54 | 図 76 | 掘立柱建物（SB91）半立体表示（案） | 131 |
| 図 35 | SX3 道路状遺構 平面図 | 55 | 図 77 | 整備年度予定箇所図 | 135 |
| 図 36 | SX3 道路状遺構検出位置 | 56 | | | |
| 図 37 | 第 570 次調査 検出遺構 | 57 | | | |
| 図 38 | 塔地区周辺の調査状況 | 60 | | | |
| 図 39 | 第 115 次・第 119 次調査 検出遺構 | 61 | | | |
| 図 40 | 第 204 次調査 検出遺構 | 62 | | | |
| 図 41 | 第 603 次調査 検出遺構 | 62 | | | |
| 図 42 | 第 578 次・第 603 次調査 塔 2 全体図 | 64 | | | |

【表目次】

| | | |
|-----|----------------------------|----|
| 表 1 | 関連法規とその概要 | 22 |
| 表 2 | 設計対象範囲内における既往の 発掘調査地点一覧 | 28 |
| 表 3 | 南門の礎石壺地業 | 53 |
| 表 4 | 武蔵国分寺七重塔再建をめぐる諸説 | 59 |
| 表 5 | 整備対象遺構一覧 | 78 |
| 表 6 | 整備手法の方向性 | 82 |

1. 基本設計の背景と目的

1-1 本基本設計策定の背景と対象範囲

武蔵国分寺跡は、大正 11 (1922) 年に国の史跡指定を受け、昭和 40 (1965) 年に史跡の公有化事業に着手して以来、現在まで指定地の買収、追加指定、学術調査、整備事業が継続的に実施されてきた。

古くは昭和 47 (1972) ~49 (1974) 年に僧寺伽藍中枢部の中心部(金堂、講堂、鐘楼周辺)が史跡公園として環境整備され、平成 15 (2003) 年 3 月には武蔵国分尼寺跡の整備工事が完了した。さらに、平成 23 (2011) ~30 (2018) 年度には「史跡武蔵国分寺跡(僧寺地区)整備実施計画」(平成 20 年度策定、以下「整備実施計画」と略)に基づき、昭和 47~49 年に整備された僧寺伽藍中枢部の再整備工事が行われ、平成 31 (2019) 年 3 月に完了した。

一方、武蔵国分寺跡に関連する施設として、国分寺崖線下地域に文化財拠点施設(史跡の駅おたカフェ・おたかの道湧水園・武蔵国分寺跡資料館・旧本多家住宅長屋門・倉等)の施設が平成 21 (2009) 年度に開園した他に、翌 22 (2010) 年度には東山道武蔵路が国史跡の附指定となり、旧市立第四小学校跡地における東山道武蔵路も歴史公園の一部として整備された。これらにより、武蔵国分寺跡の文化観光資源としての価値は一層高まり、『国分寺市都市マスタープラン』(平成 28 (2016) 年 2 月)において、史跡国分寺跡周辺エリアのまちづくりが主要施策として掲げられ、令和 2 (2020) 年 1 月には『史跡武蔵国分寺跡周辺エリアのまちづくり都市計画』が策定された。

本基本設計は以上の経過を踏まえて、「整備実施計画」に基づき史跡武蔵国分寺跡の第一期整備として示された事業計画のうち、伽藍中枢部周辺地区を対象に検討を行うものである(図 1・2)。

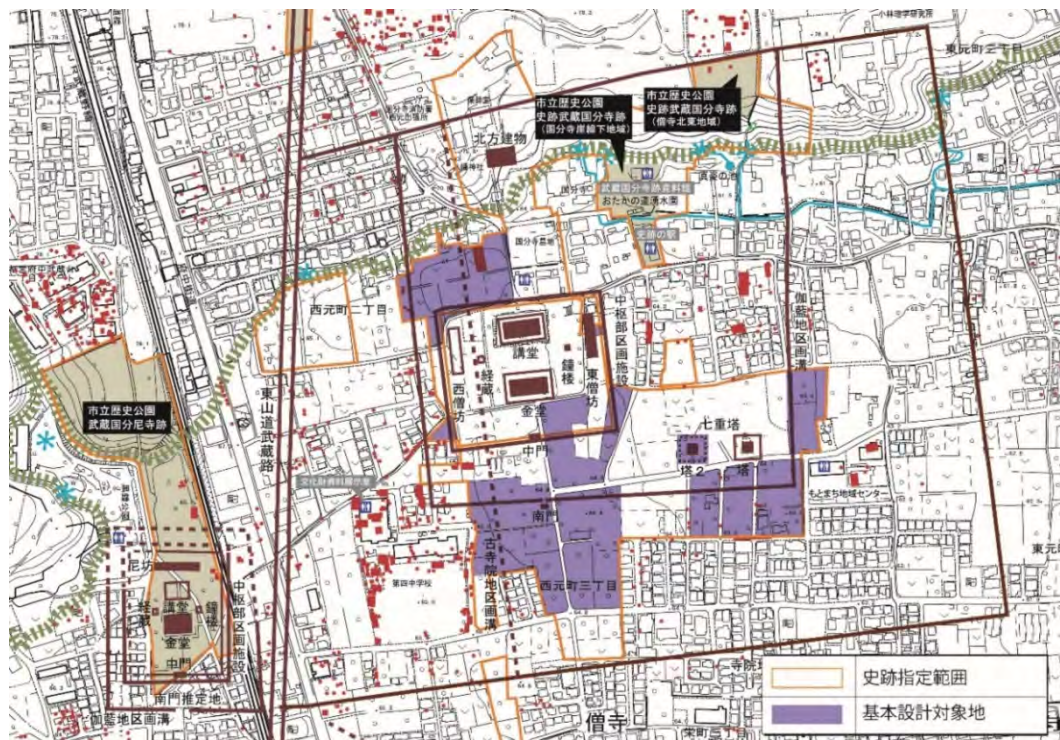


図 1 史跡指定範囲と対象地

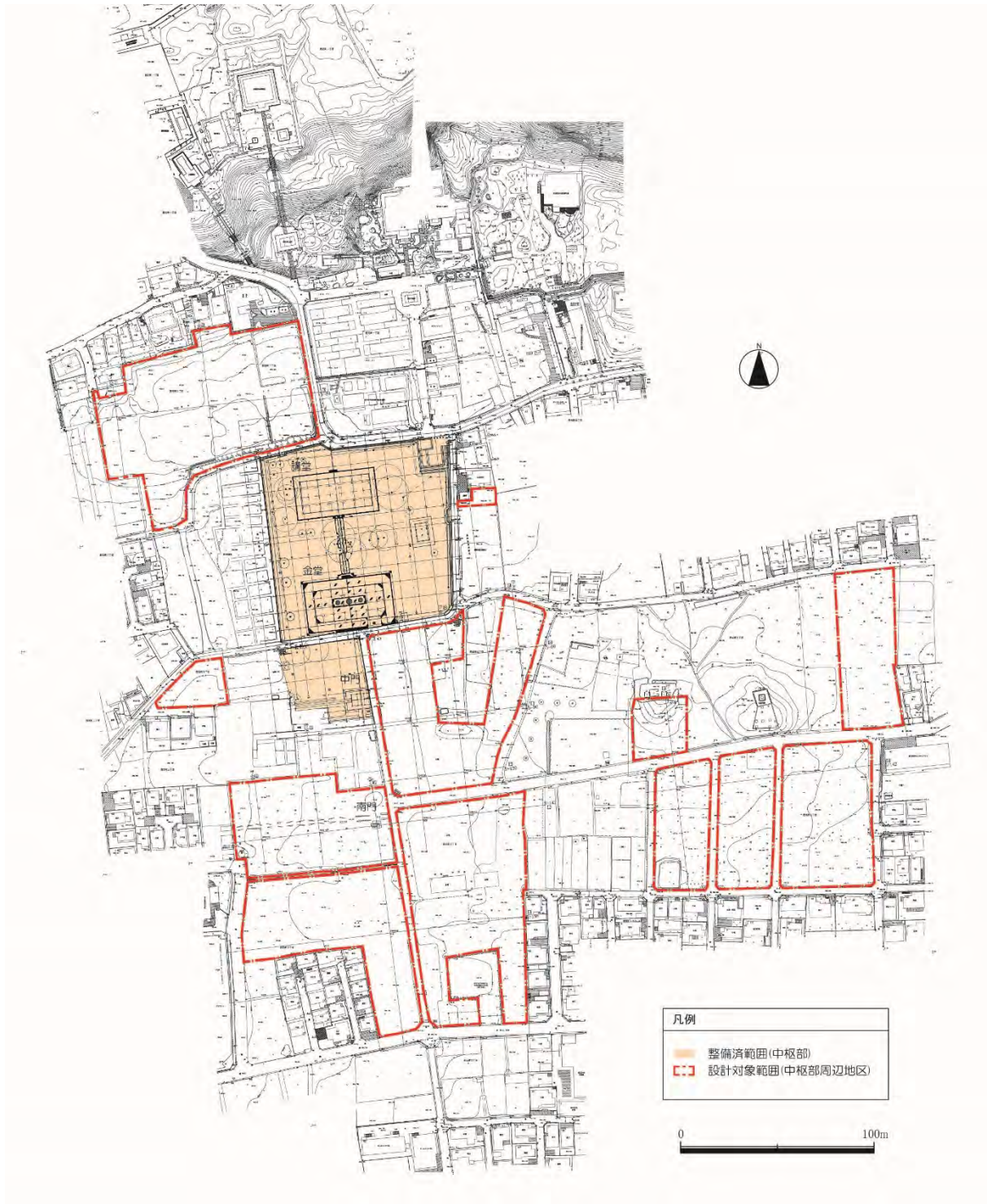


図2 整備済み範囲と対象地

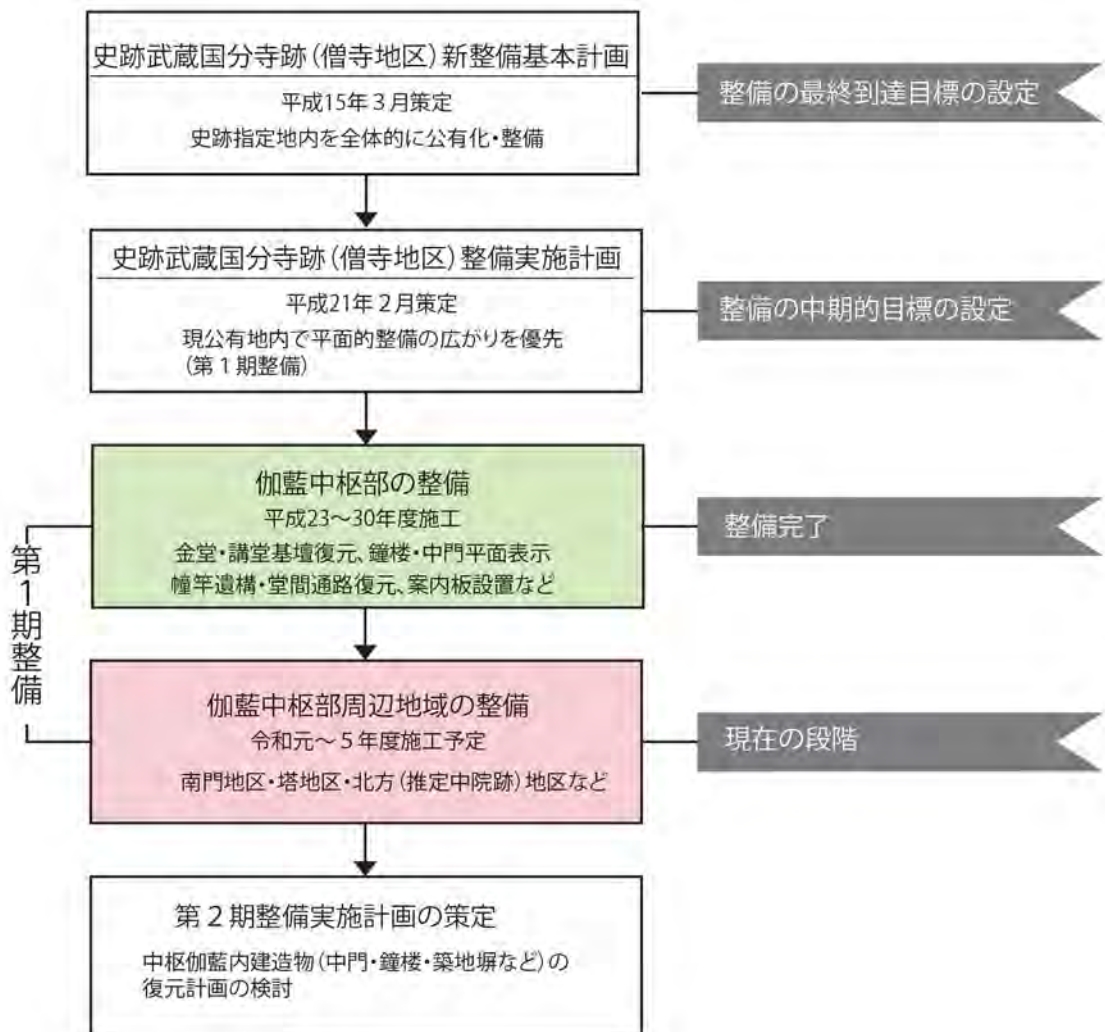
1-2 事業計画上の位置づけ

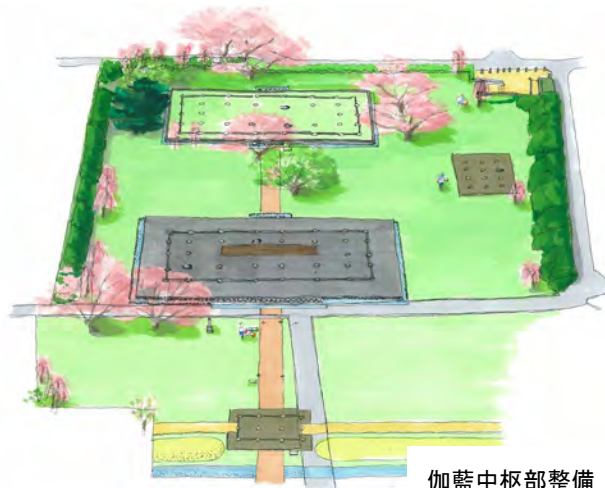
史跡武蔵国分寺跡僧寺地区の史跡整備は、平成15(2003)年3月策定の「史跡武蔵国分寺跡(僧寺地区)新整備基本計画」(以下「新整備基本計画」と略)に基づいて、当初は20箇年(～2024年)を事業期間と定めていた。「新整備基本計画」では、史跡指定地内全体を公有化したうえで、現道を廃止し、伽藍中枢部区画施設(築地塀)・中門・鐘楼などの建造物の復元を行う方針としていた。

しかし、史跡整備に先行して実施した発掘調査で新たな遺構の発見や、指定地の公有化事業の進展、東山道武蔵路跡の国史跡としての附指定、開発に伴う僧寺北東地域や国分寺崖線下地域の追加指定など、その後、史跡を取り巻く様々な環境変化があり、具体的に着手可能な実行計画として、平成20(2008)年度に「整備実施計画」を定めた。

「整備実施計画」では、指定地内の現公有地内で、遺構の平面的な整備を広げ、史跡を広く体感できる姿を整備の中間的目標(第一期整備)とし、その第一段階として平成23(2011)～30(2018)年度に伽藍中枢部の再整備を行った。

続く令和元(2019)～5(2023)度までの5箇年間で、伽藍中枢部周辺地域の整備を実施し、第一期整備が完了する計画である。その後、「第二期整備実施計画」を策定し、「新整備基本計画」で示した到達目標を目指した整備を進めていく予定である(図3)。





伽藍中枢部整備（平成 30 年完成）完成イメージパース
 ※平成 23 年 5 月 史跡武蔵国分寺跡（僧寺地区）第一期整備〔中
 枢地区〕基本設計報告書 より



第一期整備完成イメージパース



整備完成イメージパース

※平成 15 年 3 月 史跡武蔵国分寺跡（僧寺地区）新整備計画 より

図 3 武蔵国分寺跡（僧寺地区）の整備段階

2. 基本設計の前提

本基本設計は「新整備基本計画」を踏まえた「整備実施計画」に基づくものであるため、両計画で検討された以下の内容については、これを踏襲するものとする。

2-1 整備対象時期

武蔵国分寺の時期区分のうち、Ic 期～II 期（8 世紀末～9 世紀後半）で最も寺観が整った時期とし、講堂基壇が再建され、中枢部区画施設の「塀」が掘立柱塀から築地塀に造り替えられた時期とする。なお、既に整備が完了している伽藍中枢部もこの時期を整備対象時期とした。

2-2 ゾーニング

「新整備基本計画」において設定され、「整備実施計画」で踏襲されたゾーニングを前提とするが、従前、伽藍中枢部からみた北方域として仮称の地区名を冠してきた「北方地区」については、整備事業の進展を鑑みて発掘調査と研究成果を踏まえ、「北方・推定中院地区」と名称を変更することとした（図 4。発掘調査、研究成果は「5. 対象地の発掘調査成果概要」を参照）。

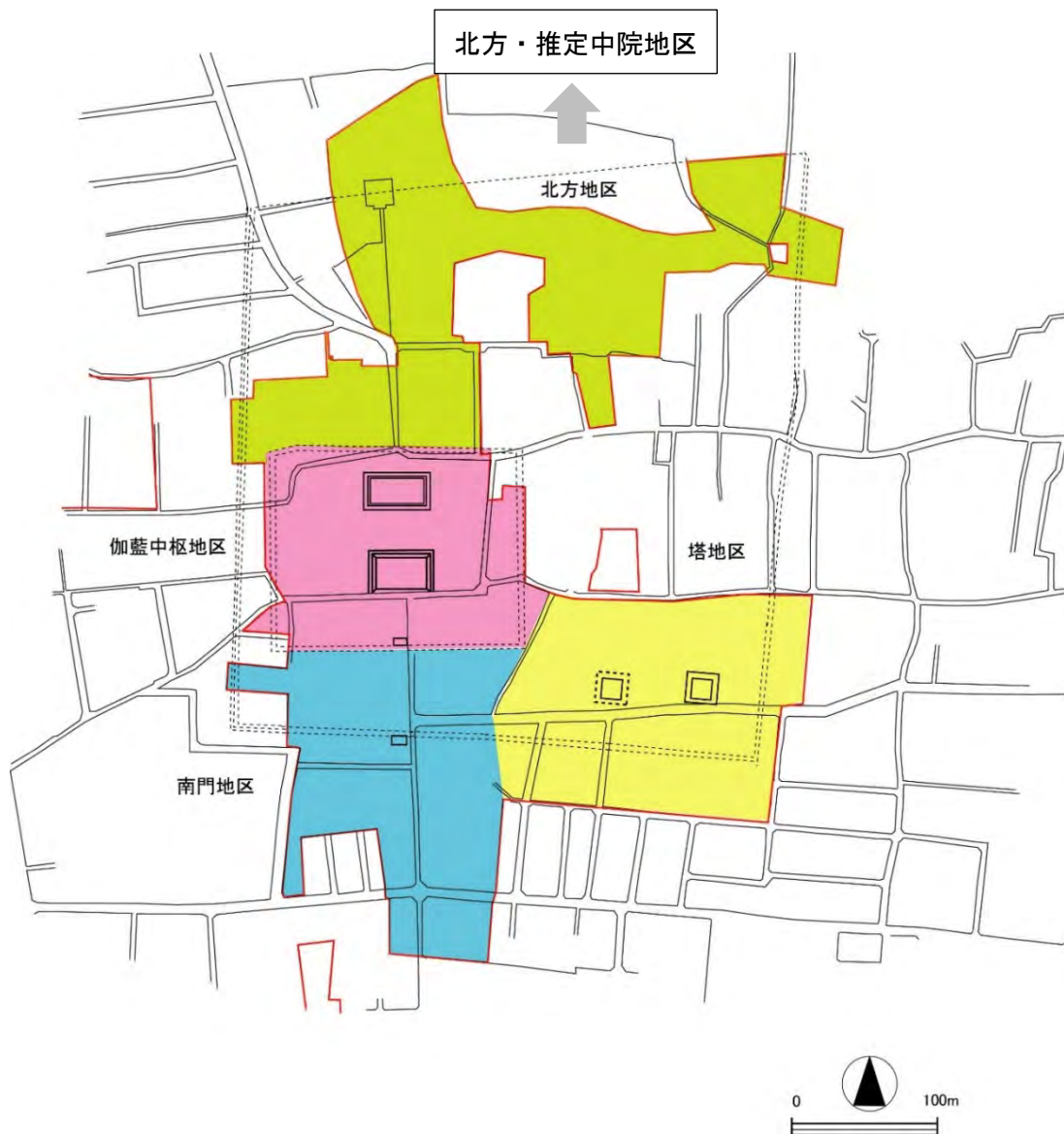
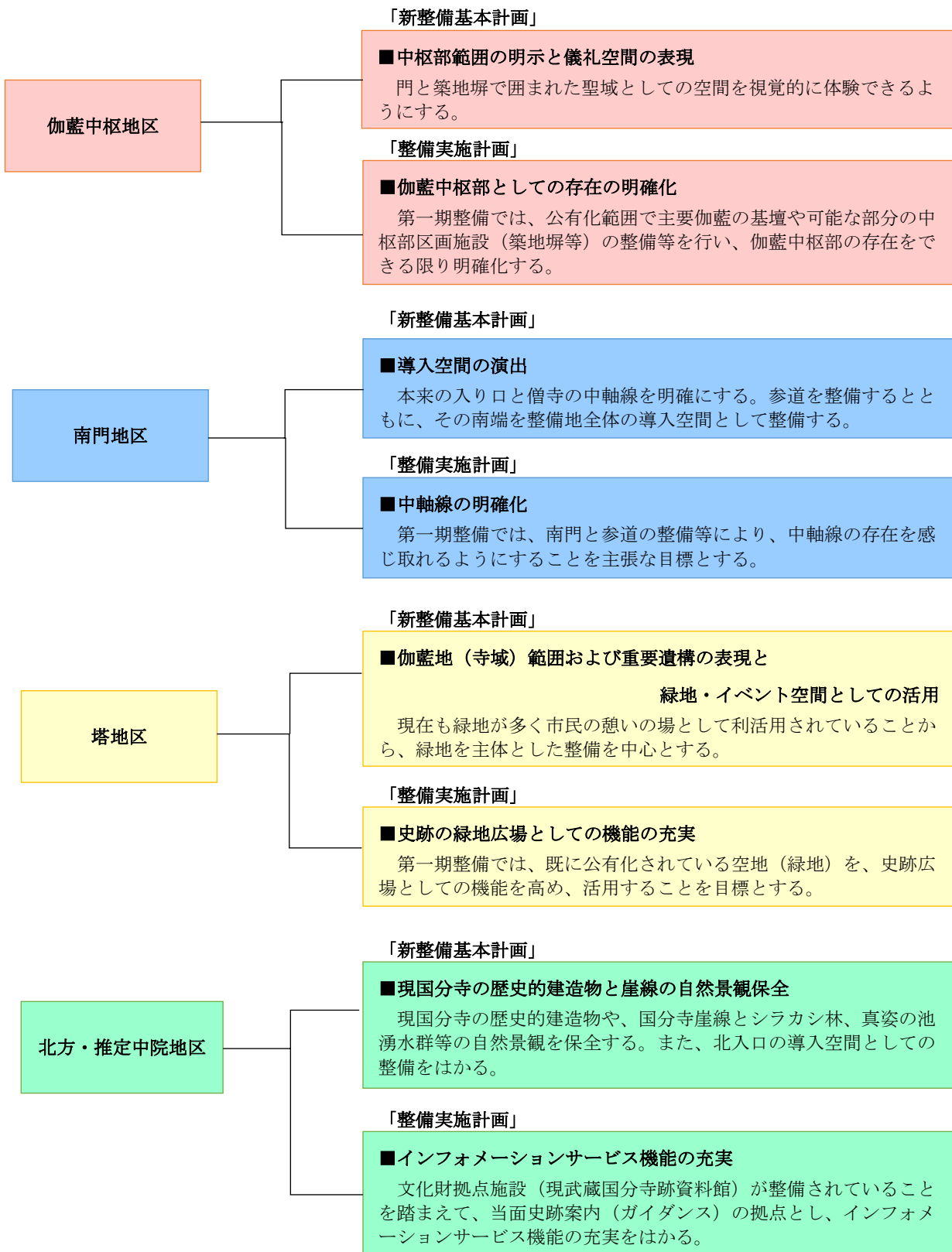


図 4 ゾーニング図

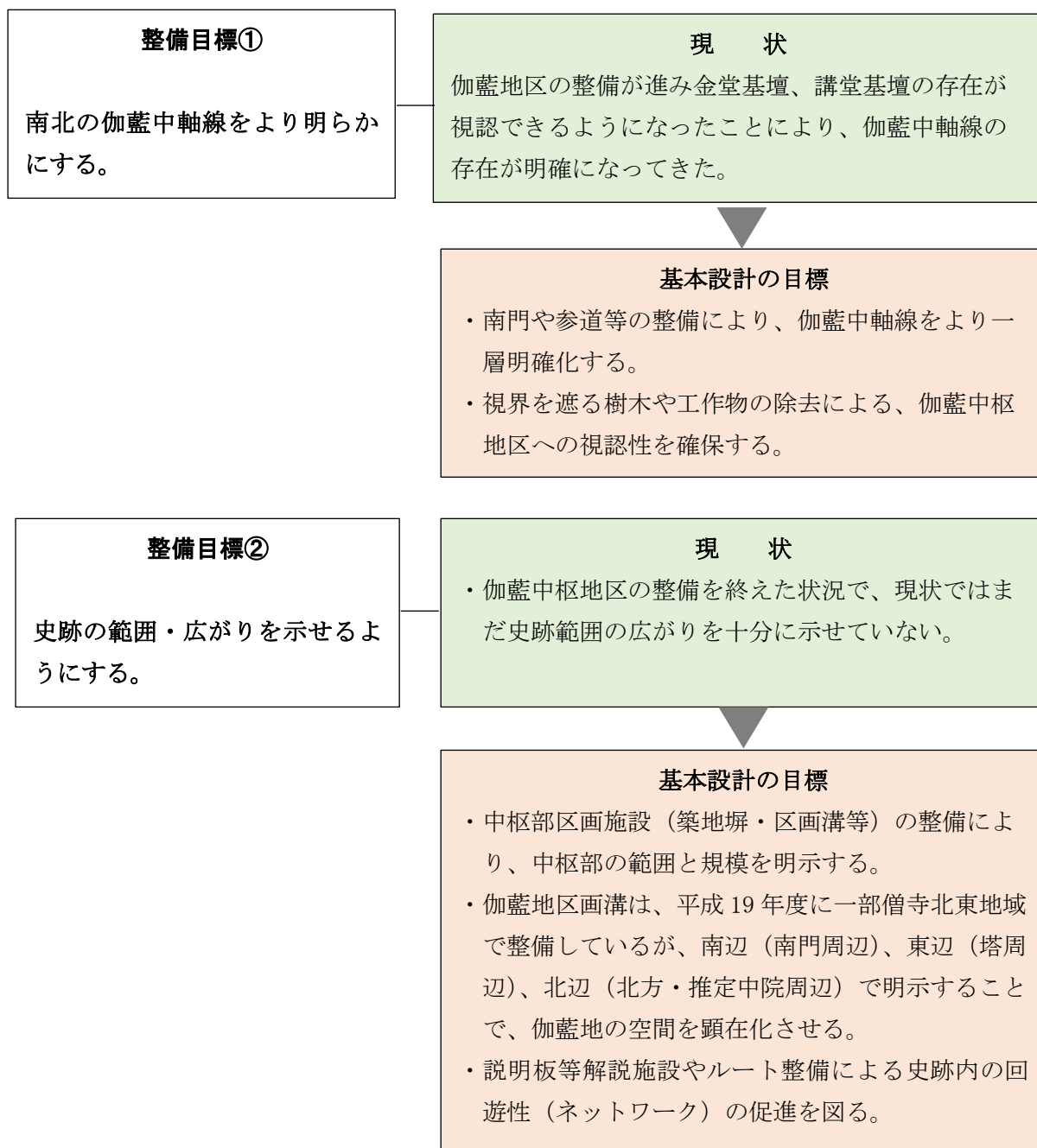
なお、各地区の整備の方向性（コンセプト）についても「新整備基本計画」、「整備実施計画」を基本としながら、その後の公有化、発掘調査成果、整備事業の進展等を勘案して本基本設計における具体的な整備方針を定めるものとする（「7. 基本設計の検討」を参照）。

「新整備基本計画」、「整備実施計画」で示された各地区の整備方針



3. 本基本設計の目標

「整備実施計画」で示された整備目標と伽藍中枢地区の整備がほぼ完了した現状を踏まえて、本基本設計における整備目標を次のように設定する。



整備目標③

より市民に親しまれ、活用される史跡とする。

現 状

- ・伽藍中枢地区の整備が進み、資料館や史跡の駅おたカフェが開園したことにより、お鷹の道と国分寺跡との観光的なつながりが高まった。
- ・史跡への来訪者が増加し、新たなイベントも実施されるようになった。

基本設計の目標

- ・利活用されていない公有地は、史跡であると共に一部では都市計画緑地（国分寺緑地）にもなっており、緑の拠点形成のための整備を図る。
- ・主要伽藍のみでなく、付属する関連諸院（修理院、苑院・花園院、中院等）の存在も示せるようにし、これにちなんだ活用についても検討する。
- ・古代寺院の実態を分かりやすく理解できるよう説明施設（説明板、模型等）や解説ツール（パンフレット、モバイルA V等）の検討を行う。
- ・便益施設の適切な設置により利便性を向上させる。
- ・体験活動やイベント時に必要な給排水、電気設備等を適切に整備する。
- ・公開活用上の安全や防災上の配慮を施す。

4. 対象地の現況

4-1 立地とアクセス

計画対象地は国分寺崖線の下に位置し、JR 中央線国分寺駅および西国分寺駅から徒歩で約 15 分ほどである。平成 28 (2016) 年 12 月にコミュニティバス (通称ぶんバス) が運行を開始し、国分寺・西国分寺両駅と尼寺・僧寺南門跡を巡回するコース「万葉・けやきルート」が开通し、停留所が計画地南側に設置された。また、平成 30 (2018) 年度からステーション間で片道利用のできる電動アシスト自転車を利用した「シェアサイクル」を市内の公共施設や史跡地に導入し、観光をはじめとする市内の回遊性の向上や、近隣導入市との乗り入れを行うなど、広域な史跡地を手軽に巡ることが可能となってきている。

しかし、ぶんバスの本数が限られていること等もあり、アクセス手段は徒歩が主流である。平成 29 (2017) 年にクラウドファンディングを活用した看板設置事業を行い、鉄道駅と史跡地を繋ぐルート上に、徒歩による来訪者の道標となる 35 箇所の観光案内板を新設した。史跡へのアクセスルートはこのクラウドファンディング看板ルートの他に幾つかのルートが存在するが、主要なアクセスルートは国分寺、西国分寺両駅がある北側からである (図 5)。一方、武蔵国分寺としての本来の歴史的な入口は南側の南門であることから、北側、南側双方のエントランスを考慮する必要がある。

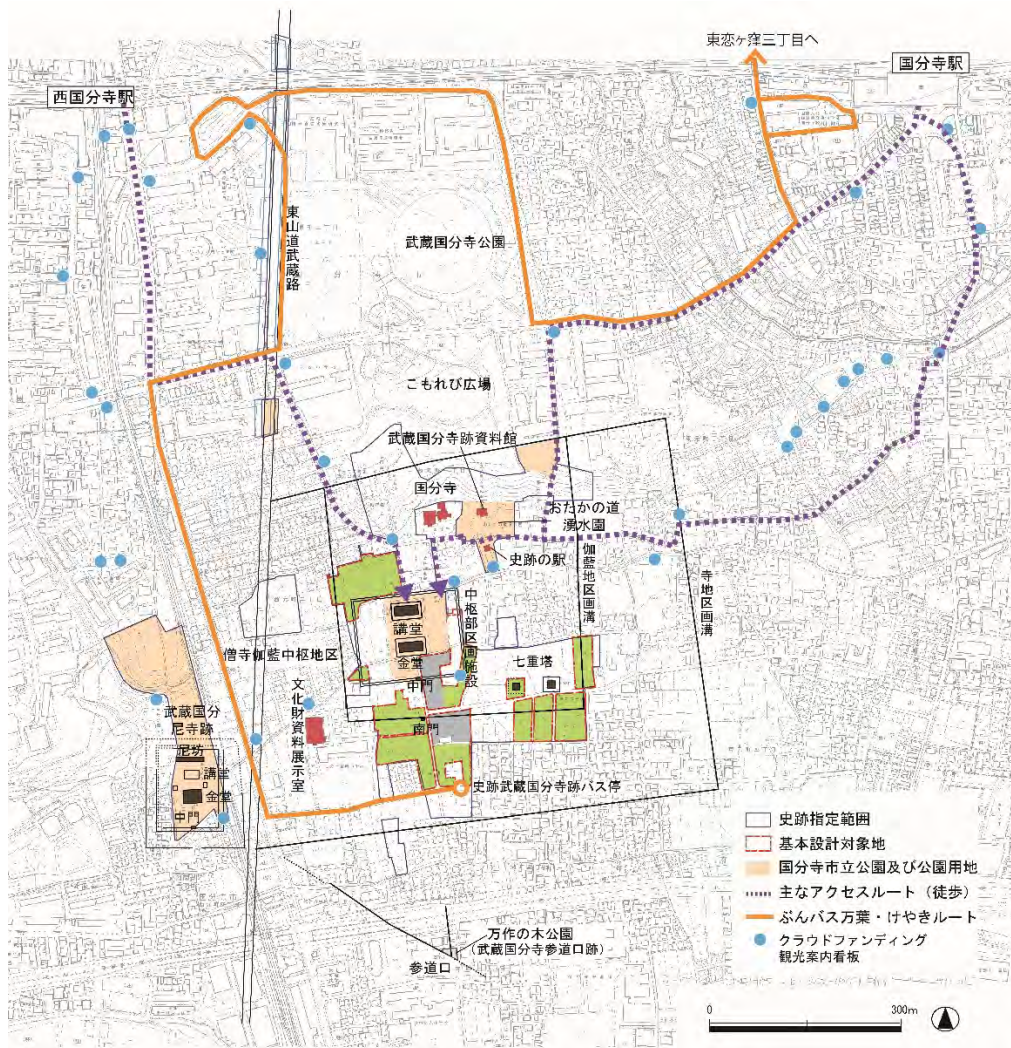


図 5 アクセス図

4-2 土地所有および土地利用状況

(1) 土地所有状況

基本設計対象地周辺の土地所有の状況は図6の通りである。史跡指定地内は約8割が公有地となっているが、依然、史跡活用上の要所に民有地が存在している状況である。なかでも、塔地区は塔跡1の北側に宗教施設、塔跡2の北側に屋敷墓が存在し、主要遺構に関わる部分が共に公有地化が難しい状況であるが、その他の公有地化部分は草地が広がり、現状でも緑地広場的な活用が可能であることから、整備対象範囲（基本設計対象範囲）を最小限にとどめた。

(2) 土地利用状況（図7）

①伽藍中枢地区

本基本設計対象地の伽藍中枢地区は、令和元年度中に整備を予定している中門の東側地区、および中枢地区の南東隅部と北西隅部にあたる箇所である。

中門東側地区は現在砂利敷きで、整備が完了した伽藍中枢地区の枢要部（金堂、講堂等の主要伽藍部）前面にあたる場所であり、イベント等に利用されている他、グランド様の遊び場としても市民に広く利用されている。

南東隅部は樹林地、北西隅部は北方・推定中院地区と一体となった区画内にあり、草地広場に樹木が点在する緑地となっている。

②南門地区

地区の南側は草地で緑地広場となっているが、北側は伽藍地南辺区画溝に沿って植栽されたソメイヨシノを主体とした樹林地となっている。ソメイヨシノは伽藍地区画溝の周知と公有地をお花見の場所として活用することを目的に、昭和50～60年代頃に植栽されたもので、桜の開花時期には多くの花見客で賑わう反面、夏季は樹木がうっそうと茂り薄暗い空間となっている。地区の南側は住宅地に隣接している。また、西側隣接地には市道をはさんで市立第四中学校があり、区内を通過して通学する生徒も多い。

③北方・推定中院地区

草地の広場が広がっている。東側に一部ソメイヨシノ等の樹木が植栽されている。北側は住宅地に隣接している。

④塔地区

塔1、塔2が存在する市道北側は、草地が広がっているが、地区南側はソメイヨシノの樹林地となっている。このソメイヨシノは南門地区北側と同じく、公有地をお花見の場所として活用するために、昭和50～60年代頃に植栽されたものである。開花時期には地区住民の目を楽しませているが、密植度が高く、夏季は茂った樹木の葉で薄暗い空間となっている。

また、地区南側は市道によって3箇所に分かれているが、この市道は路上駐車が多く市民から苦情が寄せられている。塔1の前面には大木が存在し、これにより塔跡への視界が遮られている。

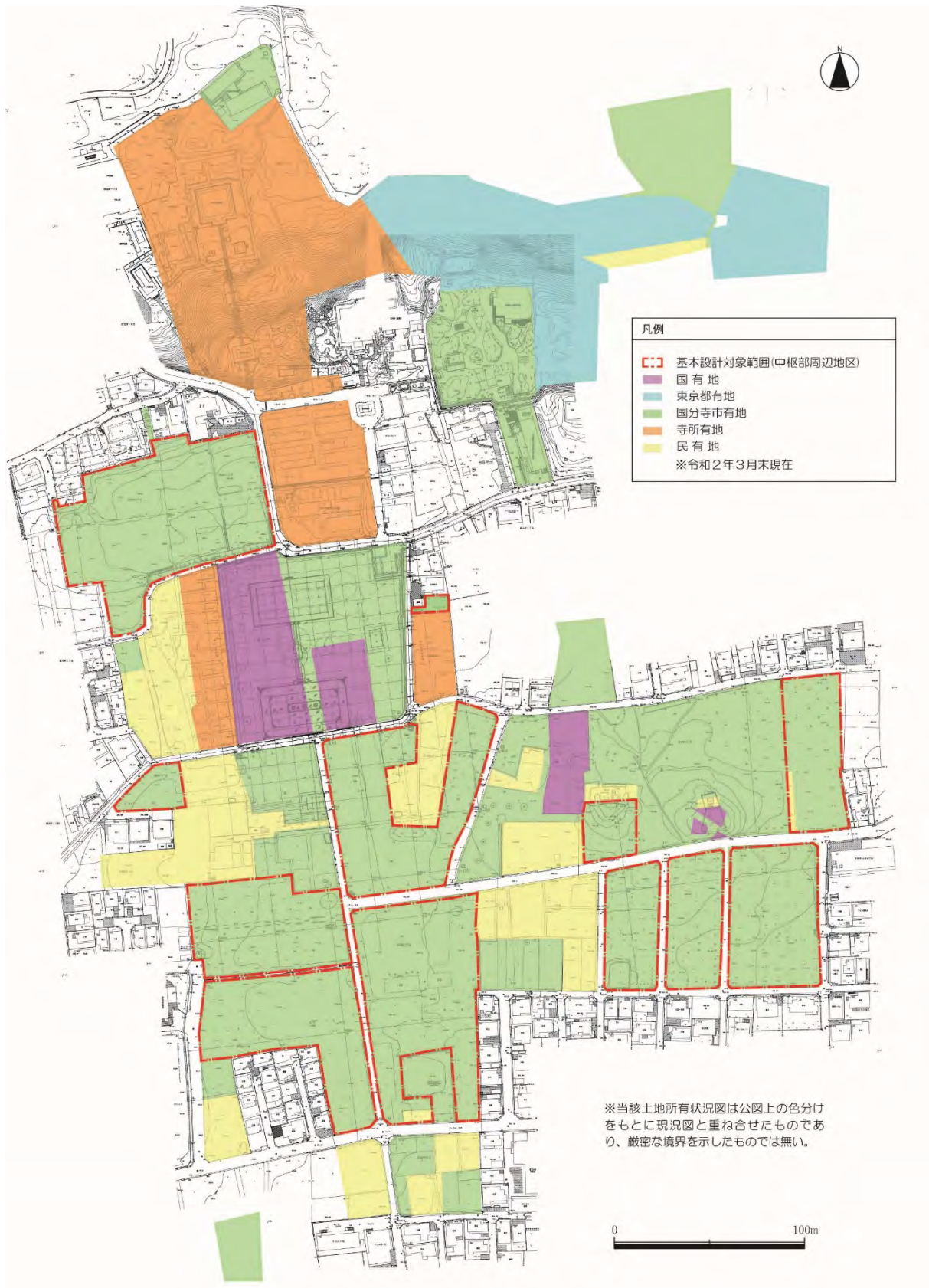


図6 土地所有状況図



図7 土地利用状況図

※番号は13~14ページの写真に対応

《現況写真》



【中門周辺の令和元年～2年度整備予定地の現状】



【南門より西方及び東方を見る】



【市立第四中学校東側範囲の現状】



【南門南方より中軸線にそって中枢部を見る】



【塔 2 の現状】



【塔 1 の現状】



【塔地区南側の樹林地】



【伽藍中枢地区北側築地塀ライン上の樹林】

4-3 対象地内および周辺の施設・工作物の状況

(1) 道路

計画対象地周辺の道路の状況は以下の通りである。このうち図8に赤色で示した道路は、道路としての利用実態がほとんどないが、市道南219号線については、市立第四中学校の生徒達の通学路（徒歩のみ）として利用されている。中枢部周辺地区の整備において、赤色の道路と塔の南側地区の緑色の道路は廃道し、緑地広場として有効活用を図る方針で検討を進める。

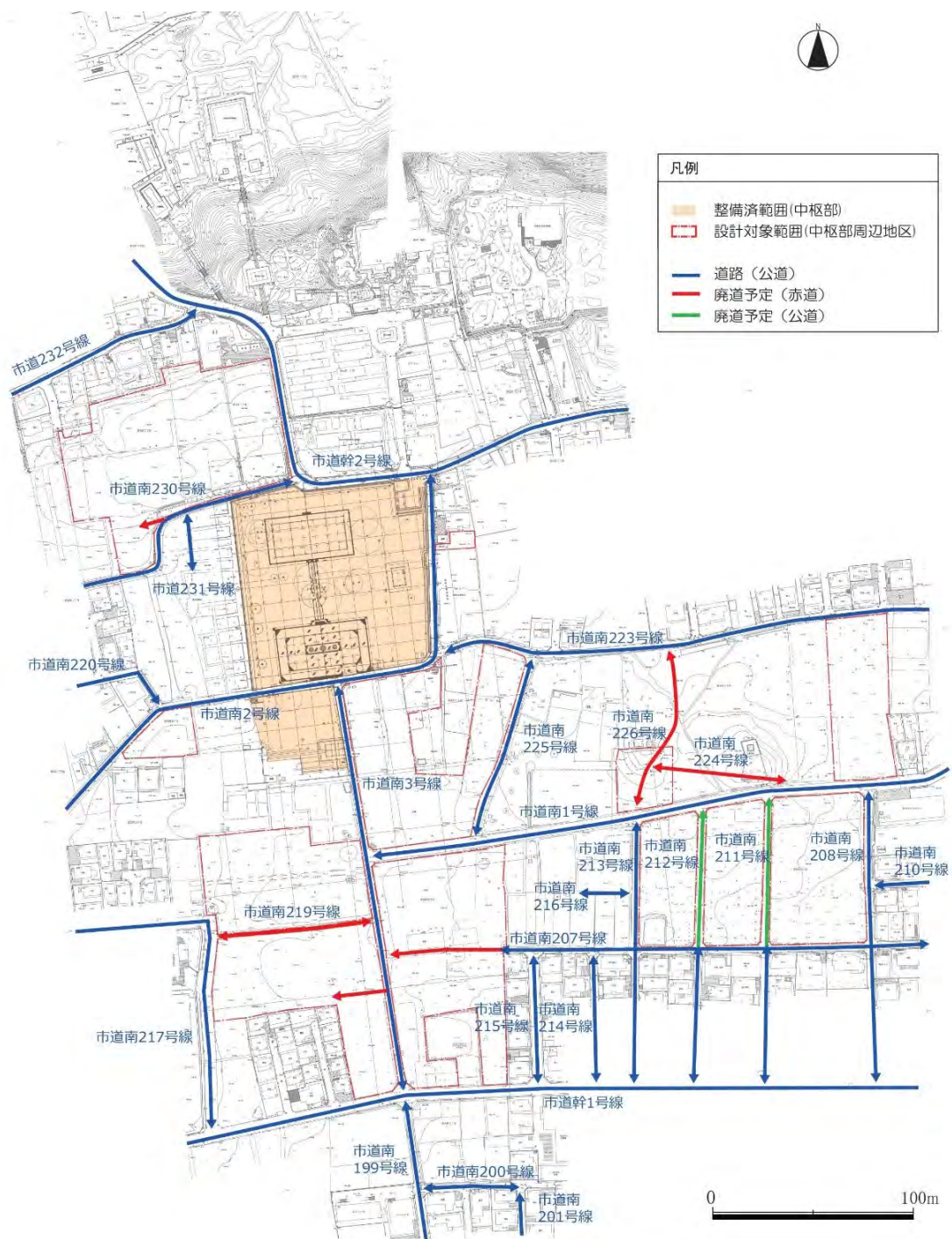


図8 市道現況図

(2) トイレ

トイレは史跡内およびその周辺に図9のように分布している。既存のものとは別に、今後、西国分寺から史跡へのアクセスルート上には、国分寺市新庁舎等公共施設の建設も予定されている。また、国分寺駅、西国分寺駅周辺にはコンビニエンスストアやその他商業施設も数多く存在する。

これらの状況から、現状では史跡への訪問者用のトイレについては、新規に設置する必要性は低いと考えられる。

ただし、今後整備が計画されている本基本設計対象地内の北方・推定中院地区にある公衆トイレは老朽化が進んでおり、今後の利用者の増加を見据えて何らかの対策が必要であると考えられる。また、トイレは全般的に史跡地の北側に多く、南側の南門地区周辺には少ない。

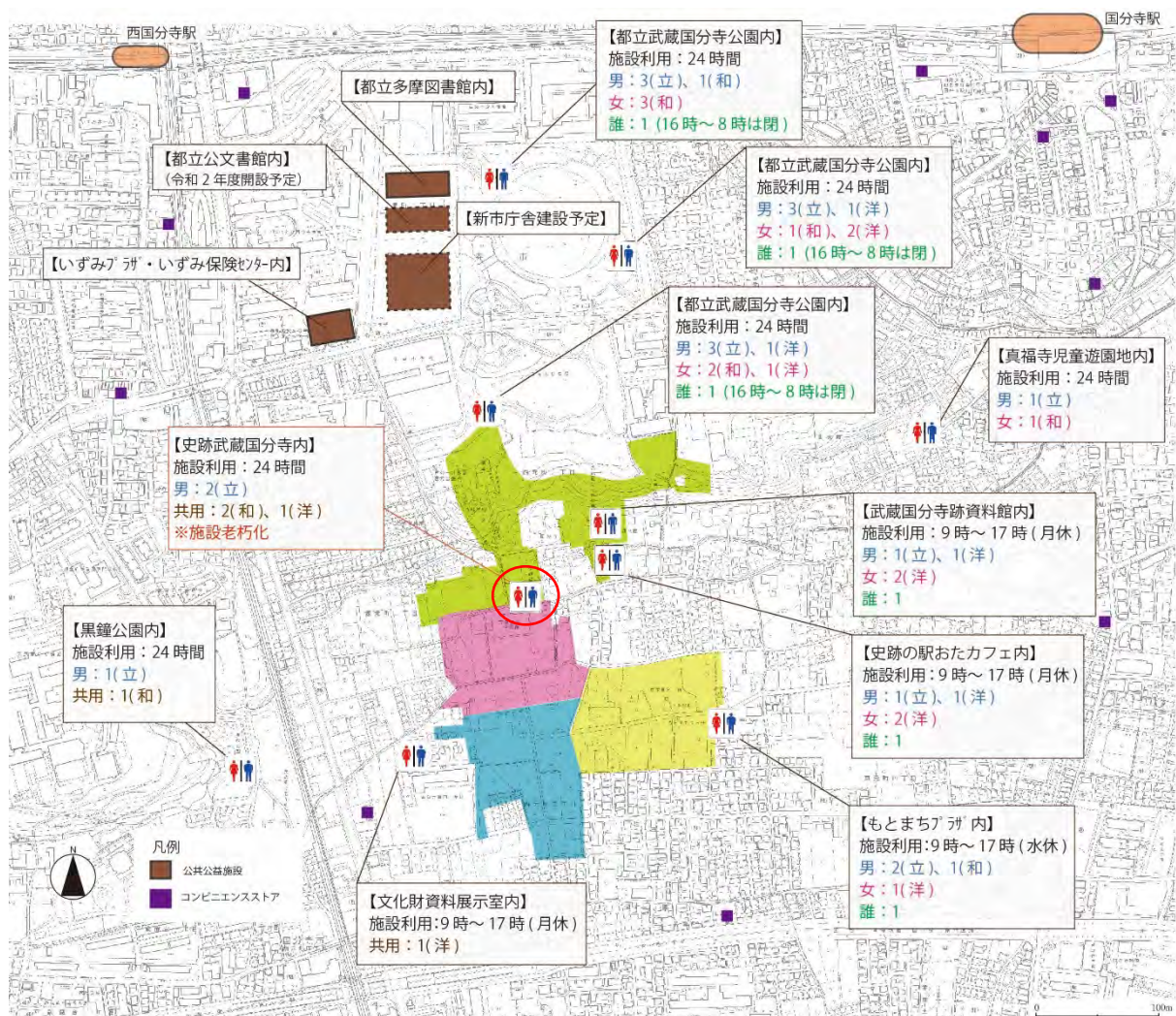


図9 史跡周辺トイレ分布状況図

(3) 外 灯

設計対象地周辺の外灯は現在、図 10 のような配置状況となっている。地域住民の方々からは防犯上の観点から、外灯の増設について要望が出ている。

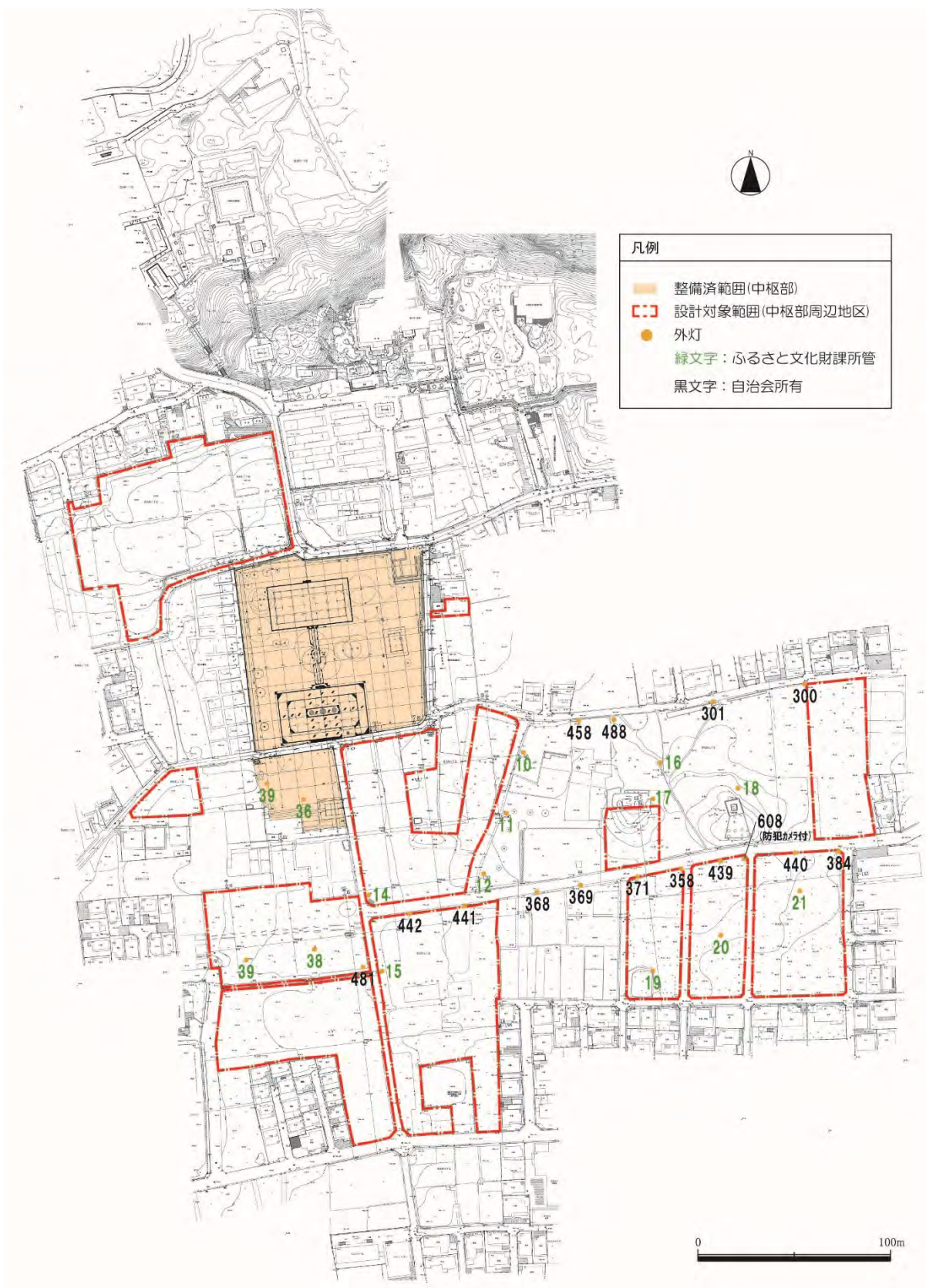


図 10 外灯設置状況図

(4) 上下水道管

設計対象地および周辺の上下水管の配置状況は図 11 と図 12 の通りである。かつて民家があった塔地区南方は下水管が埋設されているが、南門地区や中樞地区には下水管が埋設されていない。

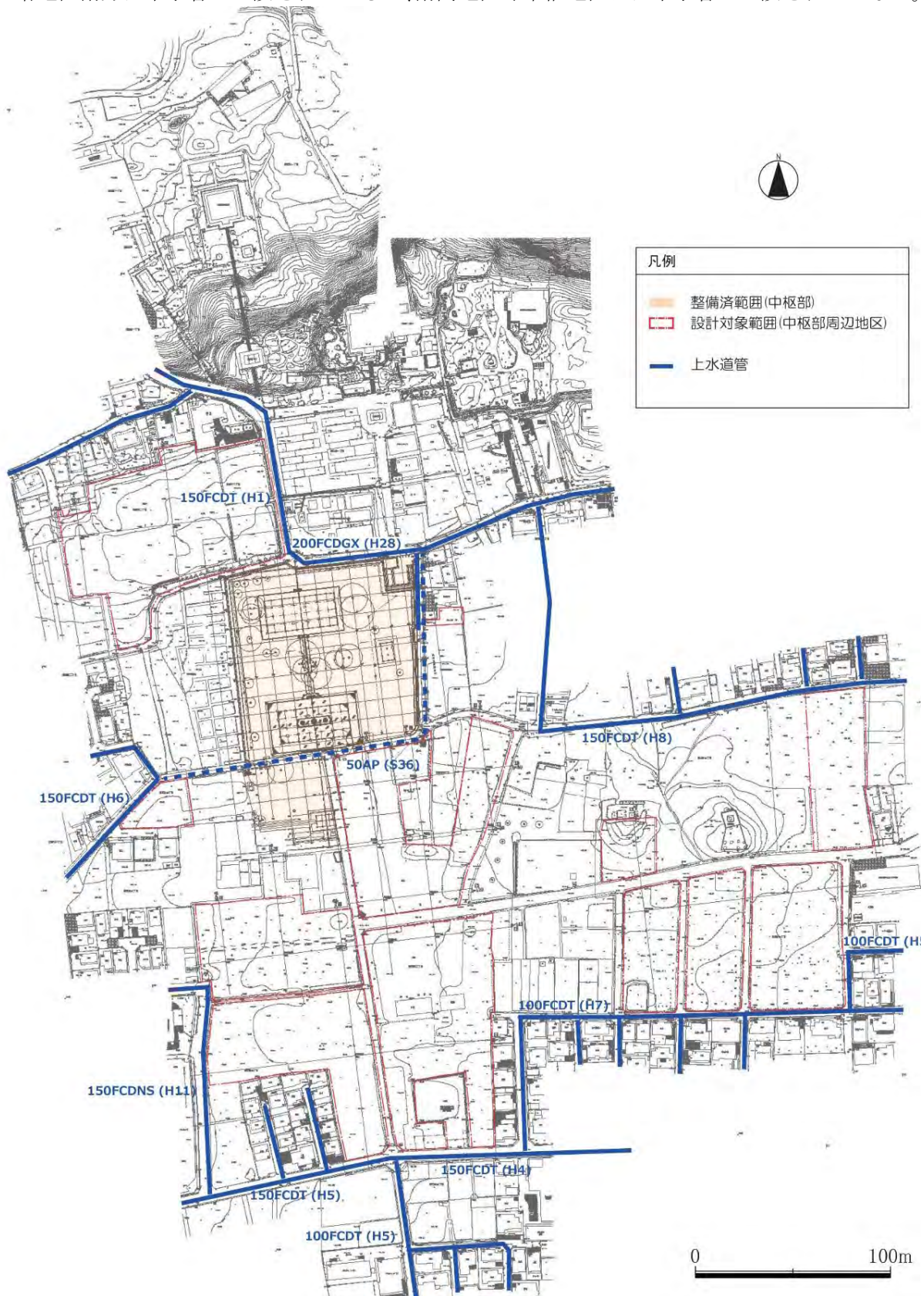


図 11 上水道設置状況図



图 12 下水道設置状況图

(5) 標柱・看板等

設計対象地および周辺は国分寺市の災害時広域避難場所に指定されている。そのため、現在、史跡地内には大型の避難看板が3箇所設置されているが(図13)、設置年代が古く、近年はより景観に配慮したデザインの看板が設置されるようになっている。

伽藍中枢地区の金堂南側には金堂跡の遺構解説板と、武蔵国分寺跡が大正11(1922)年に国史跡に指定された際の史跡指定標柱が存在する。なお、平成22(2010)年に東山道武蔵路跡が史跡武蔵国分寺跡の附となり、史跡の正式名称が「史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡」となったが、この正式名称の指定標柱は現在設置されていないため、本基本設計に伴う整備で設置を検討する必要がある。この他、設計対象地周辺には史跡への誘導標識や公園利用者マナーの注意看板が存在する。



図13 対象地周辺主要標柱・看板位置図

4-4 対象地の樹木の状況

対象地内には公有化後に植樹されたソメイヨシノが多く存在する（図 14）。春には花を咲かせて市民の目を楽しませているが、塔地区の南側や南門地区の北西側、北方・推定中院地区の東側では密植状態となって、夏は鬱蒼とした状態となっており、また、専門家による観察・調査で生育状況が不良で、倒木の恐れがあるものも相当数あることが確認されている。

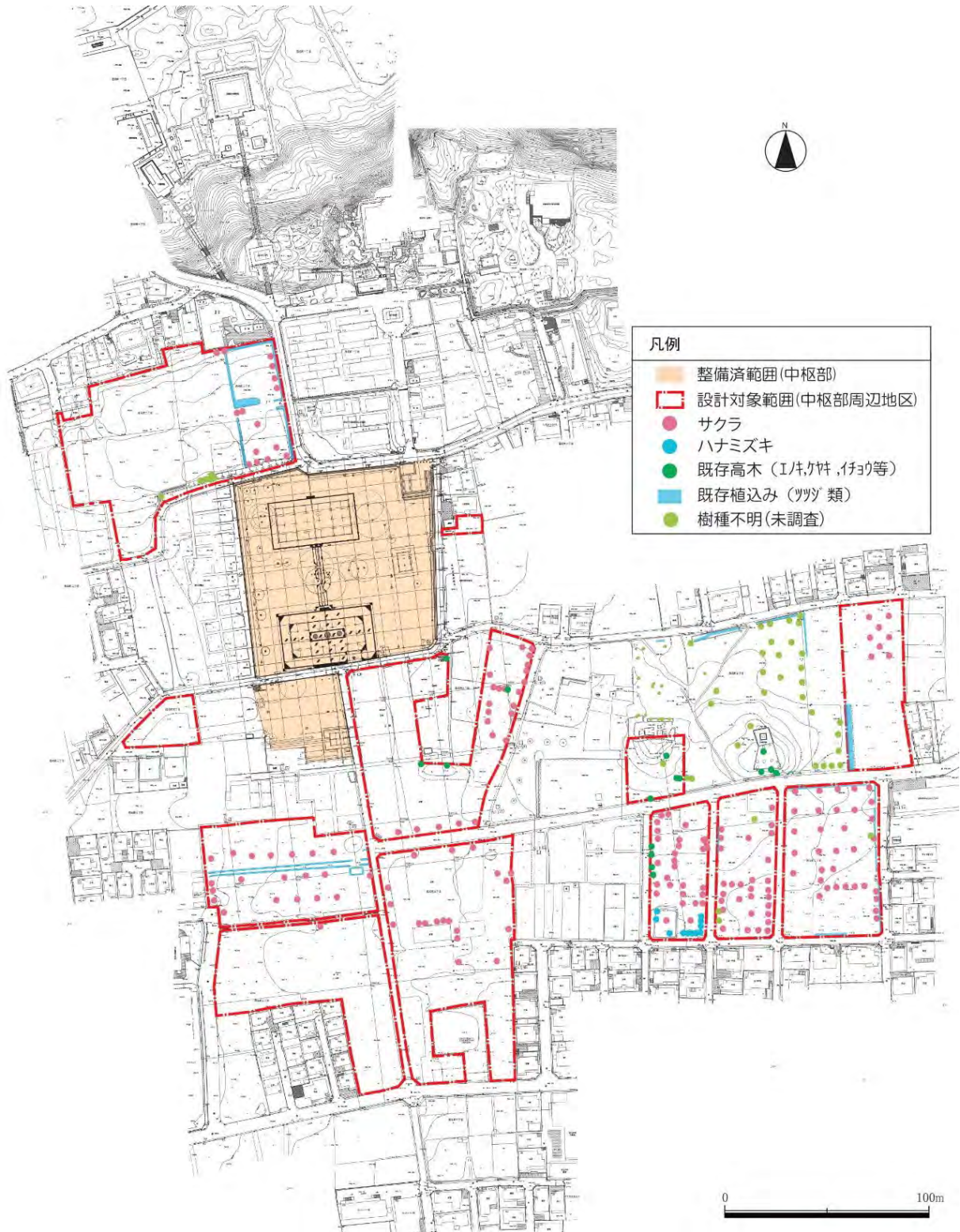


図 14 対象地樹木状況図

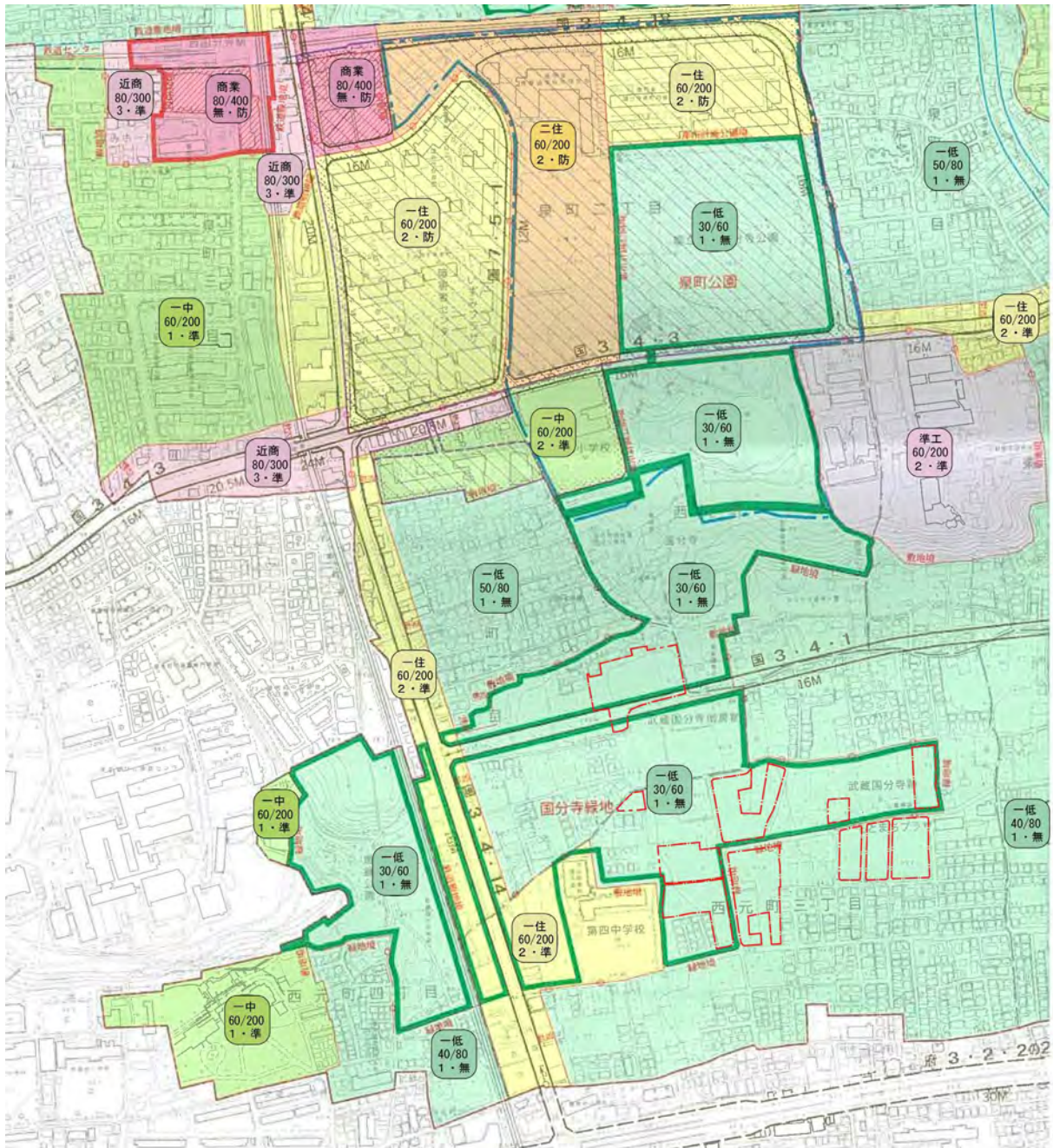
4-5 関連法規制および計画

(1) 関連法規制

本基本設計において念頭に置くべき法令および地区に関わる位置づけは、平成23(2011)年5月策定の史跡「武蔵国分寺跡(僧寺地区)第一期整備〔中枢地区〕基本設計」と変化はなく、以下の通りである。この中で都市計画については、史跡武蔵国分寺跡周辺エリアのまちづくりの検討において、周辺地区の用途地域を第一種低層住宅専用地域から第二種低層住宅専用地域への変更に向けて都市計画手続きが進められている。

表1 関連法規とその概要

| 関連法規等 | 概要 |
|-------------------|--|
| 文化財保護法 | <p>史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない(同法第125条)。平成元年3月策定の史跡武蔵国分寺跡保存管理計画では、中枢地区は整備計画地区として位置付け、「現状変更を認めず優先的に土地の公有化を図るとともに、遺構の発掘調査を促進し史跡公園として整備を行う」としている。</p> |
| 都市計画法 (図15) | <p>国分寺市は、全域が都市計画法に基づく市街化区域となっている。都市施設として、都市計画緑地(国分寺緑地)が史跡に重なる形で定められている他、都市計画道路(国3・4・1号線)が中枢地区北側にかかる形で定められている。</p> <p>国分寺緑地の一部区域は、『都市計画公園・緑地の整備方針』(平成18年3月)において優先整備区域に指定されており、史跡武蔵国分寺跡の整備は緑地の整備という役割も担っている。</p> <p>なお、史跡一帯の用途地域は、第一種低層住居専用地域である。</p> |
| 防災上の位置付け (図16) | <p>史跡指定地周辺は防災情報地図の中で、「広域避難場所」となっており、地区防災センター(市立小中学校、都立高校のグラウンド)が危険であると予測される場合に、避難するための大規模な避難場所として位置付けられている。設計対象地に最も近い地区防災センターは、南門地区の西側に隣接する第四中学校である。</p> <p>災害危険診断地図の中では、対象範囲は災害危険箇所としての位置付けはない。ただ、中枢地区北側は東西に谷底低地が横断しており、北側の一部分が浸水危険区域に指定されている。危険特性として豪雨時に浸水が起りやすく、排水設備の定期的な維持管理・確認が必要である。</p> |



凡例

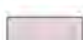

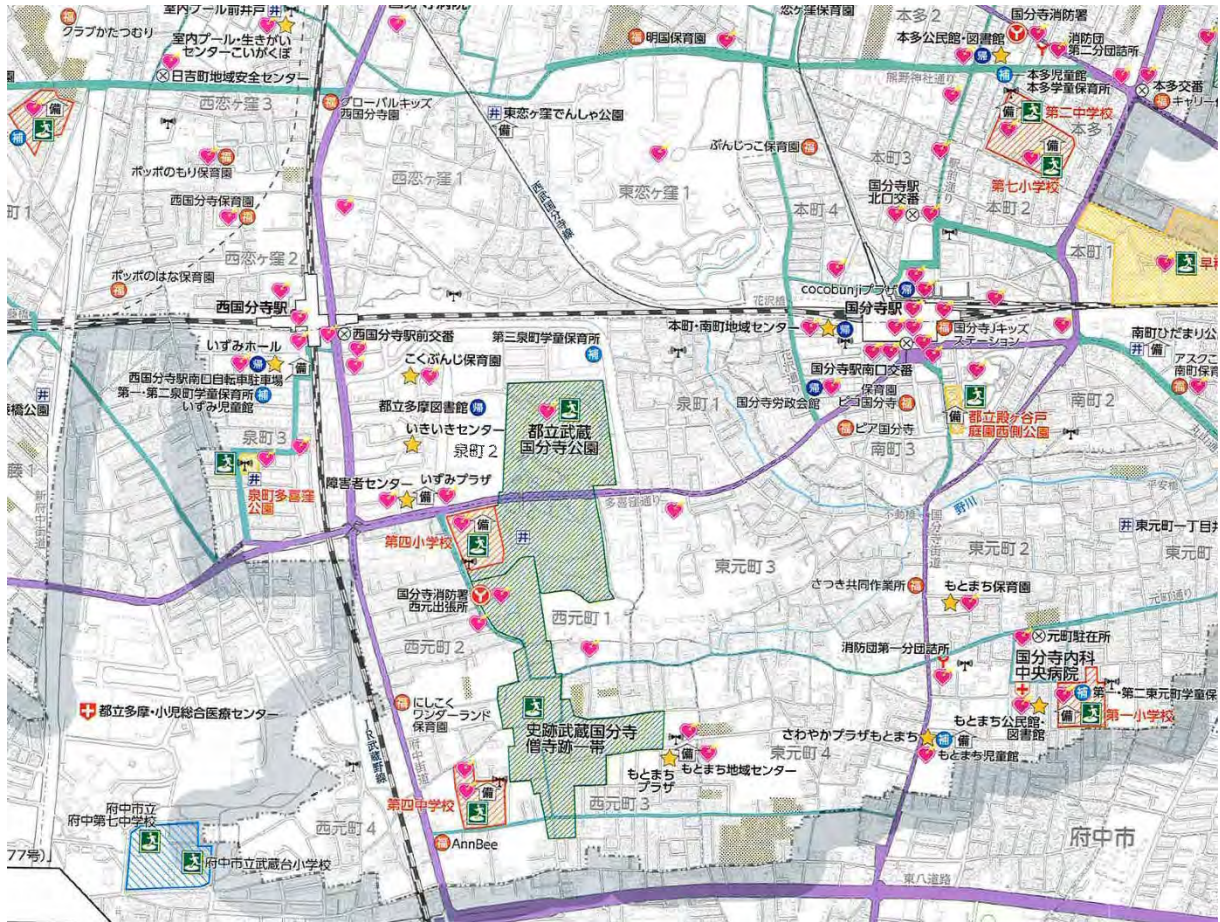
- | | | | |
|---|--------------|---|-----------|
|  | 設計対象範囲 |  | 商業地域 |
|  | 第1種低層住宅専用地域 |  | 近隣商業地域 |
|  | 第1種中高層住宅専用地域 |  | 準工業地域 |
|  | 第2種中高層住宅専用地域 |  | 地区整備計画地域 |
|  | 第1種住宅地域 |  | 都市計画公園・緑地 |
|  | 第2種住宅地域 | | |
- 用途地域 — 一低 — 容積率
 建ぺい率 — 30/60 — 容積率
 高度地区 — 1・無 — 防火地域

図15 国分寺都市計画図 抜粋



凡例



防災関連施設

Main disaster prevention facility

-  **国分寺災害対策本部（市役所）**
Kokubunji City headquarters of disaster control (City Hall)
-  **地区災害時待避所（協力農地）**
Temporary evacuation place
地区防災センターに避難する際、身の安全を確保するために緊急に避難することができる場所。地主さんの協力を得ています。変更となる場合があるので、現地の看板を目安して下さい
-  **地区防災センター**
Local disaster prevention center
災害時に地域の防災拠点となる場所。市立小中学校、都立国分寺高校、東京経済大学の17カ所。避難場所、避難所、医療救護所、情報収集・伝達の拠点となります。
-  **広域避難場所**
Evacuation area
地区防災センターが危険であると予測される場合に避難するための大規模な避難場所
-  **緊急避難場所**
Emergency evacuation site
国分寺駅、西国分寺駅の乗降客等が避難する場所
-  **隣接市の避難場所**
Evacuation site in the neighboring cities
協定により、隣接市の避難場所が使用できます。
-  **二次避難場所**
Secondary evacuation site
高齢者、障害者等の要配慮者を主に受け入れる施設
-  **帰宅困難者一時滞在施設（一時滞在施設）**
Temporary stay facility for stranded people
帰宅困難者を受け入れる施設。国分寺駅、西国分寺駅、恋ヶ窪駅、国立駅付近の施設を3日程度は活用
-  **災害拠点病院**
Disaster key hospital
災害時に主に重症者の収容、治療を行う東京都が指定する病院
-  **警察（交番等）**
Police (Police box)
-  **福祉避難所**
Welfare evacuation site
災害協定に基づき、高齢者、障害者（児）、乳幼児とその家族を受け入れる施設
-  **補助施設**
Backup facility
災害の状況に応じて、様々な用途（避難所、巡回診療所、子どもの遊び場所等）で活用する施設
-  **防災備蓄倉庫**
Storage of disaster stockpile
-  **物資集積拠点**
Aid storage point
全国から届く支援物資を一時的に保管する施設
-  **防災無線塔**
Tower of the disaster prevention wireless system
-  **自動体外式除細動器（AED）**
Automated External Defibrillator
公共施設や事業所などに設置しています。閉館、営業時間外を除き、使用できます。
-  **消防署**
Fire station
-  **消防団分団詰所**
Fire-brigade station
-  **災害医療支援病院**
Disaster support hospital
災害時に主に専門医療、慢性疾患への対応、国分寺市地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院（国分寺内科中央病院、国分寺病院）



災害時給水設備

Water supply facility

-  **給水拠点**
Water supply point
一定規模の地震の場合は、市職員と都水道局職員が参集して応急給水を実施します。（北町第二浄水所、東恋ヶ窪浄水所）
 -  **むかしの井戸**
Water well
飲用不適ですが、生活用水として活用可。平時は地域の住民が定期的に簡易水質検査や井戸点検会議を実施しています。
- ※付近の消火栓や応急給水栓が使用可能な場合は、各地区防災センターでも応急給水を実施します。

災害時緊急輸送道路

Emergency traffic route

-  **東京都緊急輸送道路**
Tokyo Metropolis emergency traffic route
-  **国分寺市緊急輸送道路**
Kokubunji City emergency traffic route

※災害時緊急輸送道路とは緊急時に救護活動や物資の供給などの応急活動のため、一般車両の交通を規制する可能性のある道路です。

図 16 防災情報地図 抜粋

(2) まちづくりの検討

国分寺市では、『国分寺市都市マスタープラン』（平成28年2月策定）において史跡武蔵国分寺跡周辺のまちづくりが主要施策と位置づけており、国分寺市まちづくり部まちづくり計画課において、まちづくりを具体化するための実施方針と、これを踏まえた都市計画について検討している。都市計画原案時点（令和2年1月）における主な概要は以下の通りである。なお地区名は図17に示す通りである。

①建築物の用途に関すること

- ・史跡地区の北東部が準工業地区になっているが、土地利用の状況などを踏まえ、他の史跡地区と同じく第一種低層住居専用地域へと用途地域を変更する。
- ・低層住宅・小規模店舗調和地区は、史跡と一体となった散策空間としての魅力の向上を図っていくため、周辺の住環境と調和した落ち着いた落ち着きのある店構えの店舗等の立地の誘導に向けて、第一種低層住居専用地域から第二種低層住居専用地域へと変更する。また、店舗等の建築は、周辺住環境に配慮し、用途地域変更とあわせて決定する地区計画に適合するものとして市長が認めるものに限る。

②建築物の敷地面積に関すること

- ・低層住宅・小規模店舗調和地区、農住調和地区において敷地面積の最低限度を110㎡とし、敷地の細分化による建て詰まりを防止し、通風・採光・プライバシー等の住みよい環境を維持する。（ただし、現在の敷地面積が最低限度を下回っている場合や、巡查派出所、公衆電話詰所、公共団体の支庁等公益上必要なものはこの限りではない）。

③垣又はさくの構造に関すること

- ・崖線保存地区を除くエリア全体において、景観や安全に配慮して、道路に面している部分は原則として、ブロック塀を禁止し、生垣又はフェンス等の透視可能なものにする（地盤面からの高さが0.6m以下のものについては、この限りではない）。

④建物等の形態又は色彩その他の意匠に関すること

- ・崖線保存地区を除くエリア全体において、建築物の外壁やこれに代わる柱の色彩は原色を避けた色彩とするなど、まちなみ形成に配慮し、周辺環境と調和したものとする。
- ・屋外広告物は建築物と一体のもの、また歩行者空間と調和のとれたものなどとし、派手な色彩を避けるとともに、設置位置、形態、規模、意匠等について周辺の環境と調和したものとする。

⑤緑化に関すること

- ・計画地区（史跡周辺エリア）内の全地区で、敷地内の15%以上の緑化を目標とする。
- ・低層住宅・小規模店舗調和地区及び農住調和地区では、地内の5%以上の緑化を義務として定める。道路側の緑化に努めると共に、敷地内に既存樹木がある場合はその保全に努めることとする。

| 史跡武蔵国分寺跡周辺エリア 都市計画素案から原案での変更点(概要) | | | | | | | |
|---|---|---|-------------------------------------|---|--------------------------------|---|--|
| <p>史跡武蔵国分寺跡周辺エリアのまちづくりについては、昨年2月に都市計画素案を作成し、素案に対して地権者の皆さまから頂いたご意見を踏まえ、計画内容の見直し検討を進めてまいりました。昨年10月及び11月には都市計画原案作成に向けた懇談会を開催し、計画内容の見直しについて、改めて地権者の皆さまからご意見を頂きました。これらのご意見を踏まえて検討をさらに進め、都市計画素案を一部変更し、この度、都市計画原案を作成いたしました。都市計画素案からの変更点及び変更理由等は以下のとおりです。</p> | | | | | | | |
| 1. 都市計画素案からの変更点について | | | 2. 変更理由等 | | | | |
| 素案から原案での主な変更点(地区計画) | | | | | | | |
| 地区区分 | ①建築物の用途に関すること | | ②建築物の敷地面積に関すること | ③緑化に関すること | | | |
| | 方針 | 用途の制限 | 敷地面積の最低限度 | 敷地内緑化率 | | | |
| 史跡地区 | (素案) トイレを備えた店舗等の立地を誘導 (原案) なし | (素案) なし (原案) 店舗等は地区計画に適合すると市長が認めるもの | 敷地面積の最低限度 (素案) 125㎡ (原案) 110㎡ | 【目標】 (素案) なし (原案) 15%以上を目指す | 【最低限度】 (素案) なし (原案) 5%以上 | | |
| 低層住宅・小規模店舗調和地区 | 店舗や食堂、喫茶店等の営業に伴う臭気、騒音及び周辺道路網に与える交通負荷、夜間の営業等については、周辺の住環境や風紀に十分配慮 | | | 道路側の緑化、既存樹木の保全に努める | | | |
| 農住調和地区 | | | | | | | |
| 崖線緑保全地区 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 変更理由等 | | これまでに皆さまから頂いた主なご意見 | | 備考 | | | |
| ①建築物の用途に関すること | | <ul style="list-style-type: none"> 【方針の追加】 <ul style="list-style-type: none"> 低層住宅・小規模店舗調和地区の第二種低層住宅専用地域への用途変更による店舗等の立地に関し、住環境の悪化等を心配する複数のご意見があったことを受け、店舗等建築の際の周辺環境配慮を方針として追加した。 【用途の制限の追加】 <ul style="list-style-type: none"> 上記方針と併せて、店舗等の建築にあたっては、地区計画の適合を条件とするため、市長が認めるものとした。 | | <ul style="list-style-type: none"> 第二種低層住宅専用地域は、家の隣にラーメン屋や焼鳥屋が立地する可能性があるため、喫茶店と土産物屋に立地を限定すべし。 用途を変更することにより、騒音や臭い等のデメリットがあるのではないかと懸念されている。 用途地域の変更に関して、周辺に配慮し、業種や営業時間を規制すべし。 建築可能になる店舗の業種はチェックすべきである。 店舗の設置にあたり、駐車場を義務付けるようにした方がよいのではないかと懸念されている。 | | <ul style="list-style-type: none"> 【市長が認めるものの考え方】 ①地区計画の目標・方針と整合するもの ・臭気・騒音・交通負荷・夜間営業等について、周辺住環境に配慮する ・史跡未訪者等が利用することのできるトイレの設置に努める ②地区整備計画に適合するもの ・敷地面積の最低限度 ・垣又はさくの構造 ・形態・色彩・その他意匠 ・緑化率の最低限度 <p>※市長が認めるものを定める基準については、今後検討を進めてまいります。</p> | |
| ②建築物の敷地面積に関すること | | <ul style="list-style-type: none"> 敷地面積の最低限度の必要性については、一定程度肯定される一方で、125㎡という数値については、実情と合っていない等のご意見が多かったことを受け、適正規模を再検討し設定した。 | | <ul style="list-style-type: none"> 敷地面積が125㎡というのは、現在の国分寺市の土地売買の実情と合っていない。 将来のことも考えると、敷地面積の最低限度は決めた方が近隣のトラブルも少ないので良いと思う。 敷地面積の最低限度は設けるべきで、110㎡が適切と思う。 既存宅地が110㎡以下の場合でも、連替えや売買が可能とのことと安心した。 | | <ul style="list-style-type: none"> 【考え方】 ●緑化に関するルールを併せて定めることにより、敷地面積の最低限度を110㎡へ変更しても、うるおいとゆとりある良好な住環境の維持・向上が図られる。 | |
| ③緑化に関すること | | <ul style="list-style-type: none"> 敷地面積の最低限度の見直しと併せて、良好な住環境の創出に寄与する方策として、懇談会等でのご意見も踏まえて、適切な率を検討し設定した。 | | <ul style="list-style-type: none"> 史跡のまちにふさわしく、美観、調和を保つことは大切。 個別の住宅の庭などに緑を増やすだけでも景観への効果は大きい。 緑化率を導入するならば、5%が良いのでは。 地区計画には緑化の推進を盛り込むべき。緑化率は努力目標としての明示が良い。 | | <ul style="list-style-type: none"> 【規制値について】 ●緑化率の最低限度の規制値については、敷地面積の最低限度についての検討と同様に緑化率ごとにシミュレーションを行い、懇談会等でのご意見を踏まえて設定した。 | |



図17 史跡周辺のまちづくり方針図「史跡武蔵国分寺跡周辺エリアのまちづくり都市計画原案について」
(令和2年1月、国分寺市まちづくり部まちづくり計画課)より

5. 対象地の発掘調査成果概要

5-1 調査地点と調査概要

平成 23～30 年度に整備工事を施工した僧寺地区伽藍中枢部は、昭和 31・33 年度の日本考古学協会仏教遺跡調査特別委員会（代表：石田茂作）、および昭和 39～44 年度の早稲田大学の滝口宏らによる学術調査成果を根底にしながら、平成 15～24 年度に国分寺市が史跡整備事業に先行して行った事前遺構確認調査で復元整備するために必要な遺跡・遺構の情報把握に努めた。

本基本設計の対象となる伽藍中枢部周辺地区の範囲においても上記の調査を行っているが、その他、昭和 50～60 年代の寺域確認を目的とした学術調査や、公共下水道・個人住宅の開発に伴い実施した緊急調査で、全体で約 30 地点に及ぶ過去の発掘調査が行われており、復元整備の検討対象とすべき遺構の存在が確認されている他、現地表面から古代の遺構が検出されるレベルに至るまでの土層堆積状況等も判明している。



【第 642 次調査 南門地区の調査風景（南から）】



【第 87 次調査 伽藍地東辺区画溝の土層堆積状況】

表2 設計対象範囲内における既往の発掘調査地点一覧

| No. | 地区 | 調査年度 | 調査回数 | 調査目的 | 発見遺構 | 掲載調査報告書 |
|-----|-----------|-----------|---------|------|---|---------------|
| ① | 北方・推定中院地区 | 昭和52年度 | 28 | 寺域確認 | 伽藍地西辺区画溝(SD23), 掘立柱建物(SB39), ほか溝・土坑等 | 有吉・上村・高林 1984 |
| ② | | 昭和52年度 | 37 | 下水道 | SD1. SK2. SS2 | 上村・有吉 1982 |
| ③ | | 昭和60年度 | 250 | 寺域確認 | 古寺院地区画溝(SD72), 廂付大型掘立柱建物(SB91~93), ほか溝・土坑等 | 未報告 |
| ④ | | 昭和63年度 | 303 | 寺域確認 | 伽藍地西辺区画溝(SD23), 竪穴住居(SI391・392), ほか土坑・ピット等 | 小野本 2009 |
| ⑤ | 伽藍中枢地区 | 平成元年度 | 322 | 寺域確認 | 伽藍中枢部北辺掘立柱塀(SA12), 築地塀(SX336), 区画溝(SD229), ほか土坑等 | 未報告 |
| ⑥ | | 平成24年度 | 680 | 史跡整備 | 伽藍中枢部西辺掘立柱塀(SA34), 築地塀(SX336), 区画溝(SD423・424), ほか不明掘り込み | 中道 2016 |
| ⑦ | | 平成24年度 | 680 | 史跡整備 | 伽藍中枢部西辺区画溝(SD423・424) ※調査範囲内では塀は未検出。 | 中道 2016 |
| ⑭ | | 昭和33年度 | | 学術 | 伽藍中枢部南辺区画溝など | 滝口 1985 |
| ⑮ | | 平成20年度 | 642 | 史跡整備 | 小穴(Pit)多数 | 中道 2016 |
| ⑯ | | 平成17・18年度 | 578・603 | 史跡整備 | 掘立柱塀(SA33), 伽藍中枢部南辺区画溝(SD194・197), 築地塀(SX249), ほか土坑 | 中道 2016 |
| ⑰ | | 平成24年度 | 680 | 史跡整備 | 掘立柱塀(SA36), 伽藍中枢部南東区画溝(SD425・426) | 中道 2016 |
| ⑱ | | 昭和51年度 | 19 | 個人宅造 | 礎石建物(SB38), 掘立柱塀(SA2), 伽藍中枢部東辺区画溝(SD27)など | 小野本 2009 |
| ⑲ | | 平成7年度 | 414 | 個人宅造 | 礎石建物(SB38), 掘立柱塀(SA2), 伽藍中枢部東辺区画溝(SD27)など | 小野本 2009 |
| ⑧ | 南門地区 | 昭和51年度 | 30 | 寺域確認 | 伽藍地南辺区画溝(SD23) | 平田・高橋 1982 |
| ⑨ | | 昭和59年度 | 202 | 寺域確認 | 古寺院地区画溝(SD72), 伽藍地南辺区画溝(SD23), ほか土坑 | 上敷領・木下 2001 |
| ⑩ | | 昭和61年度 | 265 | 個人宅造 | 古寺院地区画溝(SD72), ほか掘立柱建物(SB103), 溝(SD203・204)など | 小野本 2009 |
| ⑪ | | 昭和33年度 | | 学術 | 南門, 参道脇溝状遺構など | 滝口 1985 |
| ⑫ | | 平成20年度 | 642 | 史跡整備 | 南門(SB215), 橋脚状遺構(SX316), 伽藍地南辺区画溝(SD23), ほか溝など | 中道 2016 |
| ⑬ | | 平成15年度 | 570 | 史跡整備 | 溝(SD199)※プラン確認のみ | 中道 2016 |
| ⑳ | | 塔地区 | 昭和55年度 | 115 | 個人宅造 | 無し |
| ㉑ | 昭和55年度 | | 119 | 個人宅造 | 無し | 小野本 2011 |
| ㉒ | 昭和59年度 | | 204 | 個人宅造 | 掘立柱建物(SB77), ほか土坑 | 未報告 |
| ㉓ | 平成17・18年度 | | 578・603 | 史跡整備 | 塔2(SB224), ほか土坑 | 中道 2016 |
| ㉔ | 平成17・18年度 | | 603 | 史跡整備 | 伽藍地南辺区画溝(SD23), ほか | 中道 2016 |
| ㉕ | 平成15年度 | | 570 | 史跡整備 | 小穴 | 中道 2016 |
| ㉖ | 昭和51年度 | | 31 | 寺域確認 | 伽藍地南東角区画溝(SD23) | 平田・高橋 1982 |
| ㉗ | 昭和53年度 | | 87 | 下水道 | 伽藍地南辺・東辺区画溝(SD23) | 上敷領 1994 |

有吉重蔵・上村昌男・高橋和恵
 上村昌男・有吉重蔵
 小野本敦
 中道誠
 平田貴正・高橋和恵
 上敷領久・木下さおり
 滝口宏
 小野本敦
 上敷領久

1984 武蔵国分寺遺跡調査会年報Ⅱ(第1分冊)
 1982 武蔵国分寺遺跡発掘概報6
 2009 武蔵国分寺遺跡発掘概報34
 2016 国指定史跡武蔵国分僧寺跡発掘調査報告書Ⅰ
 1982 武蔵国分寺遺跡調査会年報Ⅱ(第2分冊)
 2001 武蔵国分寺遺跡発掘概報25
 1985 武蔵国分寺跡遺物整理報告書
 2011 武蔵国分寺跡発掘調査概報37
 1994 武蔵国分寺跡発掘調査概報20

武蔵国分寺遺跡調査会・国分寺市教育委員会
 武蔵国分寺遺跡調査会・国分寺市教育委員会
 国分寺市遺跡調査会・国分寺市教育委員会
 国分寺市教育委員会
 武蔵国分寺遺跡調査会・国分寺市教育委員会
 国分寺市遺跡調査会
 日本考古学協会 仏教遺跡調査特別委員会
 国分寺市遺跡調査会・国分寺市教育委員会
 国分寺市遺跡調査会

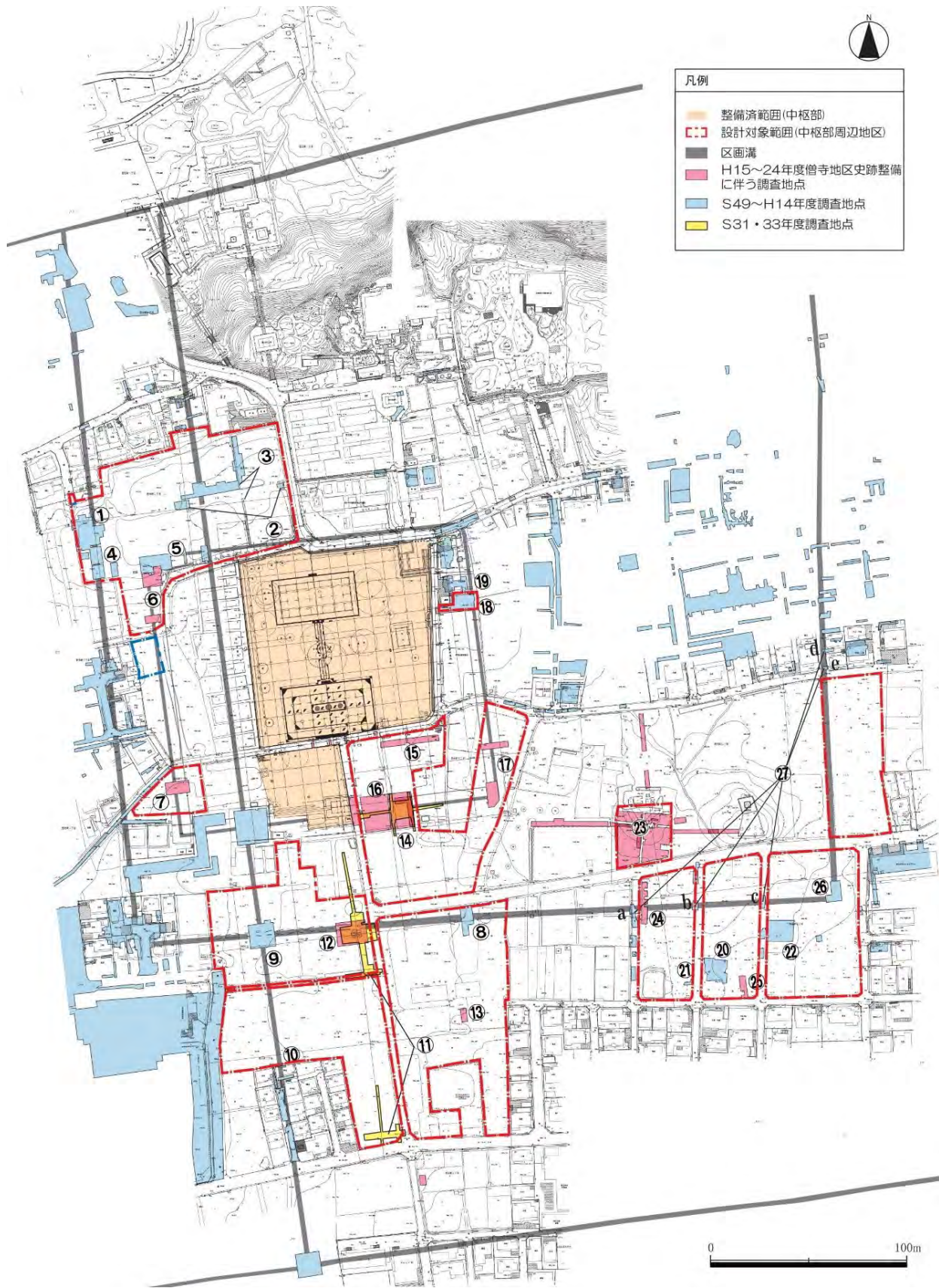


図 18 周辺の発掘調査地点図 ※番号は 28 頁の表の番号に対応

5-2 各地区の調査結果概要

(1) 伽藍中枢地区

本基本設計対象範囲には、**図 18** に示したとおり、伽藍中枢区画施設が含まれており、⑤～⑦地点の北西・南西箇所、⑭～⑰地点の中門東側、⑱・⑲の東辺箇所の各調査地点から、塀・溝などの遺構が発見されている。いずれも断片的な調査で、全貌の詳細は不明確であるが、以下、各調査地点ごとに概要を記す。

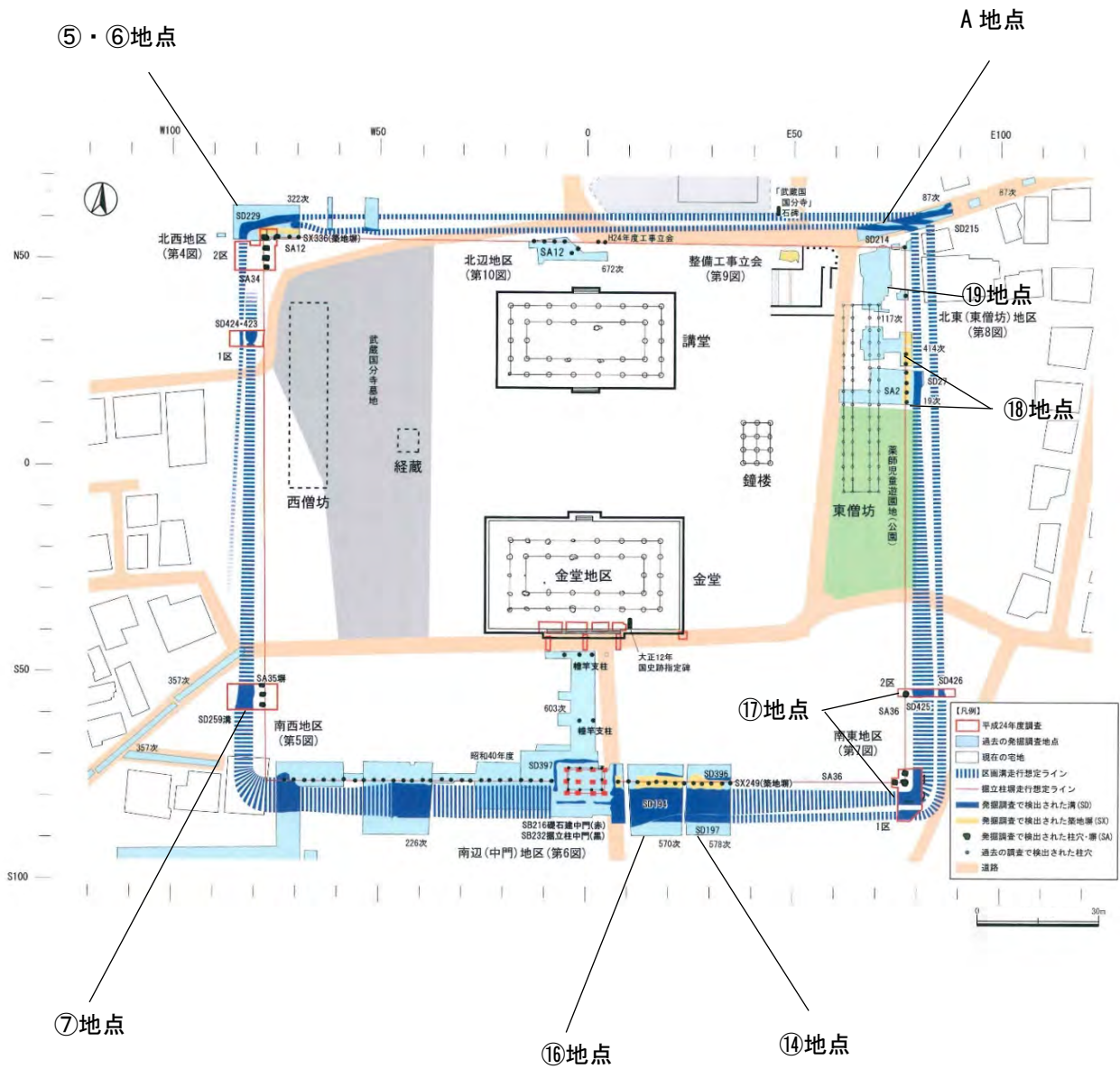


図 19 伽藍中枢部区画施設の調査状況

《第 322 次・第 680 次調査》（図 18-⑤、⑥地点・図 20 参照）

伽藍中樞部区画施設北西隅にあたる部分である。2カ所にトレンチを設定した。一つは、第 322 次調査で検出した 1・2 柱穴および黄白色粘土層の一部を絡めつつ、南側へも約 8 m 拡張した調査区を設けた（2 区）。また、掘立柱塀や溝の南側延長線上の様相を探るため、2 区よりさらに 15 m 離れた南側にも南北 3 m、東西 8 m の調査区を設定した（1 区）。調査の結果、伽藍中樞部の西辺区画塀である SA34 掘立柱塀、西辺区画溝の SD423 溝・SD424 小溝、SX337 特殊遺構、SX335・338・339 不明遺構等が確認された。また、北辺区画塀では SA12 掘立柱塀の 1・2 柱穴と白色粘土層を再確認し、粘土層が SX336 築地塀であることが判明した。なお、北辺区画塀は北東隅（図 19 の⑨地点）でも検出されている（図 21）。

SA12 掘立柱塀

AS-26・27 区に所在し、僧寺中心点の北 54.5 m、西 76.0～78.7 m に位置する。中樞部を区画する北辺の掘立柱塀である。第 322 次調査により 1～4 柱穴の北側部分が検出され、1 柱穴は一部断割りを行い、その他は平面プランの確認で留めている。このうち第 680 次調査では 1・2 柱穴を再確認した。1～4 柱穴はいずれも 1 回の建て替えをした形跡があり、2 時期目の柱穴には柱抜き取り穴が確認される。柱間寸法は約 2.8 m である。塀の主軸方位は 1～4 柱穴間では伽藍中軸線とほぼ直行するが、北東隅柱を含めると東に向かって約 35' 南に振れる。

1 時期目の柱穴（A）の平面プランは 3 柱穴のみ不明だが、その他は方形を基調としており、それに対して 2 時期目の柱穴（B）の平面プランは、円形もしくは楕円形状を呈しているのが特徴である。2 時期目の柱穴は 1 時期目の柱を抜き取ったものを新たな柱掘り方とし、柱を埋めている。1 柱穴の規模は 1 時期目が、東西 1.5 m、南北 1.0 m 以上、深さ 0.8 m を測り、2 時期目が東西 1.2 m、南北が 1.4 m 以上で、深さは 1.0 m を測る。なお、2 時期目の柱穴の上層には SX336 築地塀が重畳しており、SA12 掘立柱塀は一度で替えられた後に、築地塀へと造り替えられている。

SA34 掘立柱塀

AP～AS-26・27 区に所在し、僧寺中心点の北 47.5～54.5 m、西 78.7 m に位置する。中樞部を区画する西辺掘立柱塀である。北側調査区の 2 区において、新たに 2～4 柱穴が検出され、北西隅にあたる 1 本目から 4 本目までの 4 基が並んで確認された。このことによって、SA12 掘立柱塀 1 柱穴が伽藍中樞部を区画する掘立柱塀の北西隅柱であることが確定した。これらの南側延長部にあたる 1 区では、塀の走行位置が後世の掘り込み（SX335）によって柱穴は検出されなかった。なお、2～4 柱穴掘り方の西側は SX339 によって壊されている。柱穴覆土の掘削は行わず平面プランの確認作業に留めたが、2～4 柱穴はいずれも 1 回の建て替えを行った形跡があり、2 時期目の柱穴には柱の抜き取り穴が確認された。SA12 掘立柱塀 1～4 柱穴と様相は類似している。柱の抜き取り痕跡を手掛かりに想定した塀の主軸は、ほぼ伽藍中軸線とほぼ並行する関係にあるが、南西の SA35-8～10 を含めると約 30' 西偏する（図 22）。また柱間寸法は、1 柱穴と 2 柱穴の間が約 2.7 m、2～4 柱穴の間は約 2.4 m を測る。1 時期目の柱穴（A）の平面形は方形で、2 時期目の柱穴（B）は円形もしくは楕円形状を呈し、これも SA12 掘立柱塀 1～4 柱穴と共通した様相といえる。柱穴規模は、いずれも SX339 不明遺構に壊されており明確ではないが、3 A 柱穴が東西 1.2 m 以上、南北 1.0 m、4 A 柱穴が東西 1.0 m 以上、南北 1.0 m を測り、3 B 柱穴が東西 0.8 m 以上、南北 0.8 m、4 B 柱穴が東西 0.6 m 以上、南北 0.8 m を測る。なお、2～4 A・B 柱穴は SX339 不明遺構と重複し、いずれも SX339 不明遺構よりも古い。

SX336 築地塀

AS-26・27区に所在し、僧寺中心点の北54.9～56.3m、西76.2～79.8mに位置する。SX336築地塀は、第322次調査で検出した東西10m以上、南北3.0mに広がる黄白色粘土層を指す。この時の調査では平面検出のみに留めていたが、平成17年度に中門の東側で行った区画南辺の調査（第570次・第578次調査）では、掘立柱塀を覆って築地塀の基底部を構成する掘込地業が確認され、区画塀の変遷が掘立柱塀から築地塀へと移行する様相が判明した。そこで、当該粘土層も版築を伴う築地塀の痕跡であるのか否かを探るために、再度検出したうえで部分的な断ち割り調査を行うこととした。その結果、第680次調査では、粘土の分布はSA12掘立柱塀の北側に沿う形で東西3.8m、南北2.1mにわたって帯状に広がる一方で、西辺のSA34掘立柱塀以西は後世の削平を受けており、築地塀は未検出である。なお、区画北側で検出した粘土層は、その西端でSA12掘立柱塀の柱穴1に重なって広がるため、掘立柱塀よりも新しい時期の所産である。また、この粘土層は1柱穴の北側部分で一部約20cm幅で断ち割りを行ったところ、地山を構成する黒色土を基底部に据え、その上に粘質の褐色土と白色粘土・砂質土を交互に叩き締めながら固く積み上げている状況が確認され、版築を施した形跡が明らかとなった。確認された版築層の残存する層厚は40cmを測り、版築1枚の堆積土は平均して約3～4cm程度と薄く、所々に瓦片が混入しているが、いずれの瓦片も平積の出土状況であった。また、本調査区北西壁際では、これらと同質の版築層上にやや粘性の弱いローム土主体の黄褐色土層が層厚約10cm残存しており、築地塀本体の積み土である可能性が考えられる。これらのことから区画南辺と同様に、区画北西部でも伽藍中枢を圍繞する塀の構造が掘立柱塀から築地塀へ造り替えられたことが判明した。ただし、SA12掘立柱塀も部分的に攪乱されており、柱穴南側が未掘のため全体形状を明らかにしていない。そのため、築地塀の中心位置が掘立柱塀の中心軸線を踏襲しているのか否は現時点で不明である。

SD423 溝

AJ・AK-27・28区に所在し、僧寺中心点の北28.5～31.5m、西82.0mに位置する。中枢部を区画する西辺溝で、南辺のSD194溝や東辺のSD425溝と対応する区画塀外側を巡る大溝である。南側の1区で、溝の東肩がSA34掘立柱塀の西約2.1m離れた位置で検出され、南北は調査区外に延びている。調査区内の北壁に沿ってトレンチ状に覆土の掘削を行った。溝の平面形は、あたかも土坑が数珠状に連続しているような形状をなしている。確認面での最大幅は2.8m、深さは1.0mを測る。覆土の様相から何回かの掘り直しが確認される。遺物は大量の瓦の他に、土師器や須恵器が出土した。第322次調査によって中枢部北西部で確認された区画溝SD229A・B溝の2条の溝は、内側のSD229B溝が北西隅付近で途切れ、外側のSD229A溝が塀を囲んでいる状況が見られた。

第680次調査では、これらの溝の延長部分でトレンチを2本設定したが、2区ではこれらの溝の走行が予測される範囲に、後世の削平および階段を伴う掘り込みSX337・SX338特殊遺構が存在し、明確に溝の延長を捉えることはできなかった。

SD424 溝

AJ・AK-29区に所在し、僧寺中心点の北28.5～31.5m、西84.3mに位置する。中枢部を区画する西辺溝で、南辺のSD197溝や東辺のSD426溝と対応する区画塀の外側を巡る小溝である。南側の1区で、SA34掘立柱塀から西に5.1m、SD423溝の西肩から0.7m西側に離れて並走する。SD423溝と同様に、調査区北壁に沿ってトレンチ状に覆土の掘削を行った。上面幅は0.7m、深さは0.5

mを測り、断面形は逆台形を呈している。なお、SD423 溝と同様に2区では後世の掘り込みによるものか、溝の延長を捉えることはできなかった。

SX337 特殊遺構

AP-28・29区に所在し、僧寺中心点の北46.5～47.5m、西82.5～86.0mに位置する。SX337特殊遺構は南側の断割り部で検出され、階段状の掘り込みを伴う遺構である。トレンチ北壁際で硬化面を伴う階段状の痕跡が確認され、その南側はさらに深く掘り込まれ、深さは1.7m以上を測る。覆土は瓦などの遺物が多量に混入し、中層付近に炭化物を含む焼土層が見られた。なお、Aトレンチで検出されたSX338特殊遺構は本遺構との関係は不明で、またSD229A溝よりも西側に位置しており、溝とは別の掘り込みと判断した。

《第680次調査》(図18-⑦地点・図22参照)

SA35 掘立柱塀

AT・BA-26・27区に所在し、僧寺中心点の北54.1～58.9m、西78.4mに位置する。中枢部を区画する西辺の掘立柱塀である。想定される南西隅柱の位置から数えて、8～10本目にあたる柱穴3基を確認し(8～10柱穴)、10柱穴の北側は調査区の外へと延びている。いずれも平面プランの確認作業のみに留めたが、主軸は伽藍中軸線に対して西に振れ、8～10柱穴の柱間寸法は約2.4m(8尺)等間である。柱穴の平面形は東西に長軸を有する長方形を呈し、規模は8柱穴が東西1.2m、南北1.0m、9柱穴が東西1.3m、南北0.9m、10柱穴が東西1.2m以上、南北0.7m以上を測る。いずれも柱痕跡が確認され、柱痕はどれも掘り方のやや北東側に偏っており、径40cm程の円形プランとして確認できる。このうち9柱穴は、プランの確認状況から新旧2時期の建て替えをした可能性がある。

SD259 溝

AT・BA-28・29区に所在し、僧寺中心点の北54.0～60.0m、西82.5mに位置する。SD259溝は、SA35掘立柱塀の外側を巡る中枢部区画大溝である。SA35掘立柱塀の西側約2.5m離れた位置で検出され、南北は調査区外に延びている。このうち調査区北壁沿い1m幅部分で覆土の掘り下げを行った。断面形は逆台形状を呈し、上面幅5.0m、深さは1.9mを測る。溝の底面はほぼ平坦で、左右の両壁は外形してやや緩やかに立ち上がる。土層の堆積状況から幾度かの掘り返しが行われた形跡が認められ、遺物は覆土中層付近より瓦が多数出土した。なお、区画北西部で確認されたSD424区画溝の延長、及び区画南辺のSX86溝の延長は、本調査区内からは確認されなかった。

《第642次調査》(図18-⑮地点・図23参照)

中門・金堂間の東側で行った調査である。小穴22基(うち柱穴12基)確認された。柱穴は規模・形状や覆土などの類似性から掘立柱建物として復元されるものは確認されなかった。

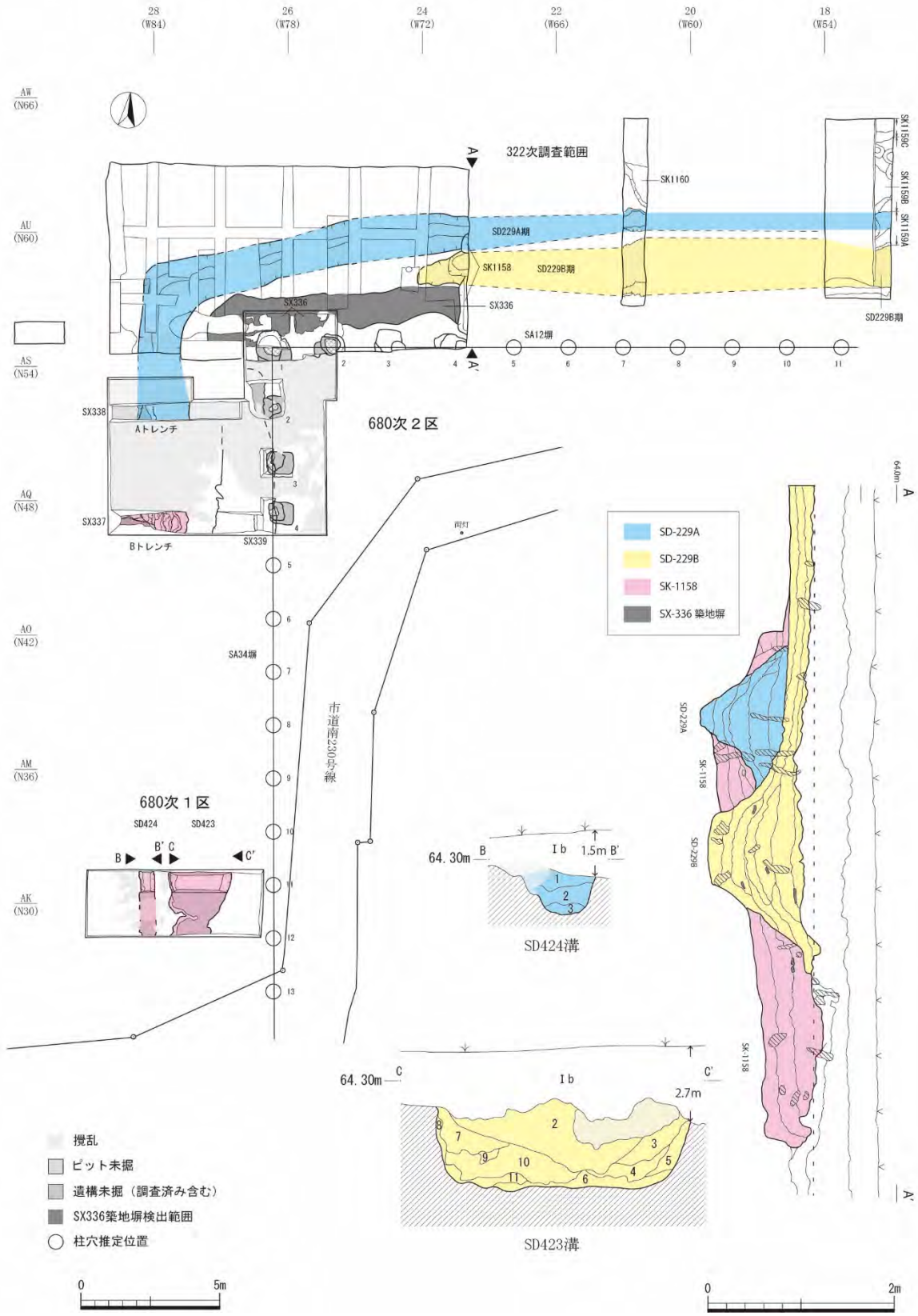


図20 第322次・第680次調査 検出遺構
(中枢部区画施設の北西隅)

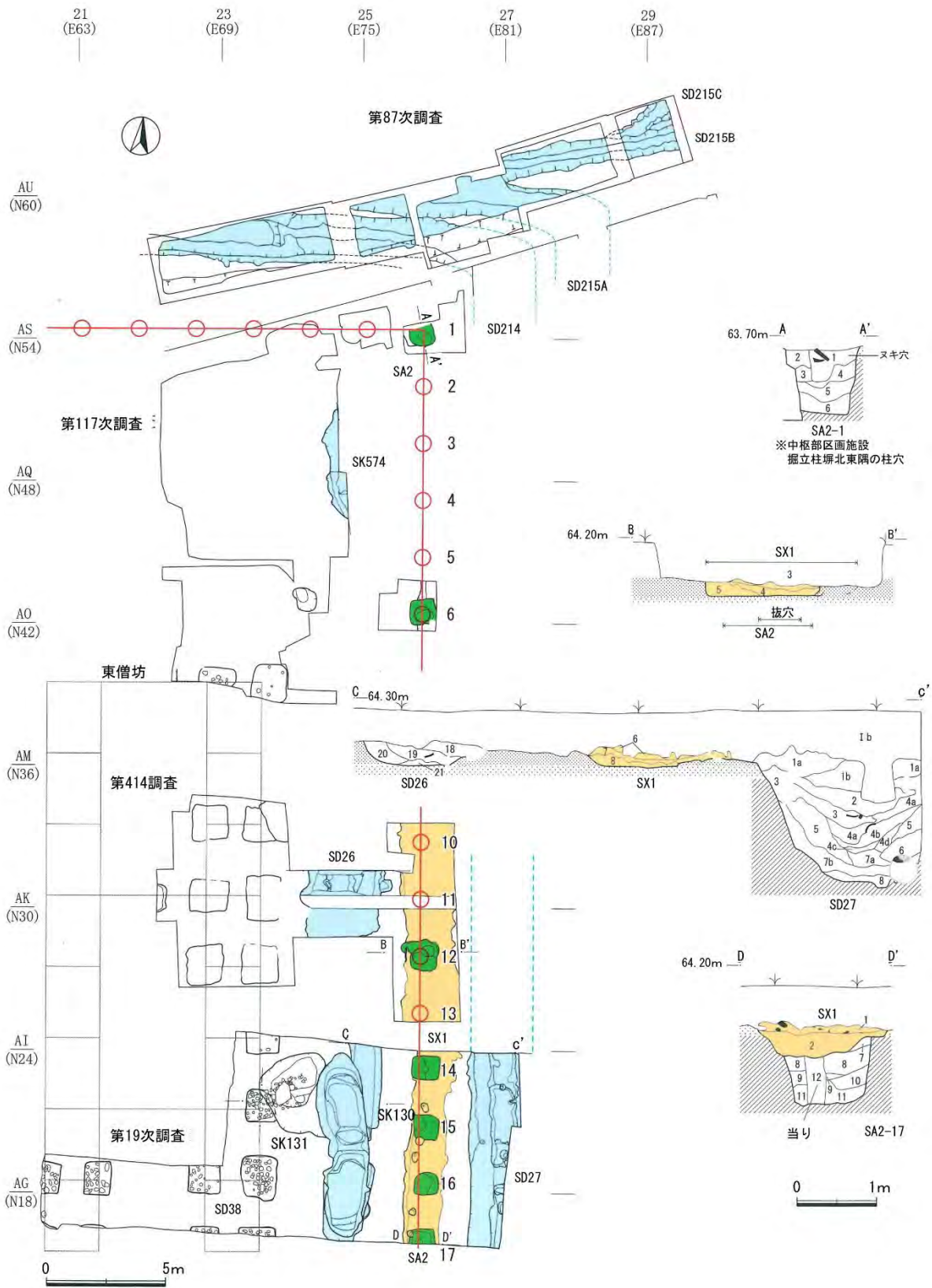


図 21 中枢部区画施設 北東隅部 検出遺構

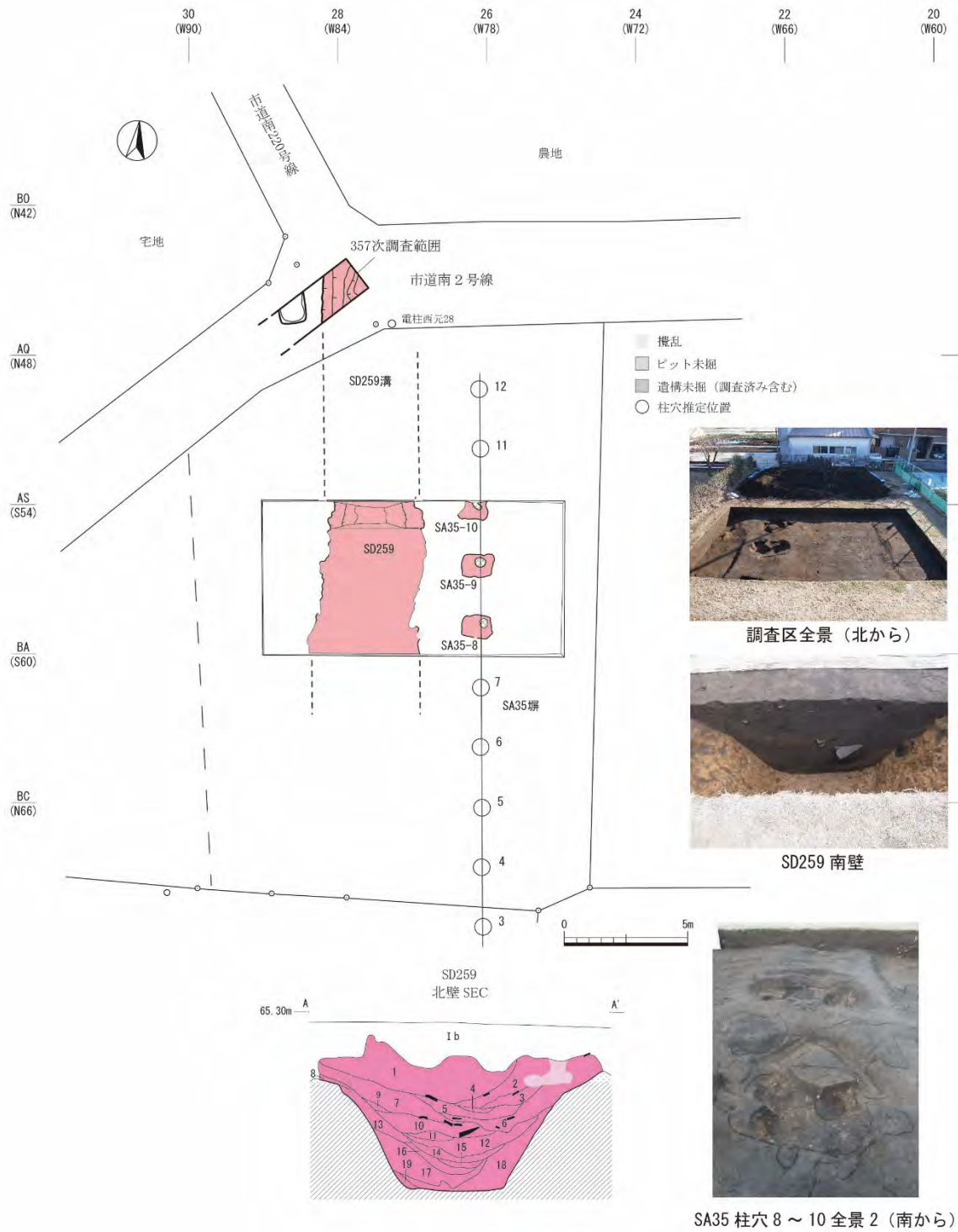


図 22 第 680 次調査 検出遺構
 (中枢部区画施設の南西隅)

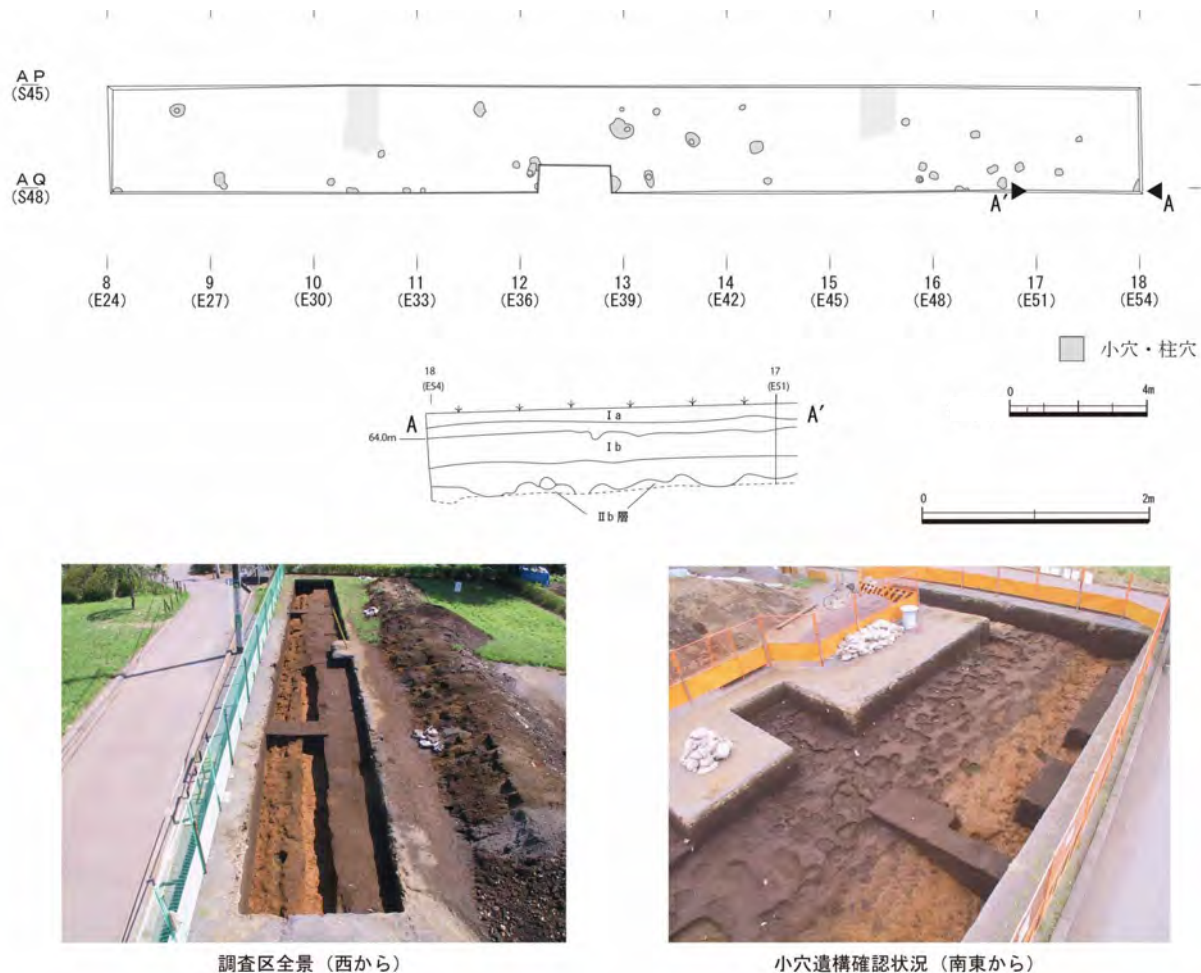


図 23 第 642 次調査 検出遺構（中門・金堂間の東側）

《第 578 次・第 603 次調査》（図 18-⑭・⑯地点・図 24 参照）

第 578 次調査 中枢部南辺区画施設（中門東）の調査である。

第 603 次調査 中門地区の調査である。検出遺構 SA33 掘立柱塀は BG-2～12 区に所在し、僧寺中心点の南 76.6m、東 8.0～36.5m に位置する。

SA33 掘立柱塀

SB21 中門の東側に取り付く中枢部区画南面塀である。中門調査区の東側（道路上調査部分）において 1 柱穴、区画南辺調査区において 2～5・10～13 柱穴を確認した。検出状況は、SA33 掘立柱塀の上層に SX249 築地塀の掘込地業が覆っており、昭和 33 年度調査東側旧トレンチの断面観察によって 12 柱穴を確認することができた。このため、その他の柱穴については、SX249 築地塀の断割りを行って、1・4・5・10 柱穴の北側半分、2 柱穴の東側半分、3・13 柱穴の西側半分のプラン確認を行い、11・12 柱穴はベルトを残して全体を確認して掘り方底面まで掘削を行った。なお、12 柱穴は、昭和 33 年度の断割りにより、東半部の掘り方下端のみ残存する。主軸方向は、伽藍中軸線に対して直交せず、東に向かって約 90° 南に振れる。同じく東に向かって南に振れる SB216 中門西側の SA10 掘立柱塀よりさらに南に振れ、わずかであるが中門を挟んで主軸方向にずれがある。柱間寸法は、いずれも 8（約 2.4m）等間で、SB216 中門 4-2 柱位置から 1 柱穴までは約 3.9m を測る。規模は、ほぼ全体を確認し 11 柱穴で、11 柱穴は東西 1.4m、南北 1.3m の平

面隅丸方形を呈し、深さは0.9mを測る。その他は、1柱穴が東西1.4m、南北1.2m、2柱穴が南北0.6m、3柱穴が南北1.2m、4柱穴が東西1.6m、5柱穴が東西1.4m、10柱穴が東西1.3m、12柱穴が南北1.4m、深さ1.0m、13柱穴が南北1.2mを測り、2柱穴は他の柱穴に比べて規模が小さい。いずれも建替えの痕跡は無く、1回の柱の抜き取りを確認した。柱の抜き取り方向は、2・3柱穴が北、10・13柱穴が西、5・11・12柱穴が東と想定され、SA10 掘立柱塀で確認された柱穴間を溝状に連結する柱の抜き取り穴は見られなかった。掘り方底面まで掘削した11・12では柱痕跡や礎板等も確認されなかったが、柱位置は設定したベルト幅40cm内に収まるものと考えられ、およそその柱位置が判明した。SA33 掘立柱塀は、SX249 築地塀とSK3282 土坑と重複関係にあり、両者より古い。遺物は瓦片が少量出土する。

SX249 築地塀

BF～BH-2～12区に所在し、僧寺中心点の南74.4～78.8m、東7.2～36.5mに位置する。SX249 築地塀は、SB216 中門の東側に取り付くSA33 掘立柱塀から建て替えられた中枢部区画南辺塀で、昭和33年度調査において回廊かと想定された土壇跡である。西端はSB216 中門東妻柱から2.8m東に位置し、中門と区画南辺調査区の間で後世の掘り込みによって一部途切れるが、東は区画南辺調査区の東壁まで延びる。SA33 掘立柱塀の上層に沿って東西29.3m、南北幅最大3.7mの範囲で帯状に検出された。SX249 築地塀は、昭和33年度の東側・中央旧トレンチおよび新たに設定した断割り部において断面観察を行った。その結果、SX249 築地塀の下層よりSA33 掘立柱塀1～5・10～13柱穴を検出し、区画南辺塀は掘立柱塀から築地塀への建て替えていること確認した。検出された痕跡は、築地塀の基底部となる深さ40cmの掘込地業部である。SA33 掘立柱塀の柱を抜いた後に掘込地業が施される。版築の最下層は共通して白色粘土粒を少量含む黒色土や黒褐色土層であるが、その上層は場所によって異なる様相を呈し、少なくとも3つの作業単位があったことが想定される。SA33-1～5柱穴上では4～8層の版築層が確認され、上層の暗褐色土層に女瓦や男瓦片が突き込まれる。これとは別に、SA33-10柱穴上を境にして西側（9柱穴上～10柱穴西半）と東側（10柱穴東半～13柱穴上）は作業単位が分かれ、西から東の順に地業を施している。前者は中央旧トレンチ断面では8層の細かい版築が確認され、後者は比較的厚みのある3層の版築からなり、いずれも瓦を突き込んだ形跡はみられない。築地本体部分は削平されているが、SD194溝（C期）やSD396溝のローム土を多量含む覆土が築地塀の崩壊土と想定される。今回築地塀が検出されなかった中門西側においてもSD194溝やSD396溝に築地塀の崩壊土が堆積しており、中門東側と同様に掘立柱塀から築地塀への建て替えがあったと考えられる。SX249 築地塀は、塀の内外に伴うSD194溝（C期）とSD396溝によって切られ、この間が築地塀本体の基底幅の最大値を示し、南北約2.1mを測る。SX249 築地塀は、SD194溝（C期）・SD396溝・SK3282土坑に切られ、SD397溝を切る。

SD194 溝

中門西側はBG～BJ-2～5区に所在し、南77.4～85.5m、西7.3～16.5m、中門東側は、BH・BJ-2～12区に所在し、僧寺中心点の南77.3～87.6m、東6.2～36.5mに位置する。中枢部区画施設の南辺溝で、SA10・33 掘立柱塀の外周を巡る大溝である。これまでに昭和33年度、昭和40年度、第226次・第360次調査で確認されている。南東隅における調査は区画南東で後述する。中門付近におけるSD194溝は、昭和40年度調査で検出されているが、その範囲は必ずしも明確ではなく、今回、改めて溝の範囲を確認した結果、中門の前面は土橋状に掘り残されていること

を確認した。中門の西側の溝は、中門調査区南西で東端と北端を確認し、中門の東側の溝は道路上調査区で西端と北端を検出した。SB216 中門妻柱から西側溝が約 2.2m、東側溝が約 1.6mの位置でそれぞれ立ち上がる。区画南辺調査区内では昭和 33 年度調査に 3 本のトレンチを入れて断割り調査が行われ（中央・東側・西側旧トレンチ）、中央旧トレンチでは溝の底面まで確認されている。この覆土の様相から、A～C 期に区分できる。なお、B216 中門の西側の溝についても、第 226 次調査によって同様の変遷が確認されている。

SD194 溝A期

A 期は壁断面の土層観察によると、上面幅 2.7m、底面幅 1.9m、深さは 1.5m を測る。SA33 掘立柱塀の塀心より溝心までの距離は約 4.6m である。覆土は黒褐色土を主体とする自然堆積で上層に微量の白色粘土粒が含まれる。底部は 0.1m ほどローム土を貼って底面を形成する。この特徴は寺院地及び伽藍地区画溝と共通する。底面は格子状の掘り方が確認され、これは第 226 次調査区においても同様の形状が見られ、溝を掘る作業単位を示すものと想定される。遺物は断面観察により少量含まれている。

SD194 溝B期

B 期は壁断面の土層観察によると、上面幅 4.5m、底面幅 2.5m、深さは 1.4m を測る。A 期の北側の立ち上がり部分を削って掘り込まれ、底面はロームブロック主体土により形成する。覆土は黒褐色土を主体とする自然堆積で白色粘土粒が少量混入する。瓦片が少量出土する。

SD194 溝C期

C 期は壁断面の土層観察によると、上面幅 5.9m、底面幅 1.5m、深さは 1.0m を測る。覆土は多量のローム土や白色粘土を含み、6 層に細分されるが、ローム土の混入具合により 2 層に大別される。特に上層はローム土を多量に含み、SX249 築地塀の崩壊土と想定される。遺構確認面で検出された SD194 溝の範囲はほぼ C 期にあたる。溝の南端については、中央・東側旧トレンチと区画南辺調査区の南西隅の断割り断面で確認し、幅が 6.4～9.9m を測り、SB216 中門近くは幅が広がる。C 期は、SD197 溝、SK3273・SK3274・SK3283 土坑、SX249 築地塀を切り、SK3439 土坑によって切られる。

SD197 溝

BJ-西 1～東 12 区に所在し、僧寺中心点の南 84.8～85.6m、西 0.5～東 36.5m に位置する。中樞部区画南辺小溝で、SD194 溝の外側を巡る。中門および区画南辺調査区の南側で検出された。SB216 中門前面では SX292 硬質層によって覆われており、これを断割るとその下層から SD197 溝が検出され、中門前面も一連の溝として掘り込まれていることがわかった。区画南辺においては、昭和 33 年度中央・東側旧トレンチと本調査で設定した調査区南西隅の断割り（A トレンチ）断面によって確認した。なお、中門の西側については、第 226 次調査で検出されている。SA33 掘立柱塀より約 8.8m 南に位置し、規模は上面幅 1.6～2.4m、底面幅 0.7～0.8m、確認面からの深さ 1.0m を測り、断面は逆台形状を呈す。覆土は 5 層に細分されるが、黒褐色土を主体として上層には白色粘土粒が含まれる。遺物は瓦が少量出土する。SD197 溝は、SX292 硬質面に覆われ、SD194 溝・SK3283 土坑に切られる。

SD396 溝

BF・BG-5～12 区に所在し、僧寺中心点の南 74.5～75.5m、東 17.5～36.5m に位置する。中樞部区画塀の内側に巡る南辺溝である。区画南辺調査区で溝の西端部が確認され、東は調査区外に

延びる。SA33 掘立柱塀 9～13 柱穴では塀から約 1.4m 北側で並行するが、9 柱穴以西は緩やかに北に振れて西端となる。5 柱穴付近では塀から約 2.4m 北側に位置する。幅 0.4～0.9m、深さは 0.2～0.5m で西端部が最も深い。覆土は白色粘土を多く含むローム土主体の褐色土で、SD194 溝 C 期覆土と類似し、築地塀の崩壊土と考えられる。このことから SX249 築地塀の掘込地業を切っているが、築地塀に伴う溝と想定される。遺物は瓦片が出土する。



図 24 第 578 次・第 603 次調査 検出遺構

《第 680 次調査》（図 18-⑰地点・図 25 参照）

区画南辺堀の SA33 掘立柱堀 29・30 柱穴と区画東辺堀の SA36 掘立柱堀 1・2 柱穴、区画南辺溝の SD194・SD197 溝、区画東辺溝の SD425・426 溝で、中枢部区画施設の掘立柱堀の南東隅の柱穴を確認した。

SA33 掘立柱堀

BG・BH-25・26 区に所在し、僧寺中心点の南 77.6m、東 74.3～76.7m に位置する。中枢部区画南辺掘立柱堀の中門東側にあたる。南側調査区（1 区）において、SB216 中門側から数えて、29 本目と 30 本目を検出した。30 柱穴が区画堀の南東隅の柱で、この北に SA36 掘立柱堀の柱穴が検出されている。いずれも平面プランの確認に留めた。主軸は、中門地区および区画南辺調査区において検出された 1～5・10～13 柱穴と合わせると、伽藍中軸線に直行せず、中門から南東隅に向かいわずかに南に振れている。柱間寸法は、8 尺（約 2.4m）である。30 柱穴では、1 回の建て替えが認められ、29・30 柱穴はともに柱抜き取り穴が確認される。29 柱穴は、東西 0.9m、南北 1.1m の隅丸長方形である。30 柱穴は、1 時期目の柱穴（A）が東西 1.3m、南北 1.5m の隅丸長方形で、2 時期目の柱穴（B）が東西 1.4m、南北 0.8m の楕円形状を呈す。なお、中枢部区画施設南辺の中門東側で確認した SA33 掘立柱堀上層の SX249 築地堀は検出されなかった。

SA36 掘立柱堀

AT～BH-25 区に所在し、僧寺中心点の南 56.2～77.6m、東 76.6m に位置する。中枢部区画東辺の掘立柱堀で、第 17 次・第 117 次・第 414 次調査で確認された SA12 掘立柱堀（図 21）と同一の堀である。区画堀の南東隅の柱から数えて、1・2 本目（1・2 柱穴）を南側調査区（1 区）、10 本目（10 柱穴）を北側調査区（2 区）で検出した。なお、SA36 掘立柱堀 1 柱穴は SA33 掘立柱堀 30 柱穴と同一の柱穴で区画堀の南東隅柱にあたる。主軸は、伽藍中軸線に対して約 40' 東に振れる。柱穴 1 から 10 の間の柱間寸法は約 2.4m 等間と考えられる。いずれも柱抜き取り穴が確認され、1・10 柱穴は 1 回建て替えた形跡がうかがえる。2 柱穴は、東西 1.2m、南北 1.0m で東西に長い隅丸長方形を呈し、10 柱穴は 1 時期目（A）が東西 1.1m、南北 1.2m 以上で南北に長い隅丸長方形、2 時期目（B）が一辺 1.0m のやや不整形な隅丸長方形を呈す。10 柱穴の柱抜き取り穴の覆土は白色粘土を多量に含み、瓦が多く混入する。なお、中枢部区画施設北東地区で確認された SA12 掘立柱堀の上に重畳する SX 1 硬質面（図 21）や、区画南辺で検出された築地堀（図 24）は、当該範囲の中では確認されなかった。

SD194 溝

BG～BJ-25・26 区に所在し、僧寺中心点の南 80.1～85.0m、東西 75.0～77.6m に位置する。中枢部区画施設南辺堀の外側を巡る区画大溝である。1 区で区画大溝の南東隅を確認した。平面プランのみの確認だが、その形状から南辺 SD194 溝と東辺 SD425 溝は一部重複し連結するが、それぞれの掘り込みはコーナー付近で立ち上がり、区画溝の南東隅は一部掘り残していることが判明した。1 区西壁際で覆土の掘り下げを行い、溝の深さや断面形状の確認を行った。上面幅 5.2m、深さは確認面から最深部で 1.5m、掘り方形状・覆土の堆積状況の観察から 3 時期（A～C）に大別される。A・C 期は区画南辺調査区と同じ様相を呈し、C 期の上層には築地の崩壊土と想定されるローム土主体層が堆積する。ただし、本調査区における B 期は、確認面から 2.0m 以上と深く、A 期の南側の壁を壊して掘り込まれている点で区画南辺と異なる。なお、区画南辺の B 期は A 期の北側壁を掘り込み、底面はロームブロック主体層が堆積するが、本調査区の A 期 22 層がこれに対応する可能性がある。

SD197 溝

BJ-25 区に所在し、僧寺中心点の南 86.3m、東 75.0～76.0m に位置する。中枢部区画施設南辺小溝で SD194 溝の外側を巡る。1 区で一部確認したが、区画溝の南東屈曲点はさらに調査区の東側に延びる。1 区西壁際で覆土の掘り下げを行い、溝の深さや断面形状の確認をした。上面幅 1.1

m、深さは0.7mを測り、断面は逆台形状を呈する。覆土は黒褐色土を主体とする。

SD425 溝

AT～BI-25・27区に所在し、僧寺中心点の南55.0～81.6m、東81.3mに位置する。中枢部区画塀の外側を巡る東辺大溝で、1・2区でその一部を確認した。2区の南壁沿い1m幅で覆土の掘り下げを行った結果、北側延長で検出されたSD27溝(図21)と同一の区画溝で、南辺区画溝のSD194溝(図24)に対応する溝であることを確認した。掘り方形状や覆土の堆積状況から3時期(A～C期)に大別され、1区のSD194A～C期に対応するものと考えられる。A期は、断面逆台形状で上面幅2.0m以上、底面幅1.0m、深さは1.0mを測る。B期は、上面幅2.9m、底面幅1.6m、深さはA期より深く1.5mを測り、断面逆台形状を呈す。C期は上面幅5.2m、深さ0.8mと幅広く浅い掘り込みで、ローム粒子を多量に含む層がみられる。

SD426 溝

AT-28区に所在し、僧寺中心点の南55.0～57.0m、東85.5mに位置する。中枢部区画の東辺小溝でSD425溝の外側を巡る。規模や形状から区画南辺のSD197溝(図24)と一連の溝と想定される。2区でその一部を確認し、前述のとおり南東隅は調査区外に位置する。南壁沿い1m幅で覆土の掘り下げを行った。上面幅1.2m、深さは0.8mを測り、断面形は逆台形状を呈する。覆土は5層に細分され、黒褐色土を主体とする。

《第19次・第117次・第414次調査》(図18-⑱・⑲地点・図26参照)

SB38 礎石建物

東僧坊である。僧寺中心点より北16.2～40.1m、東61.7～71.8mの範囲で確認した。礎石据え方は平面形が一辺約1.1～1.5mの隅丸方形で、深さは約0.8mを測る。5-3の礎石がSK131土坑内に落ち込んで検出された以外は全て失われているが、確認面には根石が残存している。底面から黒色土とローム土および川原石を突き固めた地業を行っている。梁行4間の二面庇建物である。桁行3間ごとに坊間を設ける。建物の主軸は、僧寺中軸線に並行する。柱間は、梁行が身舎1間8尺・庇1間7尺、桁行が1間10尺である。

SA2 掘立柱塀

伽藍中枢部を囲う掘立柱塀である。僧寺中心点より北15.9～54.7m、東77.0～81.3mの範囲で確認した。東僧坊東側柱心からの距離は東へ約6.9mである。柱穴は平面形が一辺約1.0～1.2mの隅丸方形で、深さは約0.8mを測る。柱間は8尺である。柱穴列の主軸は、僧寺中軸線に並行する。

SX1 硬質面

SA2掘立柱塀の上面で検出された硬質面である。SA2掘立柱塀の上面を約20～30cm掘り込んで整地し、黄褐色土と黒褐色土を積み上げている。最下層の以外の堆積土は非常に緻密で硬質である。上面幅は約1.5～2.5mを測る。

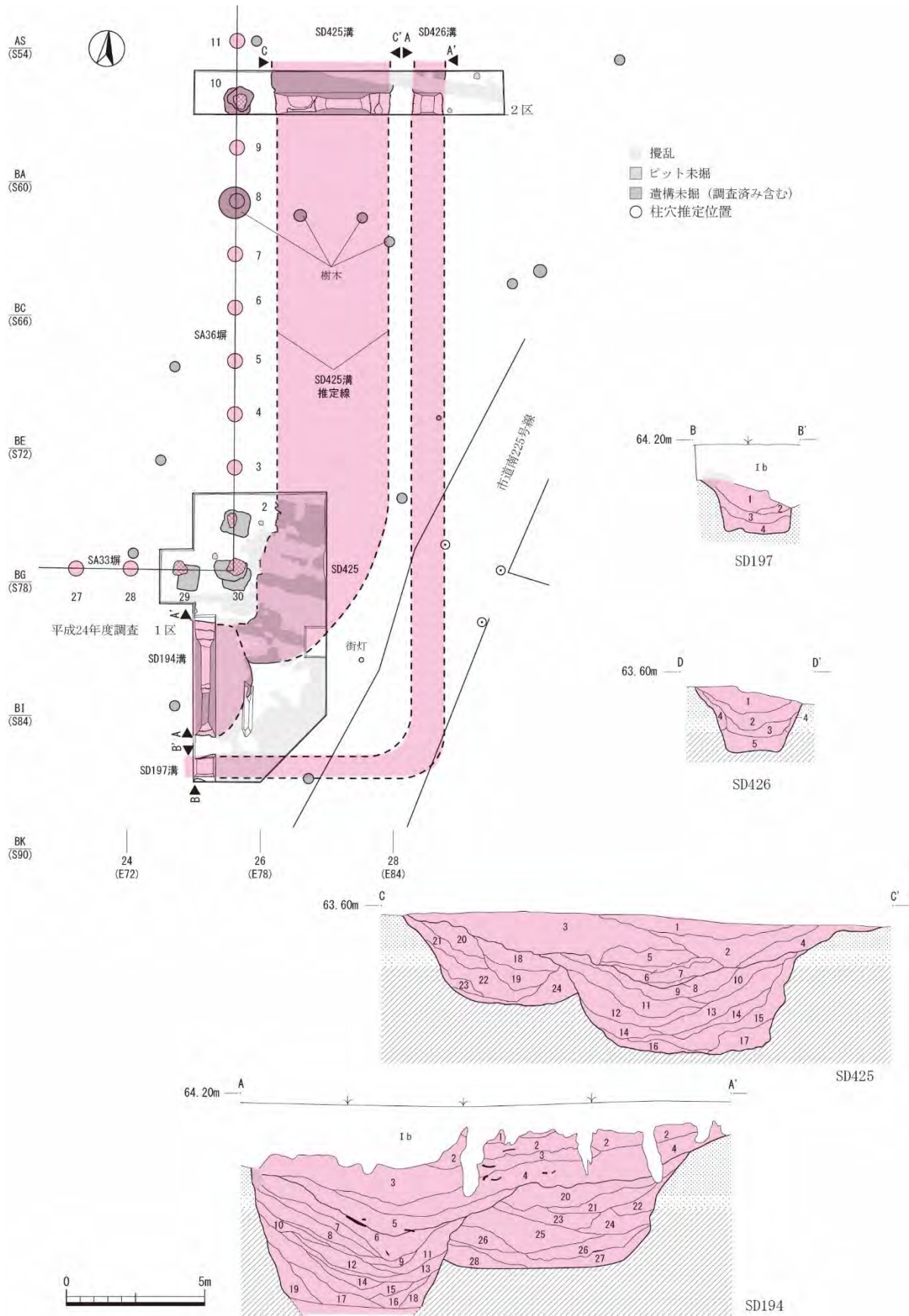


図 25 第 680 次調査 検出遺構

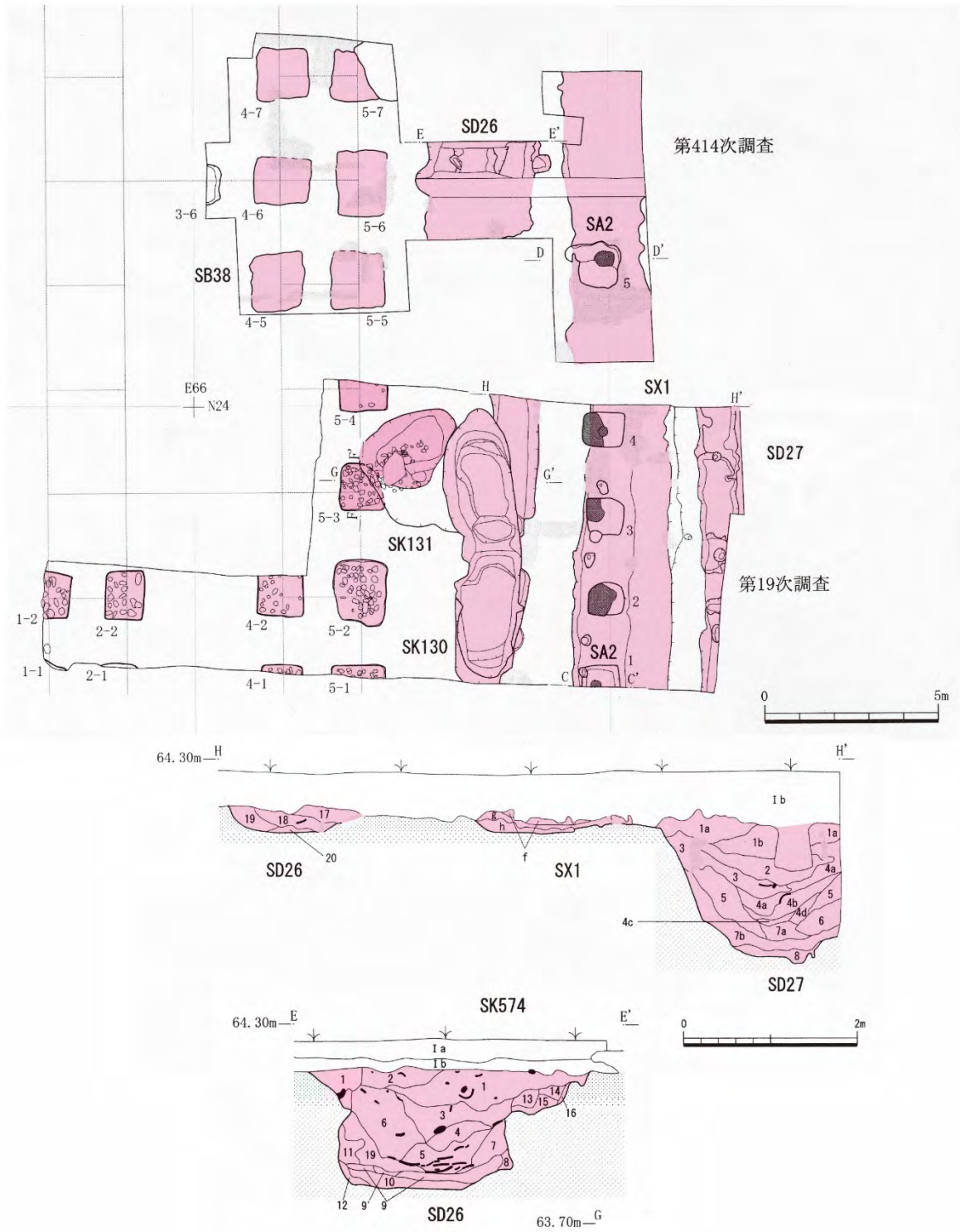


图 26 第 19 次・第 414 次調査 検出遺構

(2) 南門地区

今次の基本設計における南門地区周辺は、中門から府中市参道口に至る区間のうち、南門および伽藍地区画溝を中心とした範囲で、僧寺跡の南側導入部分に相当する(図 27)。当該地区では、これまでに9次におよぶ発掘調査が行われ(昭和33年度の日本考古学協会仏教遺跡調査特別委員会によるA・B・D地区、武蔵国分寺跡第30次・第202次・第265次・第570次・第578次・第603次・第642次・第680次調査)、このうち復元整備の対象となる遺構は、SB215南門・SD23伽藍地区画溝・SX316橋脚遺構をはじめ、平成28年度に施工した中門基壇復元工事で門に付帯して伽藍中枢部南辺を画するSX249築地塀とSD194・197・295溝を平面表示したが、その東側延長部分も含んでいる。

《第30次調査》(図18-⑧地点・図28参照)

SD23 伽藍地区画溝

上面幅約3m、底面幅1.3~1.55m、深さ1.1~1.2mの素掘り溝で、底面はロームブロックを主体とする土で5~10cm埋め込まれている。一回以上の掘り直しが認められる。溝北壁寄り上層に幅0.5~0.8mのSX3硬質面が認められ、上面には多量の土器が投棄されていた。

《第202次調査》(図18-⑨地点・図29参照)

SD23 伽藍地区画溝

東西溝である。南北方向で寺院地西側を区画していたSD72古寺院地区画溝を埋め、新たな伽藍地区画溝として掘削された。覆土と断面形態の観察から(古)A・B・C(新)の3時期が認められた。A期の規模は上面幅2.3~2.6m、底面幅0.7~0.9m、深さ約1.0mを測り、部分的にローム土による深さ0.1~0.2mの構築時の埋め込みによって底面が構築される。断面は逆台形を呈する。B期の規模は上面幅2.3~2.6m、底面幅0.7~0.9m、深さ約0.9mを測り、断面は逆台形を呈する。C期の規模は上面幅2.3~2.6m、底面幅0.7~0.9m、深さ約0.6mを測り、断面は逆台形を呈する。A・B期は上面幅と底面幅はほぼ同じで、深さがやや浅くなるが、C期では規模がやや縮小している。なお、A期の掘り込みは、SD72古寺院地区画溝の底面を掘り抜いてローム層を掘り込んでおり、そこにさらに部分的ではあるが、ローム土による構築時埋め込みを行って、より安定した底面を構築しようとする意図が認められた。遺物は上層から須恵器、瓦、鉄釘、B期溝より鉄器鋤先等が出土している。

SD72 古寺院地区画溝

武蔵国分寺創建段階に掘削された区画溝であり、直行する形でSD23伽藍地南辺区画溝に切られている。規模は上面幅約1.9m、底面幅1.0~1.2m、深さが0.9mを測り、底面は全面にわたってロームブロックによる深さ0.1~0.2mの構築時埋め込みがある。断面は逆台形を呈するが、詳細に観察すると底面からほぼ垂直に約0.2m程立ち上がり、そこから上面にかけて約45°の角度で広がっている。また、堆積状況は人為的に埋め戻されたローム混じりの褐色土と黒色土であり、堆積土中ほどには黒色土の硬質面が確認され、埋め戻す途中で叩き締めが行われた可能性がある。

《第265次調査》(図18-⑩地点・図30参照)

SD72 古寺院地区画溝

僧寺の区画変更によって埋め戻された溝である。僧寺中心点より南210.2m、西45mの範囲で検出した。上面幅2.0m、底面幅1.2m、深さ約80cmを測り、断面は逆台形状を呈する。覆土上面は人為的に埋め戻され、底面にはロームブロックによる埋め込み土層が確認された。

SB103A・B掘立柱建物

2基の柱穴で構成される。

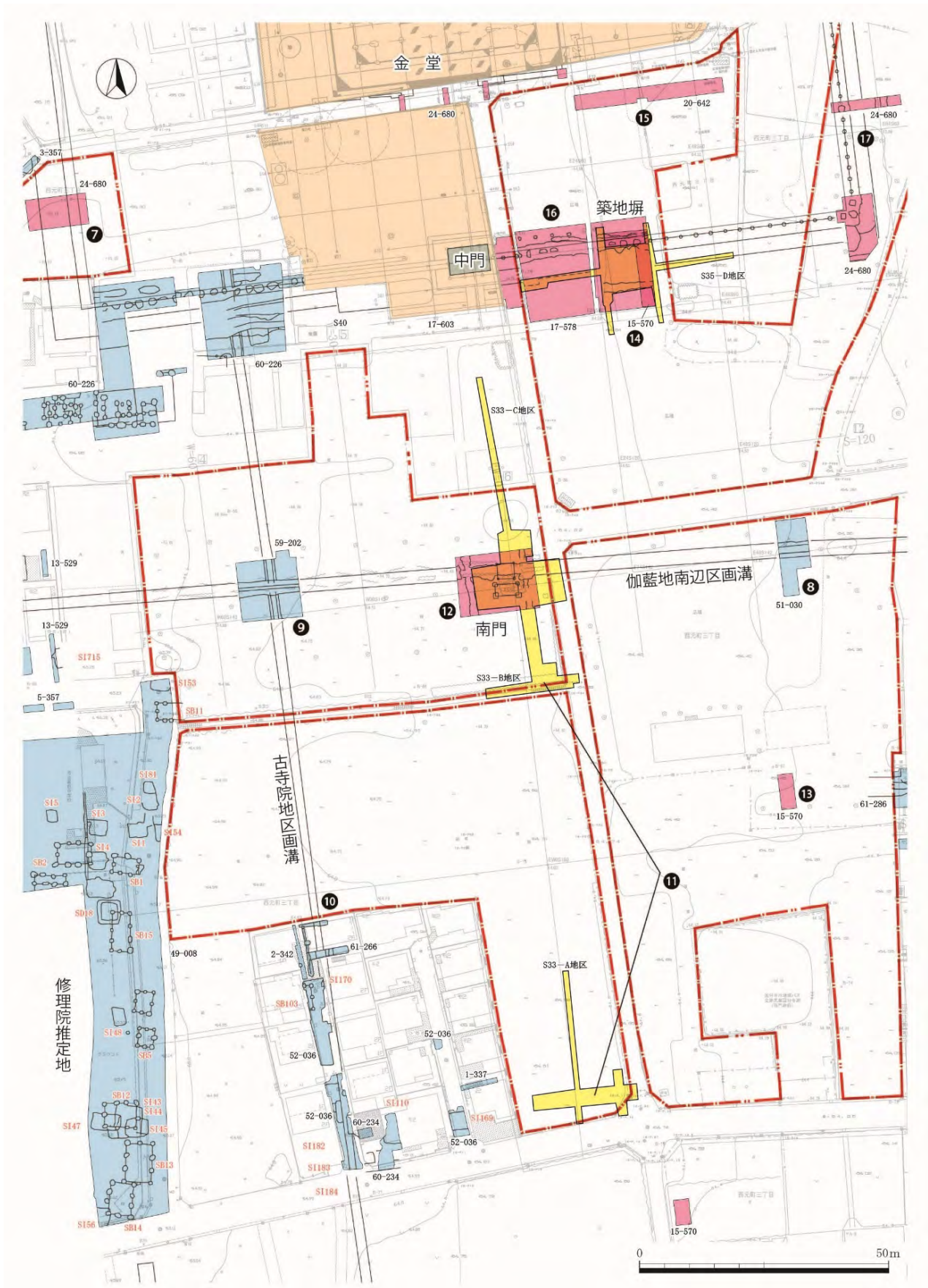
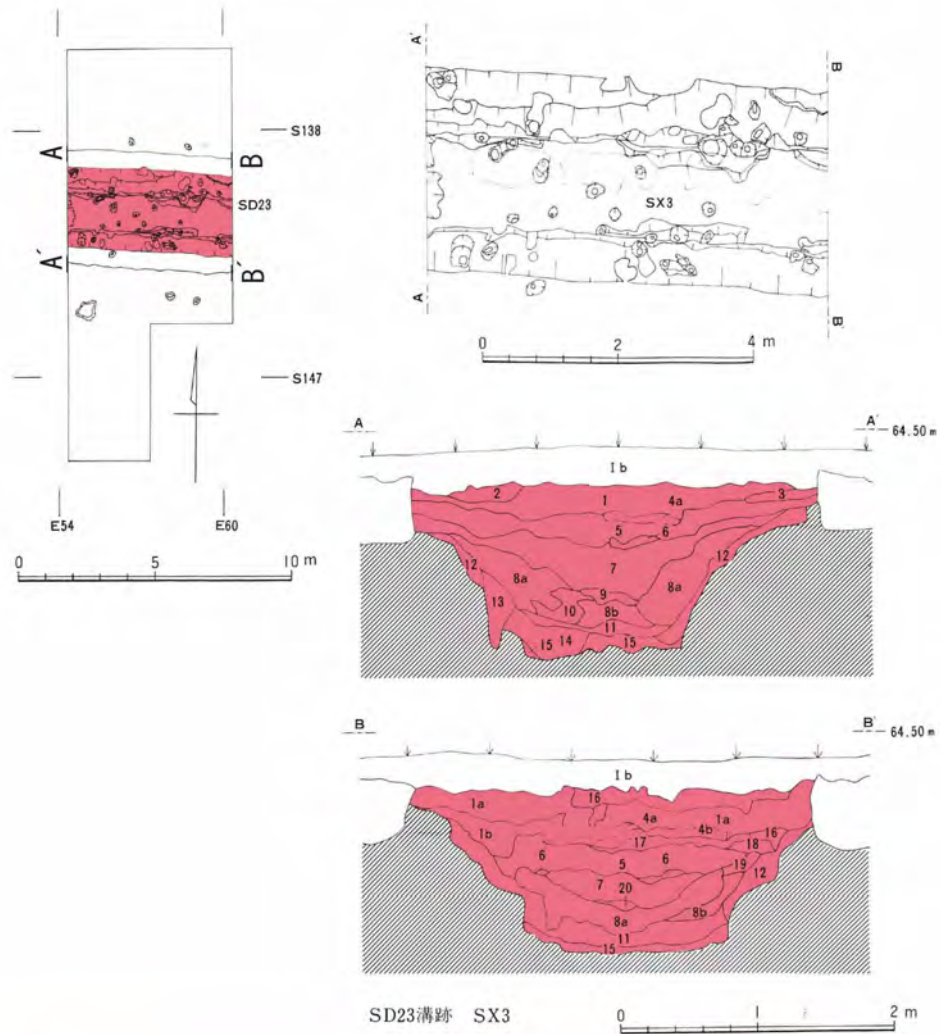


図 27 南門地区の調査状況



SD23溝跡 SX3



SD23 全景 (西から)



SD23 全景 (北から)

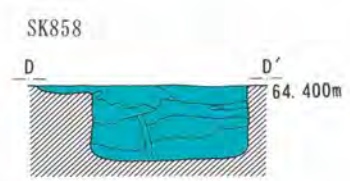
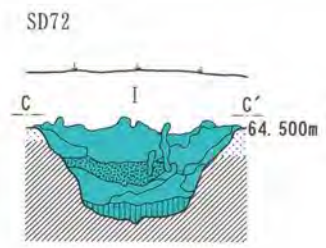
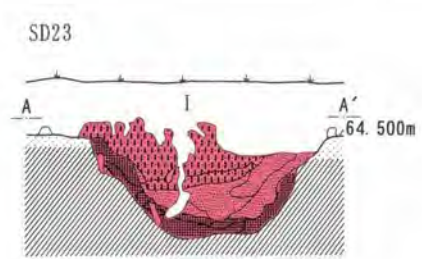
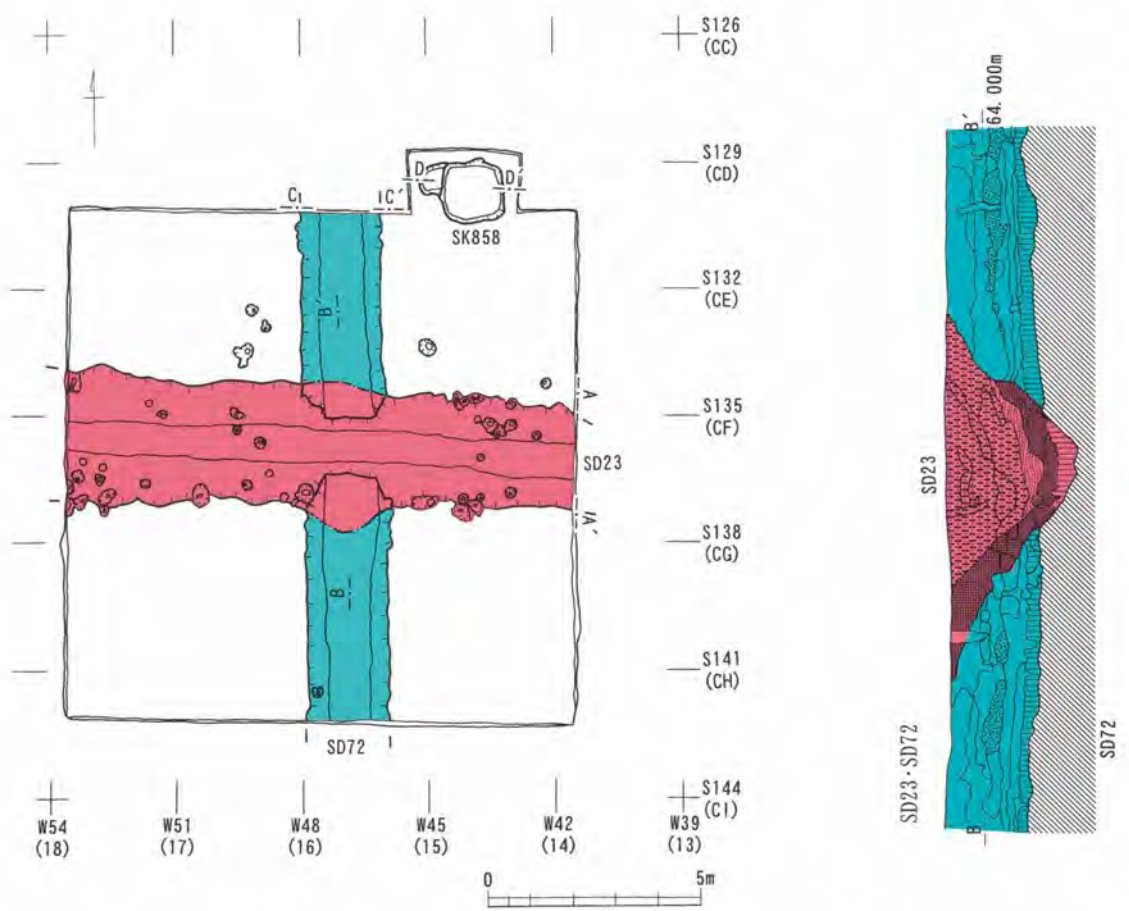


東壁セクション



SX30 全景 (西から)

図 28 第 30 次調査 検出遺構



- SD23 A期
- SD23 B期
- SD23 C期
- 硬質土 (黒色土)
- ロームブロック層 (A期構築土)

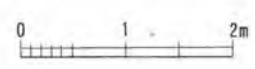
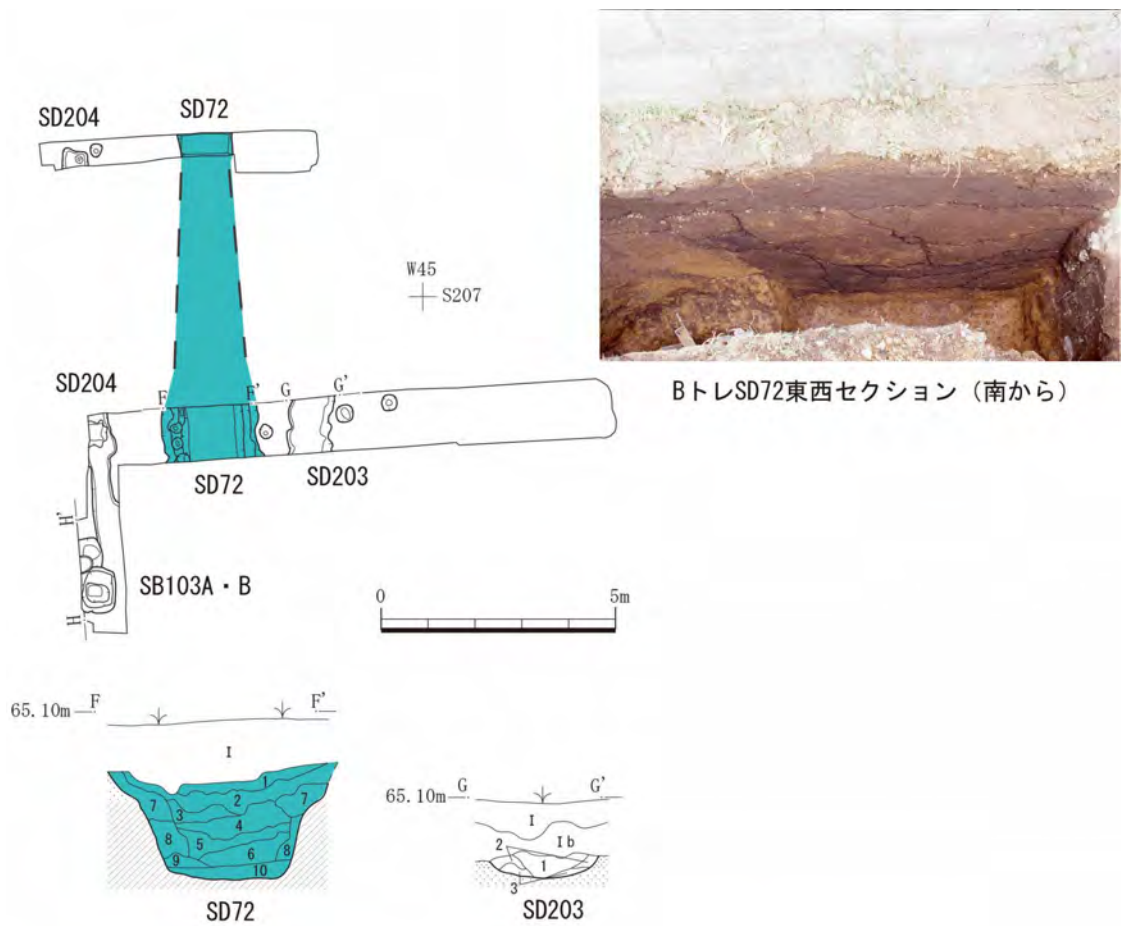


図 29 第 202 次調査 検出遺構



BトレSD72東西セクション（南から）



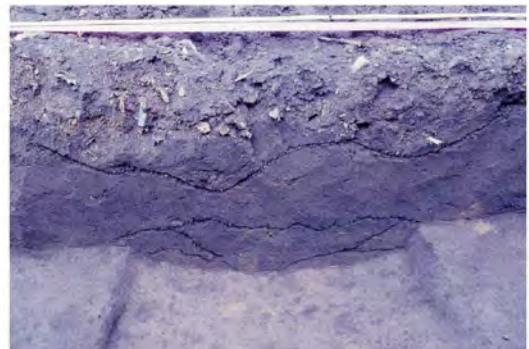
AトレSD72全景（西から）



AトレSD204全景（北から）



AトレSD204南北セクション（東から）



AトレSD203東西セクション（南から）

図30 第265次調査 検出遺構

《日本考古学協会仏教遺跡調査特別委員会による学術調査》（図 18-⑪・⑭地点・図 31 参照）

金・講堂の心々間を通る中心線を南に延長し、金講堂心々距離の四倍に当る 780 尺（金堂心より南に）附近を A 地区、同 380 尺附近を B 地区、同 190 尺附近を C 地区、さらに C に連なる東側を D 地区とした。

A 地区

遺瓦は認められたものの土壇、礎石、掘形等の遺構はなく、区域を広げたが同様であった。ただ上述の中心線を中心に挟んで 30 尺ほどの幅の両側に深い濠溝が南北に走っているものがあり、ほかに細い柱の痕が若干発見された。

B 地区

南北に 110 尺、東西広い部分で 60 尺程に拡張した発掘した結果、その中央部に四個の礎石跡と思われる掘形が発見された。金堂心から南へ 380 尺を中心として東西 15 尺、南北 7 尺 5 寸、掘形の一つには根締かと思われる石、瓦などがつめてあった。土壇の形跡はないが門址ででもあろうか。細い掘立柱の跡が 3 箇所あった。ここでも中心線を中心に幅 40 尺を挟んで東西両側に濠溝が発見されている。A 地区につながるものと思われる。別に中心線 450 尺に東西に走る浅い溝があった。これらによって破壊されたのであろうか、前述四個の掘形の他は発見されなかった。或いは第二次的な四柱門址かとも思われ、一応南門址と考えた。なお、これから C 地区までの間には遺構は見出せなかった。

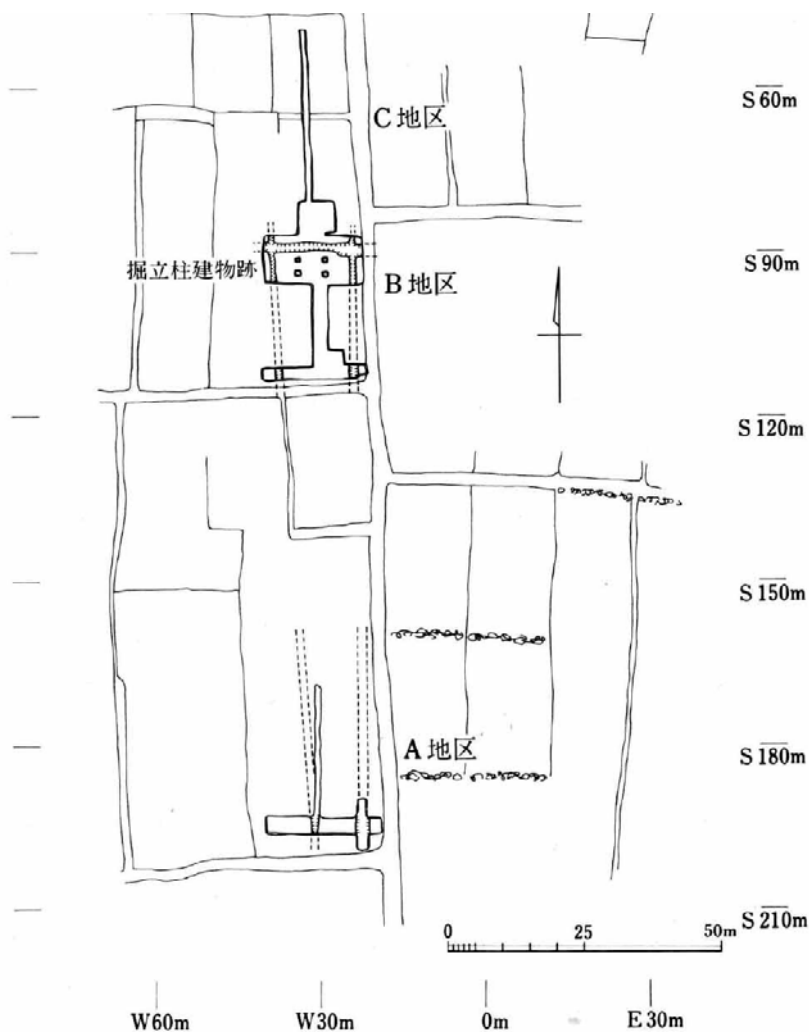


図 31 昭和 33 年度学術調査地点（南門周辺）

D地区 (図 27)

三本のトレンチの地表下2尺乃至2尺7～8寸に瓦の散布堆積の密な部分があつて、15～16尺幅で東西に長く伸びており、試掘したところ、瓦の散布地帯に並んで一部で重なる土壇状のものが検出された。この土壇状のものは現存幅26尺、東西に続く一部分と思われる。その位置は金堂心から南170尺を測るC地区に当るので東回廊の一部ではなかろうかと推測された。この瓦堆積層の下に東西に走る深い壕溝があるが、上端幅で16尺、深さ地表下9尺、底幅6尺5寸で、底から約4尺は黒色土で埋まり、その上にローム土に混じて瓦が埋められ、土師器・須恵器の坏などが見られた。又、これに続く西の位置で南壁の一部が検出され、ここでも深さ地表下約9尺、瓦の包含は密で地表下2尺程から底まで瓦に混じて土師器・須恵器の坏などが見られた。この壕溝は、長さ140尺ほど検出され、なお延長するようであつた。

なお、この南に7尺隔てて幅3尺の溝、さら23尺隔てて一条の濠が東西に走っている。

《第 642 次調査》 (図 18-⑫地点・図 32～34 参照)

昭和33年度調査によって南門跡と想定された遺構を再確認することを目的として、平成20年度に東西16m、南北12mの調査区を設定した。地表下0.55～0.75mのⅢb～c土層上面で遺構確認を行い、SB215南門、SD23伽藍地区画溝、SD410溝、SX316橋脚遺構1基、SX315硬化面、柱穴を含む多数の小穴が検出された。なお、旧調査により覆土掘削が行われ、SB215南門の掘り方は確認面から深さ最大約0.4mまで、SD23伽藍地区画溝は底面の一部を除くほぼ全体、その他多数の小穴が掘り上げられていた。

SB215 南門

CH・CI-西1～東1区に所在し、僧寺中心点の南140.3～143.0m、西2.8～東2.0mに位置する。金堂心から南約115m、中門建物心から南へ約65m地点で確認され、SD23伽藍地区画溝の南側に位置する。建物の中軸線は伽藍中軸線より西に約35cmずれ、その傾きは伽藍中軸線に対して約4°東偏し、SD23伽藍地区画溝に近い傾きを示す。

昭和33年度で調査された礎石据え付け掘り方と想定された痕跡は4箇所すべてを再確認した。一部断割りを行った結果、埋め土は版築状に積まれており、これらの掘り方は礎石下部の壺地業と考えられる。建物は、桁行1間×梁行1間で、南側の壺地業1-1・2-1は、北側の壺地業1-2・2-2に比べて規模が大きいことから、南側の2本が親柱で、その背後にそれぞれ控柱が伴う構造と推定される。間口(東西)約4.5m、親柱と控柱の柱間は約2.25mを測る。1-1は平面形が方形で東西1.05m、南北1.1m、深さ0.5mを測り、埋め土は底面にわずかに残存していた。1-2は平面形が方形で東西0.95m、南北0.85m、深さ0.4mを測り、埋土が底面に残存し、1層の版築層が確認された。2-1は、平面形が方形で東西1.2m、南北1.0m、深さ0.5mを測り、ローム土、黒褐色土の互層の版築層が計5層確認された。2-2は、平面形がやや不整形であるが方形基調で、東西0.75m、南北0.65、深さ0.3mを測り、埋め土は黒褐色土を主体とする版築層が4層確認された。いずれも礎石や根固石、基壇は未検出である。また、建物全体に及ぶ掘込地業は本調査区内では確認されなかった。

SD23 伽藍地区画溝

CG・CH-西4～東1区に所在し、僧寺中心点の南137.5m、西10.0～東5.5mに位置する。伽藍地区画溝である。昭和33年度調査で覆土をほぼ完掘しているため詳細は不明だが、掘り込みの形状から数度の掘り直しがあつたと想定できる。南門背面の溝は、おおよそ4.5m間を土橋状に掘り残した時期と、溝を掘って後述する木橋を架けた時期とがあつたものと想定される。上面幅は南門北側で2.2m、その東西両側では3.3～3.5mを測り、底面幅0.7～0.9m、深さは0.8～1.0mを有する。

SX316 橋脚遺構

CG・CH-西1～東1区に所在し、僧寺中心点の南136.3～139.6m、西2.0～東1.7mに位置する。SB315南門の北側に走るSD23伽藍地区画溝の南側と北側には多数の小柱穴が存在し、これらは溝に架けられた木橋の痕跡の可能性がある。関連する柱穴は18個確認されたが、溝の北側の柱穴は4基と少なく、溝の掘り直しによる消滅も想定され、それぞれの組み合わせ関係は必ずしも明確ではないが東西幅は約3.0～3.4mを測る。

SD410 溝

CG・CH-3区に所在し、僧寺中心点の南194.0～146.0m、西7.7mに位置する。上面幅約1.0～1.8m、底面幅0.5m、深さ0.9mを測り、断面形は「V」字状で壁は外上方に向って開く。僧寺伽藍中軸線に対して2°30'西偏する南北溝である。昭和33年度調査のA地区や第348次調査、本調査の中門調査区でその延長が検出され、SA33掘立柱塀の柱穴2やSD23伽藍地区画溝を切る。

SX315 硬質面

CF～CJ-1区に所在し、僧寺中心点の南134～146.0m、西3.0～4.5mに位置する。南門の東側で南北に延びる掘り込みを伴う硬質面で、幅1.6m、深さ0.3m以上を測る。遺物は永楽通宝が出土した。

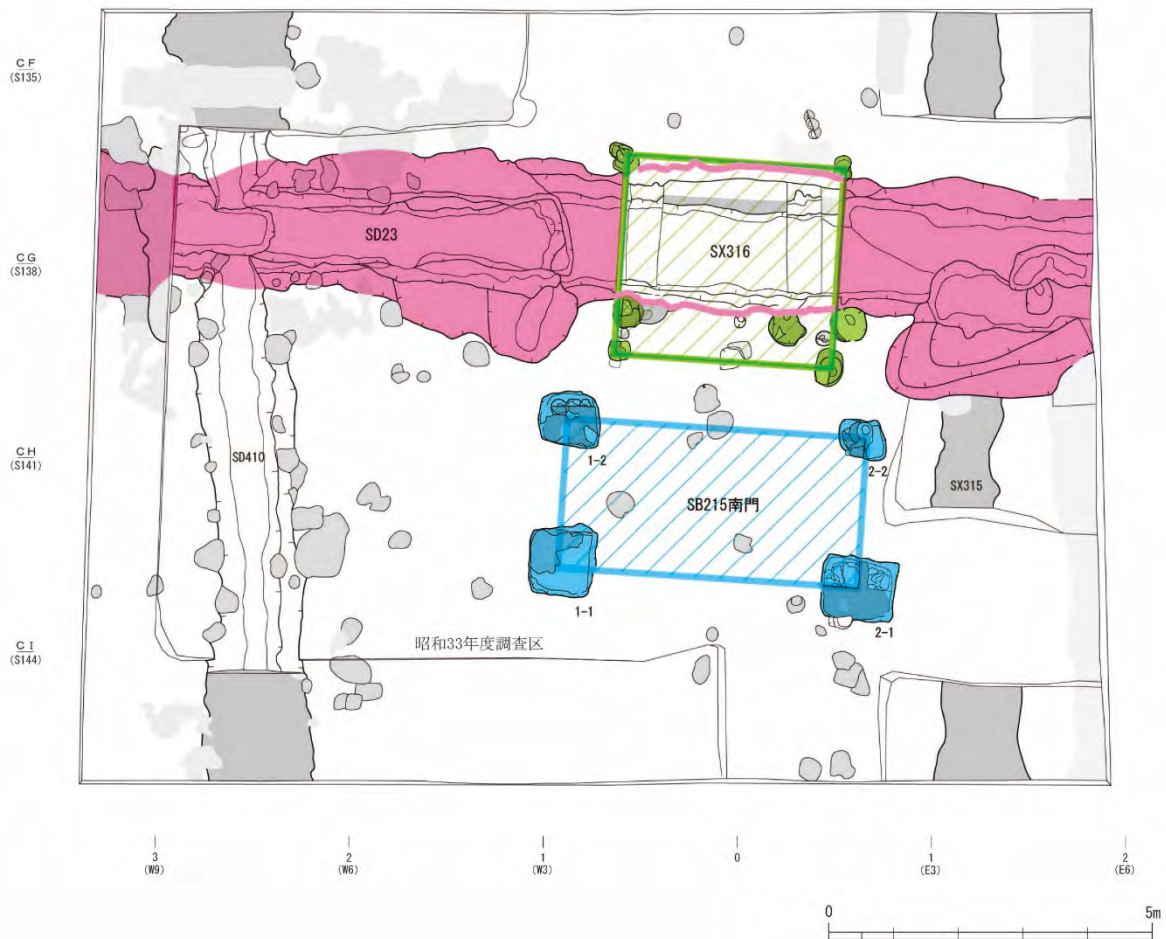


図32 第642次調査 南門、橋脚、伽藍地区画溝 平面図

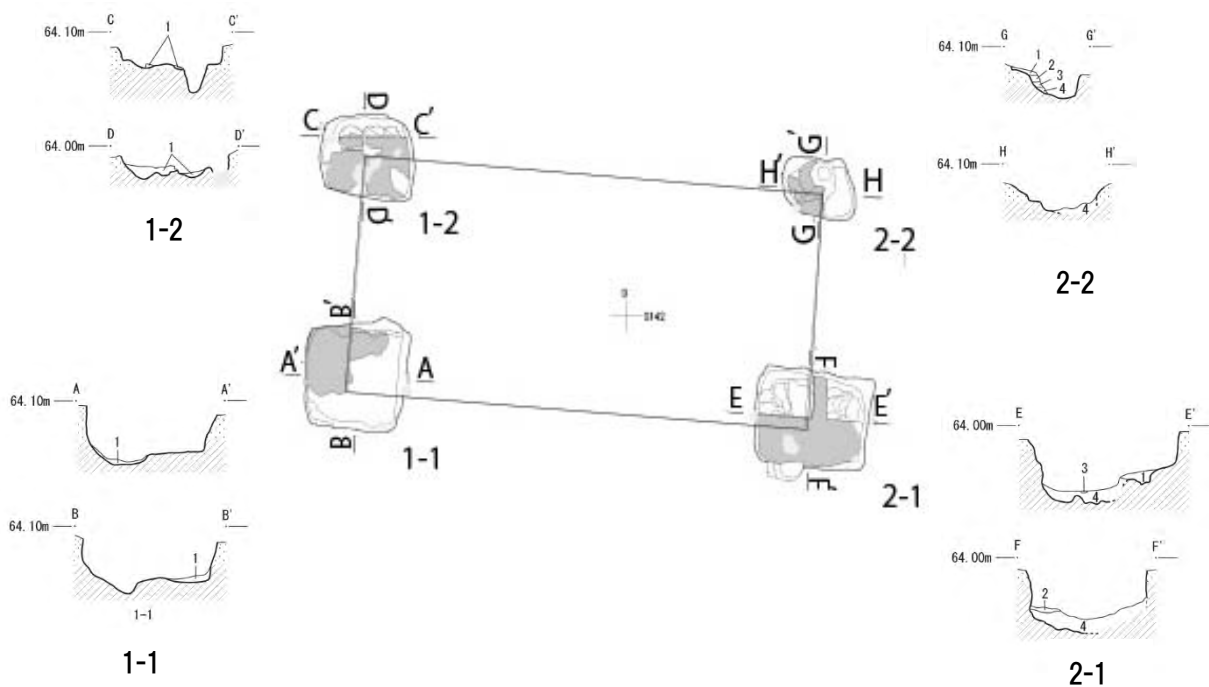


図 33 南門出土状況図

表 3 南門の礎石壺地業

| | |
|-----|--|
| 1-1 | 平面 方形、東西 1.05m、南北 1.1m、深さ 0.5mを測る 埋め土は底面にわずかに残存 |
| 1-2 | 平面 方形、東西 0.95m、南北 0.85m、深さ 0.4mを測る 埋め土が底面に残存し、1層の版築層を確認 |
| 2-1 | 平面 方形、東西 1.2m、南北 1.0m、深さ 0.5mを測る ローム土、黒褐色土互層の版築層が5層確認 |
| 2-2 | 平面 やや不整形方形基調、東西 0.75m、南北 0.65m、深さ 0.3mを測る 埋め土黒褐色土を主体の版築層が4層確認 |



【南門跡出土状況】



【南門跡および橋脚遺構出土状況】

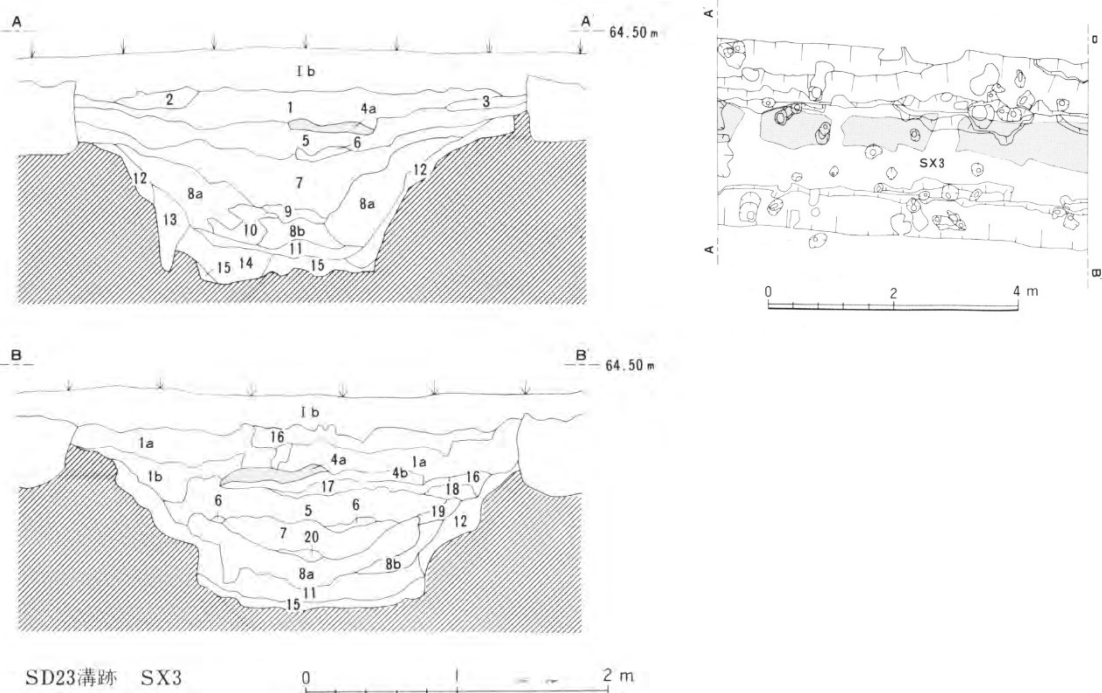
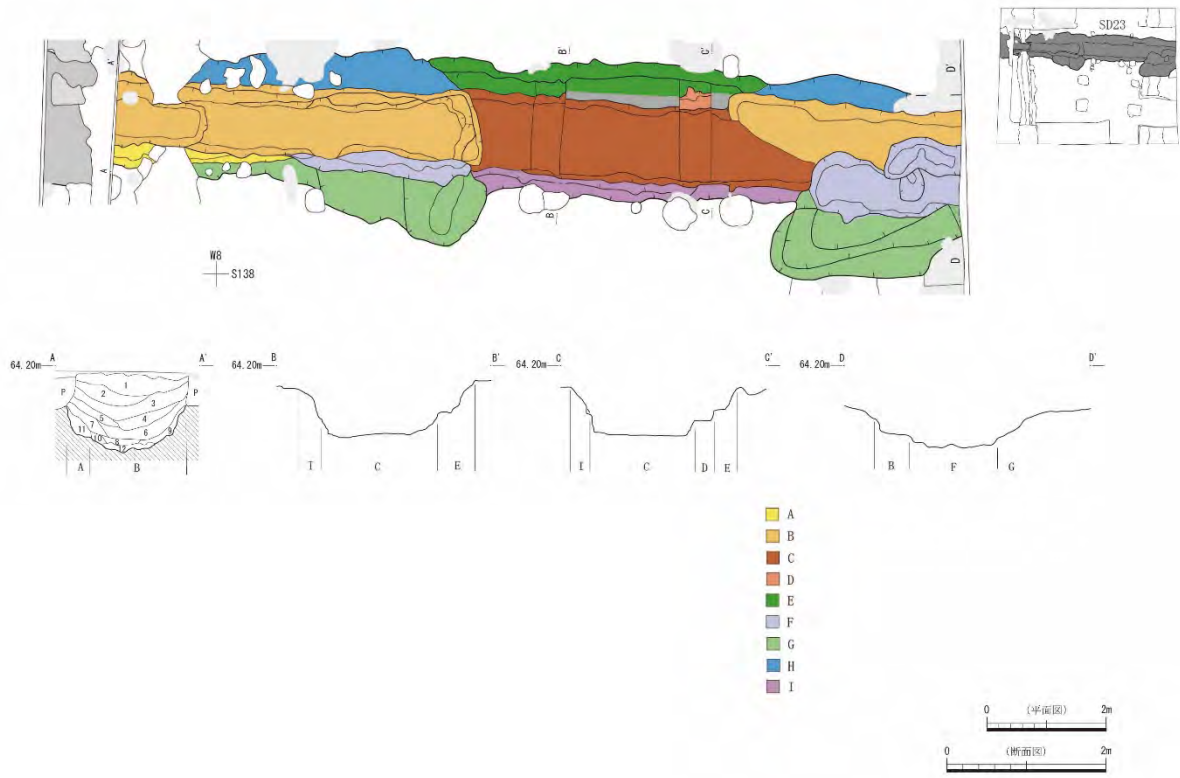


图 34 伽藍地区画沟 平·断面图

《武蔵国分寺関連遺跡調査会による調査》（図 35・図 36 参照）

SX3 道路状遺構（参道遺構）

- ・ 僧寺中軸線から南へ 432～462mの東八道路部で検出した。
- ・ 中心部と周辺部の比高差は 15～20 cm、最大幅は南側で 5.6mを測る。
- ・ 下底面中心にして硬質面が 1.5～2.8mの幅で連続、中心部では特に堅く締まる。
- ・ 下底部を軸とする遺構の中心線は僧寺中軸線の南北方向に対して、東へ 2.3m離れてほぼ並行する。
- ・ 道路状遺構の東西両側には、直径約 30 cm、深さは確認面から 10～60 cmを測るピット列が並行して検出された。
- ・ ピット間隔は東側 3.15m、西側は 3.9mとそれぞれ等間隔に配置されている。
- ・ 両ピット列の間隔は道路状遺構を挟んで約 10mを測り、道路状遺構とその外側を区画する柵のような施設の存在が推測される。
- ・ 出土遺物は瓦や土器類の細片が主で、他に小礫が多数みられるが、これらは道普請に用に用いられた形跡は認め難く混入と思われるが、周辺には遺物の出土は少なく、供給源や混入過程が問題として残る。

[参考文献]

岡崎完樹他 1985『武蔵国分寺跡発掘調査報告：南方地区・府中都市計画道路（1・2・1号線の2）建設に伴う調査』東京都建設局・武蔵国分寺関連（府中都市計画道路1・2・1号線の2）遺跡調査会



図 35 SX3 道路状遺構 平面図



図 36 SX3道路状遺構 検出位置

《第 570 次調査》（図 18-⑬地点・図 37 参照）

地表下約 0.4m の暗茶褐色土（Ⅲ b 層）上面で遺構検出作業を行った。検出遺構は、SD199 溝、硬質面、小穴 1 個である。調査は遺構確認にとどめ、断ち割りには行っていない。遺物は、表土中より男・女瓦片、須恵器・土師質土器片などが少量出土した。

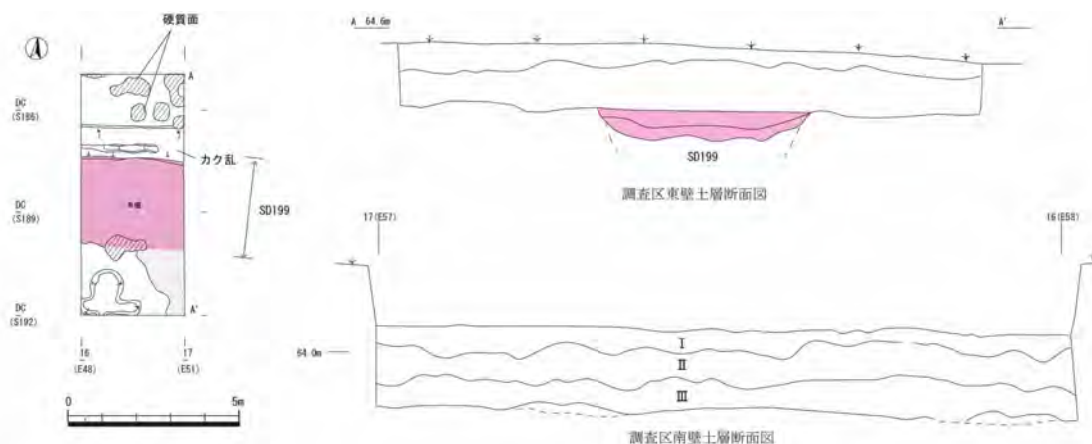


図 37 第 570 次調査 検出遺構

（3）塔地区

塔周辺地区は、金堂・講堂の中心から南東に約 200m 離れた区域で、七重塔および伽藍地南辺・東辺区画溝が圍繞する一帯にあたる。

心礎を含む 8 個の礎石が現存する塔跡 1（七重塔跡）は、昭和 39・40 年度に早稲田大学が実施した発掘調査によって、一辺約 17.7m 四方の乱石積基壇（河原石 3 段積み）で周囲に幅 2.5～3.0 m の石敷が巡り、掘り込み地業は約 1.7m もの深さを有することが判明しているが、基壇の北側に未買収地を含むことから今次の基本設計対象範囲からは除外している。

その一方で、平成 15 年度に地下レーダー探査によって塔跡 1 から西へ約 50m 離れた場所で、新たに塔遺構と思われる基礎地業の痕跡が発見され、塔跡 2 と命名した。当該地区は、この塔跡 2 と伽藍地東辺区画溝、そして園院・花苑院に比定される伽藍地南辺区画溝の周囲を設計の対象とする。

塔跡 1 と塔跡 2 の関係については、調査結果から現在、次のような考察が成されている。

武蔵国分寺が六国史に登場する唯一の記事として、『続日本後紀』15 巻の承和 12（845）年 3 月 23 日に「武蔵国言。国分寺七層塔一基、以去承和二年為神火所焼、干今未構立也。前男衾郡大領外従八位上壬生吉志福正、之奉為聖朝欲造彼塔。望請。言上殊蒙處分者、依請許之。」とあり、その短い記載内容からは、主に以下の様子を読み取ることができる。すなわち、①武蔵国分寺の七層塔 1 基が承和 2（835）年に神火のため焼失した、②その後承和 12 年に至るまで建て直されてこなかった、③以前男衾郡の大領を務めた壬生吉志福正は聖武天皇が建てた塔を再建したいと願い出た、④武蔵国司は福正の願いを都に報告し、それが許可された、ことなどである。このうち、焼失原因の「神火」をめぐっては、塔が高層建築物であるがゆえの落雷とする通説的な理解（滝口 1986）のほかに、神護景雲 3（769）年におきた入間郡正倉火災にみえるように、郡司層を中心とする当時の役人の不正隠匿や、政治権力の抗争が招いた人火（＝放火）の可能性も指摘されている（荒井 1994 など）。また、塔再建を訴えた壬生吉志福正は、古代の法令を集成した『類聚三代格』巻 8 の調庸事、承和 8（841）年 5 月 7 日太政官符に男衾郡榎津郷戸主として現れ、19 歳の継成と 13 歳の真成二人の息子の生涯にわたる調庸料布と中男作物を一括して前納する願いを出したことで有名である。

さて、『続日本後紀』承和 12 年条の記事に絡んでは、⑦複数存在した七層塔のうちの一基が焼失したのか、⑧許可がおりた壬生吉志福正は塔を再建し得たのか、⑨再建した塔も七層塔であったのか、⑩再建した塔はいつ頃完成したのか、なども気に留まる。このうち⑧に関しては、再建できたからこそ正史の記録として残った可能性があるが、他の 3 点は記事の内容だけで判断することは困難と言える。

僧寺は南門・中門・金堂・講堂が南北に軸線を揃えて並び、その両側は鐘楼・経蔵と東西両僧坊をシンメトリーに置くが、塔だけが金堂から東へ約 200m も離れた遠方にそびえ建つ寺院景観は、他の国分寺にはみられない一種独特な伽藍配置といえる。これは、詔の発布直後は塔を中心に造営が始まったものの、何らかの原因により金堂－講堂を中心とした伽藍配置に計画を変更した結果であると想定されている（滝口前掲）。また、武蔵国分寺は、史跡名勝天然記念物保存法にもとづく国の史跡として大正 11 年に指定を受けた。当時の「大塔」跡には心礎を含む 10 個の礎石が残存していたが、昭和 39 年に早稲田大学の滝口宏が行った発掘調査では、既に幾つかの礎石は失われていたようである。調査の結果、塔は一辺約 17.7m 四方の乱石積基壇（河原石 3 段積み）で周囲に幅 2.5～3.0m の石敷が巡り、掘り込み地業は約 1.7m もの深さを有することが判明した。さらに、石敷の基盤粘土層中からは焼損した瓦が出土し、塔は火災を受けた後に建て直されている形跡が認められたため、『続日本後紀』記載の記事は考古学的にも裏付けられることになった（滝口前掲）。

そうしたなか、平成 15 年に地下レーダー探査で塔跡から西へ約 55m 離れた場所でも新たな塔と思しき地業遺構が発見された。礎石が現存し、従来から塔跡に比定されてきた先の遺構と区別するため、便宜的に従前の塔を「塔跡 1」、新たに見つかった塔を「塔跡 2」と呼称し、平成 15～17 年度に塔跡 2 の発掘調査を実施した。その結果、塔跡 2 は一辺約 11.2m 四方で深さ約 2.3m におよぶ掘り込み地業を伴い、基壇上部は削平されて外装と周囲の雨落をはじめ、四天柱・側柱の礎石や根固石等の据え付け痕跡は失われていたが、地業の中央に径約 3.0m の略円形土坑が存在し、心礎の抜き取り穴であろうと推測された。また、緻密堅固な版築の積み土は最大で 3.1m の厚みを持ち、地業掘り込みの範囲より大きく約 20m 四方にも広がり、その西辺際には幢竿支柱と思しき柱穴が 2 基確認された。

さて、塔跡 2 の創建年代を考えるうえで留意すべきは、掘り込み地業内の複数の版築土層に碎けた土器片が含まれていたことで、それらの破片同士を接合したところ、9 世紀中頃の南武蔵型土師器坏に復元された。掘り込み地業中に含まれていた土器はこの土師器 1 個体であったため、塔跡 2 を建て始めた時期も承和 12 年前後となり、塔跡 1 との関係が注目されることになった。

二つの塔跡をめぐるのは、現在、大きくは二つの考え方が示されている。一つは、創建期の塔跡 1 が焼失した後に、同じ場所で塔は再建されるが、『日本三代実録』元慶 2（878）年 9 月 29 日条にみえる東国諸国を襲った大地震で倒壊し、今度は場所をかえて塔跡 2 で再建を試みた、とする主張である。二つ目は、塔跡 1 が焼失した後、承和 12 年に塔跡 2 で再建しようとしたものの途中で断念し、塔跡 1 で再建を果たしたという主張である（A 説※）。

二つ目の説は年代観の捉え方の違いで、さらに解釈が分かれている。まず、調査を担当した中道誠・有吉重蔵氏は、塔跡 1 では、① 9 世紀半ば以降の補修瓦は出土しているけれども大規模な改修痕跡が無いこと、② 出土瓦の年代から 10 世紀前半頃までは再建された塔は存続していたこと、などの理由で元慶の大地震を機に塔跡 1 の再建塔が倒壊したことは考えにくく、塔跡 2 の築造時期も承和 2～12 年の間であったとしている（B 説。有吉・中道 2013 等）。これに対して坂詰秀一氏は、武蔵国分寺の再建瓦を生産した東金子窯跡群の製品を再検討するなかで国内 10 郡の郡名瓦を含むことから、国分寺の主要堂塔の再建は元慶 2 年の地震復興を機に行った国を挙げての大事業で、福正が願い出た塔再建は次元が異なり、塔跡 2 の再建の試みこそが福正の「造彼塔」であるとした（B' 説。坂詰 2012）。いずれの説も、塔跡 2 は建設途中の段階で工事が中断して建

物自体は完成しなかった、というのが理解の前提になっている（※）。

これらの塔から出土した遺物を比較すると、塔跡2では、他の堂舎にはみられない変形唐草文鏡瓦が64点、「造塔」文字瓦が67点まとまっていることが特徴的である。瓦の年代は不明だが、これらは明らかに塔跡2所用瓦とみてよい。また、表土層中から出土した須恵器や施釉陶器は9世紀後半を中心とする時期の製品が主体で、塔跡2は9世紀中頃～後半の短い期間に建設から廃絶に至った可能性がある。一方、塔跡1から出土した土器は10世紀後半～11世紀代のものが多く、存続時期としては塔跡1（再建塔）の方が新しいといえる。

[主要参考文献]

荒井秀規 1994「武蔵国分寺、その機能をめぐって」『渡来人と仏教信仰 武蔵国寺内廃寺をめぐって』柳田敏司・森田悌編、雄山閣出版

有吉重蔵・中道 誠 2013「武蔵国分寺」須田勉・佐藤信編 2013『国分寺の創建—組織・技術編』吉川弘文館

坂詰浩一 2012「元慶二年の地震と武蔵国分寺」『武蔵野』第87巻第1号 武蔵野文化協会

滝口 宏 1986「武蔵国分寺の規模」『国分寺市史上巻』国分寺市史編さん委員会

滝口 宏 1987『武蔵国分寺跡調査報告—昭和39～44年度—』国分寺市教育委員会

※A説は平成21年3月20日付『読売新聞』「武蔵国分寺の七重塔」と題する新聞記事で紹介。また、A・B・B'説以外にも調査担当者の一人、福田信夫氏は、現時点で先後関係は不明、とする慎重意見を示している（福田 2012「武蔵国分寺の実像」『朝日カルチャーセンター 武蔵国の古代史 第6回』朝日カルチャーセンター・朝日JTB・交流文化塾）。

表4 武蔵国分寺七重塔再建をめぐる諸説

| | 天平 創建期 | 承和2 (835) | 承和2 ～12 | 承和12 (845) | 承和12 以降 | 元慶2 (878) | 元慶2 以降 | 備考・文献 |
|-------------|-----------|--------------|------------|------------------------|---------------------------------|-------------------|---------------------|-----------------------------------|
| 従 来 説 | 塔1 築造 | 塔1 神火焼失 | | | 塔1再建塔築造 (同位置) | | | ・滝口1986 ※1964年調査の 所見に基づく |
| A 説 | | | | | 塔1再建塔築造 | 塔1再建 塔が倒 壊？ | 塔2基壇 築造(未 完成) | 塔1再建塔が 塔2に先行 |
| B 説 | | | 塔2基壇 築造 | | 塔2基壇築造 (未完成) →塔1再建塔築造 | | | 塔2が塔1再建 塔に先行 ・有吉・中道 2013 |
| B' 説 | | | | | 塔2基壇築造 (未完成) | 講堂・中 門も倒壊 | 塔1・講 堂・中門 の再建 | 塔2が塔1再建 塔に先行 ・坂詰2012 |
| C 説 | | | | | 『続日本紀』が伝える再建塔は 塔1再建塔か塔2かは未確定 | | | |
| 正 史 | | | | 壬生吉志福正の塔再建許可 『続日本紀』 | 坂東諸国国分寺の 地震被害 『日本三大実録』 | | | |

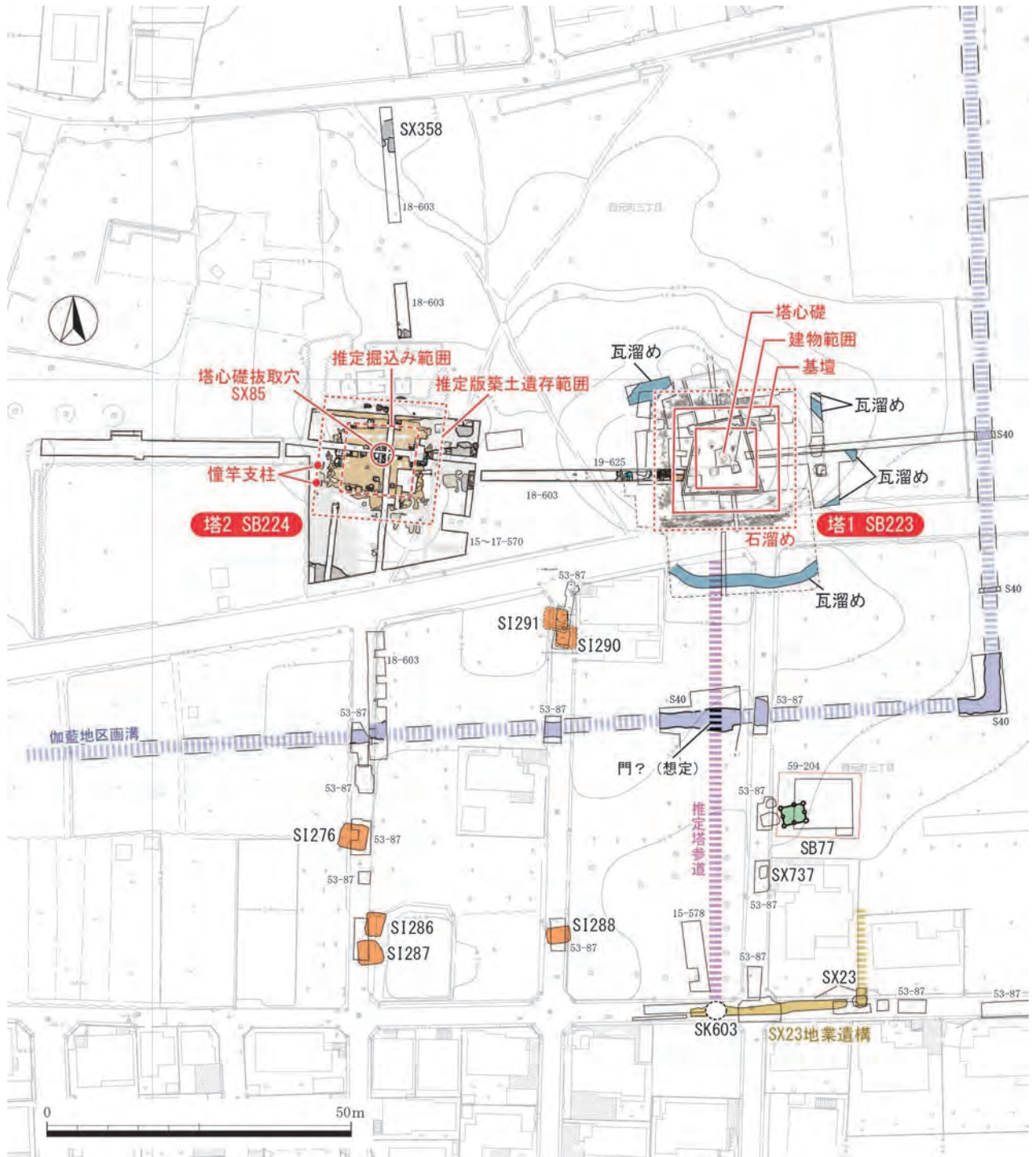


図 38 塔地区周辺の調査状況

《第 115 次・第 119 調査》（図 18-㉔・㉕地点・図 39 参照）

遺構は検出されなかった。

《第 204 次調査》（図 18-㉔地点・図 40 参照）

地表下約 50cm のⅢc 層上面にて、2 間×2 間の SB77 小型掘立柱建物を 1 棟確認した。

《第 603 次調査》（図 18-㉔地点・図 41 参照）

塔 2 周辺南側の調査である。伽藍地区画溝が検出された。

SD23 伽藍地区画溝

CK-48・49 区に所在し、僧寺中心点の南 148.5m、東 145.5～148.5m に位置する。調査は覆土掘削せず、プランの確認で留めた。南北幅は 3.0m を測る。

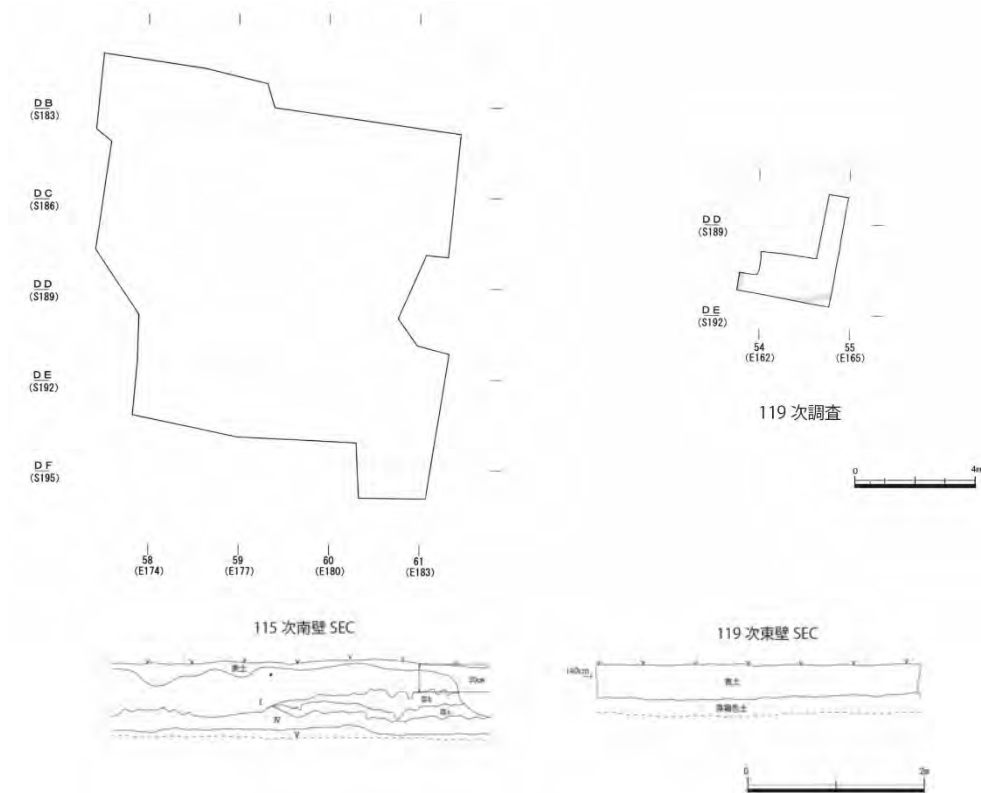


図 39 第 115 次・第 119 次調査 検出遺構



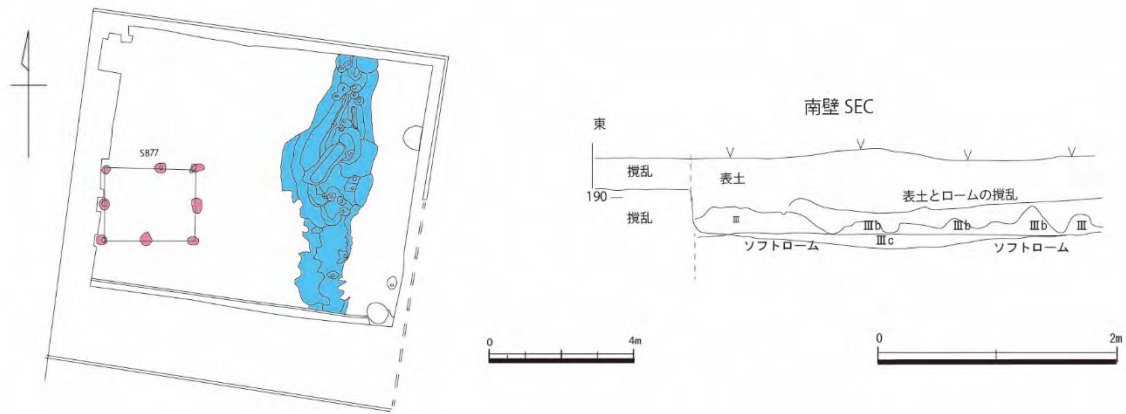


図40 第204次調査 検出遺構



全景（西から）



SB77 全景（東から）

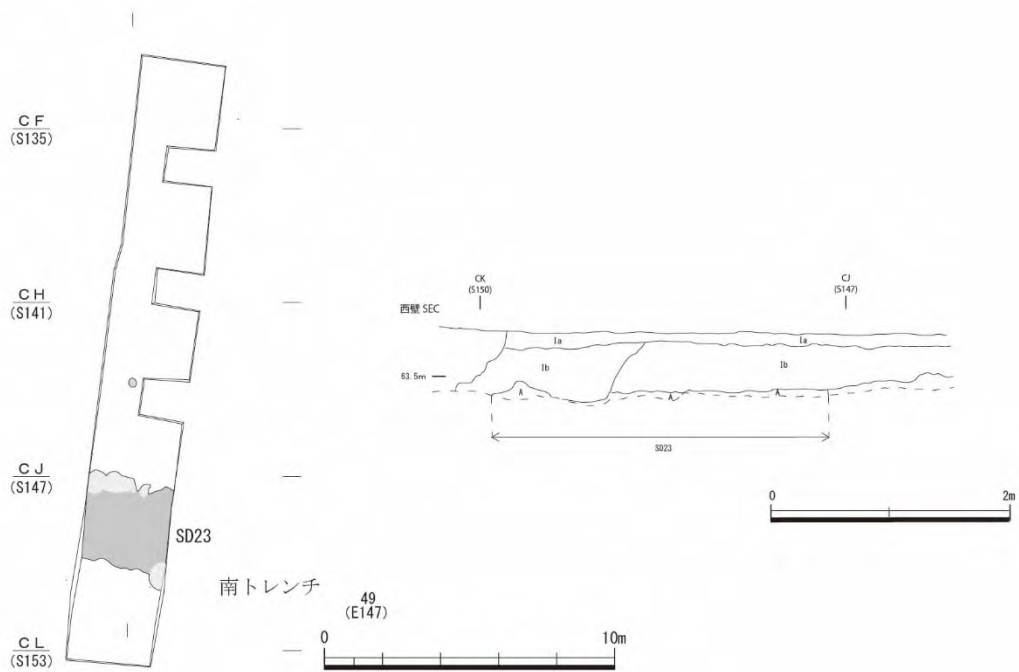


図41 第603次調査 検出遺構

《第 578 次・第 603 次調査》（図 18-㉓地点・図 42・43 参照）

SB224 塔 2

BM～BS-48～53 区に所在し、僧寺中心点の南 95.0～113.0m、東 141.0～159.0mに位置する。SB224 塔 2 は、現に心礎などが残り、従来から塔と認識されてきた SB223 塔 1 の西方 55m地点で確認され、伽藍中軸線から東へ 150mに位置する。平成 15 年度の予備調査によって、東・西・南辺部の地業範囲を確認し、北辺は調査区外に版築土が延びることを確認した。この際、南側のトレンチにおいて断ち割りを行い、掘込地業であることを確認した。平成 16 年度には、調査区の範囲を広げて遺構確認を行い、掘込地業の規模・形状をもとに建物や基壇規模を確認するために、東辺、西辺、北辺、南辺、北西隅において計 7 箇所断ち割りを行った。

武蔵国分寺の七重塔は、承和 2（835）年に火災にあったことが『続日本後紀』に記されているが、本調査において SB224 塔 2 が火災を受けた痕跡は確認されなかった。遺構の上面および周囲は後世の耕作等により削平されている。礎石が一つも遺存せず、根固石を伴う礎石据え付け痕跡も未検出で、基壇上面は削平されている。唯一、基壇中央に心礎の据え付け・抜き取りとの関係が指摘される SX285 掘り込みが検出されたのみで、建物規模は不明である。建物の建築に関わる足場穴などの痕跡も未確認であった。

SB223 塔 1 で見られる基壇周囲を巡る石敷などは部材や設置の痕跡も確認されず、基壇の規模は不明である。掘込地業の外側に広がるローム土（上層）と黒色土（下層）の版築土は、基壇版築土の残存と想定され、その平面の広がり、東西 18m以上、南北約 17m以上で、北側は調査区外の墓地内に延びる。掘込地業の中心を基点として、最もこれらの版築土が残存する調査区北西隅から基壇平面規模を推定すると一辺約 20.0m以上となる。これは SB223 塔 1 の基壇より広く、一部基壇周囲の石敷を含めた範囲に及ぶ。

基壇上面や周囲は、後世の耕作等により削平されており、版築土が不整形に残存している状態で、仮に基壇平面規模が SB223 塔 1 と同規模と想定すると、基壇外装やその設置の痕跡もほぼ攪乱を受けたと考えられる。

掘込地業の形状は、底面から垂直に近い角度で立ち上がり、上部は緩く傾斜して立ち上がる。北西隅では約 60～70° の角度で掘込まれている状況が確認された。掘込み肩から底面までの深さは約 2.3mを測る。底面は掘方中央部へ向かって僅かに傾斜して深くなる。ほぼ垂直に掘り込まれた掘方の肩を基準とすると、掘込地業の平面形状は正方形で、平面規模は一辺 11.4mを測り、僧寺伽藍中軸線より約 6° 東偏する。この掘込地業の規模が地下レーダーによる遺構探査で反応のあった地業遺構の範囲を示していたことが分かった。

版築は、南トレンチの断ち割り部において、掘込地業部と想定される基壇版築土を合せて約 2.7mを測る。全体で 28 層以上の版築層が確認され、大別して 3 つに区分できる。下層は厚み 1.3mで、ローム土を主体とした版築層が 11 層以上ある。中層は厚み 0.7mで、版築層が 11 層以上ある。良く締まるが、上層より弱い。上層は厚み 0.7mで、黒色土とローム土の互層で版築層が 6 層以上あり、隙間無く硬く締まる。

上層のうち、最上層で確認されたローム土版築とその下の黒褐色土版築が、地上部へも広がり基壇版築土と想定される。版築内からは、瓦片、須恵器片、土師器片、鉄滓、縄文土器、礫などが出土した。なお、基壇および掘込地業を合せた版築層の厚さは、調査区中版築土の残存が最も

良かった調査区北側の確認レベルと掘込み部底面のレベルから 3.07m 以上となる。掘込地業と地上部へ広がる地業は連続したものと確認され、一時期の造作と想定される。

SX285 掘り込み

B0・BP-49 区に所在し、僧寺中心点の南 102.1~105.1m、東 149.1~152.6m に位置する。SB224 塔 2 のほぼ中央に位置し、東西約 3.3m、南北約 3m、深さ約 0.4m のほぼ円形の掘り込みである。遺構の中心は、SB224 塔 2 の掘込地業の中心より北に約 0.4m、西に約 0.6m ずれるが、規模・位置から塔心礎の抜き取りもしくは据え付け痕跡と想定される。礎石の根固め石や根固め石を抜いた痕跡は確認されていない。覆土は灰黄褐色土で上下 2 層に大別でき、いずれも締まりはよいが、上層は締まりの弱い土で、下層の方がより硬い。遺物は上層から瓦片や土器片、礫が出土する。

SX283・284 幢竿遺構

BQ-46 区に所在し、SX283 幢竿遺構は僧寺中心点の南 106.5~107.5m、東 139.0~140.6m、SX284 幢竿遺構は僧寺中心点の南 103.7~104.6m、東 139.3~140.7m に位置する。調査区の西側で検出され、SB224 塔 2 との切合い関係は不明。いずれも断割りを行った。SX283・284 幢竿遺構は、南北に並ぶ 2 基一対の幢竿遺構と想定され、柱は西側に向かって約 50° に傾いて斜めに設置されたものと考えられる。いずれも平面形は楕円形状の隅丸方形で、掘方は西が浅く、東に向かって深く掘り込まれ、東壁はオーバーハングしている。規模は SX283 幢竿遺構が、長径 1.4m、短径は 0.8m で深さは 1.0m、SX284 幢竿遺構が長径 1.5m、短径 0.9m、深さは 1.0m を測る。柱抜き取り穴が確認され、建替えは確認されない。



図 42 第 578 次・第 603 次調査 塔 2 全体図

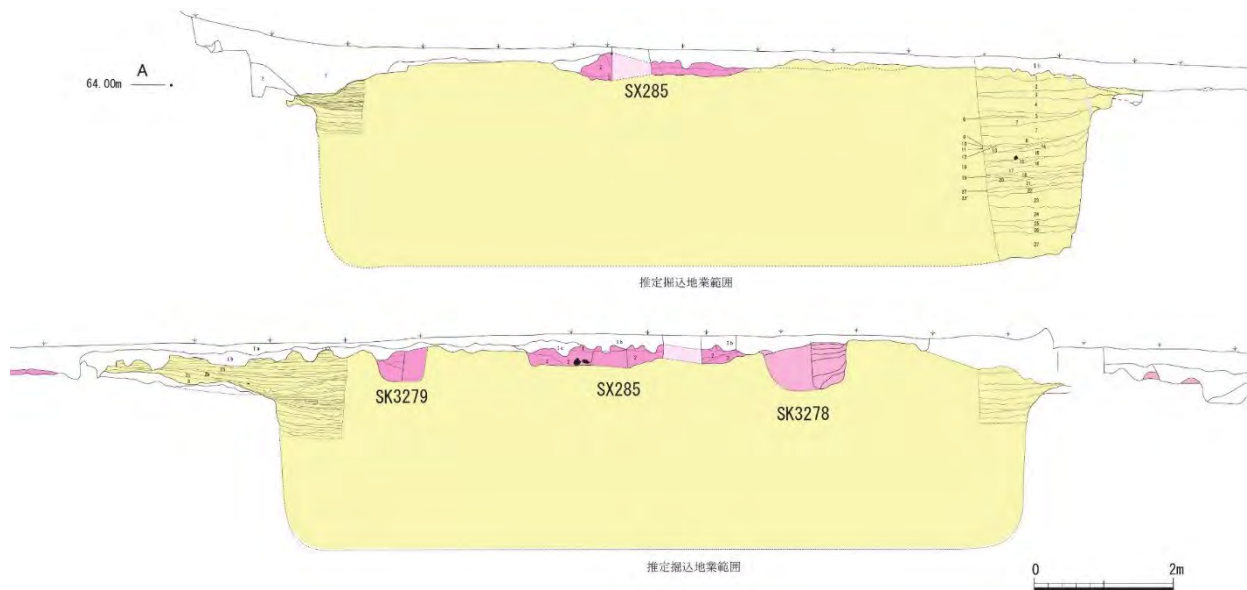


図 43 第 578 次・第 603 次調査 塔 2 掘込地業拡大断面図

《第 570 次調査》（図 18-㊸地点・図 44 参照）

本調査区は、平成 15 年度に実施した予備調査区で、遺構確認面の深度、土層堆積状況、遺物包含状況等の把握を主な目的として、SB223 塔 1 の西方約 30m 地点において、東西 6 m、南北 3 m の調査区を設定した。

地表面下 0.5m の III b 層上面で遺構確認作業を行った。遺構は小穴が 6 基検出され、そのうち 2 基は柱穴と確認された。遺構確認のみで断ち割りは行っていない。2 基の柱穴跡は重複しており、古い方は抜き穴、新しい方は柱痕跡が確認された。平面規模はともに 1 辺 0.4m で、平面形は方形である。調査区内では組み合う柱穴は未検出である。

《第 37 次調査》（図 45 参照）

西元町三丁目における国分寺市公共下水道南部地区 15 号工事に伴う調査である。調査期間は昭和 53～63 年度に及ぶが、以下に報告する遺構は昭和 53 年度に確認され、昭和 56 年度に本調査されたものである。

SX23 地業遺構

本遺構は、グリッドの DG～DI-62～73 区、僧寺中軸線より南 201m、東 216m にあり、塔の南約 90m に位置する。調査された規模は東西 28.5m 以上、幅 1.5～1.8m であり、地表面からの深さは、平均約 2 m の細長い坑に版築を施した布掘り地業である。西側は No. 36 調査区まで確認されたが、SK104・105 土坑によって切られているため西側コーナーは明らかではない。東側では No. 37 調査区で土坑が東西方向と南北方向に離れた状態で検出されたため、四隅が繋がらない凹形になるものと推定される。壁はほぼ垂直に立ち上がるが、床面はやや凸凹である。地業の状況は粘性のある暗褐色土を主体として黒色土、暗褐色土、ロームブロックの混合土を交互に埋め、サンドイッチ状を呈する丁寧な版築作業が行われている。北側は調査区外に及ぶため、本遺構の全容は不明である。本遺構の構築時期を示す遺物は検出されていない。

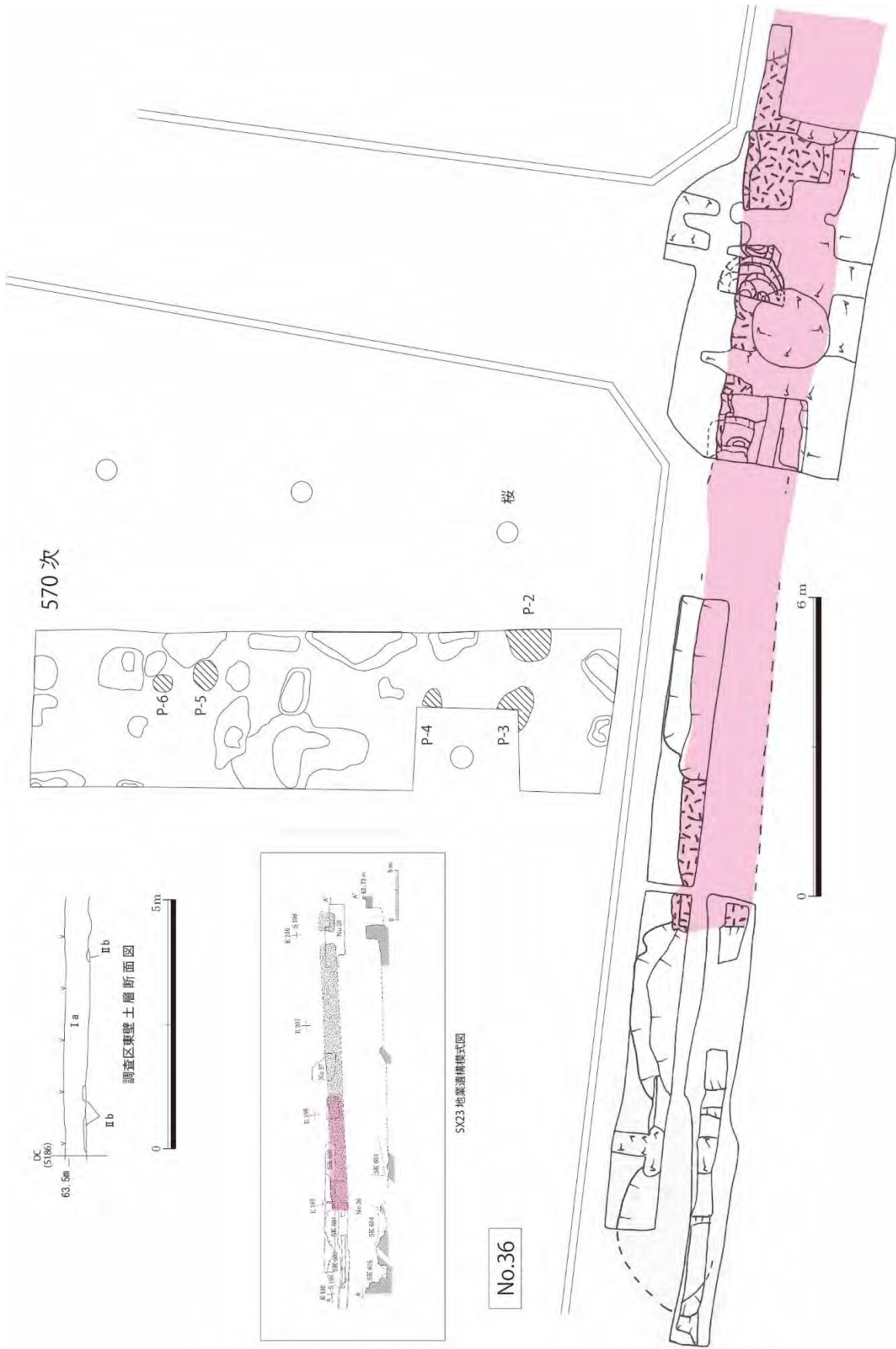
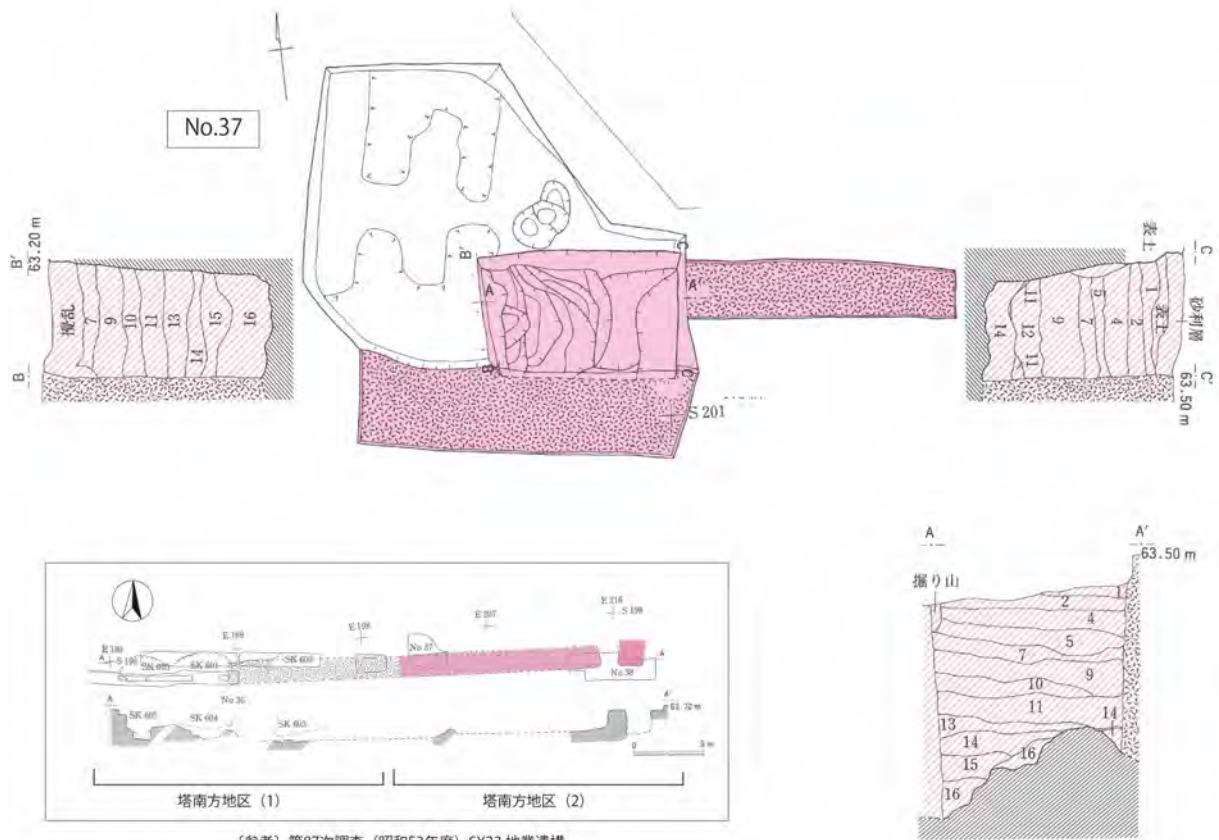
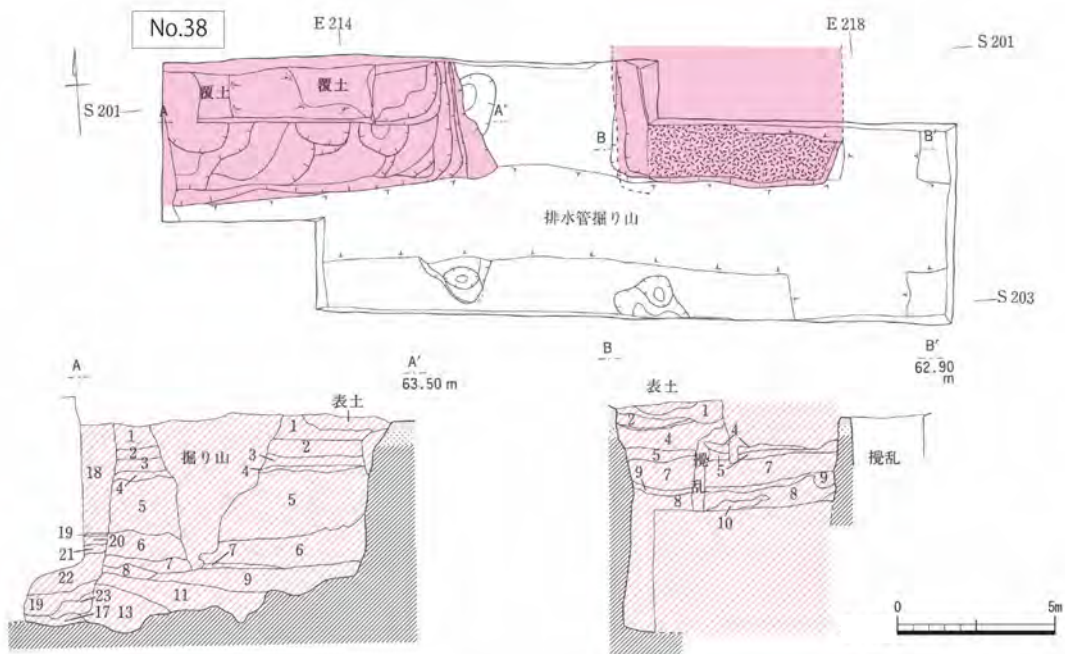


图 44 第 570 次調査 検出遺構



〔参考〕第87次調査（昭和53年度）SX23 地業遺構
 ※塔跡1より古い可能性のある布掘版築地業遺構



〔参考〕第37次調査の不明布掘地業遺構

図45 塔地区参考 SX23 地業遺構

《第31次調査》(図18-㉔地点・図46参照)

SD23 伽藍地区画溝

寺城南辺は底面が二段掘りされた素掘り溝で、上端幅約2.4m、底面上段幅約1.7m、深さ約0.75mを測り、長さ7.0mを検出した。底面中央の下段掘り込みは幅1.1~1.5m、深さ約0.1mを測り、東辺まで及んでいる。内部はロームブロックを主体とする土で埋め込まれている。同東辺は上端幅2.4m、底面幅1.8~2.1m、深さ1.0mの素掘り溝で長さ9.7mを検出した。両溝は、外壁がほぼ直角、内壁がやや丸みをもって交わることや、一回以上の掘り直しが認められるなど、南西隅と検出状態が共通する。溝の内・外両壁に検出された小穴は、溝に伴うものも検出されたが、性格は不明である。

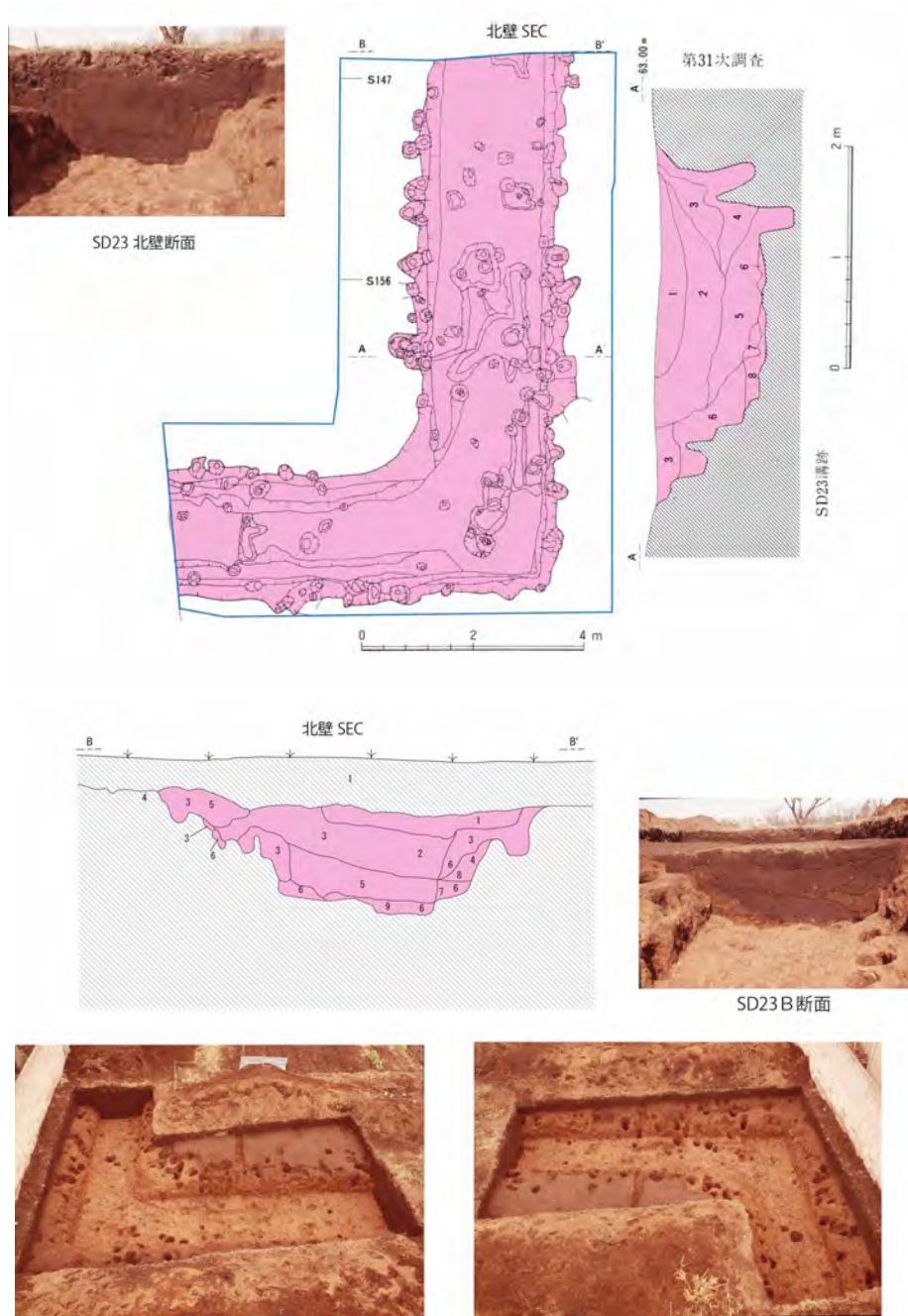


図46 第31次調査 検出遺構

《第 87 次調査》（図 18-㉔地点・図 46 参照）

公共下水道建設に伴う調査である。

SD23 伽藍地区画溝

SD23 伽藍地区画溝を各調査地点で検出している。

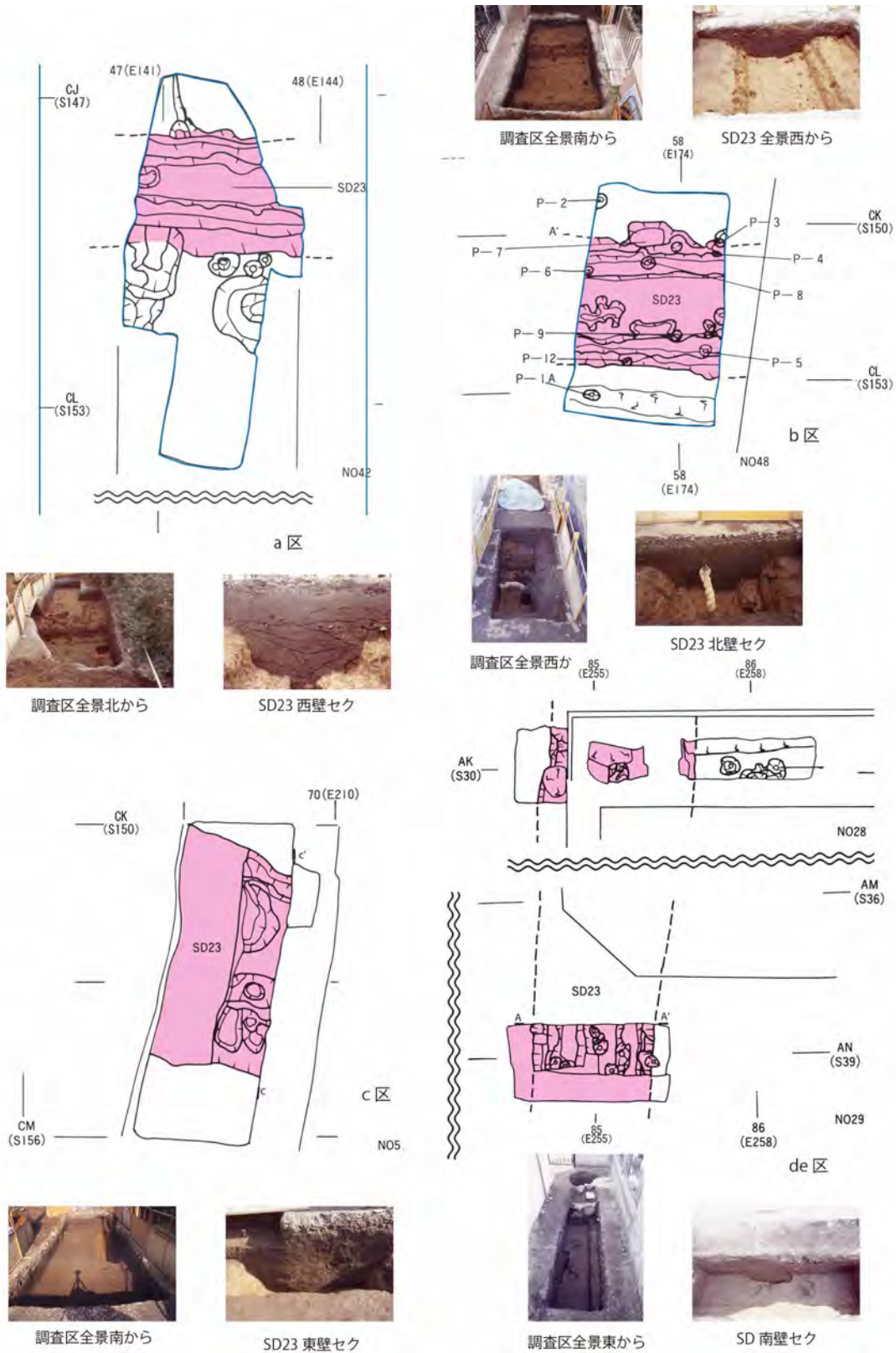


図 47 第 87 次調査 検出遺構

(4) 北方・推定中院地区

ゾーニング区分図でも記したとおり、中門・金堂・講堂が一行に並ぶ伽藍中軸線の北側延長線上には、国分寺崖線中腹の斜面地に1段のテラスがある(図49参照)。

この区域は、現薬師堂～仁王門間の国分寺崖線中腹に造成した平場であり、眼下に僧寺伽藍中枢部とその周辺の雑舎、雑屋を近景に眺め、南に広がる平坦地を中景に、さらに南に2kmほど離れた武蔵国府を遠く観望することができる場所で、昭和40年の発掘調査で5間×4間の礎石建て建物が1棟確認されている(滝口宏1966『武蔵国分寺図譜』国分寺市教育委員会)。また、薬師堂や仁王門付近にも関連する建物群の存在が指摘され、そこには、法隆寺所蔵『大菩薩藏經』巻13の奥書に「承和十四年歳次丁卯閏三月 武蔵国分寺中院最安 写奉一切經本 經生沙弥澄照」と書かれた「中院」に比定する見解がある(石村喜英1960『武蔵国分寺の研究』明善堂)。

このうち崖線直下にあたる当該区域は、これまでに6次におよぶ発掘調査が行われ(武蔵国分寺跡第28次・第37次・第250次・第303次・第322次・第680次調査)、中枢部区画施設(築地塀・掘立柱塀・溝等)の北西端部、古寺院地区画溝、伽藍地西辺区画溝のほか、土壇と瓦積を伴い須恵器大甕が埋設された特殊な掘立柱建物(第28次調査SB38掘立柱建物)や、桁行9間以上で東西両側に廂をもつ大型掘立柱建物(第250次調査SB91～93掘立柱建物)などの雑舎群が確認されている。

《第28次調査》(図18-①地点・図50参照)

SD23 伽藍地西辺区画溝

上端幅2.5～2.9m、底面幅1.2～1.3m、深さ1.25～1.6mの素掘り溝である。底面は暗灰色土(酸化鉄を含み、粘質でブロック状)を10cmほどの厚さに埋め込んでいる。2回以上の掘り直しが認められ、溝の西壁寄り上層には多量の遺物が包含されている。

SB38 掘立柱建物

SD23 伽藍地西辺区画溝の西側に隣接して検出された東西2間(2.8m)×南北4間(7.8m)の南北棟掘立柱建物で、低い土壇状の遺構の上に建っている。柱穴の観察から、1回の建て替えが認められ、A(古)期、B(新)期とする。A期建物跡は、一辺0.6～0.9m、深さ0.6～0.75mの不整長方形ないしは方形の柱穴であり、柱穴2-1・3-1に柱痕が確認された。これ以外はすべて柱の抜き取り穴を伴っており、内部は黄褐色粘土が多量に混入する。ことに柱穴3-2には黄褐色粘土の他に、須恵器大甕の破片が混入する。

B期建物跡は、A期建物跡とほぼ同位置・同規模で建て替えられている。一辺0.5～1.0m、深さ0.25～0.4mの不整長方形、ないしは方形の柱穴であり、柱穴1-2・1-3に柱痕跡が確認されたが、これ以外は不明である。柱穴の埋土は黄褐色粘土が多量に混入している。また1-3は瓦積みを壊して構築されている。

土壇状遺構

IV A(茶褐色土)上層に黄褐色粘土を5～15cm貼った低い土壇状の高まりで、上面(黄褐色粘土面:2次床と仮称)と、下面(IV層上:1次床と仮称)とに分かれ、土壇北辺寄りに瓦積みとSK163大型土坑、柱穴3-2 B期抜き取り穴に接して須恵器大甕を伴っている。

瓦積みは、SK163土坑に接する部分(長さ5.3m)で女瓦を主体に男瓦・宇瓦などを用いて、概ね5枚ほど積み重ねている。須恵器大甕は、径0.8m、深さ0.4mの円形土坑に据え付けられており、上半分はA期建物の柱穴3-2抜き取り穴によって壊されている。また、土壇状遺構の東・西・南部分のIV A上層中からは、鞆の羽口片・鉄滓・炭などの鍛冶関係遺物が出土しており、SB38掘立柱建物の下層には鍛冶関係の遺構が存在することが推察される。

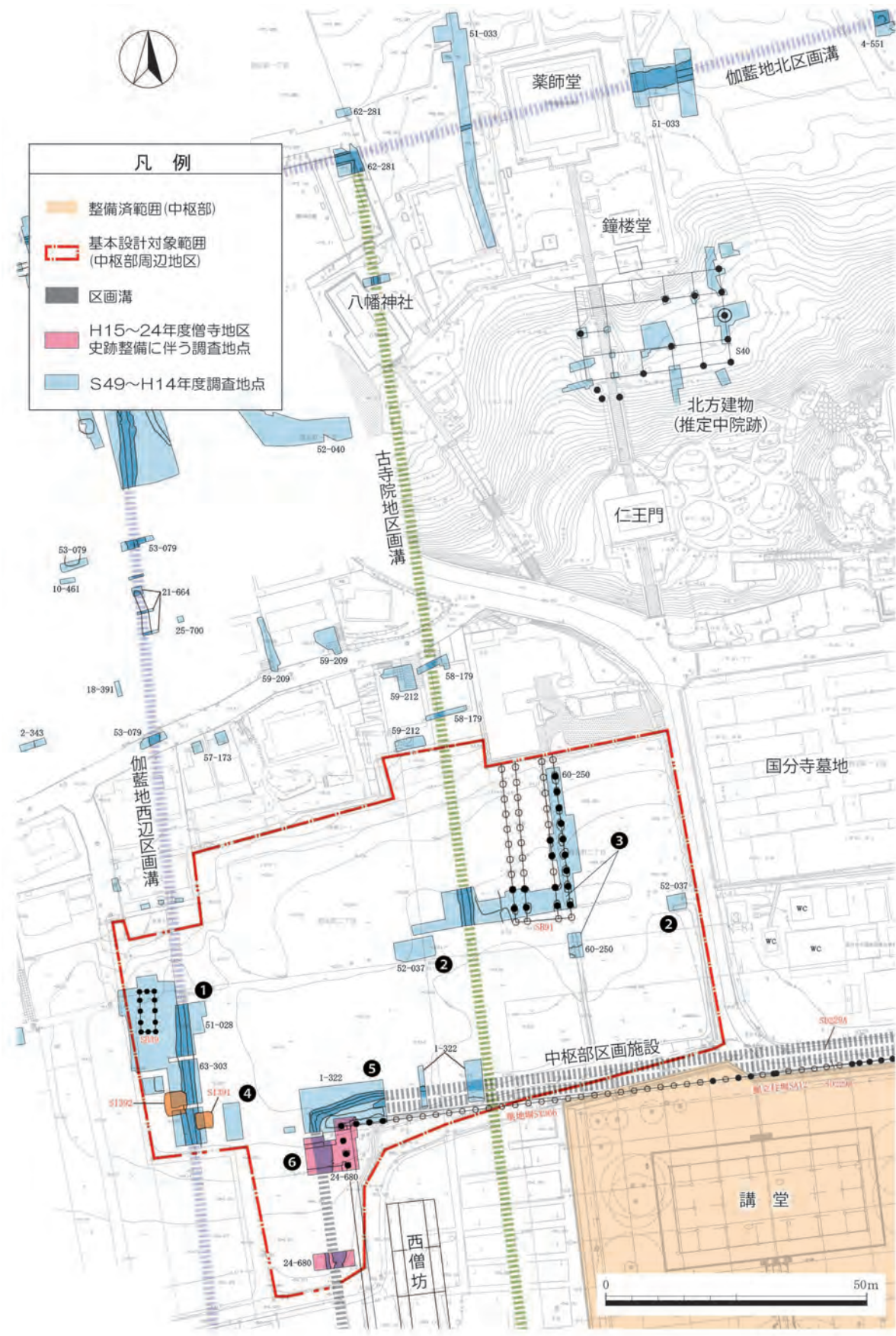
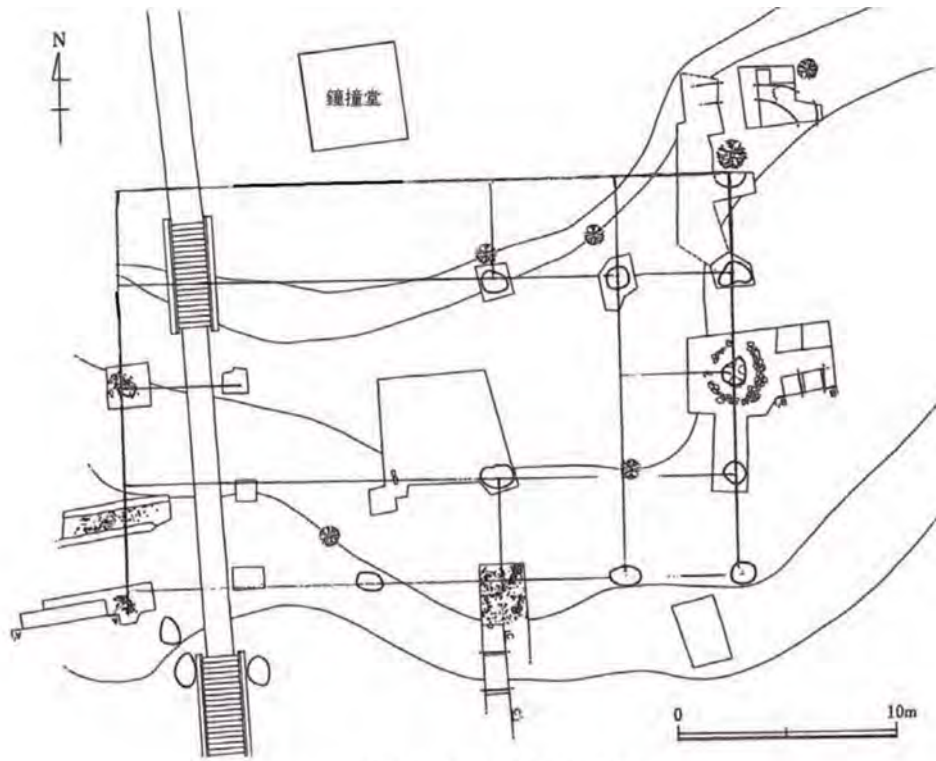
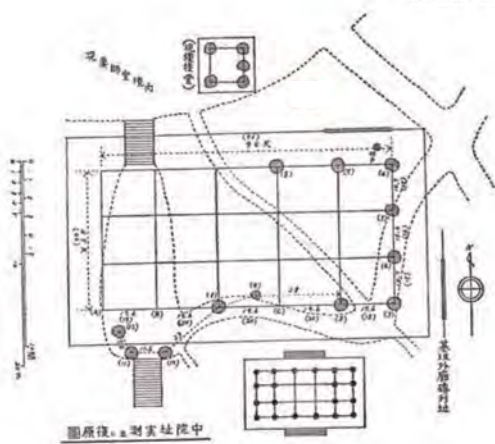


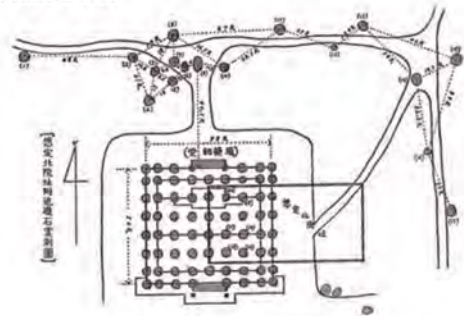
図 48 北方・推定中院地区の調査状況



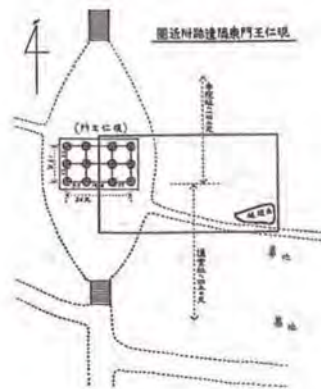
①北院址（仮称）の発掘調査状況



②中院址実測並に復原図



③想定北院址付近礎石実測図



④現仁王門東隣遺跡付近図



⑤推定中院址位置関係図

出典 ①滝口 宏 1987『武蔵国分寺跡調査報告—昭和39年～44年度—』
 国分寺市教育委員会
 ②～④石村喜英 1960『武蔵国分寺の研究』明善堂
 ⑤滝口 宏 1966『武蔵国分寺図譜』国分寺市教育委員会

図49 推定中院跡 参考資料

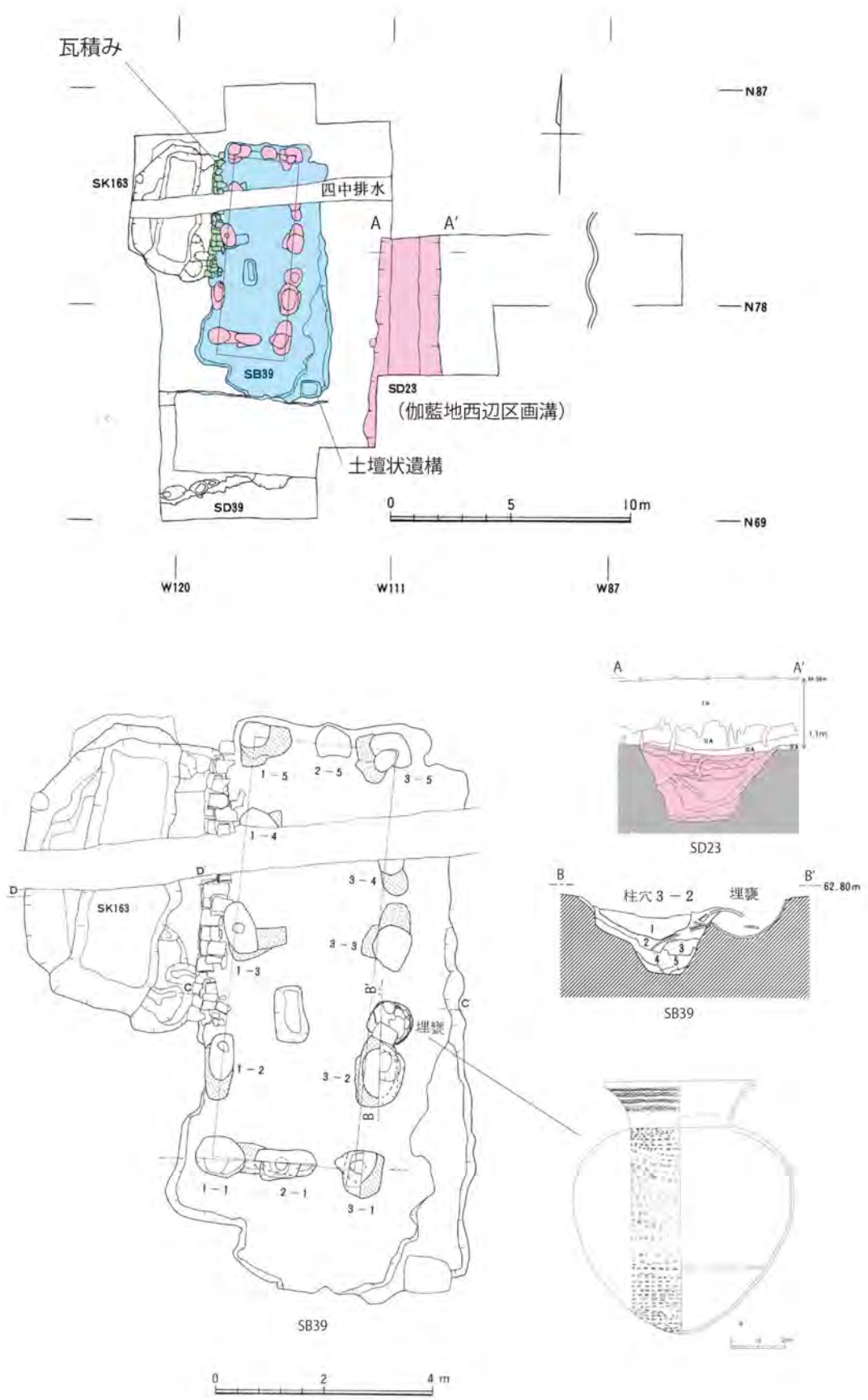


図 50 第 28 次調査 検出遺構

《第 37 次調査》（図 18-②地点・図 51 参照）

国分寺市公共下水道南部地区 15 号工事に伴う調査である。

（No. 3 人孔）

僧寺線から東へ 10m、北へ 90m の位置にあたる。Ⅱ層黒褐色土上面と、Ⅲ b 層漸移層上面において精査したが、遺構は検出されなかった。

（No. 4 人孔）

僧寺中軸線から西へ 60m、北へ 87m の位置にあたる。Ⅱ層黒褐色土中において硬質面、Ⅲ a 層暗茶褐色土上面において小穴 3 個が検出された。

硬質面

調査区の南東部分に位置し、全体の広がりについては未発掘部分に入っており把握できないが、調査区内では東西 3 m、南北 5 m、層厚は 10~20 cm を測る。SD23 伽藍地区画溝の上面で検出される硬質面と同質だが、硬質面中から遺物は出土しなかった。

小穴

P 1 小穴は円形を呈し、長径 58 cm、短径 50 cm、深さ 40 cm を測る。P 2 小穴は楕円形を呈し、長径 50 cm、短径 40 cm、深さ 25 cm を測る。P 3 小穴は隅丸円形を呈し、長径 55 cm、短径 38 cm、深さ 36 cm 測る。小穴の堆積土はⅡ層黒褐色土である。小穴覆土から遺物は出土しなかった。

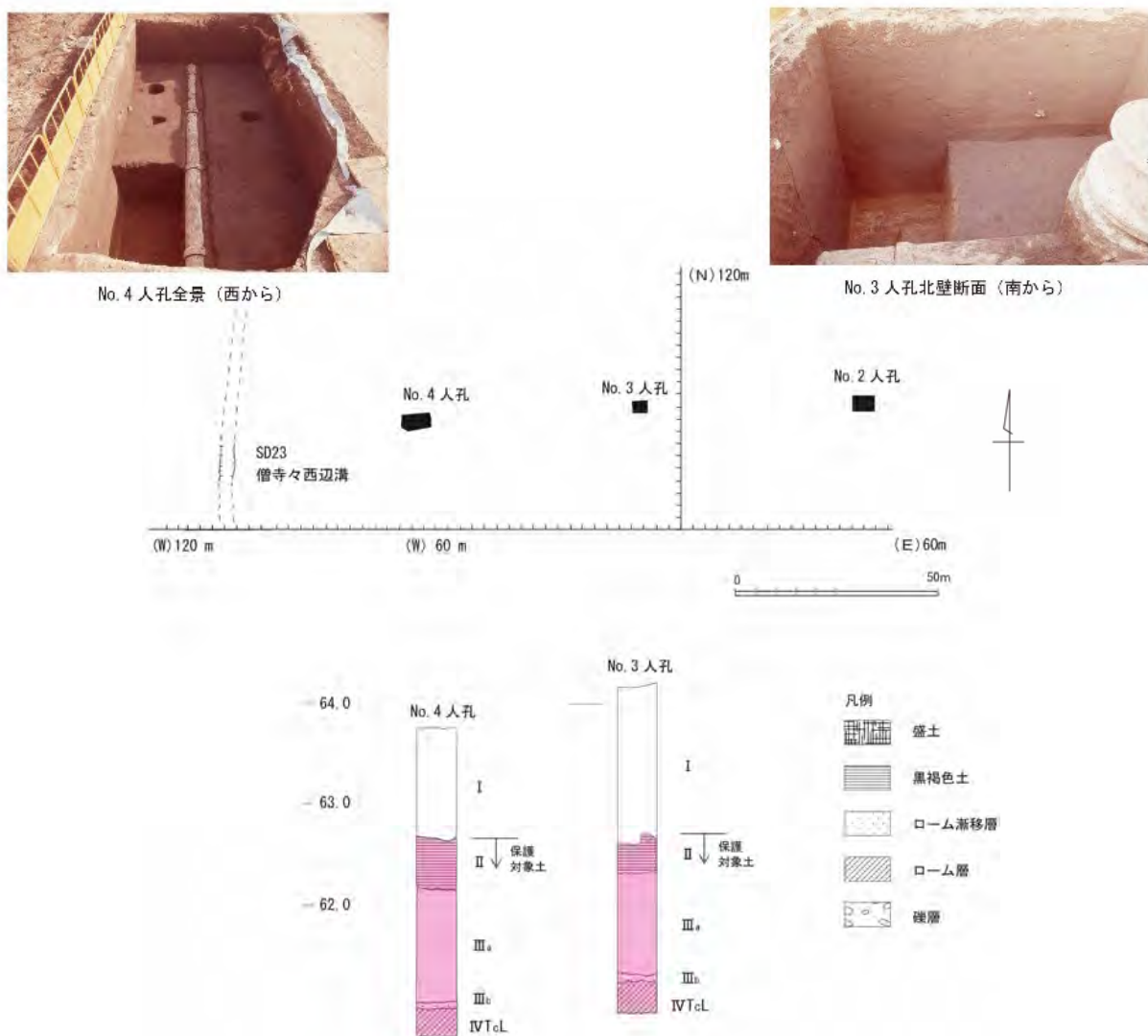


図 51 第 37 次調査 検出遺構

《第 250 次調査》（図 18-③地点・図 52 参照）

SD72 古寺院地区画溝

SX44 硬質面下に検出された。断面形が逆台形を呈する素掘り溝で、上面幅約 2.5m、底面幅 1.0m、深さ 0.9m を測る。溝内は既往の調査結果と同様に全体が埋め戻しされているが、低地のためか粘質土および黄白色砂質粘土を使用している。出土した須恵器坏は、国分寺創建期の古寺院地区画から伽藍地・寺院地区画への変遷時期を明らかにする重要資料である。溝の方位は中軸線から約 1° 西偏する。

SB91 掘立柱建物

整地層上にあり、計 17 個の柱穴から桁行 9 間 (27.0m) 以上、梁行 4 間 (10.4m) の東西両廂付南北棟建物と想定される。桁行の柱間寸法は 3m 等間であるが、梁行の柱間寸法は身舎で 2.8m、廂で 2.4m となっている。柱の掘り形は長さ 2.0m × 幅 1.2~1.4m の長方形で、深さが 1.0m ほどであるが、柱穴 5-5 のみ掘り方が明確ではなく特異である。柱痕跡は径 40cm ほどで、柱穴 1-3・2-3・4-3・4-5・5-2 に柱の抜き取り穴が認められる。建物の方位は SD72 古寺院地区画溝に一致する。

SB92 掘立柱建物

整地層下にあり、SB91 掘立柱建物の柱穴 2-2・5-2・5-4・5-5・5-6 部分のみ確認できた。建物の北端は柱穴 5-6 と考えることから、桁行 5 間 × 梁行 3 間以上の南北棟建物が想定される。

SB93 掘立柱建物

整地層上にあり、SB91 掘立柱建物より古い。SB91 掘立柱建物の柱穴 4-8・5-8・5-10 部分のみ確認できた。桁行は 3 間以上と考えられるが梁行は不明である。これらの建物の新旧関係は SB92→SB93→SB91 掘立柱建物である。

SX44 硬質面

SD72 古寺院地区画溝および SX46 竪穴状遺構の上に検出された床状の硬質面で、ローム土および粘土を貼って築造している。上面からは多量の遺物が出土しており、鍛冶関係の遺構と考えられる。

SX46 竪穴状遺構

東西 3.5m、南北 2.7m 以上、深さ 0.8m の竪穴状遺構、内部からは多量の遺物が出土している。

《第 303 次調査》（図 18-④地点・図 53 参照）

SD23 伽藍地区画溝

伽藍地区画溝である。僧寺中心点から北 55.0~77.1m、西 104.9~108.8m で西辺を確認した。規模は上面幅約 3.1m、底面幅約 1.4m、深さ約 1.9m を測り、断面形は逆台形状を呈する。覆土の堆積状況から 2 回の掘り直しが認められる。溝底面のロームブロックによる埋め込み土層は西辺では確認できたが、東辺には認められなかった。覆土中からは瓦が出土した。

SI391 竪穴住居

住居の西側約 1/2 が検出され、東側は調査区外に及ぶ。南北約 3.0m、深さ 20cm を測る。調査区内ではカマドは確認されていない。SD23 伽藍地区画溝の埋没後に構築されている。覆土中からは瓦・緑釉陶器が出土している。

SI392 竪穴住居

住居の東側約 4/5 が検出され、西側は調査区外に及ぶ。南北約 3.0m、深さ約 30cm を測る。SD23 伽藍地区画溝の埋没後に構築されている。床面直上からは完形の石製丸軋が、覆土中からは瓦が出土している。

SX57・SX58 瓦列

SD23 伽藍地区画溝に並行して西に SX57 瓦列、東に SX58 瓦列が位置する。SX57 瓦列の主軸は、僧寺中軸線北に対し約 $2^{\circ} 40'$ 東偏する。SX58 瓦列は、一部 SD23 伽藍地区画溝に崩れ落ちるように検出された。SX57 瓦列に使用された瓦は全て完形の女瓦であり、凸面を上にし、両端面を接して並べられている。SX58 瓦列には男瓦と女瓦が使用されている。

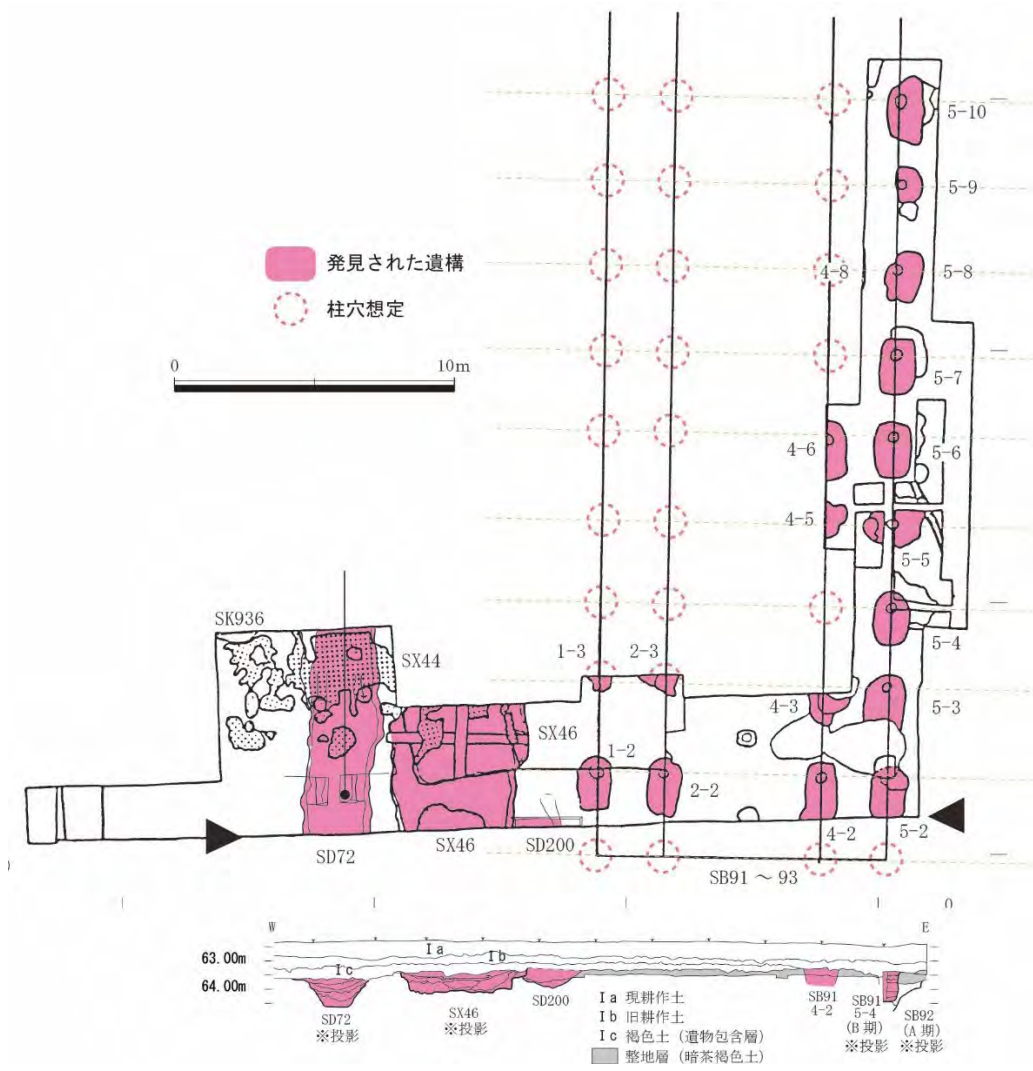


図 52 第 250 次調査 SB91 遺構



SB91. 全景 (南から)



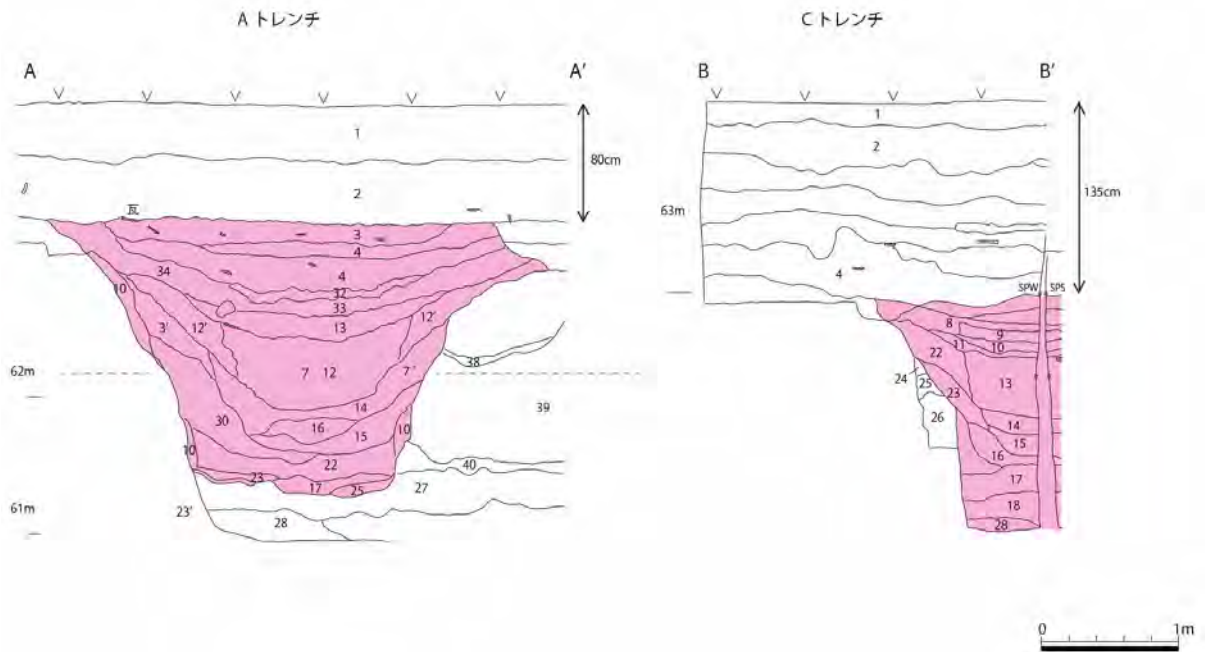
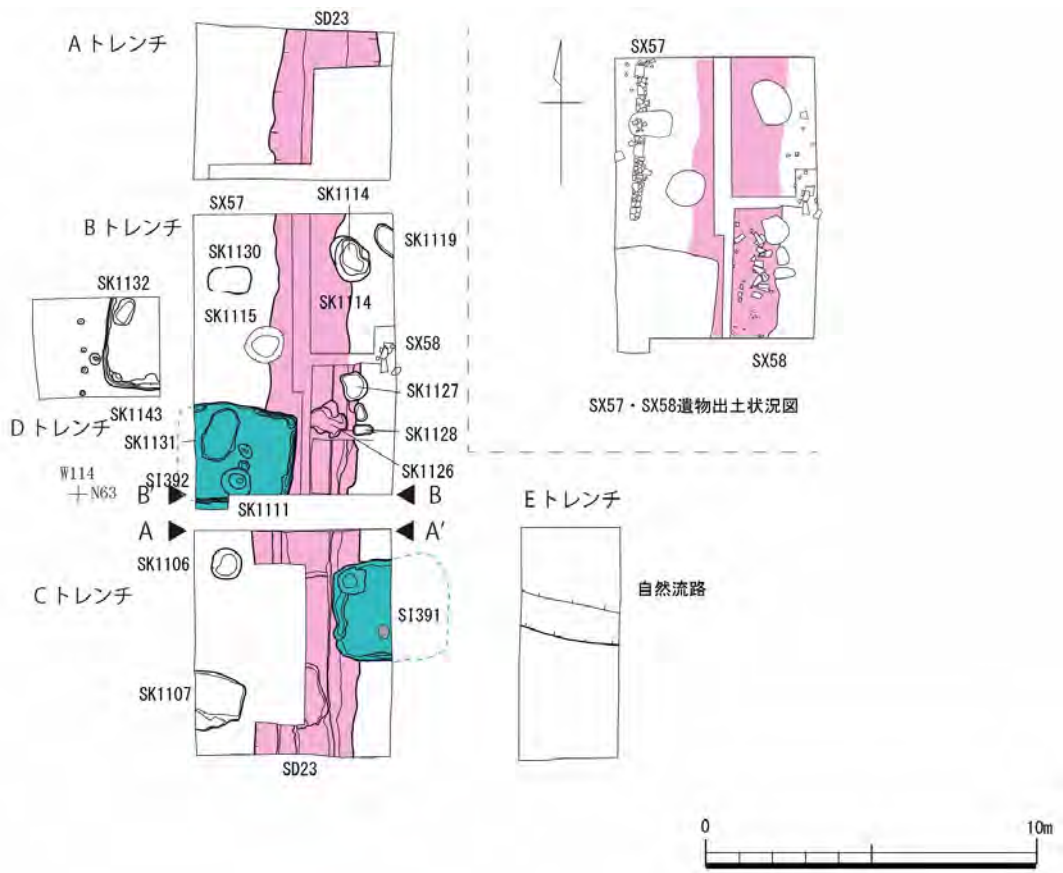


図 53 第 303 次調査 検出遺構

6. 基本設計の整備方針

基本設計の検討にあたり、まず本基本設計の整備目標と基本設計対象地の現状および発掘調査結果を踏まえて、今回整備の基本方針を定める。

6-1 遺構保存整備方針

(1) 整備対象遺構

本基本設計の対象となる遺構は、表5および図53のとおりである。

表5 整備対象遺構一覧

| 地区 | 遺構名称 | 備考 |
|-----------|---------------------------------|--|
| 伽藍中枢地区 | [中門東側] 中枢区画施設 (溝・塀) | ・西側は伽藍中枢地区の整備(平成28年度)で整備済。 |
| | [南東隅角部] 中枢区画施設 (溝・塀) | ・「新整備基本計画」において築地塀の復元整備方針が示されている。 ・第一期整備での整備方針は検討されていなかった。 |
| | [北西隅角部] 中枢区画施設 (溝・塀) | ・「新整備基本計画」において築地塀の復元整備方針が示されている。 ・計画策定時は公有化されていなかったため、第一期整備方針は検討されていない。 |
| 南門地区 | 南門 | ・「新整備基本計画」策定時には未確認。南大門として平面表示+礎石復元。 ・「整備実施計画」では平面表示+礎石復元方針 |
| | 橋脚 | ・「新整備基本計画」策定時には未確認。 ・「整備実施計画」では表示を検討。 |
| | 参道 | ・「新整備基本計画」、「整備実施計画」ともに表示を行う方針。 |
| | 伽藍地南辺区画溝 | ・「整備実施計画」では表示を検討。 |
| 北方・推定中院地区 | 大型掘立柱建物(SB91) | ・整備方針未検討 |
| | 伽藍地西辺区画溝、土壇・須恵器大甕を伴う掘立柱建物(SB39) | ・整備方針未検討 |
| 塔地区 | 塔跡2 | ・「新整備基本計画」策定時には未確認。 |
| | 伽藍地(南辺・東辺)区画溝 | ・「整備実施計画」では表示を検討。 |

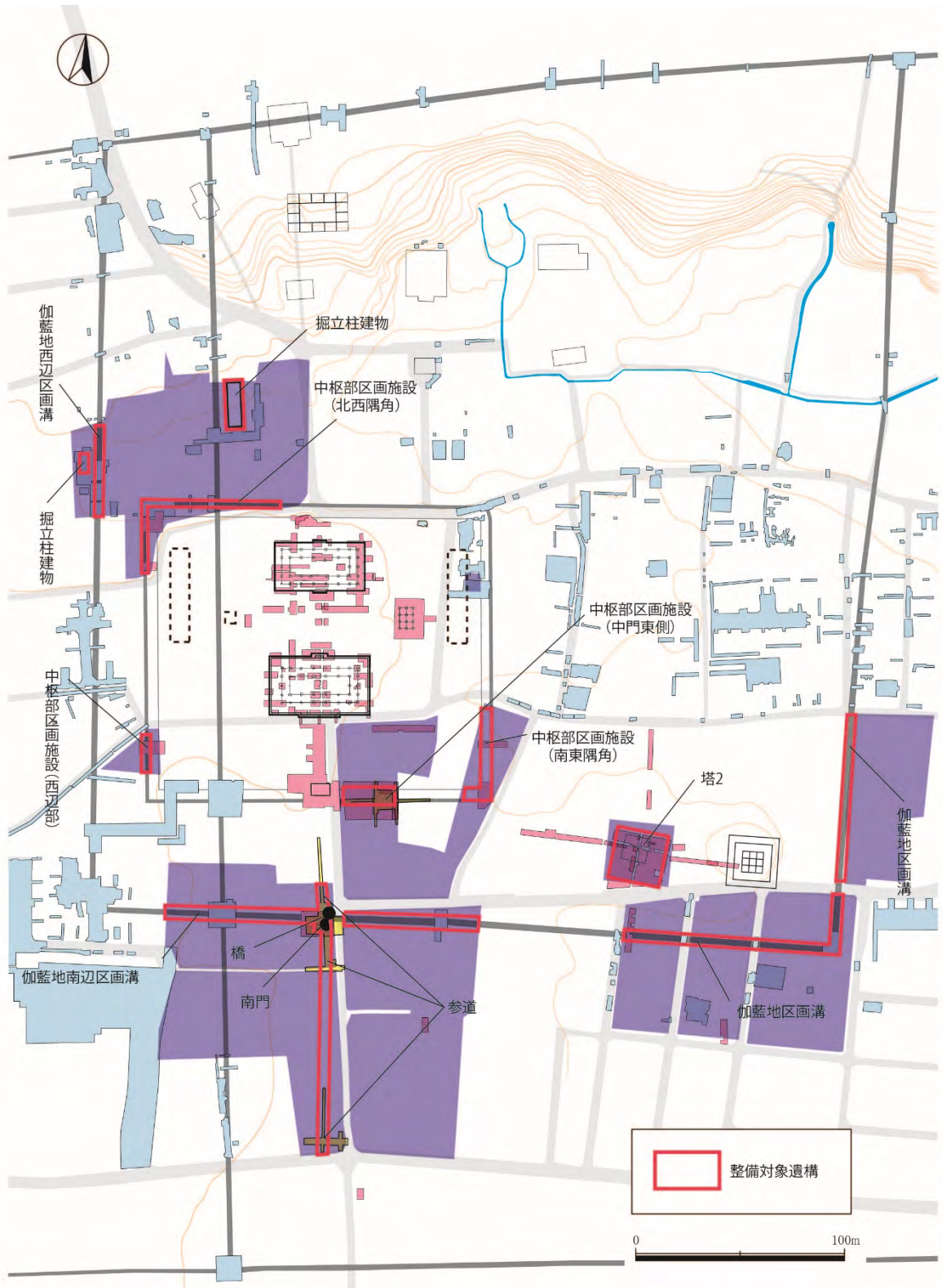


图 54 設計対象遺構図

(2) 整備対象遺構の特徴と整備で表現すべき内容

これまでの整備事業における検討と、今回整備目標及び発掘調査結果を踏まえて、整備で表現すべき内容について整理を行った。

①伽藍中樞地区

■ [中門東側] 中樞区画施設 (溝・塀)

既に中門西側の中樞区画施設が整備済であることから、今回整備においても西側整備と同様の整備を行う。

中門は「新整備基本計画」において復元整備方針が示されており、また、中門周辺は伽藍中樞地区の枢要部(金堂、講堂等の主要伽藍部)前面にあたる場所で、イベントやグランド様の遊び場としての利用度が高い。これらのことから、将来的な復元整備や現況の利用の上で障害とならないよう、中門西側の整備においては舗装の色により平面的に遺構の範囲を表現している。令和元年度に整備を行う中門東側中樞区画施設もこれに倣う方針とする。

■ [南東隅角部・北西隅角部等] 中樞区画施設 (溝・塀)

南東、南西の隅角部に当たる部分であり、伽藍中樞部の範囲を示す上で重要なポイントとなる部分である。伽藍中樞部が築地塀で区画されていたことを視認できるような整備手法を検討する。

②南門地区

■南門

発掘調査で明らかになった南門は4本柱の礎石建で、親柱の背後に控え柱を伴うという構造である。また、門の左右両側に築地塀や板塀等が取り付けずに独立して建つ門で、こうした構造の門は古代では検出例がないが、伽藍地入口となる重要な門である。

他に検出例がなく上部構造も不明なことから、発掘調査で判明している事実を示し、伽藍地入口の門であることが視認・認識できる整備手法を検討する。

■伽藍地区画溝

伽藍地区画溝は、上面幅は南門北側で2.2m、その東西両側で3.3~3.5mを測り、底面幅0.7~0.9m、深さは0.8~1.0m程度の逆台形の溝であったことが確認されている。武蔵国分寺跡の伽藍地を画する重要な遺構で、武蔵国分寺の東西の広がりを表すものとしても重要である。

区画溝としての存在が認識でき国分寺の東西の広がりを視認できるような整備手法を検討する。

■橋 (橋脚遺構)

伽藍地区画溝に架かっていた橋の遺構で、整備対象時期には木橋であったことが想定されている。南門の北側にあり、この橋を渡って伽藍地内の空間へ入った。南門と並び入口施設として重要であることから、橋がここに存在したことが認識できる整備手法を検討する。

■参道

武蔵国府があった府中市方面から、武蔵国分寺へと向かう参道の遺構である。南門地区から南約300mの地点から中門まで、南北に延びていたことが確認されている。武蔵国分寺の南北の軸線を明確にする上で非常に重要な遺構である。

「新整備基本計画」、「整備実施計画」の方針を踏まえて表示を行い、園路として活用する方針とする。

③北方・推定中院地区

■大型掘立柱建物

大型で二面廂の格式の高い建物であったことが推定されている。建物の性格、機能については不明であるが、格式の高い建物の構造（二面廂）であったことを示せるような整備手法を検討する。

■伽藍地西辺区画溝、土壇・須恵器大甕を伴う掘立柱建物

掘立柱建物は、伽藍地西辺の区画溝の西側にあり、土壇を伴い、その西側面には瓦積みを配し、建物の柱筋には須恵器の大甕も埋設している。中院を構成する雑舎と推定される。

土壇、瓦積み、須恵器等の特徴的な要素を表すことが出来る整備手法を検討する。

④塔地区

■塔 2

塔 2 は七重塔（塔 1）が焼失した後に建設されたが、完成に至らず途中で建設を断念したと推定される。その後、焼失した七重塔跡に再び塔が建立された。塔 2 の発掘調査では掘込地業が確認されており、上面が削平されて礎石は検出できなかったものの、心礎の据え付け跡と思われる大型土坑が検出された。また、量は多くないものの、特殊な軒先瓦も出土している。これらのことから、少なくとも基壇までは建設されていたことが推定される。

七重塔（塔 1）とともに塔 2 が存在することは武蔵国分寺跡の大きな特色であることから、塔 2 の存在を示すことができる整備手法を検討する。掘込地業の西側からは幢竿支柱跡が検出されており、これを含めて整備を検討する。

なお、今回の設計対象遺構ではないが、「新整備基本計画」では七重塔跡の南側に参道（塔参道）があったことを想定している。今後、参道の有無を探る確認調査を行い、その成果に基づいて整備を行うことを検討する。

(3) 整備手法の方向性

「整備実施計画」では、第一期整備において建物復元等を行わず、金堂、講堂等は基壇の復元整備を、その他主要伽藍の遺構は平面表示を主体とした遺構整備を行うことを基本としている。南門や伽藍地区画溝、中枢部区画施設も平面表示が検討されており、平成28年度に行った中門とその西側範囲については、現状の利用状況や、将来的に復元整備が計画されていることを踏まえて平面表示の整備を実施した。令和元年度に整備工事実施予定の中門東側もこれに倣うことにしている。

一方で、前項で示した整備で表現すべき内容や、公有化された範囲が必ずしも一体的に連続した場所ではなく、住宅地や畑地等によって土地が分断されている公有化状況を考慮すると、単純に遺構を平面的に表示したのみでは武蔵国分寺の寺域空間の特質を理解しにくいと考えられる。特に、南北の伽藍中軸線や東西の伽藍の広がりを示すためには、多少、立体的な要素も取り入れて整備を行うことが効果的である。

そこで、本基本設計の対象となる中枢部周辺地区の整備においては、平面表示整備に加えて半立体的な遺構表示についても検討を行い、武蔵国分寺跡（僧寺地区）の第一期整備として望ましい整備の姿を目指すこととした。

表6 整備手法の方向性

| 手法 | 特徴 | 利点 | 不利な点 |
|----------------|--|--|---|
| 平面表示 | 発掘調査による遺構情報に基づき、整備地表面の仕上げに変化を持たせることによって、遺構の形状や範囲を平面的に表示する方法。 | 敷地や空間の利用制約が少なく、自由に往来ができることに加え、良好な視界を確保できることによって、防犯性の向上に有効。 立体的な復元整備等に比べて整備費は割安。 | 広大な範囲では、離れた位置からの視認性が不明瞭であり、他案に比べて寺域範囲の表現する力が劣る。 |
| 半立体表示 | 建造物等の上部構造が不明な場合に、発掘調査に基づく遺構情報を踏まえながら、推定可能な一部の範囲や部分を表示する。 | 立体的な工作物等を設置することにより、空間に領域性を持たせることが可能となり、往時の寺域の空間を想起することへの手助けとなる。 完全復元する場合に比べて整備費は安価。 | 平面表示に比べて視認性は優位に立つが、遺構周辺の影響を受け、整備効果も半減する（例えば、生垣等による表示では、高木樹木の混在する場所では整備効果が弱い）。 |
| 立体表示 (立体復元) | 発掘調査に基づく遺構情報を踏まえながら、類例等を参考に立体的に復元する。 | 寺域空間を構成する主要遺構を復元することで、往時の空間をリアルに体現することができる。 | 類例等を用いて推定を行う場合においても復元に足る根拠が必要となる。 復元のための検討や手続きに時間を要す。 整備費用は最も高い。 |

■武蔵国分寺跡伽藍中枢地区で実施した平面表示の整備



【中門・築地塀・溝の整備】

遺構ごとに舗装の色を変え、平面的に遺構の範囲を表現

■半立体表示の整備例・イメージ



【払田柵跡】

門跡の柱を推定高まで立ち上げて表示



【常陸国分尼寺跡】

掘立柱建物跡の柱位置を表示



【武蔵国分尼寺跡】

板塀を柱と植栽で表示



【播磨国分寺跡】

築地の基底部を表示



【下野薬師寺跡】
伽藍区画溝を半立体表示



【小田城跡】
堀を立体表示

■ 立体表示（立体復元）の整備例・イメージ



【武蔵国分尼寺跡】
掘立柱塀



【上野国分寺跡】
築地塀



【志太郡衙跡】
門



【志波城跡】
橋脚

(4) 遺構保護造成

①基本的な考え方

史跡地に遺存する遺構の保護を原則として、一定の保護盛土厚を確保した上で、基本設計範囲の整備計画高を検討する。なお、検討にあたっては、当時の地盤の相対的な高さを基準とすることを基本とする。中枢地区の整備においては、遺構面から 30 cm 程度の保護盛土を確保しながら盛土や表土除去等の整備を進めてきており、中枢部周辺地区においても基本的な考え方として踏襲する。

また、掘削は表土の除去に留め、下層の遺物包含層は保存するよう造成を行う。史跡内への給排水電気設備等の埋設を行う必要も生じることから、現況地盤面から 20～30 cm 程度の盛土を基本とする。

②構造物等の撤去・改修についての基本的な考え方

現在、公有地の周囲に設置されている木柵やネットフェンス・単管パイプによるフェンス等は整備に伴い撤去する。また、大型の広域避難看板も撤去を行い、より景観に配慮した新しい避難看板への付け替えを行う。

史跡内に存在する既存の構造物等については、文化財課担当職員立会いのもと、小型重機や人力等により慎重に作業をし、掘削等は必要最小限に留めるよう努め、遺構の保護に最大限配慮する。

史跡の整備活用上必要のない既存構造物であっても、埋蔵遺構に影響を及ぼす恐れが高いと想定される場合には、むやみに撤去せず、状況に応じて存置する。



【史跡内の大型避難看板（中門東側）】



【史跡地周辺で近年設置された看板】

6-2 動線整備方針

(1) 主要動線

史跡への主要なアクセス手段は、「国分寺まちあるきマップ」にも記されているように、現状ではJR国分寺駅及び西国分寺駅からの徒歩であり、共に北側から史跡地内に入る。第一期整備完了後も大きく変化はしないと考えられる。国分寺駅からは、お鷹の道を通って伽藍中枢地区の北側から入り、西国分寺駅からは伽藍中枢地区北西の東山道武蔵路跡から史跡へ入るルートが主となる。また、両駅から史跡南側入口までの間を、地域コミュニティバス「ぶんバス」が運行されているが、1時間に1本程度の頻度で発着本数が少ない現状にある。

これらを踏まえると、中枢部周辺地区の整備に必要な視点は、伽藍中枢地区から武蔵国分寺の本来の正面入り口であった南門地区へ来訪者を誘導する動線設定が必要であると考えられる。

そこで、北方・推定中院地区→伽藍中枢地区→南門地区を主要な見学動線に設定して、主要遺構の整備や見学者を惹きつける魅力的なエントランス空間、誘導に必要な案内板・標識の設置を行うことが重要となる。この南北の主要動線は参道遺構の整備（表示）と重ね合わせることで、寺域の中軸線を強く意識付けができることになる。さらに、南門地区で武蔵国分尼寺跡や武蔵国府跡（参道口方面）への繋がりを意識できるように、史跡地南方のルート案内も行う。

(2) 補助動線

補助動線は、伽藍を南北に縦貫する主要動線から東方へ枝分かれし、伽藍東側の塔地区（塔1、塔2、苑院・花園院）へ導く動線や市立第四中学校方向（修理院）への動線及び北方の国分寺崖線下の掘立柱建物が存在していた場所などへ誘導することが想定される。また、これらはできるだけ園路等を設けずに自由動線として、ルート案内板等によって誘導する。

(3) 日常管理動線

史跡内には市道が東西南北に通じ、史跡の分断要素である一方で管理用通路としても活用できることにより、見学者動線との重複を避けることができる。そのため縁辺部や主要遺構の見学動線の支障とならない場所に、管理用車両の一時的な駐停車に利用できる多目的広場として確保しておく。軽車両の進入を考慮して、保護マットの敷設や碎石敷き等を行うことにより地表面の保護を図る。伽藍中枢部では、令和2年度の整備工事で設置を予定している。

(4) エントランス計画

①南側エントランス

史跡本来の正面である入口部にはエントランス部を設け、武蔵国分寺の正面入口であることをシンボリックに示す。史跡名称をあらわす名称標識や総合案内板、屋外展示模型の展示を行う。

②北側エントランス

主動線入口である北側のエントランスには、国分寺崖線の南に広がる寺域や伽藍配置の案内をはじめ、史跡中枢伽藍から南側のメインエントランスへの誘導を促すよう、史跡武蔵国分寺跡の見所について情報提示を行う総合案内板等を整備する。また、史跡内での基本的な利用・見学ルール等についても案内する。

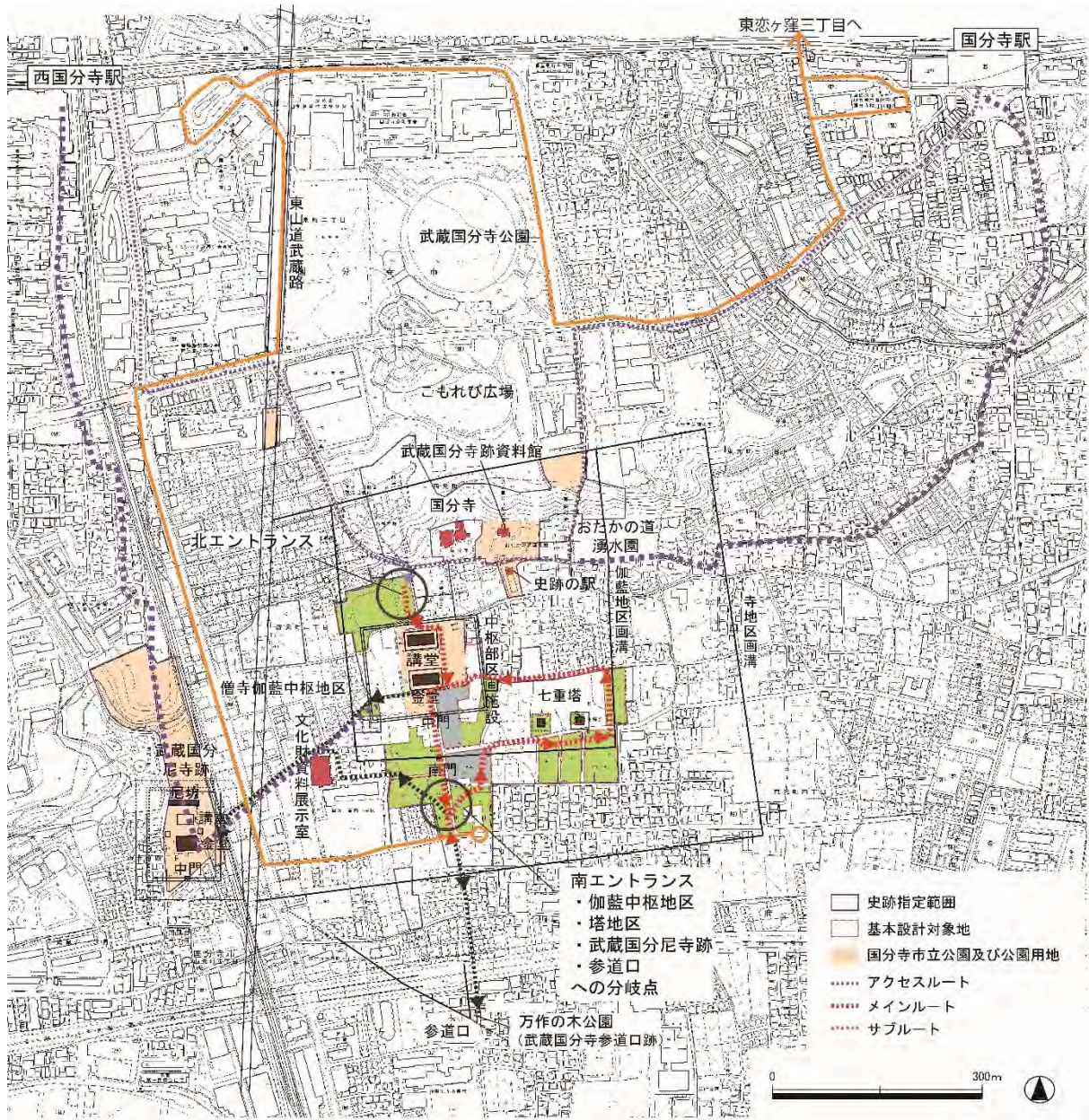


図 55 動線計画図

6-3 施設整備方針

(1) 便益施設

① トイレ

来訪者の動線を踏まえ、トイレは北側から史跡へアクセスする付近や南門地区、または塔地区に存在することが利便性に適うと考えられ、管理上の問題からは有人施設であることが望まれている。また、遺構保護の観点にたてば、既に下水管が整備されている場所が適当である。

16 ページで述べたように、北側から基本設計対象地へ至るルート上には、多くの商業施設や公共施設のトイレが存在する。一方で、南側の主要エントランスとなる南門地区の周辺には既存設置のトイレが少ない。しかし、このエリアは下水道が配管されていない。

このような史跡周辺の現状を鑑みて、中枢周辺地区の整備においては史跡指定地内に積極的にトイレを設置することは想定せずに、講堂北側の既設トイレを洋式化するなどの改修工事を施すことにした。既設のトイレの場所については、ホームページやパンフレットで周知を図り、イベント開催時などの短期間に大勢が集う機会には実行組織による仮設トイレの設置も検討する。

② 休憩・サービス施設

これまで中枢地区では、伽藍を構成する主要遺構の顕在化を主眼において整備を進めており、四阿やベンチ等の休憩施設は設置していない。中枢部周辺地区では見学者や市民の方々の憩いの場の形成を目指し、遺構表示と見学者動線を踏まえたうえで、各ゾーンにおいて四阿、ベンチ・テーブル、手洗い場等を適切に配置する。

(2) 管理施設

管理上必要となる位置へ進入防止柵や縁石、車止め等の管理施設を設置する。特に史跡地は市道によって分断されていることから、自動車や自転車等の史跡内への進入防止、見学者動線の誘導など、特に史跡管理を目的に設置する。

各ゾーンの性格に応じ、必要に応じて生垣植栽等による対応も検討する。

《管理柵・車止め例》



【江戸城跡】



【東山道武蔵路跡】

(3) 解説施設

武蔵国分寺跡の特徴を理解することを主目的とした説明的解説と共に、AR・VR等を用いて空間的な特徴を体感できる体感的解説を組み合わせ、より分かりやすくインパクトのある解説を行うことを目指す。

上記を基本としながら、動線計画を踏まえた回遊性の向上を目標に、以下の施設の設置を検討する。

① 説明板

整備対象遺構を中心に、遺構の概要を説明するための説明板を設置する。説明板は既設の説明板に倣ったデザインや内容（文字、図面、写真、推定復元CG）とするが、QRコードを貼付し発掘調査時の遺構の状況や、様々な角度から推定復元建物を見ることが出来る画像、および音声解説（多言語検討）等をモバイル端末（スマートフォン等）で体験できるようにすることを検討する。QRコードの貼付は既設の説明板にも行うことを検討する。

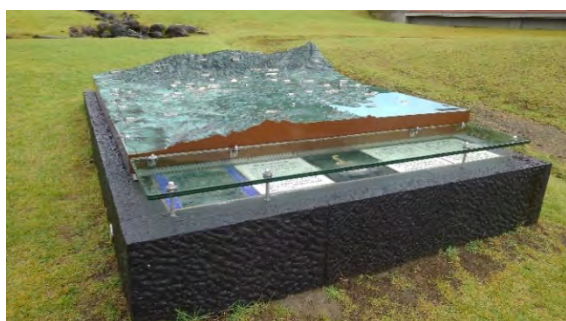
② 大型模型

武蔵国分寺跡の本来の入口である南側エントランスには、武蔵国分寺の大型模型を設置する。大型模型は以下の点を勘案して、武蔵国分寺およびその周辺の関連施設（武蔵国分尼寺跡、東山道武蔵路、参道入口等）の範囲が入る大型地形模型を検討する。なお、模型設置は令和6（2024）年度以降に検討する。

- a. 国分寺崖線の上下に広がる武蔵国分寺の広大な寺域の特徴を表すことが出来る。
- b. 伽藍建物の復元形態は各説明板のCG画像等で表すことが可能である。また、後述するようにAR等により模型と推定復元の画像を組み合わせることも可能である。
- c. 整備対象地は都市部の住宅地のなかにあり、伽藍建物の大型推定復元模型は管理上の懸念がある。

地形模型は地形に各伽藍や区画施設の位置を示し、モバイル端末をかざしたり、模型設置のテレスコープ様の装置を覗くことにより、往時の伽藍の様子や風景を見ることが出来るようにすることを検討する。

《大型屋外模型の設置例》



【慧日寺跡】
大型地形模型



【武蔵国府跡（国司館地区）】
伽藍建物復元模型

③ 誘導サイン

武蔵国分寺跡のメインエントランスは、本来の入口である南門地区の南側に設定するが、国分寺駅と西国分寺駅が共に史跡の北側に位置するため、多くの来訪者は北側から史跡にアクセスしている現状がある。今回の整備では、武蔵国分寺跡の整備範囲が拡大することを踏まえて、回遊性の向上のためにも、北側エントランスから南側エントランスへと来訪者を誘導することが重要となる。

エントランス計画（85 ページ）で述べたように、北側エントランスで総合案内板により、史跡全体の見所案内を行うと共に、誘導標識を設置して北側から南側への誘導を図る。来訪者を南側エントランスまで積極的に誘導できるよう、QRコードの貼付等により、武蔵国分寺の往時の景観を体感できるようなARと連動した誘導サインを参道沿いに適宜設置することも検討する。

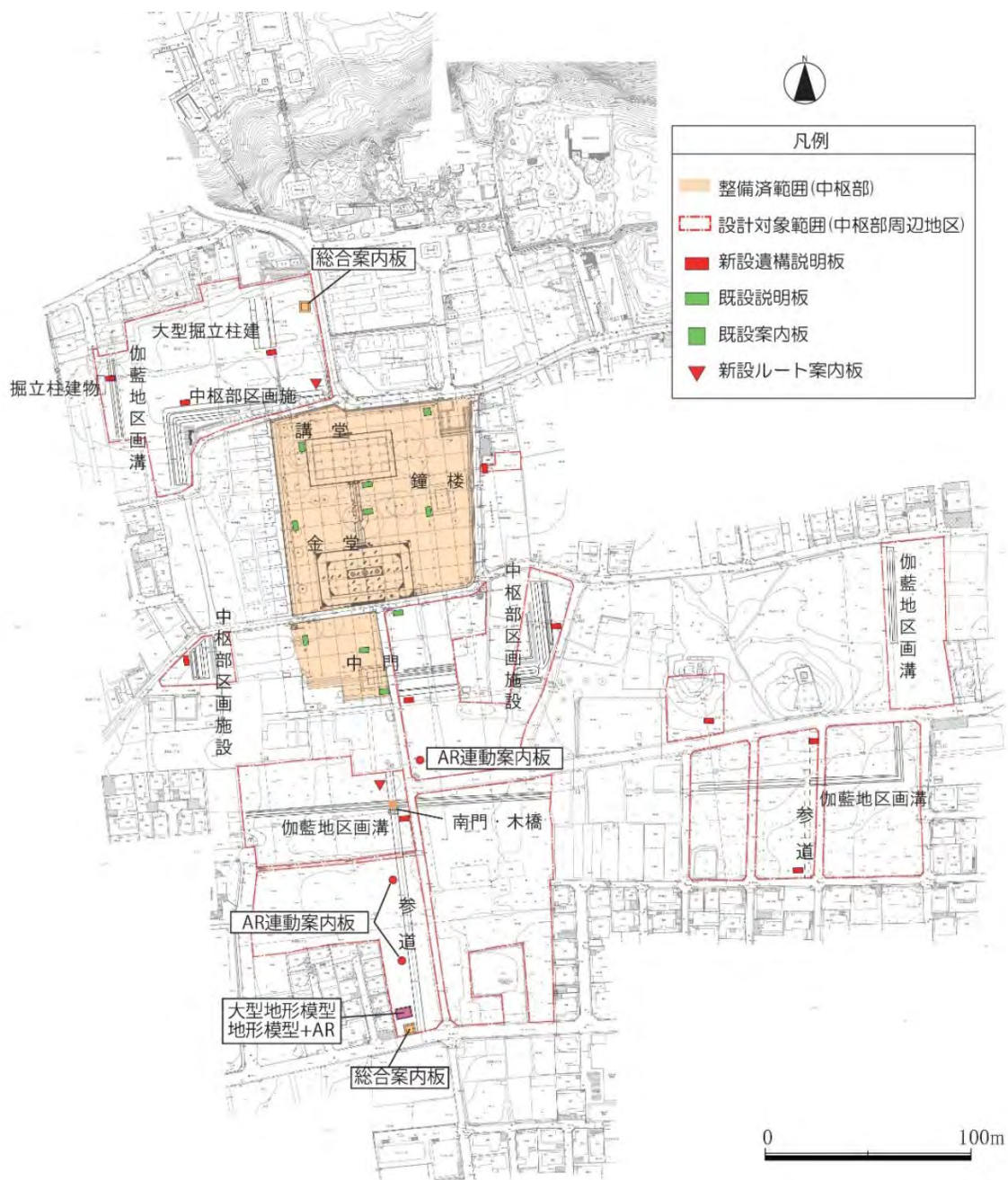


図 56 解説施設整備方針図

6-4 植栽整備方針

(1) 既存樹木の植栽管理（伐採・剪定）

中枢部周辺地区の主要な遺構を表示整備する範囲については、基本的に伐採を検討する。

中枢部周辺地区の高木樹木は、ソメイヨシノやエノキ、ケヤキを主体とした落葉樹が主体である。特に、南門地区の区画溝沿いや、塔地区の南側ではソメイヨシノが密植し、互いに被圧されて生育不良となり、細長く伸びて弱々しく感じられる樹木が多く存在する。また、夕暮れ時にはとても薄暗い空間となっていて見通しも悪く、防犯上も不安を感じる場所でもあり、傷んでいる樹木は積極的に間引いて明るい空間に近づける。

そのため、これらの樹木生育状況を調査し、伐採や剪定を行いながら適正に管理を進める。低木についても、史跡内の空間整備にあわせて適宜伐採・剪定を進める。

(2) 多様な植栽

画一的なソメイヨシノの樹林地となっている現状を見直して、古代の寺院を想起させる植生とするために、一部補植を行う。

サクラは市民にもとても親しみの持てる樹木であることから、ヤマザクラやエドヒガンザクラ等の古来の樹木を植栽することによって、多様性に配慮する。

四季折々の風景を楽しめるように、紅葉のきれいな樹種も植栽する。

野鳥が飛来するような果実のつく樹種を、空間に配慮しながら植栽する。

塔地区の伽藍地区画溝の南側は苑院・花園院として推定されており、万葉植物などの植栽場所として、市民に親しまれるように整備する。

(3) 緩衝緑地

史跡縁辺部では、隣接する現代の建物群やコンクリート壁、アスファルト舗装された道路等が存在しており、古代の寺院空間とは馴染みにくい。これらを視覚的に和らげるように、史跡地の外周には緩衝緑地を配置する。これは遮蔽を目的にしたものではなく、構造物の存在を和らげることを意図して植栽を行うものである。

樹種は常緑木を主体として、年中の目隠し効果の保持や、落葉に伴う維持管理の手間等を軽減する。

(4) 地被植栽

地表面の降雨に伴う土砂流出の抑制や、強風に伴う粉塵発生の軽減を図るため、また、都市域の気温上昇を低減させるために地被植栽を施す。

ノシバを主体とした地被植栽を行う。



■北方・推定中院地区
[現状の課題]
・東部分は樹木が茂り空間が分断されている

[整備方針]
・中枢区画施設の遺構表示に支障のある樹木(マサキ・トウネズミモチ)の伐採
・低木(ツツジ類)の伐採整理
・隣接地境界部には目隠しのために緩衝植栽を施す

■中枢地区(東辺)
[現状の課題]
・樹木が茂り鬱蒼とした暗い空間を呈す

[整備方針]
・中枢区画施設の遺構表示に支障のある樹木の伐採

■塔地区(塔1、塔2)
[現状の課題]
・樹木が茂り鬱蒼とした暗い空間を呈す

[整備方針]
・間引きして明るい空間とする

■南門周辺地区
[現状の課題]
・ソメイヨシノの大木多く 樹齢40~50年程度
・密に植栽されており、互いに被圧され生育不良
・細長く伸びて弱々しく感じられる樹木が多い

[整備方針]
・南門・木橋・溝等の遺構表示に支障となる高木・低木は伐採
・高木は1/2程度伐採し、保存樹木を適切に植栽管理
・中軸線を明確にするために、参道両脇のソメイヨシノを伐採
・隣接地境界部には目隠しのために緩衝植栽を施す
・緩衝植栽は往時の環境が偲べるような植栽を中心とする

■塔地区(区画溝)
[現状の課題]
・ほぼソメイヨシノの樹林地、樹齢20~30年程度
・過密に植栽されており、互いに被圧され生育不良
・細長く伸びて弱々しく感じられる樹木が多い

[整備方針]
・区画溝整備に支障となる樹木の伐採
・高木の2/3程度を伐採し、保存樹木を適切に植栽管理
・区画溝外の空間を苑庭、花園院として整備(万葉の植物等を植栽)

| 凡例 | |
|----|-------------------------------------|
| | 整備済範囲(中枢部) |
| | 設計対象範囲(中枢部周辺地区) |
| | 既存高木(ソメイヨシノ、ヤマザクラ、イノカタチ、イチョウ等ほぼ落葉樹) |
| | 既存植込み(ツツジ類) |
| | 伐採対象木・間引き範囲 |
| | 万葉植物植栽地 |
| | 緩衝緑地 |



図 57 植栽計画図

《植栽整備活用例》



【飛山城跡】



【下野薬師寺跡】



【多賀城跡】

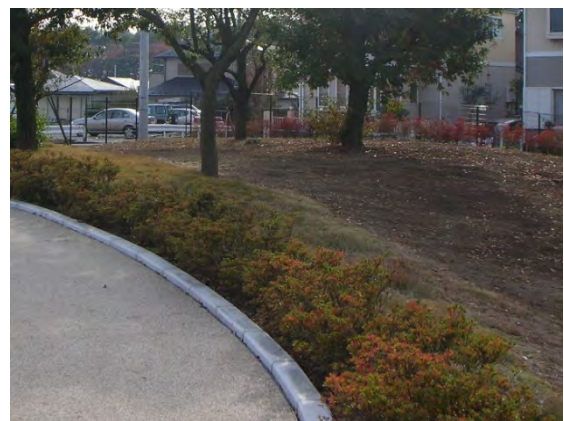


【水前寺公園】

《生垣・目隠し植栽》



【武蔵国府跡（国司館地区）】



【本町田遺跡】

6-5 設備整備方針

史跡の公開活用及び維持管理の観点から、給排水設備及び電気・機械設備の設置を検討する。埋設管の敷設については、遺構に影響が及ばないことを前提に、周辺市道に埋設されている本管から分岐して引込み、必要な場所へ延長する。また、アプローチライトも遺構へ配慮して独立型の小型太陽光仕様についても検討を行う。

(1) 給水設備

中枢部周辺地区の各ゾーン毎に給水管を引込み、手洗い場や散水栓を設置し、植栽への管理、広場への散水、手洗い・水飲み等の便益施設への給水を行う。手洗い場の排水は下水道への接続放流の必要性を考慮して、周辺下水道管の埋設位置に近い場所を想定する。

(2) 排水設備

遺構への配慮から、現状では塔地区の南側を除いて、設計対象範囲内に排水設備は存在していない。

史跡内の雨水の滞留を避け、使い勝手の良い空間として整備するために、U型側溝や集水桝、暗渠管、浸透設備等の排水設備を設置して、史跡内の雨水排水を受けながら、周辺の下水道管へ接続して下流へ流すことになるが、最小限に留めるよう配慮する（関係課と協議を進めている）。

手洗い場の排水は下水道管へ接続して下流へ放流する。

(3) 電気・照明設備

現状では、史跡内に高ポール照明灯が複数基設置されている。一部の老朽化設備については更新されているものも存在している。

また、市道沿いには電柱に防犯灯が設置されており、夜間の明るさを確保している。防犯灯については、地元自治会所有の設備であるが、史跡整備の照明計画にあわせて、管理者の市への移管要望も出されているところである。

現況の史跡内の照明灯設置位置を考慮しつつ、参道部周辺では中軸線の視線の妨げにならないように背丈の低い足元灯を設置する。参道のライトアップ効果も高められるよう、灯具の形状に配慮する。

(4) 防犯設備

現状では、塔地区周辺が特に暗い雰囲気のところとなっており、塔1の南、市道を挟んだ向かい側に監視カメラが設置され、防犯上の配慮がなされている。

南側エントランス部に屋外模型を設置する際には、監視カメラや赤外線人感センサーの設置等の検討を行う。

《照明灯・防犯設備等》



【勝坂遺跡】



【武蔵国府跡（国司館地区）】



【三河国分尼寺跡】



【斎宮跡】

7. 基本設計の検討

7-1 各ゾーンの整備方針

「6. 基本設計の整備方針」を踏まえて、各ゾーンごとに具体的な整備方針（基本設計）の検討を行った。

(1) 伽藍中枢地区

主要目標

① 中枢伽藍地区の範囲と規模の明示

令和元・2年度に予定している整備工事の実施により、主要部分の整備がほぼ終了する地区である。中枢部区画施設の整備を行い、武蔵国分寺の伽藍中枢地区の範囲と規模を明示できるようにする。

(2) 南門地区

主要目標

- ① 南門から伽藍中枢地区の視認性の確保による中軸線の明確化
- ② 伽藍地区画溝の整備による武蔵国分寺の東西の広がり の明示
- ③ 武蔵国分寺の正面入口としてのエントランス空間の整備
- ④ 住宅市街地内の貴重な緑の空間である公有地化済み緑地を活かしたレクリエーション、環境保全、景観、防災機能等の向上

本基本設計対象地の主要ゾーンであり、今回の基本設計の中心となる地区である。南門跡および参道跡の整備と、視界を遮る電柱等の工作物や高木の除去により、伽藍中枢地区への視認性を確保すると共に、伽藍地区画溝の整備で武蔵国分寺の東西の広がりを示せるようにする。

また、武蔵国分寺の正面入口として大型地形模型、史跡名称板、総合案内板の設置を行い、エントランス広場としての環境整備を行うと共に、修理院（市立第四中学校敷地）が近くにあった場の歴史性を踏まえた活用（体験学習、市民交流活動等）をはじめ、様々な活用が可能となる緑地広場としての整備を行う。なお、整備に合わせて地区内に存する赤道の一部廃道を検討する。

(3) 塔地区

主要目標

- ① 塔跡の存在の顕在化、周知化
- ② 住宅市街地内の貴重なみどりの空間である公有地化済み緑地を活かしたレクリエーション、環境保全、景観、防災機能等の向上
(推定) 苑院・花園院としての場の歴史性を踏まえた体験学習、市民交流活動の検討

本基本設計の対象地となっている塔2の整備を行う。塔1の本格的な整備は第二期以降に検討するが、塔跡の前面の樹木の伐採や説明板等の設置により、塔跡の存在の顕在化と周知化を図る。伽藍地区画溝（南東隅部）の整備を行うと共に、今後の発掘調査により塔1への参道が確認され

た場合は、参道の整備も行う。これらの整備により、伽藍中枢地区から離れた場所に二つの塔跡が存在する武蔵国分寺跡の特徴を表す。

また、道路の廃道による地区の一体化や適正な樹木間伐等の緑地整備、(推定) 苑院・花園院としての場の歴史性を踏まえた体験学習、市民交流活動により、公有地化済み地区の活用促進を図ることを目指す。

(4) 北方・推定中院地区

主要目標

- ① 推定中院地区の範囲と場の機能の周知化、遺構（掘立柱建物・伽藍地西辺区画溝）の整備
- ② メインアクセスである北側からの入口としての機能を踏まえた整備
- ③ 住宅市街地内の貴重な緑の空間である公有地化済み緑地を活かしたレクリエーション、環境保全、景観、防災機能等の向上

複数棟の掘立柱建物および伽藍地西辺区画溝の整備を行い、往時の場の機能・性格（伽藍中枢部北側の雑舎群）を示せるようにする。国分寺崖線上にも広がる北方・推定中院地区の範囲と機能についても説明板等で解説する。

また、現在のメインアクセスが北側の国分寺駅、西国分寺駅からであることを踏まえて、史跡主要部への入口（北側エントランス）として、史跡全体の見所や周辺関連遺跡（武蔵国分尼寺跡、史跡東山道武蔵路等）の案内を行えるようにするとともに、緑地整備を行い公有地化済み地区の活用促進を図ることを目指す。



图 58 全体整備計画平面図（案）

7-2 伽藍中枢地区

(1) 設計方針

伽藍中枢地区は、平成 23 (2011) 年度から平成 31 (2019) 年度にかけて整備工事を進め、概ね完了してきたところである。本基本設計では、現時点における公有化範囲において、さらに中枢部の整備を進め、設計対象範囲は中枢部区画施設のうち、**図 59** に示す「中門東範囲」・「南東範囲」・「北西範囲」・「西辺範囲」の 4 箇所とする。

①中門東範囲

中門東範囲は、整備の完了した中門と中門西側に接続する築地塀や溝の平面表示手法を踏襲し、カラー舗装による整備を進め、中門周辺の空間を統一する。また、中門東範囲は史跡見学者や生徒の主要通学動線に位置しており、歩行者が頻繁に往来していること、ダスト舗装広場として運動などにも使いやすい空間であること、イベント時には暫定的な駐輪場として利用されることなどの現状を踏まえて、自由度の高い広場として整備する。

また、見学者の理解を促すために中枢部区画施設の解説板の設置の他、過年度までに整備した中枢伽藍においても解説板を追加する。

これまで実施してきた整備の考え方に倣い、中枢部区画施設の内側は芝生地、外側はダスト舗装として整備する。

②南東範囲・西辺範囲・北西範囲

「整備実施計画」に定めた第一期整備の基本的な考え方にに基づき、将来的な中枢部区画施設の復元という展望を持ちながらも、第一期整備の年次計画の実施において平面表示による設計及び整備を進めてきたところである。しかし、本基本設計の対象となる中枢部周辺地区の整備では、伽藍中軸線を一層明確にし、中枢部の範囲や規模を明示していくことを大きな目標に掲げていることから、これまで整備を進めてきた平面的な表示手法では限界を感じているところである。

そこで、南東範囲及び北西範囲では中枢部区画施設の「隅」に位置することや、西辺部は中枢伽藍の空間を示すことのできる絶好の場所であることから、多少高さを持たせて遺構表示を行うことによって、主動線を担う中軸線からの認識を高め、空間の広がりを理解させることに効果的であると考えられる。

本基本設計では、このような考え方にに基づき整備効果のさらなる向上を目指し、半立体表示を基本として設計を進め、今後の実施設計において継続して設計検討を行っていくものとする。

なお、北西範囲は北方・推定中院地区とあわせて一定規模のまとまった面積を有していることから、引き続き実施設計を行った後に、随時整備工事を進めていくことが可能である。一方、南東範囲及び西辺範囲については、対象範囲が比較的小規模で周辺の土地は公有地されておらず島状に点在している現状を踏まえ、周辺と一体的に整備を行うことが効果的であると考えられる。そのため、第一期整備事業の実施と並行して公有地化が進められており、その成果があらわれている点を考慮して、南東範囲及び西辺範囲については、今後の公有地化の進展を注視しながら、実施設計及び整備工事の実施を進めていくことが妥当であると考え、第一期整備事業の後半において実施するよう位置付けておく。



図 59 中樞地区整備計画図（案）

《中門・中樞部区画施設の平面表示整備状況》



【中門跡】



【中樞部区画施設】

(2) 中門東範囲

①遺構表示

中枢部区画施設として、築地塀・築地塀内側の溝・築地塀外側の溝の遺構を表示する。

平成 28 (2016) 年度に整備がなされた遺構表示整備に倣い、中軸線をもとに左右対称を基本としつつ、発掘調査情報をもとに、対象遺構範囲を透水性カラー舗装により平面表示する。表示色については、築地塀を黄色系、三条の溝については薄茶系として 2 色を用いて表示する。舗装構成は歩行者対応の仕様である、表層を 70 mm 厚、砕石路盤 100 mm を確保するとともに、フィルター層 100 mm を確保して雨水の透水性を改善させる。

②環境整備

これまでの整備に倣い、中枢部区画施設の内側は芝生の空間として統一する一方、外側は現状を踏襲しダスト舗装の広場として整備する。そのため、中枢部区画施設の内側の範囲のダスト舗装は一旦鋤取って仮置きし、令和 3 (2021) 年度以降実施する南門地区の整備に流用して有効利用する。また、漉き取りを行った範囲は芝地とするため購入客土を用いて敷き均した後に芝生を植栽する。

北東隅の範囲については、管理車両の臨時駐車可能な場所として、道路縁石を切下げて出入口を確保するとともに、芝生保護マットを敷設して地表面の芝生を保護する。

整備済の伽藍中枢地区においても、西僧坊・経蔵、礎石展示場、中枢部北辺区画及び中枢部南辺地区の解説板の設置を追加し、史跡の理解向上に努める。仕様・規格については中枢地区の説明板を踏襲する。

整備の支障となる老朽化した既設の広域避難看板や注意看板、誘導看板等については、関係部署との協議を進め、一旦撤去したうえで必要に応じて設置場所を検討して新設する。

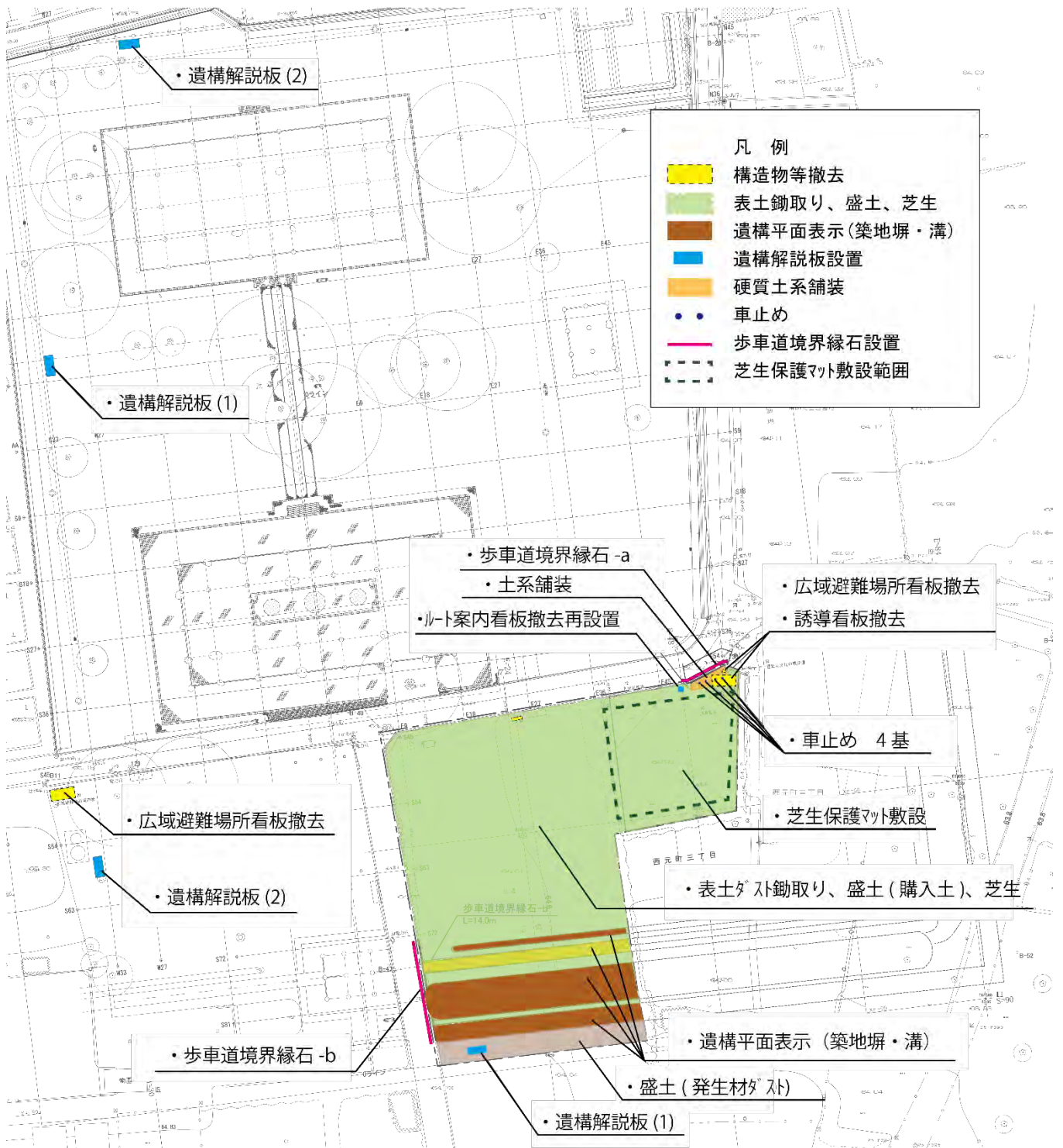


図 60 中門東範囲整備計画図 (案)

(3) 南東範囲・北西範囲・西辺範囲

①遺構表示

中枢部区画施設として築地塀・築地塀内側の溝・築地塀外側の溝の遺構を整備し、中軸線等からの視認性を向上させて中枢伽藍の広がりを示す。(1)の設計方針(98ページ)において、半立体表示を基本に整備を進めるよう示したが、各整備案の考え方は次のとおりである。

■築地塀

- ・発掘調査情報をもとに築地塀基底部幅を六尺(1,776mm)と設定し、平面表示案(案1)は基底部幅のみの表示となる(中枢部区画施設として統一する)。
- ・半立体表示案(案2)では、さらに『延喜式』をもとに築地塀勾配を1/13と想定して表現し(築垣:高一丈三尺、本礎六尺、末礎四尺)、基底部付近を30~50cm程立ち上げて表示する(播磨国分寺の築地塀基底部表示や武蔵国分尼寺の板塀基壇表示を参考とする)。

《先行整備例》



【播磨国分寺跡】

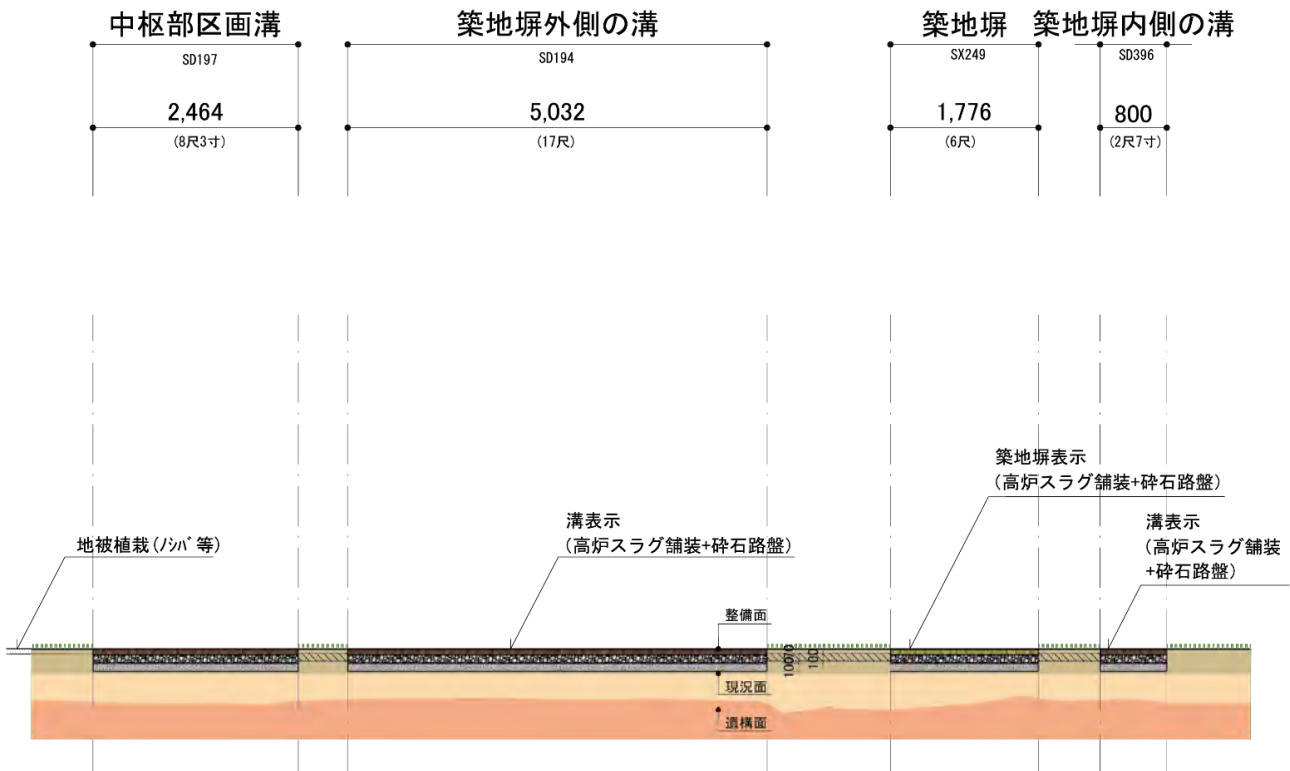


【武蔵国分尼寺跡】

■築地塀内側の溝及び外側の溝

- ・発掘調査情報をもとに復元想定される溝の肩幅が表示の基本となり、平面表示案(案1)は溝肩幅のみの表示となる(中枢部区画施設として統一する)。
- ・半立体表示案(案2)では、検出された溝底幅を化粧砂利で示し、溝肩から溝底にかけて斜面部はリュウノヒゲを植栽し、平場の芝生地等と区分する。
- ・半立体表示案では雨水の流出抑制機能を保持できるように、溝底部の砂利敷の下層に碎石層設けて浸透貯留機能を確保する。

〈案1：平面表示案〉



〈案2：半立体表示案〉

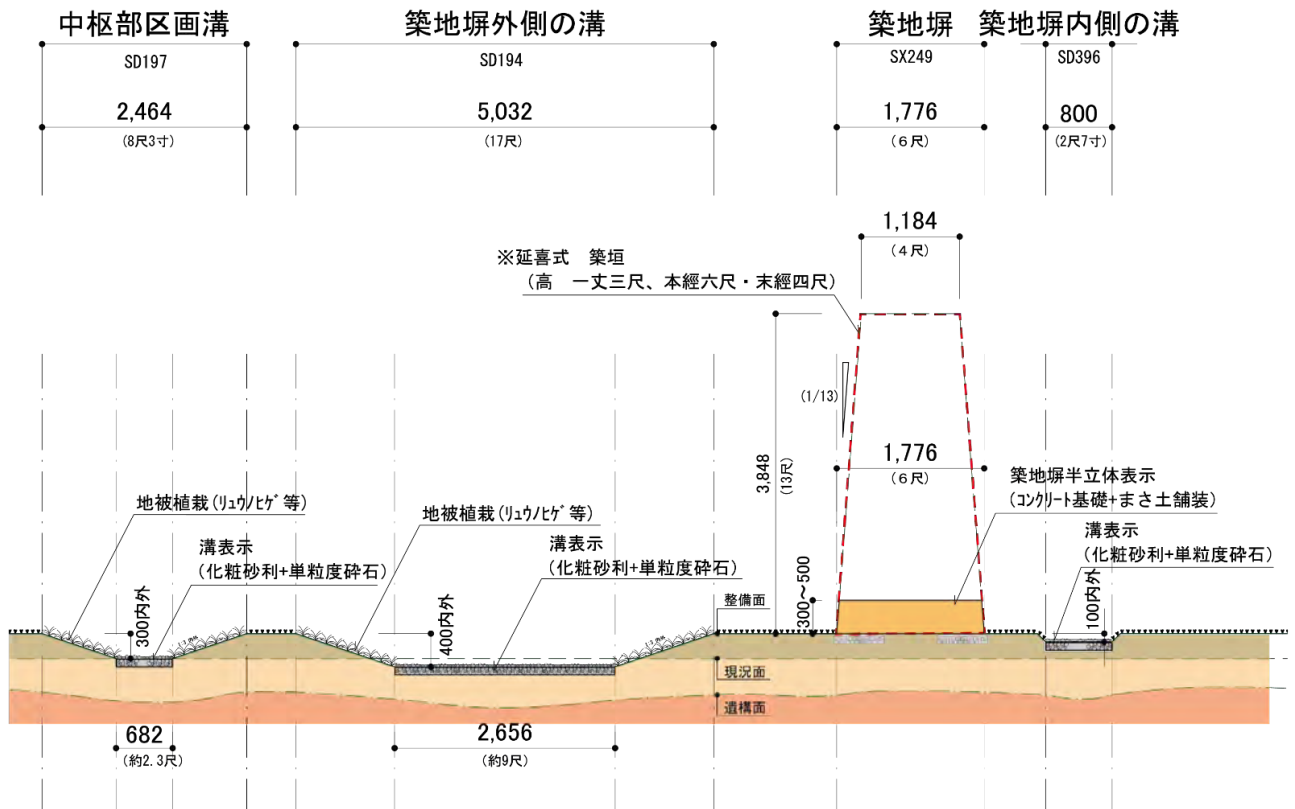


図 61 標準断面図

②環境整備

《南東範囲》

中門東範囲同様に、中枢部区画施設の内側は芝生の空間として統一する。一方、外部空間は現状を活かしダスト舗装の広場として整備する。

樹木が茂り鬱蒼とした薄暗い空間の改善を目指し、遺構の保存や遺構表示の支障となる樹木は伐採・剪定・刈り込みを行い、防犯面にも配慮して見通しの確保できる明るい空間を創出する。

現状では一部の未公有地化の敷地が存在していることによって、連続した中枢部区画施設の整備が困難な状況にある。今後の公有地化の進展を踏まえながら、必要に応じて実施設計において設計条件を見直し、適切な整備に繋げていくものとする。

なお、東側を南北に通る市道南 225 号線については（15 ページ参照）、今後関係部局との協議を進めながら廃道の検討を進め、東方の公有地との一体的な整備の可能性を探っていく。そのため、道路境界部に構造物や生垣等を設けることは避け、現状を踏襲する。必要に応じて、簡易な柵等を設置して車両の進入を抑制できるよう検討していく。

《北西範囲》

北方地区の芝生の広がる広々とした空間に馴染む広場として整備するとともに、中枢伽藍と空間的に分断している現況樹木に対し、適切に植栽管理を行う。

中枢部区画施設の遺構をできるだけ連続して表示できるように、中枢部区画施設の位置に存在するマサキやトウネズミモチは伐採する。その他、サクラ等の現況樹木への対応は、樹木医による樹木の生育状況の把握を基に助言を得つつ、伐採や剪定、刈り込み等の植栽管理を適切に進めていく。また、市道南 230 号線については、整備に伴い一部廃道を検討する（15 ページ参照）。

《西辺範囲》

現状を活かし、芝生の広場として整備する。

中枢部区画施設の西辺区画溝を示すことによって、上述した南東範囲や北西範囲との繋がりが与えられ、伽藍中枢部の領域を理解しやすくなる。僧寺地区と尼寺地区とを連絡する主要な見学動線上に位置していることから、中枢伽藍の西側の範囲を認識することが可能となる。

そして、尼寺方面への動線案内、敷地東側の未買収地も公有化すべく調整を進め、中門と一体的な空間を表出することを目指す。

7-3 南門地区

(1) 設計方針

①中軸線の明確化と東西の広がり明示

南門地区は、伽藍中軸線上に南北に位置する参道と、その軸線上に位置する南門・橋脚とともに、伽藍地区画溝が主要な僧寺地区の遺構であり、これらの遺構の顕在化が重要な整備要素となる。

南門地区の主要な整備目標は、中軸線の明確化や伽藍地の東西の広がりを示すことであることを踏まえ、発掘調査情報に基づく遺構解釈を基により、効果的な整備手法で設計を進める。前述したように、中枢地区の区画施設の整備においては、半立体的手法を提示したところであり、同様に南門・橋脚並びに伽藍地区画溝についても半立体的な手法を用いる。

建物跡や橋脚等の遺構表示については、自然木を用いて表示し、構造的な補強や含侵処理による防腐処理を施し、耐久性の確保に配慮する。

中軸線に位置して視線を遮る樹木については伐採を基本とし、枯損木や生育不良の樹木については倒木や落枝の恐れがあることから、来訪者の安全確保のために伐採する。

②寺院正面参道空間

参道の両脇は砂利敷きとし、東側のダスト舗装範囲や市道のアスファルト舗装範囲を含めてグレー系統の色調で揃えたうえで、参道を際立たせるように薄朱色の色あいで表現する。参道両脇傍には背丈の低い足元灯を設置し、縁を強調して演出することによって参道を印象付ける。

あらたに整備工事によって設置する便益施設や設備、構造物等については出来るだけ南北の軸線を意識して中軸線と平行に配置する。

③正面エントランス

史跡の顔となるエントランス空間には堅牢な史跡名称標識を設置し、武蔵国分寺全体や周辺遺跡との関係等が分かるような大型模型や、僧寺地区全体の総合案内板を設置する。エントランス部全体は切石敷きとし、遺構表示する参道の単色艶消しの舗装と差別化し、特徴付ける。また、正面の視線に入らないように市道東側のぶんバス停留所寄りには四阿を配置して、見学者の休憩場所を確保する。

④全体空間の演出

南門地区は約1.6haのまとまりある空間が広がる中で、遺構の表示範囲は概ね3～4mの幅の範囲で十文字形状に示される線的な範囲に留まる。そのため、南門地区は上記遺構表示範囲以外の第四中学校付近の芝生広場と参道東側のダスト舗装広場を市民が活発に利活用できるようなオープンスペースとして整備する。

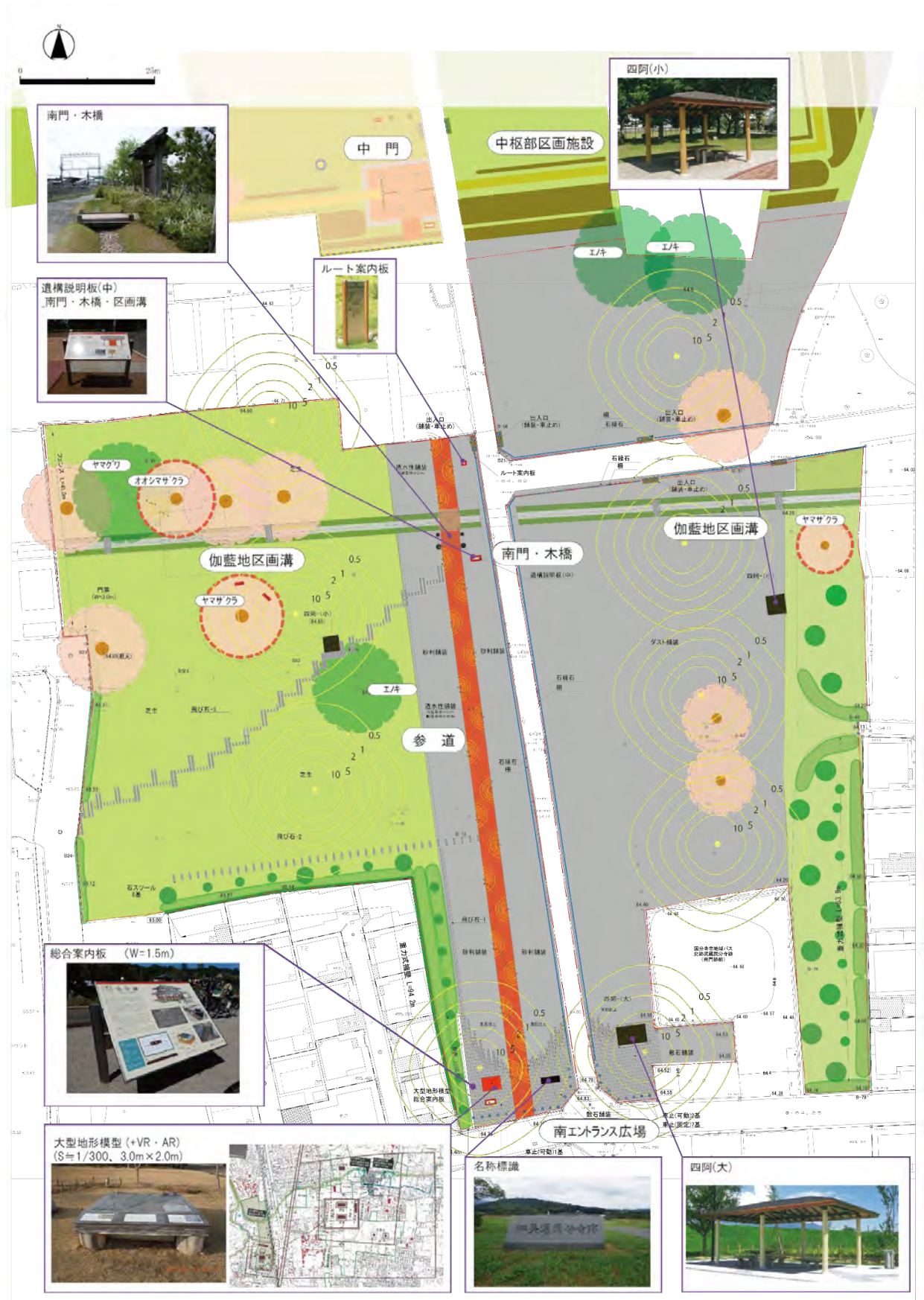


図 62 南門地区整備平面図 (案)

(2) 遺構表示

南門地区の遺構表示として、南門・橋脚・伽藍地区画溝の各遺構を表示する。

第一期整備事業では建造物の復元を行わないことを基本に掲げており、既に伽藍中枢地区では金堂や講堂の基壇復元整備をはじめ、鐘楼跡や中門跡の遺構を平面表示による整備が進められてきた。本基本設計では、中枢地区整備の現状を踏まえて更に整備効果の高い遺構表示を目指す。

①南門

独特の特徴を有する建物跡であり、棟門のような二脚門に控柱を持つ形式であると推定される。伽藍地区画溝の外側（南側）に存在し、二脚門に控え柱を持つ礎石建物、両側に塀の遺構は確認されていない状況などを踏まえ、発掘調査で確認された遺構から確実に推定できる建物の要素のみを表示し、誤解の生じないように整備する。

なお、本来の建物上部構造については、今後、令和3（2021）年度に予定している整備工事に向けて、委員の指導・助言を仰ぎながら、解説板に記載すべき内容及び推定イメージ図の検討を進めていく。

南門の規模等

- ・桁行1間約15.5尺、梁行1間約7.6尺、二本の主柱と二本の控柱の建物である。

※参考：中枢伽藍建物規模

金堂：桁行7間、13尺+18尺+20尺+20尺+20尺+18尺+13尺=122尺

梁行4間、13尺+15尺+15尺+13尺=56尺

講堂：桁行5間、18尺+20尺+20尺+20尺+18尺=96尺

梁行4間、13尺+15尺+15尺+13尺=56尺

中門：桁行3間、10尺+12尺+10尺=32尺、梁行2間、10尺+10尺=20尺

- ・棟門等から形状を想定し、礎石建物であることを踏まえ垂直に柱の立つ建物である。
- ・各壺地業の平面的な大きさをもとに、主柱と控柱の大きさの比を1：0.7と設定する。
- ・中枢地区における礎石表示はΦ600mmであり、同等として整備する。
- ・中枢地区（金堂・講堂・鐘楼・中門）の遺構表示を踏まえ、次のように設定する。

主柱：径1尺5寸（Φ450mm）内外、礎石径：径2尺（Φ600mm）内外とする。

控柱：径1尺（Φ300mm）内外、礎石径：1尺5寸（Φ450mm）内外とする。

柱高：中枢地区整備を踏まえ、中門北の幢竿の高さよりも低く抑えながら、視認性の効果や見学者への安全性に配慮し、主柱の高さはH=1.0m、控柱を多少低くしてH=0.9mと設定する。

②橋脚

- ・発掘調査情報では複数の柱穴を確認、性格は不明である。
- ・複数の柱穴の組合せから東西幅約 3.0m～3.4m、南北幅約 3.1mと設定する。
- ・柱穴の性格は不明である。
- ・『粉河寺縁起絵巻』等に描かれる簡便なものと想定する。
- ・外観については、柱穴を橋台基礎の土留め構造物の痕跡と想定したうえで、溝の兩岸に橋台を置き、橋桁を渡し、床板を並べ両脇に土台を置き、橋台部分に親柱を立て土台を挟み込み、親柱は橋台にほぞ差しした形状と想定したうえで整備する。
- ・下部の土台や橋桁については見えない場所であり、整備する溝の深さも比較的浅いことから、構造的な検討を踏まえて現代工法を用いることを検討する。
- ・床板幅は角材（4寸内外）とし、床面の排水のために透かし張りとする

《先行整備例》



【齋宮跡】



【志波城跡】

③参道

- ・中門周辺の発掘調査及び東八道路建設の際に検出された参道遺構の情報をもとに、幅約 12 尺（3,552mm）の参道として整備する。
- ・中枢部区画施設では複数の遺構を平面的に表示することを主眼に置き、整備費や透水性高炉スラグ舗装による色違いによって整備してきたが、参道についても薄い朱色の色合いを持つコンクリート系舗装を用いて表示する。
- ・なお、参道は見学者に積極的に歩いてもらい、中軸線と伽藍の配置を意識してもらえるように耐久性を考慮した舗装材を採用する。
- ・参道両脇は砂利敷きとし、ダスト舗装の広場を含めた鼠色系の地表面に参道が浮かび上がるように 30～50 mm 程度立ち上げて仕上げ、多少の雨天の際でも参道表面に雨水が滞留することのないように配慮する。

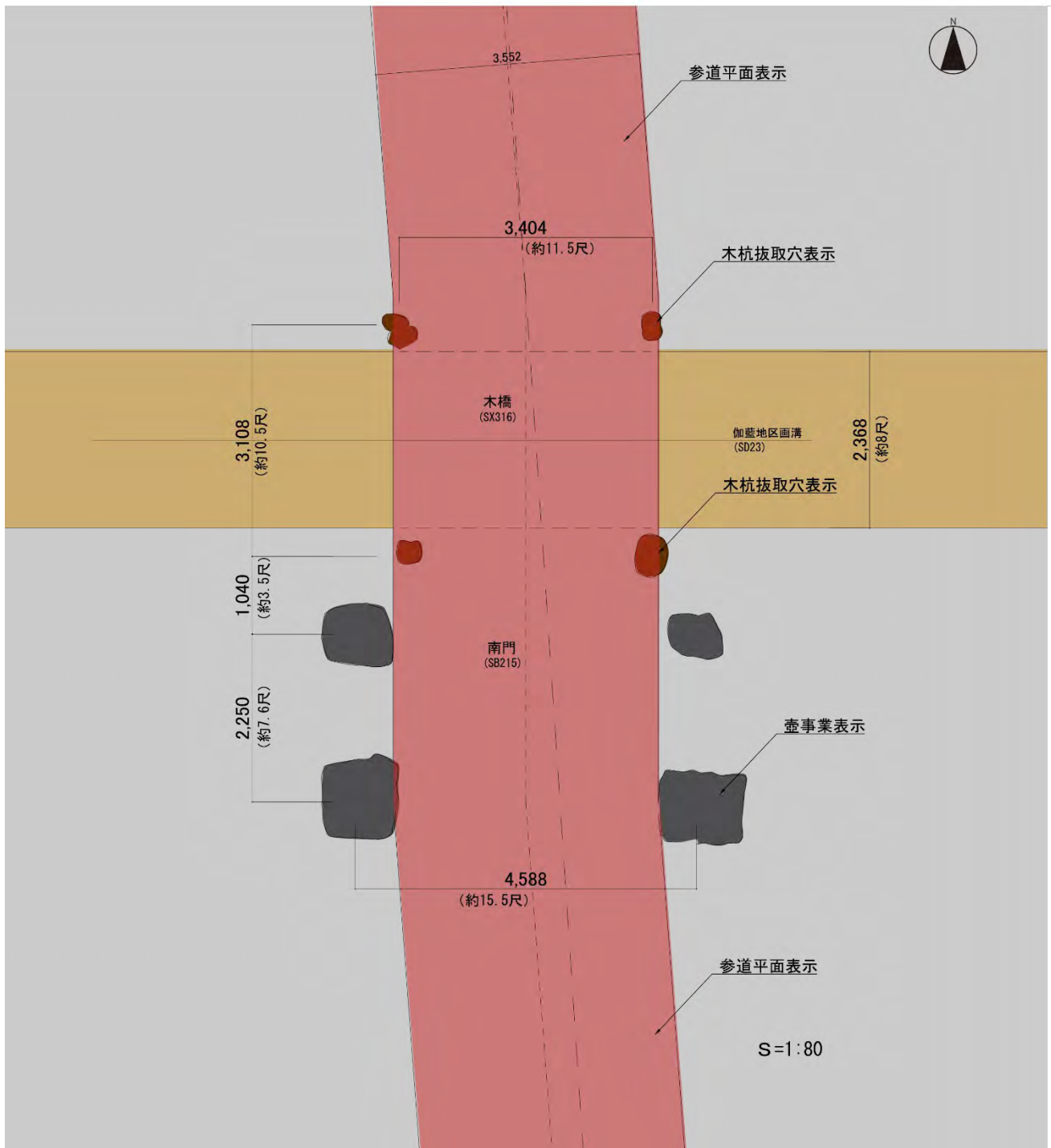


图 63 南門 平面表示 (案)

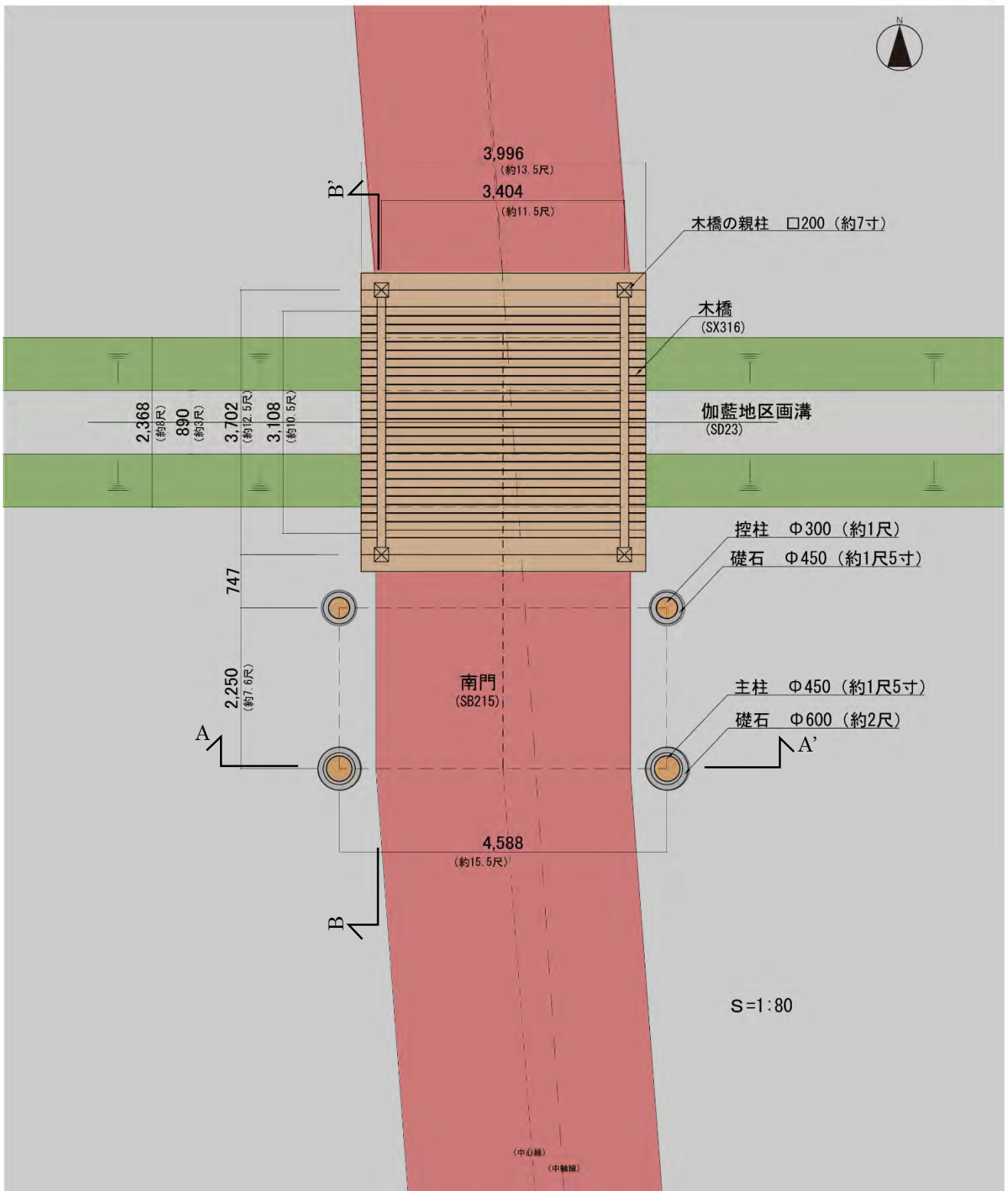


图 64 南門 半立体表示 (案)

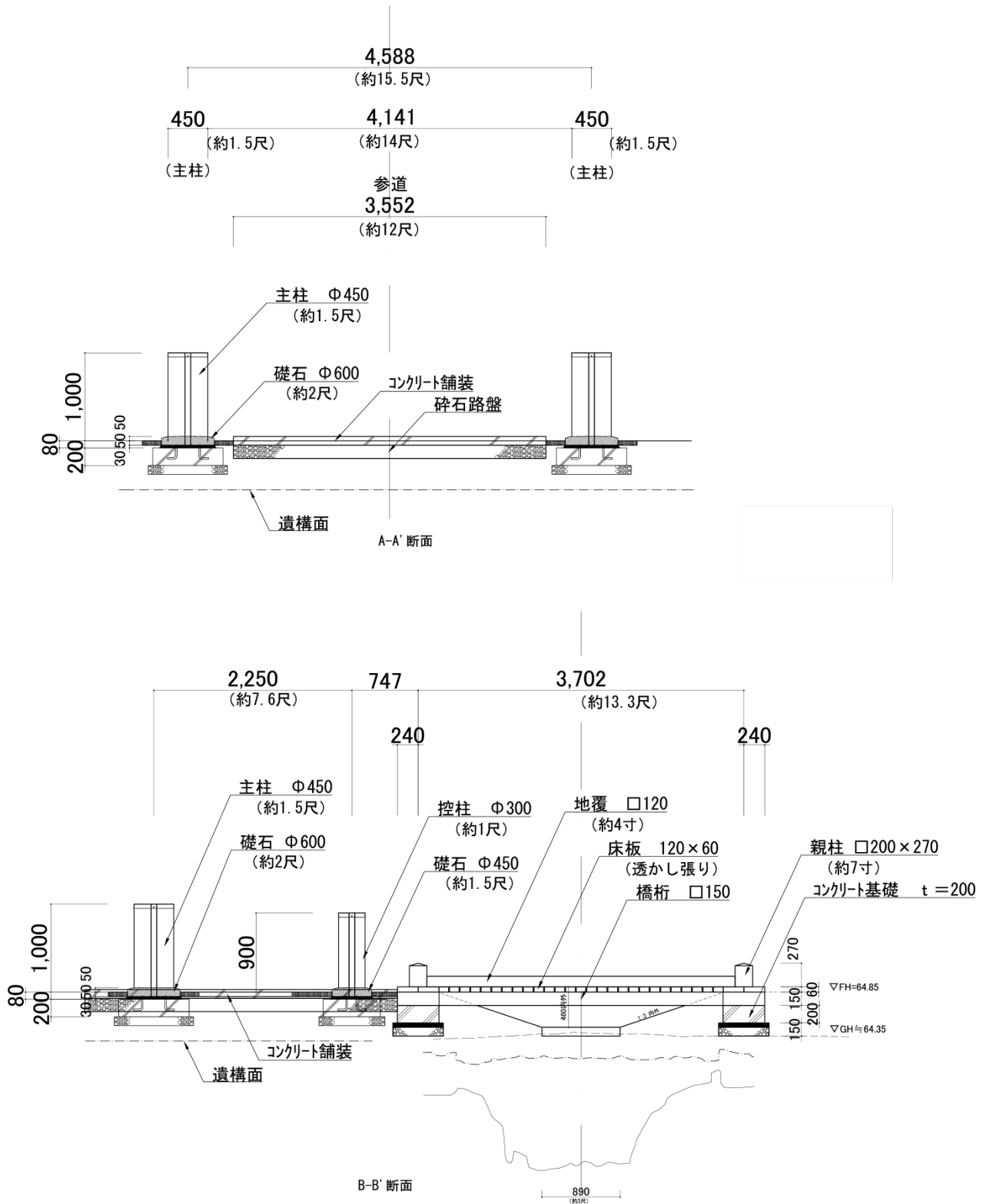


図 65 南門 計画断面図 (案)



図 66 発掘調査平面図

③伽藍地南辺区画溝

- ・溝幅は発掘調査断面をもとに約8～11尺（2.4～3.3m）程度として整備する。
- ・発掘調査情報に基づき溝底幅を約3尺（800mm）内外として、化粧砂利にて表示する。
- ・溝肩から溝底にかけて、斜面部はリュウノヒゲを植栽し、平場の芝生地等と区分する。
- ・溝深さは埋蔵遺構保護の観点から、深さ400mm程度に収めて表示する。
- ・雨水の流出抑制機能を保持できるように、溝底部の砂利敷の下層に碎石層設けて浸透貯留機能を確保する。

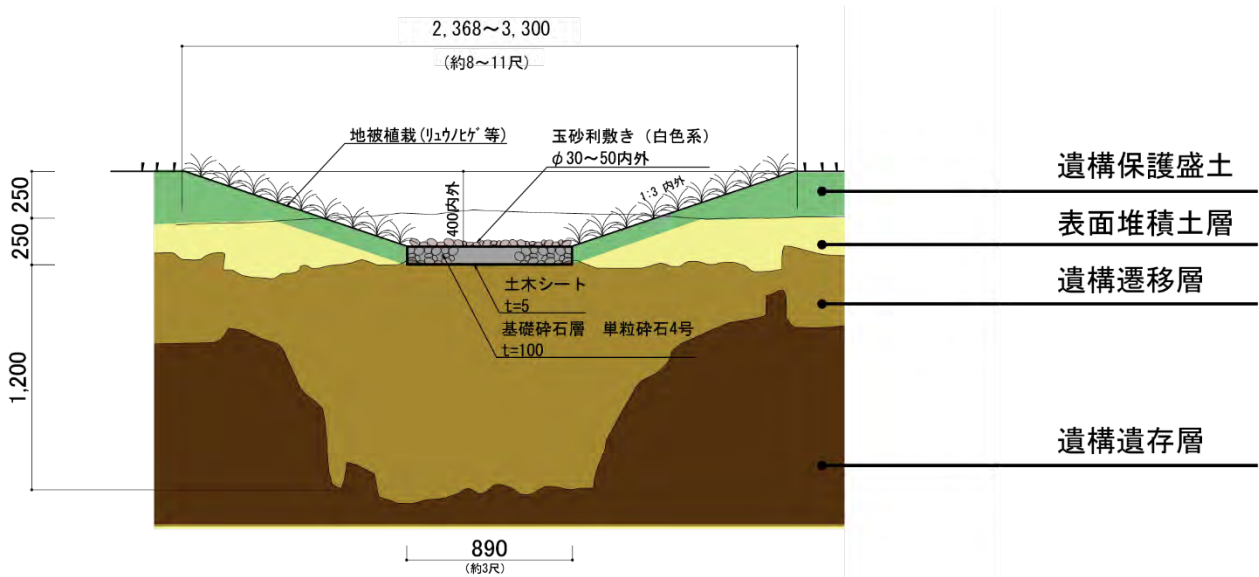
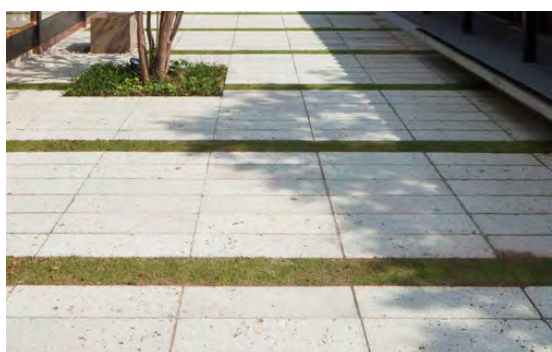


図 67 断面図

(2) 環境整備

①南側エントランス整備

- ・ 史跡を総合的に案内する場として、「名称標識」・「大型地形模型」・「総合案内板」等を設置し、史跡の顔として整備する。
- ・ 伽藍の中軸である参道を強調するように、広場は切石を敷きならべ、長軸を南北に向けて縦方向の軸線を強調する。
- ・ 広場には見学者の溜まり空間を確保しながら、北に向かって砂利敷と擦り付ける範囲では石材をまばらに配置しながら、参道へ意識付けを行う。
- ・ 南側エントランス部の整備地盤面は、主要な範囲は出っ張りやへこみの無い歩きやすい仕上げとし、車いすの方でも快適に通行できるように配慮しながら参道へと誘う。
- ・ 境界部植栽地の土留めを兼ねてベンチを配置し、見学者の休憩場所を確保する。



【切石敷のイメージ】



【参道と砂利敷のイメージ】

②動線計画

- ・ 参道は遺構の表示とともに見学者や近隣住民の主動線を担う。
- ・ また、第四中学校の生徒の通学路としても頻繁に利用されることから、南門から中学校玄関口に向けて園路を配置する。この園路は、明確な見切りを設けずに切石を飛び石状に敷きならべて、砂利敷空間や芝生地の空間に溶け込むように配置する。遺構表示との誤解を受けないように配慮する。
- ・ 伽藍地区画溝を横断する場所は南門木橋の遺構表示場所が主となるが、必要に応じて管理上及び活用上の橋を部分的に設ける。木橋とは異なる仕様を用いて遺構表示と誤解をされないように配慮する。
- ・ 参道から東方の塔地区へ見学者を誘導するように、ルート案内板を設置するなど積極的に働きかける。



【芝生広場の中の切石（飛び石）のイメージ】

③施設整備

- ・見学者の憩いの場における便益施設として、四阿やベンチ等を配置する。
- ・四阿は建物跡の柱や幢竿遺構の表示で用いた木柱とは全く異なる仕様・形状を採用し、鋼材の角柱をダークブラウンやグレー系の色調とすることで明確に区分する。
- ・ベンチについては、見学者動線を考慮して、参道付近や大型模型、総合案内板等の周りには置かずに、南エントランスの西側植栽地の土留めを兼ねて連続した腰掛を設置する。第四中学校東側の範囲では一人掛けのベンチを点在させ、休息場所を確保する。
- ・外周の市道沿いには横断防止のための柵を設置し、園路入口部には車止めを設置する。



【連続した腰掛のイメージ】



【横断防止柵のイメージ】

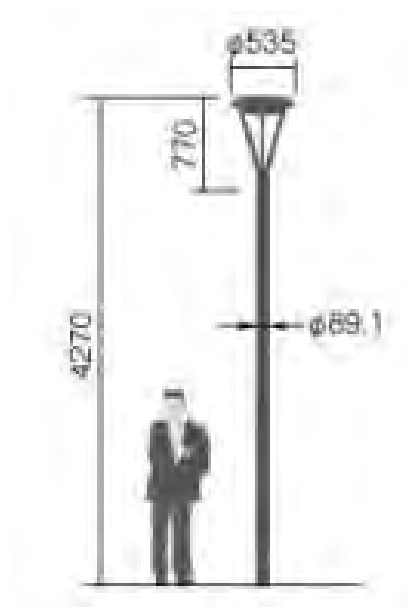
④植栽整備

- ・参道西側の植栽地には、春の季節に白と紅の花のきれいなウメを交互に植栽し、古代寺院の参道を活かすよう心がける。
- ・隣接住宅地との境には、イヌマキの生垣を植えて、コンクリート壁の障りとして印象を和らげるように配慮する。足元には、低木植栽を施し住宅地東側はツツジ類を植栽し春の花を演出し、住宅地北側はイロハモミジやヤマハギなど紅葉のきれいな植栽を施す。
- ・南門地区東側の住宅地境界部は、往時の空間におもいを馳せるように、悠久でおおらかな景色を目指す。植栽当初は多少寂しく感じられる程度の疎林状に配植しておき、5～10年後に成長して空間を形成する。将来の維持管理も比較的容易となるよう、必要最小限のシンプルな計画とする。
- ・植栽樹種は、万葉集などに記された植物のうち、次のような代表的な樹種を選定する。
 - 高木 : シラカシ、イロハモミジ、ウメ (白・紅)、カツラ、シダレヤナギ、ヤマザクラ
 - 亜高木 : ヤブツバキ、マユミ、イヌマキ生垣
 - 低木 : アセビ、ヤマツツジ、ガクアジサイ、ヤマハギ、ヤマブキ、ウノハナ (ウツギ)
 - 地被 : ノシバ
- ・現況樹木のうち内部が腐朽して倒木や落枝の恐れのある樹木については、見学者の安全確保のために伐採対象とする。また樹勢の劣悪な樹木や落枝の恐れのある樹木については、剪定や刈り込み、枝下ろし、伐採等を適切に判断して実施する。これら現況樹木の生育状況の判断は樹木医による目視等による助言を得ながら適切に行う。
- ・現況樹木のうち、参道添いの中軸線上に位置する高木は伐採して見通しを確保する。

- ・ 第四中学校東側の範囲は、広くて気持ちの良い芝生広場として整備する。
- ・ 高木植栽の際には、遺構の保護のため防根シートを敷設し、植栽部分を客土により盛土する。
- ・ 低木植栽地は 50 cm程度の厚さで広く面的に客土を行い、地下遺構に対する保護盛土を十分確保したうえで植栽する。

⑤設備計画

- ・ 南エントランスから中門に至るまで、約 170mに渡って伸びる参道は武蔵国分寺跡の大きな特徴の一つであり、足元灯を設置して夕暮れ時の見学者の視線誘導の確保と幻想的な空間を演出する。また、南門地区の参道両側の空間に中軸線と平行に高ポール照明灯を並べて配置し、夕暮れ時や夜間の安全性に配慮するとともに中軸線を強調する。
- ・ 植栽の維持管理のため周辺の水道管より給水管を引込み、敷地内に適宜散水栓を設置する。
- ・ 雨水の流出抑制機能を保持できるように、伽藍地区画溝の部分を窪ませて浸透貯留機能を持たせる。また、雨水の浸透貯留機能の確保のために、参道両脇の砂利敷範囲は下層に単粒度碎石層を確保することに加え、芝生地や園路を含む周辺には、雨水貯留浸透基盤材を敷き均して植栽及び浸透機能を持たせる。



照明灯のイメージ



【高ポール照明灯】

H=4000 程度



【足元灯】

H=160 程度



図 68 南門地区植栽計画平面図 (案)

7-4 塔地区

(1) 設計方針

①塔跡の存在の顕在化、周知化

塔跡の本格的な整備のためには塔1及び塔2双方の遺構周辺の公有地化が前提となる。現時点ともに北側に民有地が接しており、公有化の目処がたってから遺構の整備を行うこととし、本基本設計では前面の樹木の伐採や説明板の設置により、塔跡の存在を顕在化・周知化を図る。

塔周辺は芝生広場として利用されており、緑豊かなオープンスペースに馴染む塔跡の表示を行う。

②伽藍地範囲と寺院地の顕在化

伽藍地区画溝の南東隅から東辺の位置を示すことにより、僧寺地区伽藍の広がりを目視化させることが可能となる。これにより、塔1・塔2が伽藍地の中枢部区画施設の外側伽藍地南東の位置に建立されている特徴的な伽藍配置を示すことができるように、できるだけ連続した伽藍地区画溝の遺構表示を行う。現状では、塔南方地区に2本の市道が南北に通ることによって史跡地が分断されており、また、道路境界部の低木植栽によって空間の繋がりが途切れているため、市道については廃道の実現に向けて関係機関との協議を進め、塔南方地区の一体的な空間を確保したうえで整備を目指す。

③住宅市街地内の貴重なみどりの空間を活かす

現状ではソメイヨシノなどのサクラが密植されている状況にあるが、これらは昭和50～60年代に植樹され、将来的な史跡整備のランドスケープを意識したものではなく、過密に植えられており、互いに被圧され生育不良となり、細長く伸びた弱々しく感じられる樹木が多く存在する。また、樹木の生育に良くないばかりか鬱蒼として見通しも悪く、防犯上も課題となっている。このことから、当該塔南方地区においては樹木医の目視等による生育状況の把握を踏まえた助言をもとに、生育不良の樹木は積極的に伐採し、樹勢の良くない樹木については剪定や刈り込み、枝下ろし等を適切に判断して実施する。今回存置した樹木についても、継続して植栽管理を行っていく。

伽藍地区画の外側の寺院地には遺構分布が希薄な一帯が存在し、苑院・花園院の存在が推定されていることを踏まえ、万葉植物などを積極的に植栽した植物を鑑賞できる、明るい空間を整備する(図69 橙色表示範囲を想定)。

また、樹木の少ない場所も確保しておき、蹴鞠などの遊びやイベントなどの実施も可能な芝生広場も整備していく。



図 69 塔地区整備計画平面図(案)

(2) 遺構表示

①塔 2

- ・塔 1 の遺構情報をもとに塔 2 の姿を推定して整備する。
- ・現況地表面から 20 cm 程下層に塔 2 遺構が存在しており、整備にあたっては 20～30 cm 以上の遺構保護盛土を確保する。
- ・塔 2 の基壇範囲及び外装については、塔 1 に倣って表示する。
- ・発掘調査に基づき幢竿支柱を表示し、半立体表示案では長さ約 50 cm 程度の木柱を約 50° 傾けて据える。
- ・地業範囲に現存するケヤキやエノキ等の高木については、樹木医の目視等による生育状況の把握を踏まえた助言を基に適正に管理する。必要に応じて剪定や刈り込み、枝下ろし、伐採等を適切に判断して実施する。
- ・塔 2 北側には私有墓地が存在しており、推定される塔基壇外装の表示に制約を受けるが、出来る限り整備する。今後、関係者と協議を継続していく予定である。
- ・基壇北側に原位置を留めていない礎石が点在しているが、本来の位置は不明であり、基本的に存置し、その存在がわかるように、北側隣地境界付近のササを刈り込んで視認性を高める。

②塔参道

- ・「新整備基本計画」を踏まえ、塔 1 の南方に参道を整備する方針であるが、発掘調査でその存在を未確認のため、実施設計にあたっては事前に補足の確認調査を行う。また、伽藍地南辺区画溝との交差部は土橋・門が存在したことが推定されており、その存否も確認調査で探ることにする。

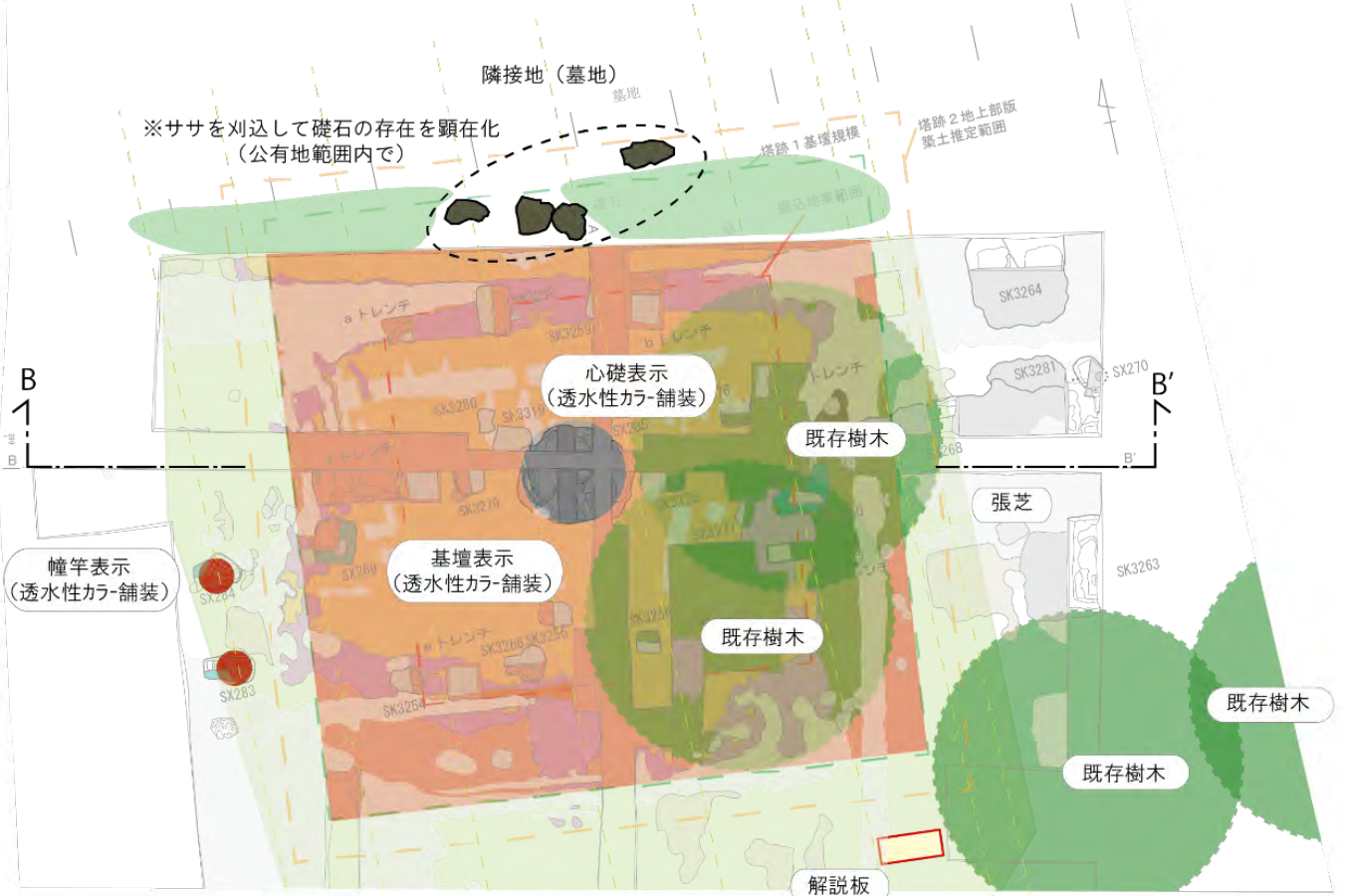
③伽藍地南辺区画溝

- ・南門地区同様に半立体手法による遺構表示を行う。

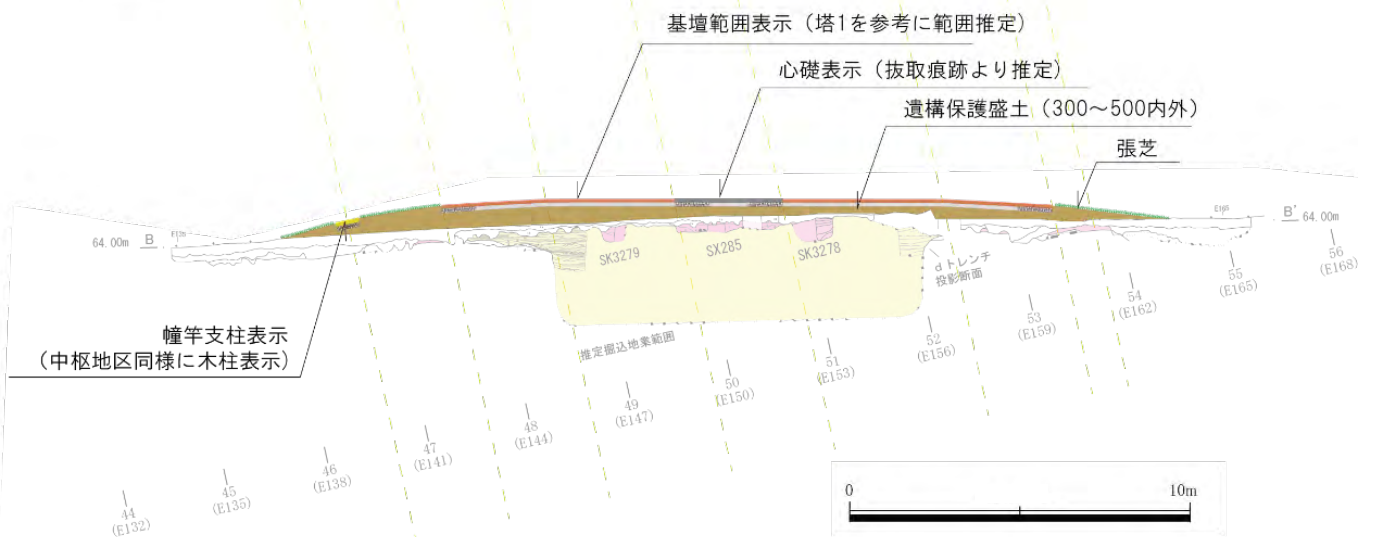
④苑院・花園院

- ・発掘調査に基づく直接の遺構情報は現時点では得られていないが、伽藍地区画の外側の寺院地には遺構分布が希薄な一帯が存在し、苑院・花園院の存在が推定されていることを踏まえ、万葉植物などを積極的に植栽した植物を鑑賞できる明るい空間を整備する。
- ・南門地区で示した樹種その他、万葉集に記載されている植物から樹種を選定し植栽する。
- ・令和 2（2020）年度以降に実施を予定している発掘調査によって塔参道の確認がなされた場合には、参道脇や園路脇などに重点的に植栽する。

《案1:平面表示(舗装)案》

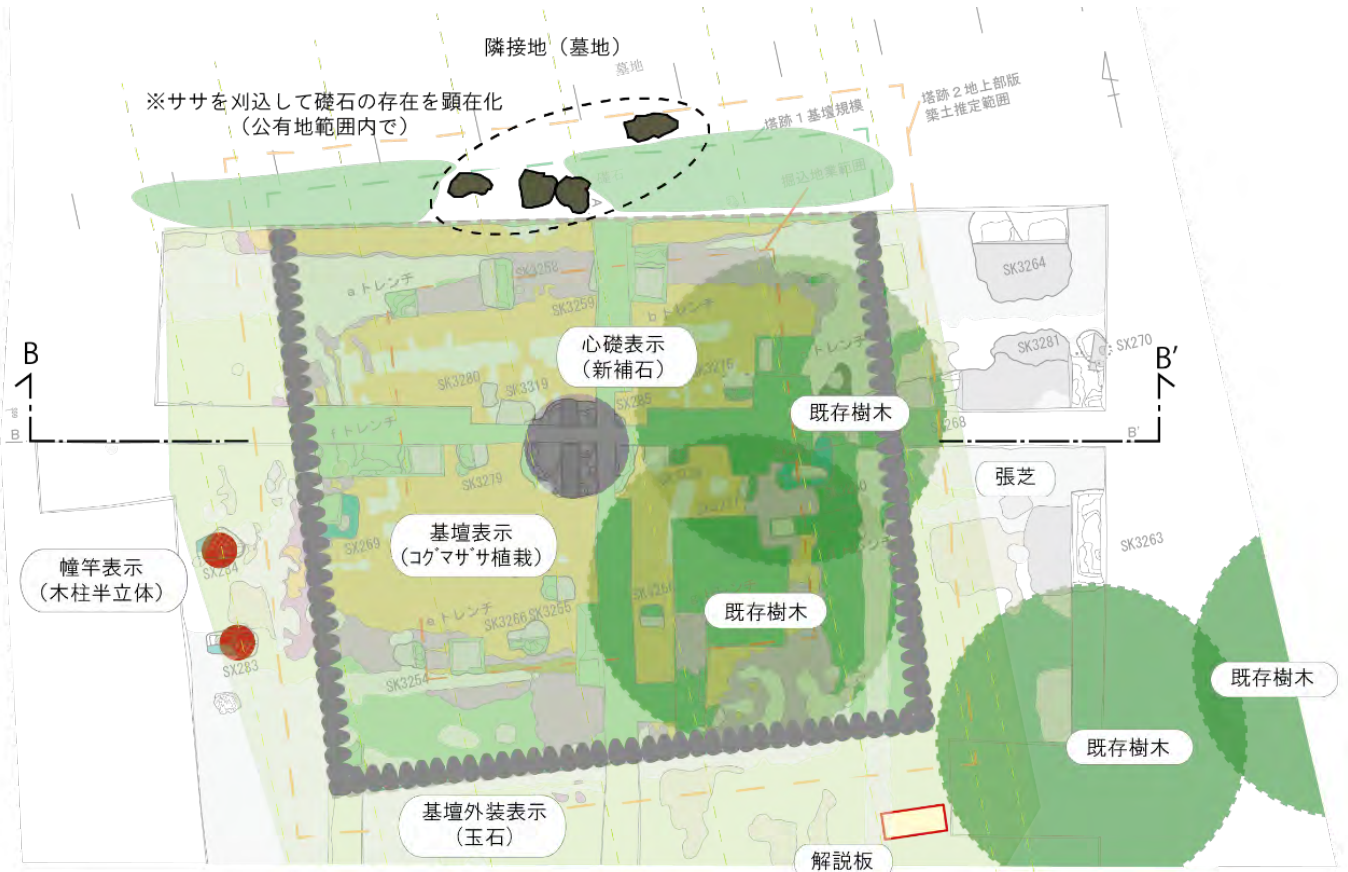


【B-B'断面図】

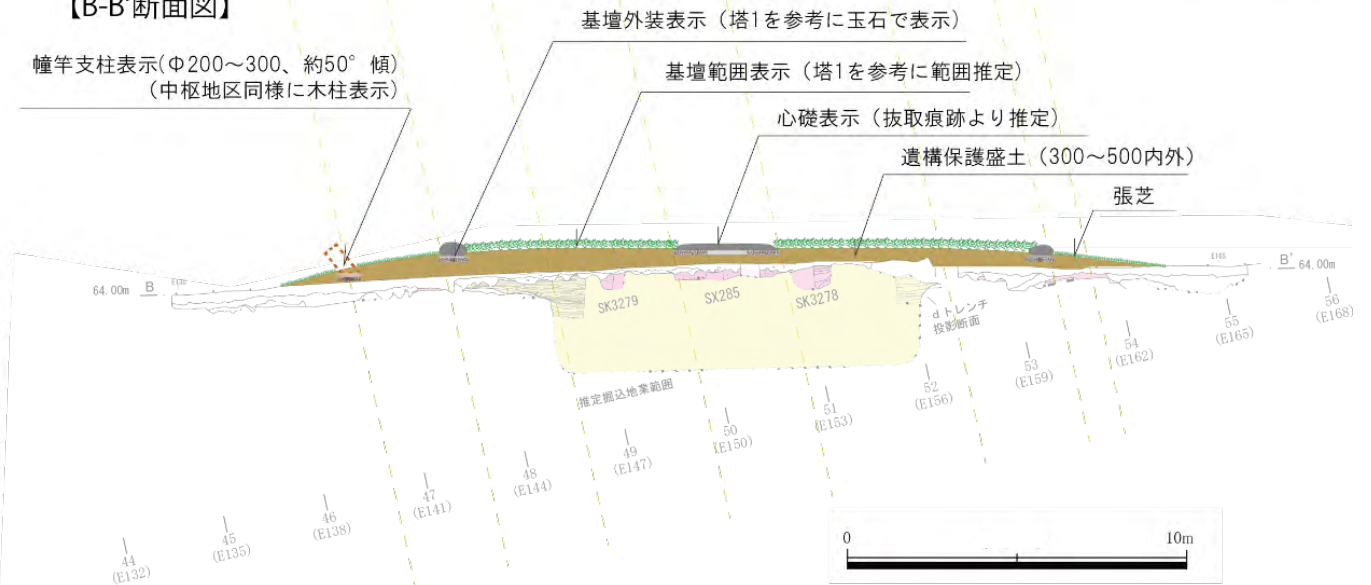


※・塔2の中央を南北に通る市道の廃止に向けて、関係部局と協議を進める。
 ・既存樹木については、樹木医による現状確認を踏まえて適切な植栽管理を進める。

図 70 塔2 舗装表示 (案)



【B-B'断面図】



- ※・塔2の中央を南北に通る市道の廃止に向けて、関係部局と協議を進める。
- ・既存樹木については、樹木医による現状確認を踏まえて適切な植栽管理を進める。

図 71 塔 2 地被植栽+玉石表示 (案)

(3) 環境整備

①動線計画

- ・塔参道と伽藍地区画溝の軸線を尊重し、格子状に園路を配置し、苑院・花園院の空間を体感できるように園路を通す。
- ・園路は、芝生地に溶け込むように明確な見切りを設けないよう、自然石や平板などによる飛び石状に配置する。
- ・伽藍地区画溝を横断する場所は、塔参道の土橋以外に活用上の橋を設け、園路と同仕様として、遺構表示とは異なる仕様を採用する。

②施設整備

- ・遺構説明板として塔1、塔2、伽藍地区画溝、苑院・花園院推定地の解説板を設置する。
- ・便益施設として、四阿やベンチ等を適宜配置する。
- ・外周の市道沿いには横断防止のための柵を設置し、園路入口部には車止めを設置する。

③植栽整備

- ・現状ではソメイヨシノを主体としたサクラが密植しており、互いに被圧され樹木の生育環境として好ましい状況ではないことから、樹木医の目視診断等による毎木の生育状況を踏まえたうえで伐採や剪定、刈り込み等の植栽管理を適切に進めていく。特に、枯損木や樹勢の良くない樹木については見学者への安全確保に向けて、積極的に伐採・剪定、刈り込みなどを行っていく。
- ・ひとまず存置した樹木についても、継続して定期的な生育状況の観察を行い、適切な植栽の管理を進めていく。
- ・催し物や花見などのイベントの際に多目的に活用できる芝生広場を整備する。

④設備計画

- ・夕暮れ時や夜間の安全性に配慮して、高ポール照明を設置するとともに、塔参道脇や園路の入口部や主要交差部等に背丈の低い足元灯を設置して、視線誘導できるように配慮する。
- ・植栽の維持管理のため周辺の水道管より給水管を引込み、敷地内に適宜散水栓を設置する。
- ・雨水の流出抑制機能を保持できるように、溝部を窪ませて浸透貯留機能を確保しながら、敷地内に排水柵を設置したうえで、外周市道に埋設された下水道本管に接続して下流へ放流する。

7-5 北方・推定中院地区

(1) 設計方針

①北方・推定中院地区の範囲と場の機能の周知化

北方・推定中院地区の推定中院に関連すると想定される掘立柱建物等の遺構を表示し、地区の特徴を示す。

掘立柱建物の表示については、他地区と同様に平面表示案と半立体表示案の検討を行い、当地区の広がりのある空間内でより遺構の顕在化が可能となるよう、半立体表示を主体に整備を行っていく。

②北側エントランス機能の整備

現在のメインアクセスが西国分寺駅や国分寺駅からの徒歩によっていることから、史跡全体の広がりに加えて正面は南側であることを案内し、伽藍を構成する主要な建物跡の復元基壇を見学してもらいながら、南側エントランスへと誘導していく場所として整備する。見学コースや見どころなどを説明するための総合案内板を設置し、入口広場としての設え、中枢地区へ誘導する園路などを中軸線を基調としながら配置する。

②住宅市街地内の貴重なみどりの空間を活かす

地区の中央から西の範囲は広々とした開放的な空間が広がり、崖線から下段にかけての地形の窪みが意識できることから、基本的には現状地形を尊重して整備する。一方、地区の東範囲ではソメイヨシノなどのサクラが茂り空間が分断されている点を踏まえ、樹木医の目視等による生育状況の把握を踏まえた助言を基に植栽管理を進める。見学者の安全確保の観点から枯損木や落枝の恐れのある樹木、樹勢の不良な樹木については、伐採、剪定や刈り込み、枝下ろし等を適切に判断して実施する。

イベントの際には、多くの見学者が集い憩い運動できる空間として様々利用されており、今後も引き続き同様に利用される空間の整備を目指す。

道路際に植栽されているツツジについては、見学者を積極的に史跡内側へ誘導することや空間の連続性に配慮して見通しを良くできるよう伐採する。

地区の北側には住宅地が立地しており、境界部分にはプライバシーに配慮した緩衝植栽地を確保する。

[イベント時の利用風景]



【人の集う空間】



【レクリエーション活動】



図 72 整備計画平面図 (案)

(2) 遺構表示

- ・整備対象遺構として、SB39（第28次調査昭和52年度）・SB91（第250次調査昭和60年度）の二棟の掘立柱建物の表示を行う。
- ・推定中院地区の広々とした空間で、離れた位置からでも建物遺構の存在を認識できるような表示を心がけ、解説板等による補足説明も併せて見学者へ情報提供を行う。
- ・掘立柱建物の存在を想起できるように、柱跡の位置に木柱を用いて表示することを基本とする。
- ・SB39 掘立柱建物は土壇状遺構や瓦積み遺構、埋甕等の特徴的な遺構・遺物を表示するとともに、半立体的な表示を行う。瓦積や甕の表示については、再現性にこだわった表示が望ましく、実施設計において、表現方法やGRC等によるレプリカ展示方法等について詳細に検討する。
- ・SB91 掘立柱建物は二面廂の格式高い建物の性格が指摘されている。基本的には柱による半立体的な表現方法を優位としておき、実施設計において詳細な検討を行う。

《先行整備例》



【常陸国分尼寺跡】



【武蔵国府跡（国司館地区）】



【下野薬師寺跡】



【A-A'断面図】

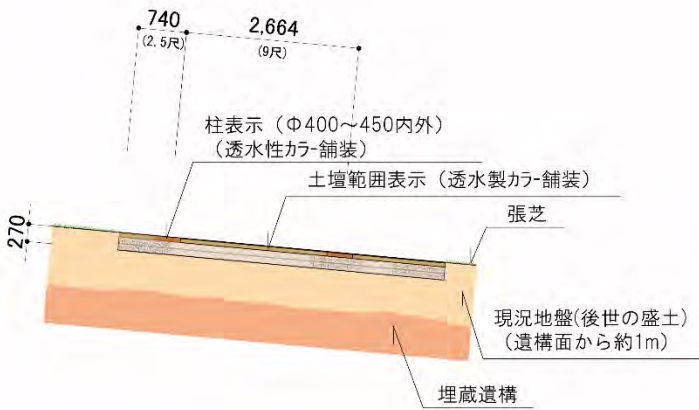
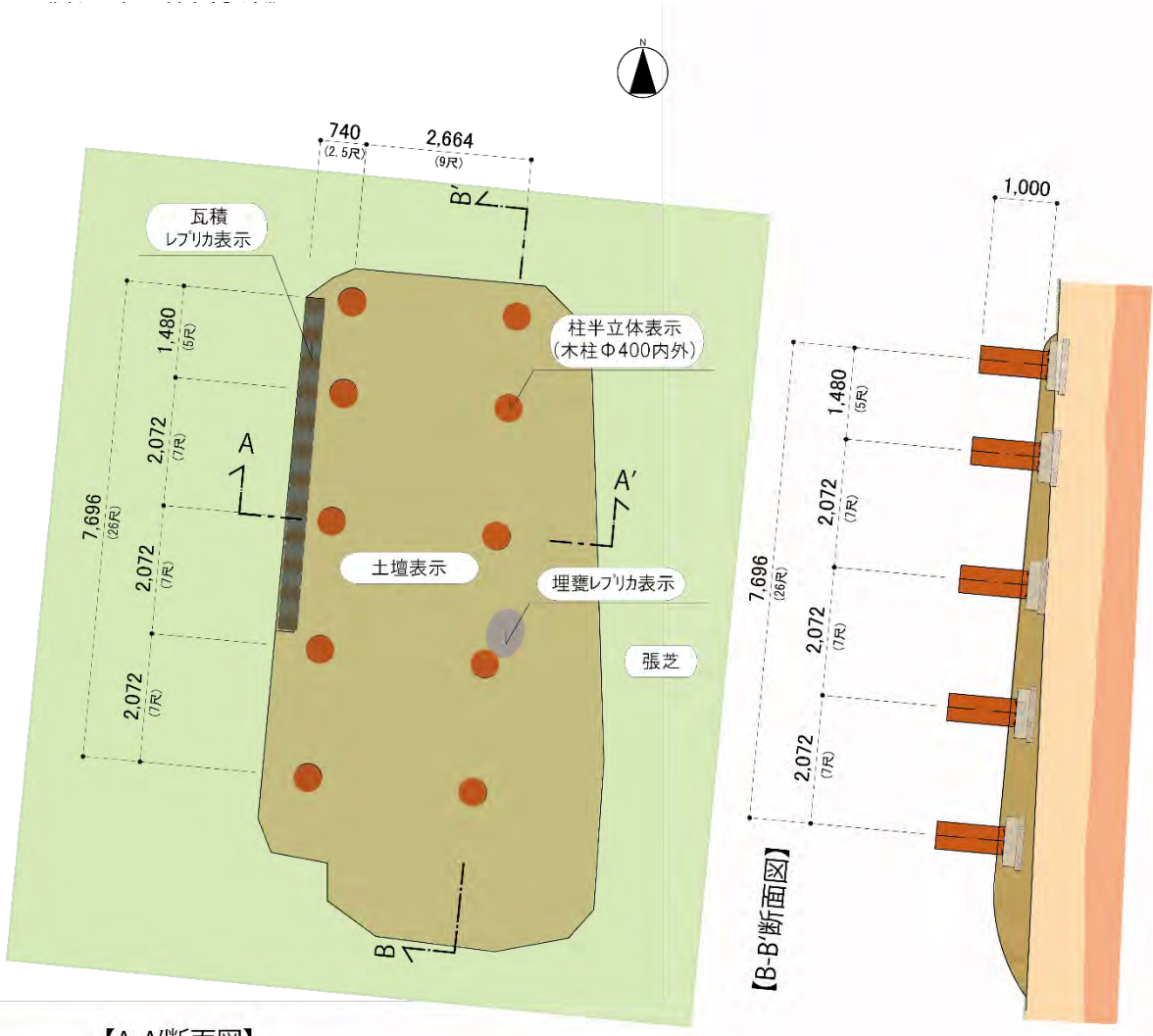


図 73 掘立柱建物 (SB39) 平面表示 (案)



【A-A'断面図】

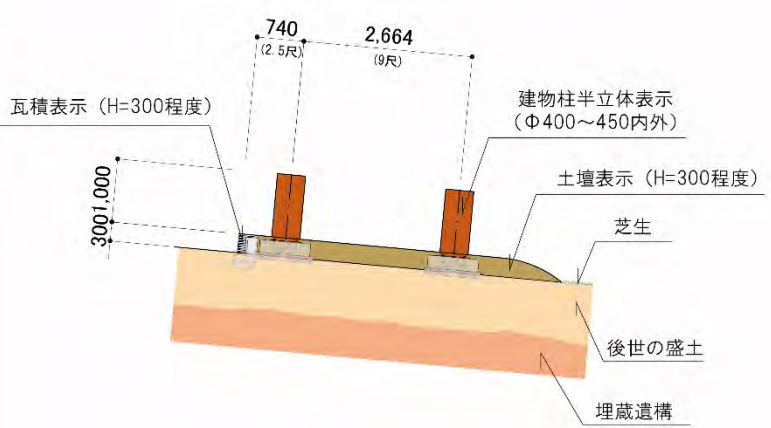
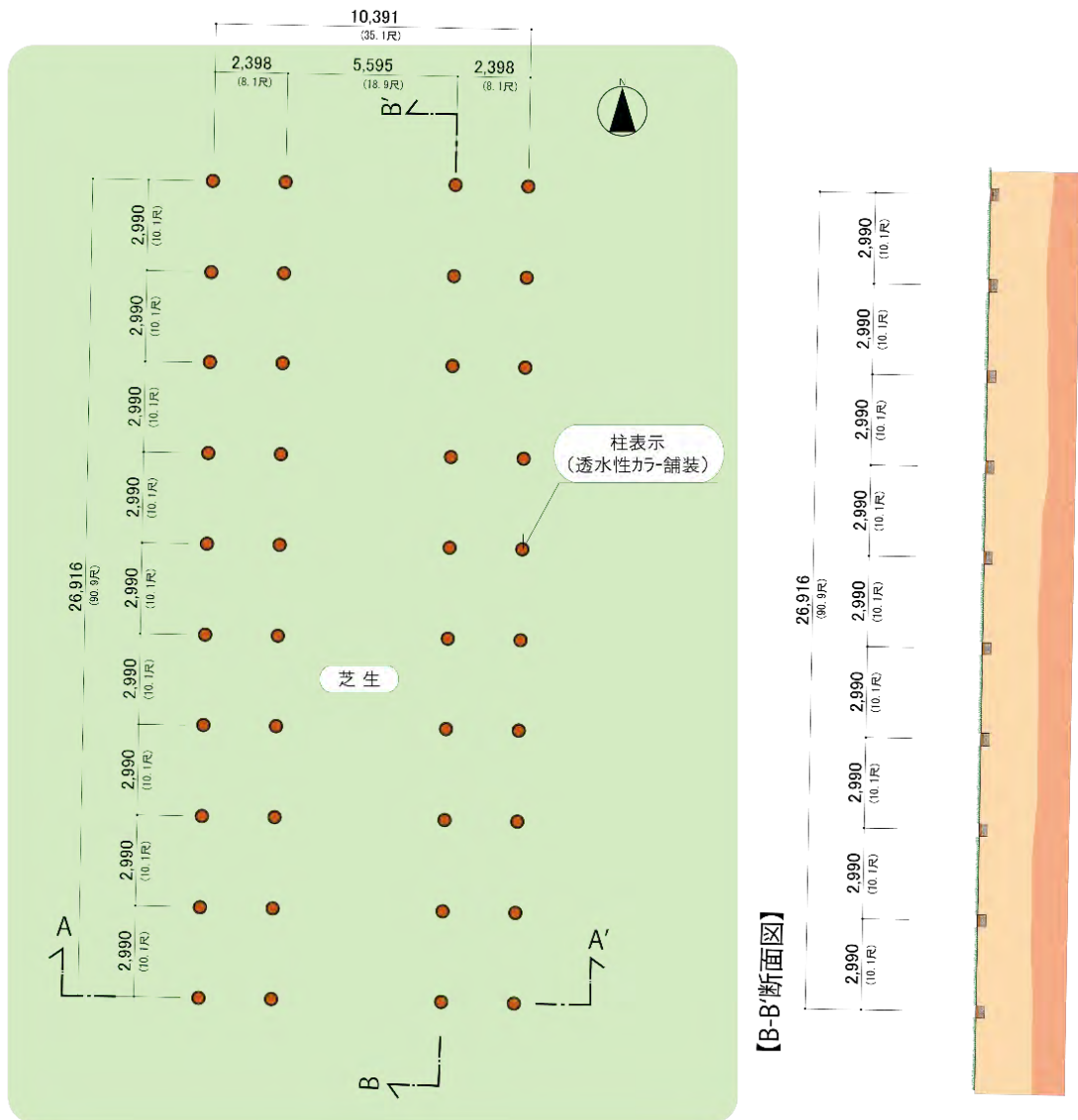


図 74 掘立柱建物 (SB39) 半立体表示 (案)



【A-A'断面図】

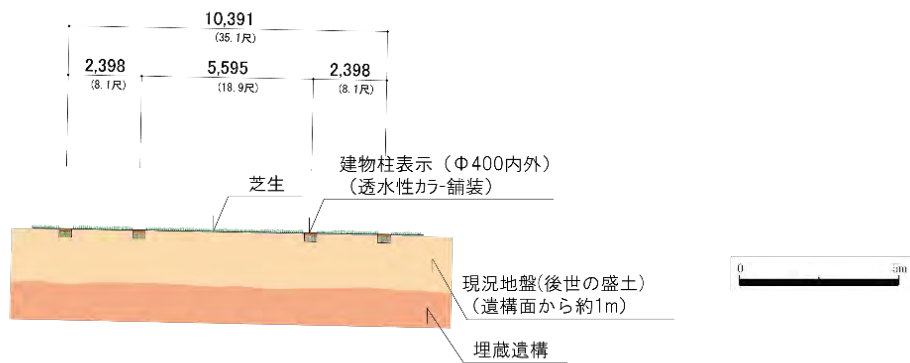
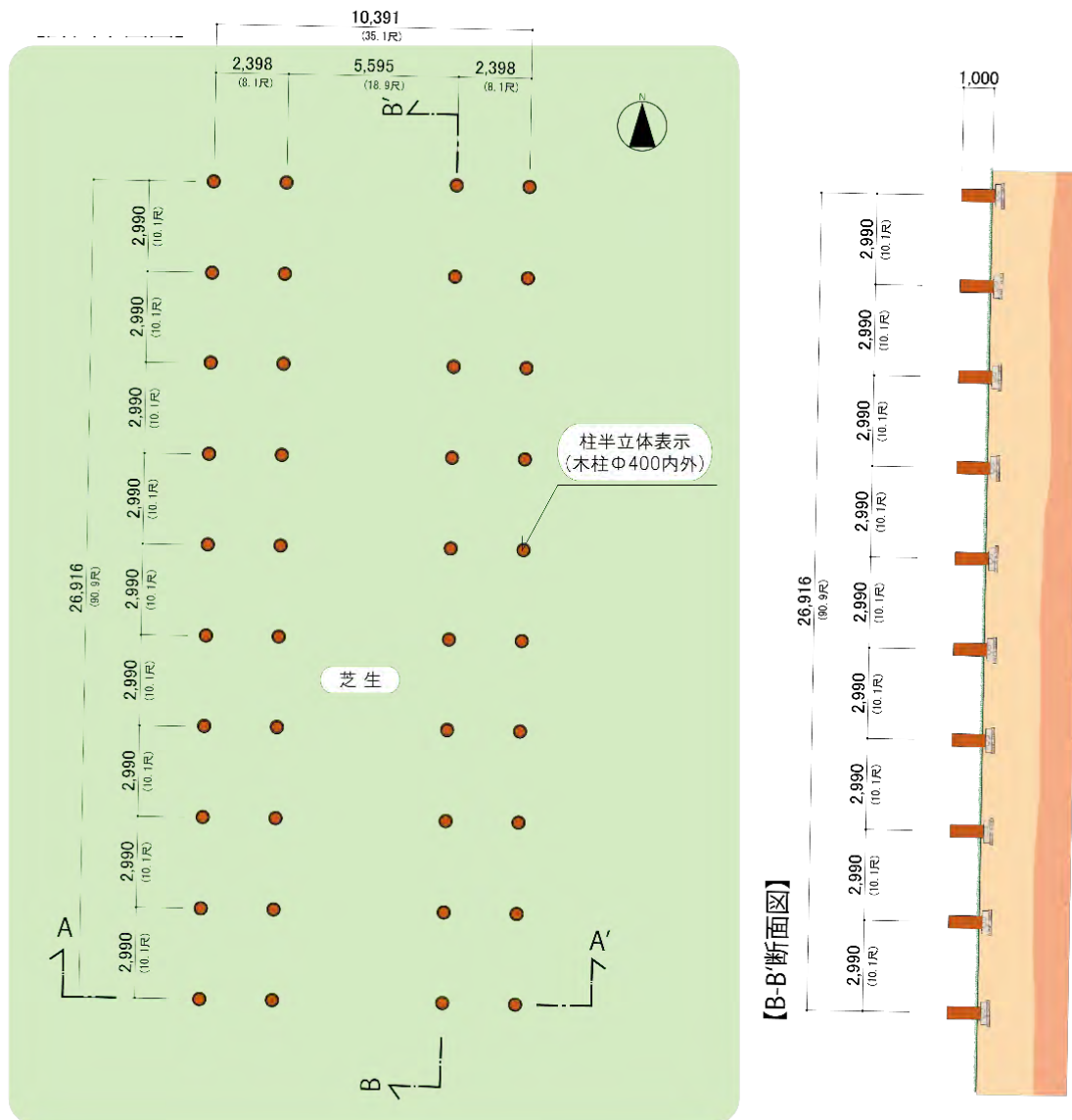


図 75 掘立柱建物 (SB91) 平面表示 (案)



【A-A'断面図】

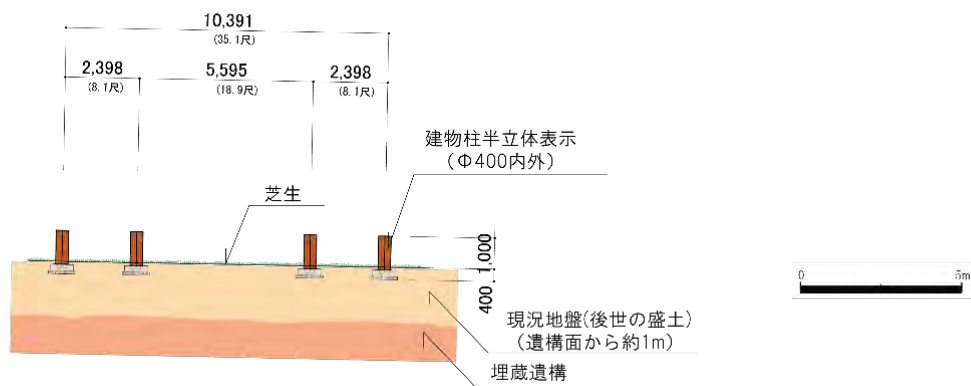


図 76 掘立柱建物 (SB91) 半立体表示 (案)

(3) 環境整備

①北側エントランス整備

- ・北側エントランスとして史跡全体の案内や南側のメインエントランスへ見学者を誘導するよう整備し、武蔵国分寺の寺域の大きな特徴である崖線を意識できる立地を活かした説明を加える。
- ・また、北側エントランスとして市道から史跡内へと見学者を自然に誘導できるように開放的な空間として整備する。

②動線計画

- ・伽藍中軸線を意識付けするように園路を設け、中枢地区講堂～金堂～中門～南門～南側エントランスへと誘導する。
- ・市道は幅員が狭く歩道も確保されていないことから、史跡内で歩行者の安全な通行ができるように園路を整備し、史跡内へと見学者を誘導する。
- ・推定中院地区の特徴である二棟の掘立柱建物跡の存在を認識できるように、園路を設けて見学者を誘導する。
- ・園路は明確な見切りを設けずに切石を飛び石状に敷ならべて、芝生地の空間に溶け込むように配置し、遺構表示との誤解を受けないように配慮する。
- ・北側エントランスから中枢地区や塔地区への案内、さらに南側のメインエントランスへ見学者を誘導できるように、ルート案内板を設置するなど積極的に情報を提供する。

③施設整備

- ・便益施設として、四阿やベンチ等を適宜配置する。四阿は南門地区で示したように、遺構表示の建物跡などとは全く異なる仕様・色調を用いて整備する。
- ・外周の市道沿いには横断防止のための柵を設置し、園路入口部には車止めを設置する。

④植栽整備

- ・史跡地北側には住宅地が広がっており、南の居室側に位置することになる。そのため、植栽地を一定の幅で確保し、史跡方向からの視線を遮る一方で日照を阻害することのないように、樹種や配植を考慮して植栽する。
- ・新たに植栽する樹種は古代寺院の空間に馴染む植栽とする。南門地区で示したように万葉集に記載されている植物から代表的な樹種を選定し植栽する（来年度以降に実施する実施設計にてさらに検討を加える）。
- ・将来の維持管理も比較的容易となるよう必要最小限のシンプルな計画とする。
- ・整備範囲は広くて気持ちの良い芝生広場として整備する。
- ・高木植栽の際には埋蔵遺構の保護のため防根シートを敷設し、植栽部分を客土により盛土する。北方地区は現状でも地下遺構から比較的厚い保護盛土が確保されており、遺構面から1 m程のクリアランスが確保されている。特に地下遺構への影響がないと想定される範囲では現状地盤を改変することは避け現状を維持していく。

⑤設備計画

- ・推定中院地区は中軸から西方へ大きく入り込んだ史跡範囲であり、西方の掘立柱建物跡へと伸びる園路沿いに高ポール照明灯を配置して、薄昏れ時の適度な明るさとする。また、園路から中枢区画施設の遺構表示へと伸びる園路や講堂へと繋がる園路には足元灯を設置し、見学者の視線を誘導する。
- ・植栽の維持管理のため、周辺の水道管より給水管を引込み、敷地内に適宜散水栓を設置する。
- ・雨水の流出抑制機能を保持できるように、中枢部区画施設の各溝表示範囲や伽藍地区画溝の範囲を窪ませて浸透貯留機能を持たせる。また、雨水の浸透貯留機能の確保のために、芝生地の園路を含む周辺には、雨水貯留浸透基盤材を敷き均して植栽及び浸透機能を持たせる。

8. 事業計画

| 年度 | | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | |
|------------------|-----------------------------|------------------------|---------------------------|--------------|--------------------------|------------------------|---------------------------|-----------|
| 内容 | | | | | | | | |
| 発掘調査・現況測量 | | | 北方(推定中院)地区 | 塔地区 | | | | |
| 設計・ 監理等 委託 | 基本設計 | 中枢周辺地区 | | | | | | |
| | 実施設計 | 中門東地区・南門地 | 北方(推定中院)地区 | 塔地区・屋外模型 | | | | |
| | 設計監理・事業調整 | 中枢地区 | | 南門地区 | 北方(推定中院)地区 | 塔地区 | | |
| | 整備工事報告書 | | 中枢地区 | | | | 中枢周辺地区 | |
| 関係機関協議等 | | ・道路廃止相談 ・電柱電線撤去移設相談 | ・道路廃止協議手続き ・建築物計画通知手続き | ・電柱撤去移設協議手続き | ・建築物計画通知手続き | | | |
| 主な 工事 内容 | 中枢地区 (北辺・ 西辺・ 南東隅) | 遺構保護造成工(撤去工) | | | | 北辺(撤去・保護盛土) | 西辺・南東隅 | |
| | | 植栽工(伐採・剪定工) | | | | | 西辺・南東隅 (支障木・生育不良木伐採) | |
| | | 遺構表示工 (中枢部区画施設) | | | | 北辺(築地塀・区画溝) | 西辺・南東隅 (築地塀・区画溝) | |
| | | 園路・広場整備工 | | | | | | |
| | | 給排水電気設備工 | | | | | | |
| | | 便益解説施設工 (解説板・名称板) | | | | 北辺(解説板) | 西辺・南東隅 (解説板) | |
| | 南門地区 | 遺構保護造成工(撤去工) | | | 木柵構造物等撤去 ・市道廃止・遺構保護盛土 | | 電柱撤去・移設 (中央部) | |
| | | 植栽工(伐採・剪定工) | | | 支障木・生育不良木伐採 ・芝生広場 | | | |
| | | 遺構表示工 | | | 南門・木橋・区画溝・参道 | | | |
| | | 園路・広場整備工 | | | 南エントランス・砂利敷・タタ舗装 | | | |
| | | 給排水電気設備工 | | | 散水栓・浸透施設・照明灯等 | | | |
| | | 便益解説施設工 | | | 名称標識・解説板 ・四阿・車止め・柵等 | | | 屋外模型製作・設置 |
| | 北方地区 | 遺構保護造成工(撤去工) | | | | 木柵構造物等撤去 ・遺構保護盛土 | | |
| | | 植栽工(伐採・剪定工) | | | | 支障木・生育不良木伐採 ・芝生広場 | | |
| | | 遺構表示工 | | | | 区画溝 | | |
| | | 園路・広場整備工 | | | | 北エントランス・飛び石敷 | | |
| | | 給排水電気設備工 | | | | 散水栓・集水樹・照明灯等 | | |
| | | 便益解説施設工 | | | | 名称標識・解説板 ・四阿・車止め・柵等 | | |
| | 塔地区 | 遺構保護造成工(撤去工) | | | | | 木柵構造物等撤去 ・遺構保護盛土 | |
| | | 植栽工(伐採・剪定工) | | | | | 支障木・生育不良木伐採 ・万葉植物・芝生広場 | |
| | | 遺構表示工 | | | | | 塔1・塔2・区画溝・参道 | |
| | | 園路・広場整備工 | | | | | 飛石敷・緑石 | |
| | | 給排水電気設備工 | | | | | 散水栓・集水樹・照明灯等 | |
| | | 便益解説施設工 | | | | | 解説板・四阿 ・車止め・柵等 | |

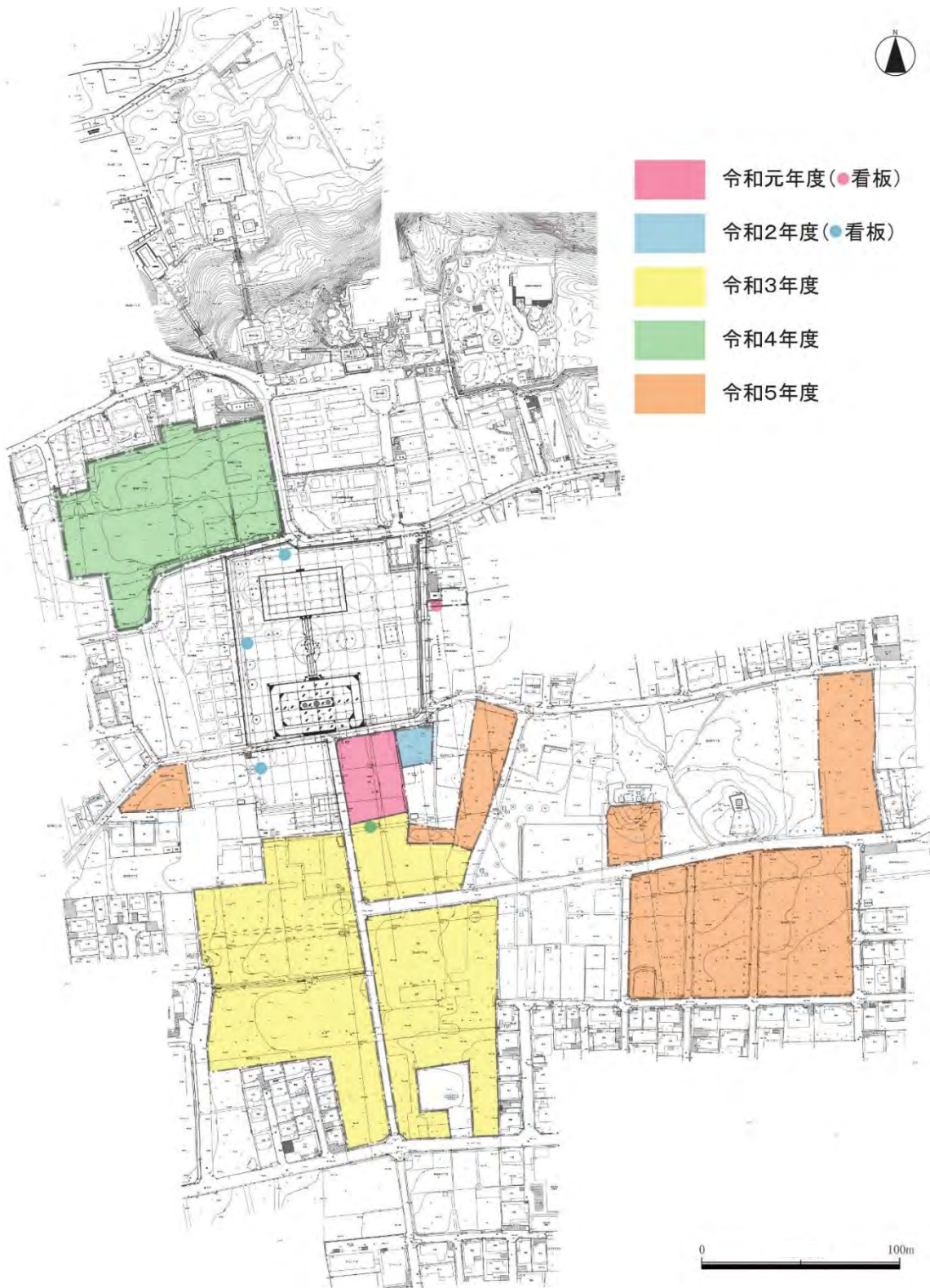


图 77 整備年度予定箇所図

史跡 武蔵国分寺跡（僧寺地区）
第一期整備〔中枢部周辺地区〕基本設計報告書

発行日 令和2（2020）年3月

編集 株式会社文化財保存計画協会

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2丁目5-5

岩波書店一ツ橋ビル

発行 国分寺市教育委員会

〒185-0023 東京都国分寺市西元町1丁目13-10

